

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年9月30日

【計算期間】 第28期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

【ファンド名】 マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド
(MONTHLY DIVIDEND HIGH YIELD FUND)

【発行者名】 エスエムティー・ファンド・サービスズ(アイルランド)リミテッド
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

【代表者の役職氏名】 取締役 笹 川 英 樹
取締役 ピーター・キャラハン
(Peter Callaghan)

【本店の所在の場所】 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、
ハーコート・センター、ブロック5
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治
同 金 光 由 以

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当なし

- (注1) アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、別段の記載のない限り、2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=160.72円)による。
- (注2) 本報告書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。
また、円貨への換算は本報告書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本報告書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注3) 本報告書の中で、計算期間(以下「会計年度」ともいう。)とは4月1日に始まり翌年3月31日に終わる1年を指す。

第一部 【ファンド情報】

第1 【ファンドの状況】

1 【ファンドの性格】

(1) 【ファンドの目的及び基本的性格】

a ファンドの形態

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド (MONTHLY DIVIDEND HIGH YIELD FUND) (「毎月分配ハイイールド・ボンド・ファンド」と称することがある。)は、アイルランド共和国(以下「アイルランド」という。)の1990年ユニット・トラスト法(以下「ユニット・トラスト法」という。)ならびにアイルランド中央銀行の諸通達もしくはルールブックに基づき、管理会社と受託会社との間で締結された信託証書(以下「信託証書」という。)によって投資信託として設定された認可投資信託である。

ファンドは、ユニット・トラスト法上の適格監督機関であるアイルランド中央銀行により認可・監督されている。アイルランド中央銀行による認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの推奨または保証を意味するものではなく、アイルランド中央銀行が目論見書の内容に責任を持つということでもない。

アイルランド中央銀行は、アイルランド中央銀行がファンドを認可したことによって、またファンドの債務不履行のためファンドに関して法律により与えられる機能をアイルランド中央銀行が行使することを理由として、責務を負うものではない。ファンドの認可は、ファンドの関係会社の信頼性や財政状態に関してアイルランド中央銀行が保証することを意味するものではない。ファンドの認可は、アイルランド中央銀行によるファンドの保証ではなく、アイルランド中央銀行は本書の内容につき責任を負うものではない。

受益証券の購入に先立って、受益証券を購入しようとする投資者は、自らの証券ブローカーや法律、財務、会計、規則および税務に関する顧問に、受益証券への投資を決し、またかかる投資についての独立した評価を行うため相談することが望ましい。

ファンドへの投資が投資家のポートフォリオの多大な割合を占めることは望ましくなく、またすべての投資家にとって適切なものではない。ファンドの受益証券の価格は上昇または下落する可能性がある。

いつでも、ファンドの受益証券の発行価格と買戻価格との間に差が生じるということは、投資は中長期的に見るべきことを意味している。

ファンドに対する投資は、受益証券の購入により行われ、ファンド中に、受益者のために資産が蓄積される。受益証券一口は、ファンドの資産の未分割の持分一口の受益権を表章する。

すべての受益証券は、同一のクラスであり、すべての証券に、平等なファンドの収益および分配ならびに解散の際にはその資産に対する権利が与えられている。ファンド証券は無額面であり、発行時に全額払い込まれなければならないが、優先権または引受権は付されない。受益者がそのファンド証券に関する権利を管理会社または受託会社に対して行使するためには、受益者名簿に登録されなければならない。

信託金の限度額に制限はない。

b ファンドの目的および基本的性格

ファンドの主たる投資目的は、適度なリスクの下で、投資者に高水準の当期収益を提供することにある。

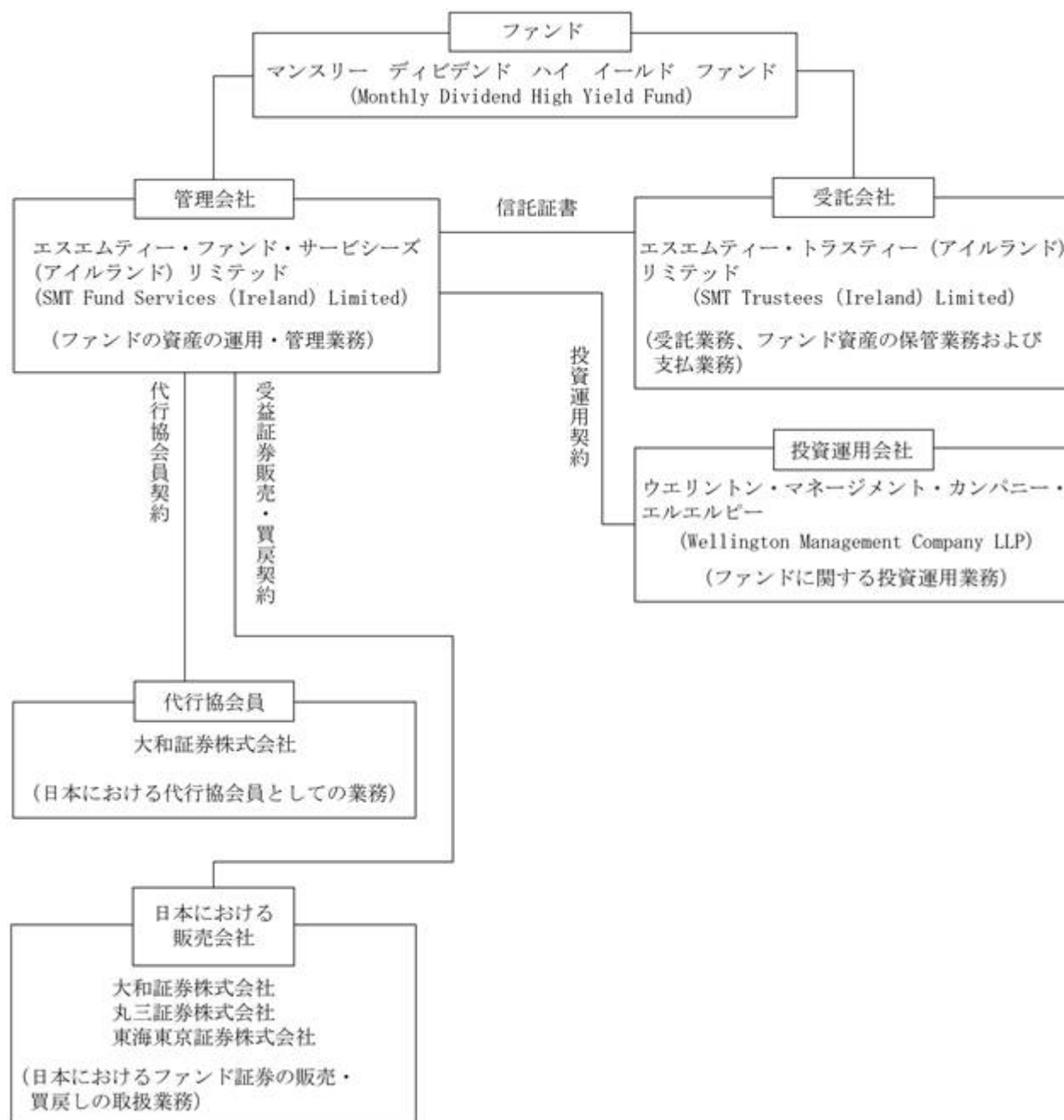
ファンドの二次的な投資目的は、投資元本の値上がり益を追求することにある。

(2) 【ファンドの沿革】

1995年4月25日	管理会社の設立
1998年2月3日	ファンドの信託証書締結
1998年2月27日	第一補足信託証書締結
1998年3月25日	ファンドの運用開始
2001年7月3日	第二補足信託証書締結
2003年5月6日	第三補足信託証書締結
2015年9月17日	第四補足信託証書締結
2015年12月30日	改訂・再録信託証書締結
2022年2月24日	補足信託証書締結
2026年4月16日	第二補足信託証書締結

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンドの仕組み



② 管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド 運営上の役割	契約等の概要
エスエムティー・ファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理会社	2015年12月30日付で受託会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー (Wellington Management Company LLP)	投資運用会社	1998年2月24日付で管理会社との間で投資運用契約（2014年12月10日付で更改契約を締結し、2014年12月31日に改訂済であり、さらに随時改訂されることがある。）(注1)を締結。ファンド資産の投資運用業務について規定している。
エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド (SMT Trustees (Ireland) Limited)	受託会社	2015年12月30日付で管理会社との間でファンドの改訂・再録信託証書(2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済)を締結。ファンド資産の運用・管理、ファンド証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。
大和証券株式会社	代行協会員	1998年2月3日付で管理会社との間で代行協会員契約(1999年4月26日付 代行証券会社契約の契約上の地位の譲渡契約および2015年7月3日付 代行協会員契約の変更契約書により修正済)(注2)を締結。日本における代行協会員としての業務について規定している。
大和証券株式会社 丸三証券株式会社 東海東京証券株式会社	日本における 販売会社	1998年2月20日付で管理会社と大和証券株式会社、丸三証券株式会社および東海丸万証券株式会社(現東海東京証券株式会社)との間で受益証券販売・買戻契約(注3)を締結。さらに、1999年4月26日付で管理会社および株式会社大和証券グループ本社および大和証券株式会社間で受益証券販売・買戻契約の契約上の地位の譲渡契約が締結された。これらの契約は、日本における販売・買戻業務について規定している。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行うことを約する契約である。

(注2) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された日本における代行協会員が、ファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券一口当り純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。

(注3) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

③ 管理会社の概要

(i) 設立準拠法

管理会社は、アイルランド2014年会社法(以下「会社法」という。)に基づき、アイルランドにおいて1995年4月25日に設立された有限責任会社である。会社法は、設立、運営、株式の募集時期・条件等商事会社に関する基本的事項を規定している。

管理会社は、アイルランド中央銀行により投資信託を管理することが認可されている。また、管理会社は、アイルランドのAIFM規則に基づき、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。

(ii) 事業の目的

主目的は、投資信託等の管理業務を行うことである。管理会社は、ファンドのためにファンド証券の発行および買戻し、ファンド資産の管理・運用を行う義務がある。

(iii) 会社の沿革

1995年4月25日設立。

(iv) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1スターリング・ポンドの普通スターリング・ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2026年7月末日現在、払込済株式資本は、40万スターリング・ポンド(約8,653万円)および6,250万ユーロ(約115億7,000万円)である。

(注) スターリング・ポンド(以下「英ポンド」という。)およびユーロの円貨換算は、それぞれ2026年7月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1英ポンド=216.33円、1ユーロ=185.12円)による。以下同じ。

(v) 大株主の状況

(2026年7月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
スミトモ・ミツイ・トラスト (アイルランド) リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited)	アイルランド共和国、ダブリン2、 ハーコート・ロード、ハーコート・ センター、ブロック5	普通英ポンド株式 400,000株 および 普通ユーロ株式 62,500,000株	100%

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

アイルランド中央銀行は、1942-2018年中央銀行法に基づき、ファンドの授權および監督について責任を有する。

(1) 準拠法の名称

ファンドの設定準拠法は、ユニット・トラスト法である。

(2) 準拠法の内容

(I) ユニット・トラスト法のユニット・トラストの認可および規則に関する規定は、2009年7月13日付理事会および議会通達(2009/65/EC)を履行する2011年欧州共同体(譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託)規則(法律2011年第352号)(以下「UCITS規則」という。)またはUCITS規則に基づき欧州連合の他の加盟国の管轄当局によって認可されたUCITS以外のものに適用される。

(II)アイルランドにおけるユニット・トラストの認可

(a) ユニット・トラスト法4条はアイルランド内のユニット・トラストの認可要件を規定している。

(i) ユニット・トラストは有価証券またはその他のあらゆる資産の取得、保有、管理または処分により生じる利益および収益をトラストに基づき受益者である一般公衆が享受するために、可能な仕組を提供する場合、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行から認可を受けることを要する。

(ii) ユニット・トラスト法6条はユニット・トラスト法に従わないユニット・トラストは認可を拒否、または取消されることがある旨規定している。当該決定に対し不服がある場合には、管理会社または受託会社は第一審裁判所(高等法院)に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該ユニット・トラストは解散される。

(b) アイルランド中央銀行の権限と義務は、ユニット・トラスト法に定められ、同法によりユニット・トラストの監督権がアイルランド中央銀行に付与されている。同規則5条は、かかる点につきアイルランド中央銀行の権限を規定し、アイルランド中央銀行は、ユニット・トラストの業務の正確かつ適当な規制のために適切かつ適正と認めるユニット・トラストの認可の条件を課すことができる旨規定している。当該条件は、ユニット・トラストの業務が一般的にまたは特定のユニット・トラストに関して遂行されかつ制限される方法を規定している。

(c) UCITS規制の一部規定の適用

ユニット・トラスト法15条は、第88条(2)を含む多数のUCITS規則が反映されており、各会計年度にファンドに年次報告書および会計年度の最初の6か月について半期報告書の公表を義務付けている。

UCITS規則第88条(1)(b)、第88条(1)(c)、第88条(2)、第89条(3)、第89条(5)、第91条、第93条、第94条、第95条(1)、第95条(3)および第134条はユニット・トラストの財務報告書に関する要件に対しても適用され、以下のように定めている。

(i) ユニット・トラストは年次報告書および半期報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

(ii) 直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。

(iii) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。

(iv) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。

その当該期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。

(v) 年次報告者には、投資家が、ユニット・トラストの運用状況とその業績について情報に基づいた判断を下すことを可能にする重要情報、ならびに会計年度中の貸借対照表または損益計算書、収支報告書およびUCITS規則により規定されるその他の情報を記載しなければならない。

(vi) 年次報告書に記載される会計情報は、アイルランド会社法に基づく監査権限を有する一もしくは複数の者によって監査されなければならない。

(d) ユニット・トラスト法によるその他の要件

(i) 信託証書の事前承認

ユニット・トラスト法第4条は、ユニット・トラストは、アイルランド中央銀行が信託証書を承認した場合にのみ許可される旨規定している。

(ii) 信託証書の変更

ユニット・トラスト法第7条は、ユニット・トラストの信託証書の変更またはユニット・トラストの名称の変更は、アイルランド中央銀行の承認なくして変更できない旨規定している。

(iii) 目論見書の記載内容

管理会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての的確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともアイルランド中央銀行のルールブックに記載される情報を含まなければならない。

(iv) 財務報告書の提出

UCITS規則第126条は、ユニット・トラスト法第15条に基づくユニット・トラストにも適用され、アイルランド中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報およびアイルランド中央銀行がその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をユニット・トラストに対し要求できる旨規定している。

(v) 罰則規定

ユニット・トラスト法第18条に基づき、ユニット・トラスト法に基づく違反により有罪となった場合、12か月以下の禁固刑もしくは1,270ユーロ以下の罰金刑またはその両方の略式判決および5年以下の禁固刑もしくは12,700ユーロ以下の罰金刑またはその両方で処断される。

(5) 【開示制度の概要】

1) アイルランドにおける開示

① アイルランド中央銀行に対する開示

アイルランド共和国においてまたはアイルランド共和国から公衆に対しファンド証券を公募する場合は、アイルランド中央銀行の承認が要求される。いずれの場合でも、かかる公募に関する目論見書、説明書、年次財務報告書および半期財務報告書をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。さらに、年次報告書に含まれている年次財務書類は、アイルランド中央銀行により承認された独立の監査人により監査されなければならない。ファンドの独立の監査人は、プライスウォーターハウスクーパース アイルランド（PricewaterhouseCoopers, Ireland）である。ファンドは、アイルランド中央銀行のルールブックに基づき、アイルランド中央銀行に対して、月次報告書を提出することが要求されている。

② 受益者に対する開示

ファンドの年次報告書および未監査半期財務報告書は受益者の登録上の住所に郵送され、さらに管理会社の営業上の住所においても閲覧に供される。

信託証書の全文(改訂を含む。)およびアイルランド中央銀行のルールブックは管理会社の営業上の住所においてこれを閲覧することができる。

監査済年次報告書および未監査半期報告書は受益者に対しそれぞれ会計年度末後4か月以内および毎年9月30日に終了する半期末後2か月以内に無料で郵送され、管理会社の営業上の住所(ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)で閲覧に供され、管理会社から交付される。信託証書は管理会社の営業上の住所において閲覧に供される。

通知は受益者に対して交付され、以下のように受領されたものとみなされる。

交付方法	受領されたとみなされる時
手渡し	交付の日
郵送	郵送後7営業日
ファックス	交信確認書を受領した時
Eメール	送信時

信託証書のコピーは、書面による要求があれば、手数料10.00ユーロで管理会社が受益者に送付する。

過去の運用実績

入手可能な場合、受益者(または、投資者になろうとする者の場合、管理会社が承認した投資者になろうとする者)は、管理会社からファンドの過去の運用実績を入手することができる。

以下に掲げるものについては、ファンドの年次報告書において、少なくとも年に一度、またはより高い頻度で求められる場合は、管理会社が提供する月次更新情報において、受益者に開示される。

- (a) 流動性に乏しいことから生じる特別な取決め(もしあれば)の対象となるファンド資産の割合
- (b) ファンドの流動性管理のための新たな取決め
- (c) ファンドの現在のリスク特性およびかかるリスクを管理するために用いられるリスク管理システム
- (d) 年に一度の頻度で、投資者が直接または間接的に負担したすべての手数料、費用および経費
- (e) 年に一度の頻度で、管理会社によりまたは管理会社のためにファンドの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的事業体
- (f) ファンドが用いることのできるレバレッジ(もしあれば)の最大レベルおよびレバレッジの取決めに基づき供される担保または保証を再利用する権利の変更
- (g) (ファンドがレバレッジを用いる場合における)ファンドが用いるレバレッジの総額
- (h) ポートフォリオの効率的な運用に関して直接的および間接的な運用経費および運用手数料が支払われる事業体(ファンド、管理会社または受託会社と関連のある事業体を含む。)

2) 日本における開示

① 監督官庁に対する開示

(i) 金融商品取引法上の開示

管理会社が日本において1億円以上のファンド証券の募集を行おうとする場合、有価証券届出書を日本国財務省関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、かかる書類を金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において閲覧することができる。

ファンド証券の販売会社または販売取扱会社は、交付目論見書（金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。）を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。）を交付する。管理会社は、財務書類等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ日本国財務省関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、かかる書類をEDINET等において閲覧することができる。

(ii) 投資信託及び投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号。その後の改正を含む。)(以下「投信法」という。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければならない。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければならない。

② 日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響をおよぼす事実、日本における販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のファンドの交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書(全体版)は代行協会のホームページにおいて提供される。

(6) 【監督官庁の概要】

ファンドは、アイルランド中央銀行の監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

(1) 認可の届出の受理

ユニット・トラスト法の下でアイルランドに所在する認可投資信託(以下「認可投資信託」という。)(即ち、契約型投資信託の管理会社または会社型投資信託の投資会社の登記上の事務所がアイルランドに所在する場合)は、アイルランド中央銀行の監督に服し、アイルランド中央銀行の認可を受けなければならない。

(2) 認可の拒否または取消

管理会社または受託会社の役員が義務の履行に必要な信用を十分に有しない場合または義務の履行に必要な経験を欠く場合、アイルランド中央銀行は、投資信託の認可申請を認可しないものとする。

アイルランド中央銀行が、(i)認可投資信託の認可要件が充足されなくなったと判断する場合、(ii)投資信託としての認可の存続がファンド証券の受益者もしくはファンド証券の申込人の利益にとって望ましくないと判断する場合、または(iii)(前記(ii)に反することなく)認可投資信託の管理会社もしくは受託会社がユニット・トラスト法の条項に違背し、かかる条項に従って、アイルランド中央銀行に対して不実、不正確、もしくは誤解を招くこととなる情報を提供し、またはユニット・トラスト法により課される禁止事項もしくは要求に違背したと判断する場合、認可は取消されることがある。アイルランド中央銀行は、管理会社または受託会社の請求により認可投資信託の認可を取消することができるが、アイルランド中央銀行が認可取消に先立ち、認可投資信託に関する事項の調査が必要と判断する場合または取消が受益者にとって不利益と判断する場合は、認可の取消しを拒否することができる。

認可が拒否または取消された場合、届出人は、アイルランド第一審裁判所(高等法院)に訴える権利がある。

(3) 目論見書の届出の受理

ファンド証券の販売に際し使用される目論見書は、アイルランド中央銀行に提出されなければならない。

(4) ファンドの財務状況およびその他の情報に関する監督

認可投資信託の財務状況ならびに投資者およびアイルランド中央銀行に提供されたその他の情報の正確性を確保するため、ファンドは、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人および受託会社は、ユニット・トラスト法に従い、情報に不一致がある場合には、その旨をアイルランド中央銀行に報告しなければならない。同様にして監査人は、アイルランド中央銀行が要求するすべての情報をアイルランド中央銀行に提出しなければならない。

2 【投資方針】

(1) 【投資方針】

ファンドの主たる投資目的は、適度なリスクの下で、投資者に高水準の当期収益を提供することにある。ファンドの二次的な投資目的は、投資元本の値上がり益を追求することにある。ファンドの投資目的が達成されるという保証はない。

ファンドが保有することのできる債務証券には、米国および米国以外の国の発行体、政府および政府機関ならびに国際機関の債務が含まれるが、これらにはいわゆる「ブレイディー」ボンド、ヤンキー・ボンド、グローバル・ユーロ・ボンドおよび転換社債、ならびに特別目的のトラストの発行したアセット・バック証券が含まれる。特別目的ヘトラストは、収益を生ずる投資対象の証券化または再証券化のための一般的媒介体であり、その唯一の機能は、通常、固定利付債務証券の発行およびモーゲージ、社債等の資産のポートフォリオを取得および保有するために当該発行の代り金を利用することにある。ファンドの保有する証券は、いわゆる現物払債券、ゼロ・クーポン債ならびに割引債券およびステップ・アップ債券等の現金で当期利息の支払が行われない債務を含むことがある。ファンドは、いかなる種類の株式にも投資せず、またいかなる直接の出資も行わない。ただし、強制的な会社行為または債務不履行に陥った債務証券の整理の一部（ただし、これらに限られない。）の結果として、株式を受領することがある。当該受領された一切の株式は、受益者の利益を十分に斟酌した上で、合理的に可能な限り速やかに売却される。

通常時に、投資先国のソブリン債務の格付けがムーディーズによるBaa3もしくはS&PによるBBB-を下回る国の企業、政府または政府機関により発行された証券には、ファンドの純資産額の10%を超えて投資することができない。

ファンドの純資産額の少なくとも50%は、つねに日本国金融商品取引法第2条第1項に定義される「有価証券」の定義に該当する証券、即ちアメリカ合衆国政府証券、アメリカ合衆国政府機関証券および日本国外の企業により発行された預金証書等（有価証券とみなされる金融商品取引法第2条第2項各号に掲げる権利を除く。）に投資される。

ファンドはアクティブ運用されており、その投資目的および投資方針は、いずれかの指数を追跡することでも、いずれかの指数をベンチマークとしてそのパフォーマンスを測定することでもなく、また、いずれかの指数を上回ることでもない。参照ベンチマークは、パフォーマンスの測定（特にファンドのパフォーマンスが指数を上回るか否かを判断する目的およびマーケティングの目的）の参照としてのみ機能し、ファンドの構成銘柄を決定するために利用されるものではない。参照ベンチマークについての詳細は、ウェブサイト<https://www.bloomberg.co.jp/quote/LF98TRUU:IND>で閲覧することができる。ファンドの保有銘柄および保有比率が参照ベンチマークと類似する程度は、偶発的なものである。ファンドは、参照ベンチマークの構成銘柄に直接投資することがあるが、ファンドの投資戦略には、ファンドの保有銘柄が参照ベンチマークから逸脱することができる範囲に関する制限はない。ベンチマーク規則は、当該ファンドには適用されない。

SFDRに従い、管理会社は、持続可能性リスクがファンドに関する投資判断に組み入れられる方法および持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価の結果も開示する義務を負う。

ファンドは特定の環境、社会およびガバナンス（以下「ESG」という。）の性質を促進せず、持続可能な投資の目的を有しないが、投資運用会社の見解において持続可能性リスクが発行体の業績および競争力に重大な影響を与える可能性があることから、ESG要素の分析を通じた持続可能性リスクの評価は、ファンドの投資プロセスの一部である。投資運用会社は、国際的なベストプラクティスの明確化、企業のエンゲージメントの準備および新たな調査のインプットに係る協働を支援するために投資運用会社のESGアナリストのチームによるインプットを利用して、個別の発行体のより広い分析（持続可能性リスクの評価に関するものを含む。）の一環としてESG要素を検討する。投資運用会社により検討される要素は、該当する有価証券に応じて異なるが、所有構造、取締役会の構成およびメンバー、資本配分実績、経営陣のインセンティブ、労働関係の経歴ならびに気候リスクを一般的に含む。

投資運用会社は、ファンドが広範囲の持続可能性リスクの影響を受けると考える。これらのリスクの評価において、投資運用会社は、ファンドの投資期間における資産価値への潜在的な影響を評価するために、幅広い内部調査（投資運用会社のグローバル業界アナリストのチームによる調査等）および外部調査（企業の会議等）を斟酌する。持続可能性リスクは発行体によって異なるが、特にファンドに関連する持続可能性リスクは、以下を含む。

- ・ 高利回り社債に係る公開情報および開示が（投資適格社債との比較において）一般的に乏しくなるため、リスク特定のためにより高い水準のエンゲージメントが要求される。
- ・ 高利回り社債市場においては、より高い水準の創業者による所有が一般的であり、これにより支配の集中およびダイバーシティの減少等のガバナンス関連のリスクが高まる。
- ・ 気候変動は、一部の高利回り社債の発行体に対するリスク増大を引き起こしている。重大であると考えられる場合、気候変動要素は、重要な二種類の気候リスク（物理的リスクおよび移行リスク）を考慮した枠組みを用いて、信用リスクの評価および銘柄選択に組み入れられる。

発行体の経営陣とのやり取りを通し、投資運用会社は、これらのおよびその他の持続可能性リスクを評価に組み入れつつ、かつ、持続可能性リスクの事由発生の可能性が有価証券の価格において過小評価されている場合は有価証券への投資回避を目指しつつ、かかる持続可能性リスクに対する理解を深めようとする。投資運用会社は、企業との積極的なエンゲージメントにより、ファンドの利益となる会社行為および行動の変更を支援し、持続可能性リスクの軽減を促すことができると考える。投資運用会社はまた、持続可能性リスクが地域および業種の同業他社グループ内の発行体間でどのように異なる可能性があるかの見識について、そのESGアナリストに意見を求める。

タクソノミー規則により、英文目論見書において開示することが求められる。タクソノミー規則の要件に従い、ファンドの投資対象について、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準を斟酌していない。

持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響に関する評価は、ポートフォリオ・レベルで行われる。持続可能性リスクがファンドのリターンに及ぼす影響についてのさらなる詳細は、本書の「3 投資リスク ① リスク要因」の「持続可能性リスク」の項に記載されている。

ファンドがSFDR第6条に該当し、および持続可能な投資をファンドの目的とし、またはファンドがESG特性を推進するものでもないことから、ファンドは、SFDR第4条(1)(a)で想定されているような、持続可能性要因に対する投資決定の悪影響を考慮しない。

ファンドの投資目的および投資方針の変更

ファンドの投資目的の変更およびファンドの投資方針の重大な変更は、受益者の普通決議による事前の承認がある場合にのみ行うことができる。管理会社は、受益者に通知することを条件として、ファンドの投資方針の重大ではない変更を行うことができる。ファンドの投資目的および／または投資方針が変更される場合、かかる変更が実施される前に受益者がその保有する受益証券の買戻しを受けることができるよう、各受益者に対して合理的な通知期間が付与されなければならない。

借入方針

ファンドの借入れは流動性を得ることを目的とする場合に限られ、いつでもファンドの純資産額の最大10%に制限される。ファンドは、受益者に対する買戻金の支払またはファンドが他の投資証券の売却もしくは買戻しによる手取金を受領するまでの新規投資に係る短期の資金調達のため短期借入れを行うことができる。

効率的なポートフォリオ運用

投資運用会社は、現在のところ、ファンドの資産および債務の管理における効率的なポートフォリオの運用を目的として、いかなる技法または手法をも用いる意図はない。

ファンドは、アイルランド中央銀行が定める条件および制限範囲に従い、譲渡性のある証券に関する上述ならびにその他の技法および手法を用いることができるが、かかる技法および手法は効率的なポートフォリオの運用を目的とするものとする。ファンドはまた、随時アイルランド中央銀行が定める制限範囲内でファンドの資産および債務の管理におけるリスクをヘッジするための技法および手法を用いることができる。アイルランド中央銀行が定める条件および制限範囲は、別紙Cに記載している。

(2) 【投資対象】

ファンドは、主として高利回りの低格付債務証券からなるポートフォリオに分散投資を行う。通常、ファンド資産の少なくとも70%は、ムーディーズによるB3もしくはS&PによるB-以上の格付けを得ている証券、またはこれらと同等の品質であると投資運用会社が判断する無格付証券で構成される。証券はすべて、購入時において、ムーディーズによるCaa3もしくはS&PによるCCC-以上の格付けを得ているか、またはこれらと同等の品質であると投資運用会社が判断する無格付証券とする。ファンドは、Caa3またはCCC-を下回る格付けに格下げされた証券の保有を継続することができ、また、投資運用会社がファンドの利益に最も資すると考える場合には、かかる証券を処分することができる。ファンドの投資証券は、その30%(または防御的目的からこれを上回る比率)を限度として、米国財務省もしくは米国政府機関が発行する証券、かかる証券により担保された現先売買契約またはその他の投資適格の流動性のある債務証券により構成することができる。ファンドが保有する証券はすべて米ドル建て、またファンドが保有する証券は主として米国の店頭市場で取引される。

(3) 【運用体制】

管理会社は投資運用会社に対し、投資運用会社との間の投資運用契約に基づき、ファンド資産の投資、再投資に関して一般的助言を行い、投資方針および投資制限に従ってファンド資産の日々の運用を行う権限を委任している。

投資運用会社は、米ドル建非投資適格発行体に分散されたポートフォリオを主投資対象としながら、長期的なトータル・リターンを提供することを目標とする。

投資アプローチの主な特徴は次の3つである。

- ・ファンダメンタル調査：このアプローチにおいて、ボトムアップ、自社調査、ファンダメンタル調査が主な付加価値源泉であると共に、競争上の優位性でもある
- ・トップ・ダウン／セクター・テーマ：ビジネス・サイクル分析、セクター及び格付けのポジショニングを超過収益の二次的源泉とする。セクターに広く分散しつつ、好ましい循環的セクター・トレンドをつかむポートフォリオを目指すことが、投資運用会社のポートフォリオ構築プロセスにおける重要な要素となる。ビジネス・サイクル分析は、ファンド全体のリスクに対する姿勢を決定するうえで重要である
- ・リスク管理：強力なクレジット調査、ポートフォリオの分散投資、そして洗練された分析は、プロセス全体を通じて重視される

投資運用会社はポートフォリオ・マネジャー、債券クレジット・アナリスト、債券定量分析アナリスト、ポートフォリオ・アナリスト、トレーダーからなる専任スタッフで運用を行う。リズ・ショートスリーブ（Liz Shortsleeve）およびマイケル・バリー（Michael Barry）がポートフォリオ・マネジャーの任に就いている。

ポートフォリオ・マネジャーはハイイールド債券を担当する債券クレジット・アナリストの推奨を信認している。さらに、ハイイールド債券担当の債券クレジット・アナリストは、同業種の投資適格債券を担当する債券クレジット・アナリストならびにグローバル産業(株)アナリストと密接に協働している。この資本構成両面を通じた二重の分析が調査プロセスをより強固なものにしている。更に、投資運用会社のハイイールド運用チームは、調査プロセスにおいて定量面での機能の強化を行っている。現在新たなモデルや技術の利用が可能となっており、これらを通じてポートフォリオ・マネジャーやハイイールド債券担当の債券クレジット・アナリストの見方に対し、異なる切り口を提示し、補完を行っている。

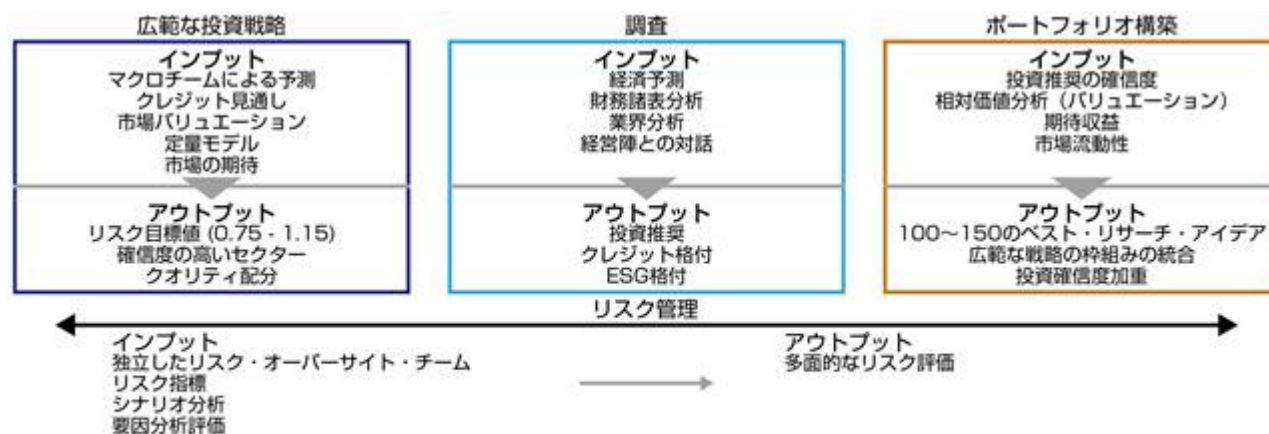
ハイイールド戦略においては、ハイイールド債に特化した、ベテランの専任トレーダーがトレーディングを担当することにメリットがあると考えている。専任トレーダーは、ビッド／オファーの最も魅力的な水準を探し出し、市場の動きやスプレッド・レベルの変化に応じて取引機会を的確に捉えることに専心している。

投資プロセスは、トップダウンとボトムアップによるリサーチ・アイデアの統合による付加価値の創出を追求しており、4つのコンポーネントのダイナミックな相互作用から成り立っている。

- ・ 基本戦略
- ・ リサーチによる“ベスト・アイデア”
- ・ ポートフォリオ構築
- ・ リスク管理

ハイイールド債投資プロセス

概要 投資運用会社であるウエリントン・マネージメント・カンパニーのハイイールド運用チームは、ハイイールド債を取り巻く環境についての評価を行う。当チームは、基本戦略を策定の上、債券クレジット・アナリストとのハイイールド債発行企業に関わる日々の調査・分析を通じ、リスク・リターン目標や分散に留意しながらポートフォリオの構築を行う。



記載のポートフォリオ特性は、運用プロセスの過程で、その実現に努めるものです。実際の運用結果においては、特性の一部が実現しない、又は、表示の範囲を逸脱することがあります。ESG評価が入手可能な場合には、調査とエンゲージメントのカタリストとなりますが、その評価が必ずしも特定の発行体の除外につながるわけではありません。投資の決定にあたっては、目録見書、重要情報シート (KID/KIID) 及び/又はその他の募集文書に記載の特色および目的を十分にご確認のうえ、ご判断ください。

※ESGとは環境(Environment)、社会(Social)、ガバナンス(Governance)の略である。

基本戦略 ポートフォリオ・マネジャーと社内の他分野のメンバーは四半期ごとにハイイールド債を取り巻く環境について体系的な評価を行う。このミーティングは、意思決定が容易になる程度に小規模で、かつ異なる見方が競い合い、活発な議論が展開する程度に大規模になるように設定される。このミーティングでは、ハイイールド債市場にインパクトを与えるであろうマクロ／ミクロ要因について考え、これらの要因をどのように適切な投資戦略に織り込んでいくかを議論する。このミーティングのアウトプットは以下の通りである。

- ・ ベータ・ポジショニングベータに関して、対ベンチマークでどのようなポジションを取るべきかにつき決定を行う。グループ内の調査のみならず、投資運用会社のマクロ・ストラテジスト、テクニカル調査、マルチアセット戦略、金利戦略、クオンツ・グループなどの調査能力を駆使してビジネス・サイクルを分析する。この作業は、格付け(BB、B、CCC)配分ならびにインデックスに含まれない投資適格クレジット、バンクローン、エクイティ・リンク証券などのセクターへのエクスポージャーの目安となる。

- ・ 産業／セクターの配分－投資運用会社の見通しとして長期の循環サイクルの節目にある、5つないし6つのセクターを特定する。この作業はセクター配分におけるオーバーウェイト、アンダーウェイトの枠組みとなる。

リサーチによる“ベスト・アイデア” ポートフォリオ・マネジャーと債券クレジット・アナリストは毎日直接コミュニケーションを行っている。このコミュニケーションは、担当セクターの全ハイイールド債発行企業に責任を持つ個々の債券クレジット・アナリストとのより本格的な半年毎の産業レビューによって補完される。さらに、ハイイールド運用チームは全社合同モーニング・ミーティングのあと、毎朝会合を行っている。

担当領域 一つのセクターにつき一人の債券クレジット・アナリストが主担当として割り当てられ、各社債発行体についてクレジット・オピニオンを出すことが要請される。債券クレジット・アナリストは各発行体の、返済能力や資本構成を含めた財務パフォーマンスの将来予想を含む詳細なモデルを維持管理することが求められている。債券クレジット・アナリストはまた、財務状況の改善や産業トレンドを議論するために、各発行体の経営陣とも連絡を取っている。

債券クレジット・アナリストは、向こう12ヶ月の投資期間におけるセクター対比の相対期待リターンを表現するべく、投資推奨格付け(トップパフォーマンス、アウトパフォーマンス、アンダーパフォーマンス、ボトムパフォーマンス)を付すことを要請されている。同様に債券クレジット・アナリストは自身が担当する発行体の、セクターのクレジット・リスクに対する相対的な大きさを表現するべく、クレジット・リスク格付け(数字で1から5まで)を付すことも求められている。さらに銘柄レベルの期待リターンならびにリスク・プロファイルの評価を提供するために、債券クレジット・アナリストはファンダメンタルやバリュエーションに基づいて、担当セクターのオーバーウェイト、中立、アンダーウェイトの格付けを行う。

この期待リターンとリスクを別々に決定するアプローチによって、ポートフォリオにおいて実行される、強い確信に裏付けられたアイデアを明確に周知することが可能になる。さらに、債券クレジット・アナリストがある特定の銘柄に対して、現在の見方を反映してリスク・プロファイルならびにバリュエーションを変更した場合にも、その変更がより明確に伝わるようなダイナミックなシステムになっている。銘柄推奨はリターンの機会と優先劣後や財務制限条項の差異を含むリスクをより明確に定義するために、証券レベルで行われる。

ポートフォリオ構築 プロセスの3段階目はポートフォリオ構築プロセスである。このプロセスではポートフォリオ・マネジャーが次の点に留意しながらポートフォリオを構築する。

- ・ お客様のガイドラインならびにリスク・リターン目標
- ・ 債券クレジット・アナリストのクレジット・オピニオン
- ・ ハイイールド運用チームによるトップ・ダウンのセクター予想
- ・ ポートフォリオ・マネジャーのレラティブ・バリュエーション分析
- ・ ポートフォリオの分散
- ・ トレーダーによる流動性見通し
- ・ ポートフォリオ・リスク分析

リスク管理 リスクは投資プロセス全般にわたって監視され、銘柄、セクターそしてポートフォリオ・レベルで管理されている。投資運用会社のリスク管理プロセスの目標は、あらゆる市場環境においてより高いリスク調整済みリターンを導くことができるよう、ポートフォリオのリスクを機動的に管理することである。

リスク管理は、取引前／後分析、相関分析、個別銘柄レベルならびにポートフォリオ・レベルのリスク特性に応じたポジション・サイズ分析を通じて、日々リアルタイムにポートフォリオ構築プロセスと統合されている。

投資運用会社では単一の指標で全てのリスク源泉を完全に網羅することができるとは考えていないため、次に挙げるような複数の指標を使用している。

- ・推定トラッキング・エラー
- ・ポートフォリオ・ベータ
- ・ポートフォリオにおける対ベンチマークCCC格ウェイト
- ・対ベンチマーク加重平均オプション調整済みスプレッド(OAS)
- ・格付機関による加重平均格付けならびに自社クレジット・リスク格付け
- ・対ベンチマークでのポートフォリオのデュレーション・タイム・スプレッド
- ・対ベンチマークでのネガティブ・ベット（ベンチマーク構成銘柄であるも、ポートフォリオでは非保有）

運用チームによる日々のポートフォリオ・レビューに加え、インベストメント・リスク・レビュー・グループのレビューも行われる。

(4) 【分配方針】

管理会社は、信託証書の規定に従い、適切な調整の上、ファンドから生じたすべての純利益、配当その他の収益を、毎月または管理会社が定める他の時期に受益者に分配する方針である。管理会社は、ファンドの実現・未実現売買損失を控除後のファンドの純実現・未実現売買益を、毎月または管理会社が定める他の時期に分配することができる。ファンドのすべての未分配収益および未実現キャピタル・ゲインは、ファンドの投資方針に従い、再投資される。

分配は毎月の最終営業日の前営業日(以下「分配落日」という。)の評価時に宣言されることにより行われる予定であり(ただし、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。分配が行われないこともある。)、その月の最終営業日の前営業日(以下「基準日」という。)の営業終了時に受益者名簿に登録されているすべての受益者に、翌月の最初の営業日または管理会社が随時決定するその他の日に支払われるものとする。当該分配金の支払いが行われる保証はなく、また、当該分配金の支払いが行われる場合も、将来の分配金の支払いが行われる保証はなく、支払いが行われた場合も、当該金額での支払いが行われる保証はない。

受益証券一口当りの分配金の全額について、小数第4位未満を切り捨てて、小数第4位まで算出する。

分配金は、全額現金で支払われる。

宣言された分配金は6年間請求のない場合には、ファンドに帰属するものとする。

ファンドは、アイルランド課税対象者であるかアイルランド課税対象者とみなされるファンドの投資者に支払うべき分配金からアイルランドにおける課税額を徴収し、アイルランド歳入庁に当該金額を支払う義務および権利を有する。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、1口当りの純資産価格は下がります。

投資信託で分配金が
支払われるイメージ

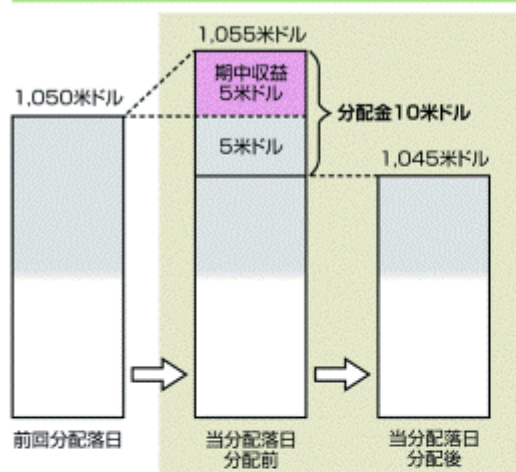


- 分配金は、分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります。その場合、当分配落日の1口当りの純資産価格は前回分配落日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも分配計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

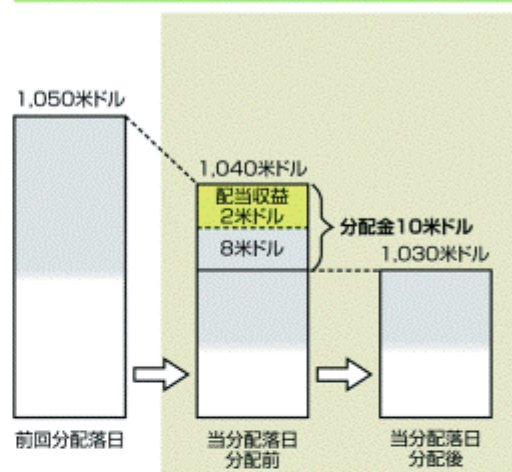
※「分配計算期間」とは、分配落日から次の分配落日の前日までとします。

分配計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合（1口当りの純資産価格が米ドル表示の場合）

（前回分配落日から1口当りの純資産価格が上昇した場合）



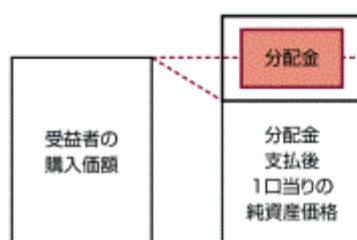
（前回分配落日から1口当りの純資産価格が下落した場合）



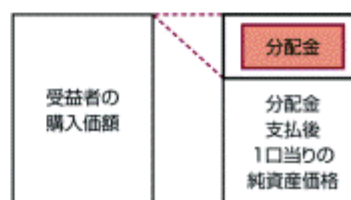
※上図表はイメージ図であり、実際の分配金額や1口当りの純資産価格を示唆するものではありませんのでご留意下さい。分配金は、ファンドごとに、その分配方針に基づき支払われます。

- 受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には投資元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より1口当りの純資産価格の値上がり小さかった場合も同様です。

（分配金の一部が購入価額を下回った場合）



（分配金の全部が購入価額を下回った場合）



(5) 【投資制限】

ファンドに適用される投資制限は以下に記載されるとおりである。管理会社は、投資運用会社またはファンドのために選任された販売会社の助言にもとづいて、随時、ファンドの投資対象が保有されているまたはファンドの受益証券が販売されている国の法律および規則に適合するため、受託会社およびアイルランド中央銀行の承認を得て、ファンドの受益者の利益に適合する、追加的投資制限を設けることができる。

ファンド資産は、アイルランドのユニット・トラスト法で許容される投資対象にのみ投資され、以下に要約される、アイルランドのユニット・トラスト法および日本の規則に含まれる制限に服する。

A 一般投資制限

- (i) ファンドは、ファンドの純資産の10%を超えて信託証書に規定される市場で取引されていない証券に投資しない。アイルランド中央銀行は承認される市場のリストを公表しない。但し、管理会社はアイルランド中央銀行の同意を得て(受益者の同意を得ずに)いつでも信託証書に規定される市場を追加することができる。
- (ii) ファンドは、当該購入の結果、ファンドの純資産総額の10%を超えて同一発行体の発行する証券を所有することになるような証券の購入はできない(かかる制限は、特別目的信託の保有については適用されない)。ただし、アイルランド中央銀行の承認を受けてファンドは、EU加盟国の政府またはその地方公共団体、アメリカ合衆国政府または連邦機関、カナダ、ニュージーランド、オーストラリア、スイス、ノルウェー、英国の各政府、欧州投資銀行、欧州共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、世界銀行、アジア開発銀行、米州開発銀行が発行または保証する譲渡性のある証券にファンドの純資産総額の100%を上限として投資することができる。
- (iii) ファンドは、一発行会社のいかなる種類の証券もその10%を超えて保有してはならない。すべての単一発行体の債券は単一の種類とみなされる。管理会社はその管理する証券に関して単一の発行体の経営に重大な影響を及ぼす議決権を有する株式の取得を行ってはならない。
- (iv) ファンドは、(i)株式に投資する契約型投資信託の受益証券または(ii)会社型投資信託に投資することはできない。本投資制限の意味における契約型投資信託は、ユニット・トラスト、FCPおよび他の信託として設立されたファンドを含み、また会社型投資信託は、投資会社およびSICAV等の法人として設立されたファンドをいう。
- (v) ファンドの純資産総額の10%を超えていかなる一団体にも寄託してはならない。ただし、この制限は、以下の団体への寄託、これらの寄託を証する証券またはこれらによって保証された証券の場合は30%までとする。
 - (1) EEAで認可された信用機関
 - (2) EEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、英国)内で認可された信用機関
 - (3) ジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドで認可された信用機関
 - (4) 受託会社
 - (5) アイルランド中央銀行の事前の承認を得た受託会社の関係会社または関連会社本規定および(ii)においては、関連会社および関連機関は一発行体とみなされる。

(vi) ファンドは、オープン・エンド型の契約型投資信託に10%を超えて投資しないものとする。ファンドは、管理会社または投資運用会社が運用するオープン・エンド型の投資信託に関して管理会社または投資運用会社が通常請求する申込手数料および／または買戻手数料を放棄する場合にのみ、かかるオープン・エンド型の投資信託の受益証券に投資することができる。管理会社または投資運用会社が受領するあらゆる手数料または報酬は、ファンドに支払われるものとする。

(vii) ファンドは、商品、商品契約、または商品もしくは商品についての権利を表章する証券に関する契約を締結してはならず、本制限上、かかる商品には、貴金属も含まれる。ただし、ファンドは、商品に投資しまたは商品を取引する会社の証券の売買を行うことができる。

(viii) ファンドは、純資産総額の5%を超えてワラントに投資してはならない。

(ix) ファンドは、不動産を購入してはならない。ただし、ファンドは、ファンドに適用のあるその他の制限に従い、不動産に投資する会社の証券の売買を行うことができる。

(x) ファンドは、証券の空売りを行い、またショート・ポジションを保有してはならない。ただし、ファンドは、先物取引および先渡取引（ならびにこれらに関するオプション）に関し、アイルランド中央銀行の定める制限に従い、当初の証拠金および継続証拠金を預託することができる。

(xi) ファンドは、ファンドの資産をもって証券の引受または下引受を行うことはできない。ただし、組入れ証券の処分に関連して、適用ある金融商品取引法に従って引受とみなされる場合は除く。

(xii) ファンドは借入れを行わなければ不適当な時期に有価証券を処分する結果となる買戻し請求の受諾を含む一時的または緊急の（影響の大きくない）目的で銀行から（または買戻し契約を通じて）借入れ時の純資産総額（借入額および買戻し合意の評価を含む）の10%を超えない借入れを行う場合を除き、借入れをしてはならない。

(xiii) ファンドは米ドル建の投資証券にのみ投資することができる。

(xiv) ファンドは、その純資産の10%を超えて、単一の発行体による以下に掲げる有価証券または区分に対する投資を行わない。

(a) 株式等エクスポージャー（株式および投資信託証券の保有）

(b) 債券等エクスポージャー（（株式および投資信託証券を除く。）有価証券、金銭債権（(c)に該当するものを除く。）および匿名組合出資持分の保有）

(c) デリバティブ等エクスポージャー（為替予約取引、有価証券貸借取引、レボ契約その他のデリバティブ取引等により生じる債権）

また、ファンドは、合計でその純資産の20%を超えて、単一の発行体による上記の有価証券または区分に対する投資を行わない。

上記の上限に関する例外（エクスポージャーを零と計算するもの）は、以下のとおりである。

i) 次に掲げる国等の中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債権（日本国、アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア共和国、オーストラリア連邦、オーストリア共和国、オランダ王国、カナダ、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、シンガポール共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、デンマーク王国、ドイツ連邦共和国、ニュージーランド、ノルウェー王国、フィンランド共和国、フランス共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、ルクセンブルグ大公国、香港特別行政区）（随時、改正される場合がある。）

- ii) 現地通貨建ての中央政府、中央銀行、もしくは地方政府もしくはこれらが設立した政府機関の発行または保証する債権
- iii) 国際機関の発行または保証する債権
- iv) 満期までの期間が120日以内の一定の金融市場または短期金融機関に対するエクスポージャー（コールローン、預金、C P、譲渡性預金証書）
- v) 1か月以内の現先取引または逆レポ契約で保有する有価証券等

上記(c)のデリバティブ等エクスポージャーは、以下のように算出する。

デリバティブ等エクスポージャーのうち、為替予約取引（ノンデリバブル・フォワードに該当するものを除く。）のエクスポージャーは、取引の相手方に対するものとし、予約期日に応じそれぞれ次の定めによる。

- ・ 120日以内に予約期日が到来するものについては零とする。
- ・ 120日を超えるものについては、評価益の額をエクスポージャーとする。

上記を除くデリバティブ、有価証券貸借取引、レポ契約は、有価証券の関連する発行者および取引の相手方に対するものとし、それぞれ次に定めるものによる。

- A. 有価証券の発行者に対するデリバティブ等エクスポージャーは、感応度（デルタ）を勘案して調整後の時価による有価証券の発行者に対する想定エクスポージャーとし、当該発行体を参照するすべてのデリバティブを合算するものとする。前記 i）から v）に定める有価証券を対象（原資産）とする場合、金利、為替相場、株価指数を対象（原資産）とするデリバティブ取引の場合または先物取引の場合、エクスポージャーは零とみなされる。先物の売り、コール・オプションの売りおよびプット・オプションの買いも同じく、エクスポージャーは零とみなされる。
- B. 有価証券の発行者に対する有価証券貸借取引およびレポ契約のエクスポージャーは、関連する有価証券の時価とする。
- C. 取引所に上場され、取引されている市場デリバティブ取引について、取引の相手方に対するエクスポージャーは零とする。
- D. 店頭デリバティブ取引（市場デリバティブ取引でない場合）については、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとする。）を取引の相手方に対するエクスポージャーとする。
- E. 有価証券貸借取引およびレポ契約の取引相手方に対するエクスポージャーについては、評価益の額（当該取引に担保または証拠金が差し入れられている場合には、ファンドが提供する当該担保または証拠金の評価額を差し引くものとする。）をエクスポージャーとする。

管理会社はアイルランド中央銀行の許可を得た上記の制限に追加することができる。受益者はファンドの年次および半期報告書においてかかる追加について情報を与えられる。

投資制限は、アイルランドの関係法令、日本国の関係規則の変更またはアイルランド中央銀行の承認を得て管理会社と投資運用会社との合意により変更することができる。

3 【投資リスク】

① リスク要因

「3 投資リスク ① リスク要因」における管理会社に対する言及には、文脈上認められる場合、管理会社の受任者が含まれる。

投資元本の損失の可能性

ファンドは、相当な額の損失を蒙る可能性がある。いかなる投資家も、その損失に耐え得る以上にファンドに対して投資するべきではない。さらに、短期間のうちに受益証券を買い戻す投資家は当該受益証券の発行に課せられる当初手数料の観点から当初の投資額を回収できない可能性があり、その結果、ファンドへの投資は中長期的視点からなされるべきである。

戦略上のリスク

ファンドは、戦略上のリスクに服する。戦略リスクは、戦略全体に関わる経済競争力の悪化に関係するものである。戦略に関わる損失は、特定の戦略に悪影響を及ぼす一般的経済状況(例えば、特定市場内の非流動性)から生ずることがある。1994年初めのモーゲージ担保证券市場の崩壊に続くモーゲージ担保・米国財務省証券間のアービトラージの低迷は、戦略リスクについて起こり得る重大な悪影響の一例である。

持続可能性リスク

持続可能性リスク（以下を含むが、これらに限られない。）は、ファンドのリターンに影響を及ぼすことがある。

環境リスク

環境リスクには、企業が気候変動の影響を緩和し、気候変動に適応する能力、炭素価格が上昇する可能性、水不足の深刻化に対するエクスポージャーおよび水の価格が上昇する可能性、廃棄物管理の課題、ならびに地球規模および地域の生態系への影響が含まれるが、これらに限られない。

社会的リスク

社会的リスクには、製品の安全性、サプライチェーン管理および労働基準、安全衛生および人権、従業員の福祉、データおよびプライバシーに関する懸念、ならびに技術規制の強化が含まれるが、これらに限られない。

ガバナンス・リスク

ガバナンス・リスクには、取締役会の構成および有効性、経営陣へのインセンティブ、経営陣の質、ならびにステークホルダーとの利害の一致が含まれるが、これらに限られない。

持続可能性リスクがファンドに対する潜在的または実際の重大なリスクを示す程度については、投資運用会社によって、同社の投資判断およびリスク監視の中で検討される。その他の重大なリスクとともに、投資運用会社は、ファンドに係る長期のリスク調整後リターンの最大化を図るため、持続可能性リスクについて検討する。持続可能性リスクが発生後の影響は非常に大きいものであり、特定のリスク、地域および資産クラスに応じて異なる場合がある。通常、持続可能性リスクが資産に関して発生した場合、資産の価値に悪影響が及ぶか、または、資産の価値がすべて失われる可能性がある。持続可能性リスクが発生した場合、当該リスクにより、投資家（投資運用会社を含む。）は、特定の投資対象が適切ではなくなると判断し、当該投資対象を売却する（または当該投資対象へ投資しない）可能性があり、投資対象の価値に対する下方圧力をさらに悪化させる。

流動性リスク

流動性は、ファンドの計算において適時に投資対象を売却する投資運用会社の能力に関係する。投資運用会社がファンドの計算において投資することのできる有価証券は、流動性が低い可能性がある。比較的流動性の低い投資対象の市場は、より流動性の高い有価証券の市場よりも変動が大きい傾向がある。ファンドの資産を比較的流動性の低い投資対象に投資する場合、希望する価格および時期に投資対象を処分する投資運用会社の能力は制限されることがある。有価証券の転売は、時には契約条項により制限される場合があり、それ自体が当該投資対象の価値に影響を与えることがある。

AIFMDリスク

ファンドは、AIFMDに規定される個人投資家向けAIFであり、個人投資家向けAIFとしてアイルランド中央銀行による認可を受けており、外部のオルタナティブ投資ファンド運用会社がいる。その結果として、管理会社は、AIFMD第31条および第32条に従い、EU加盟国において、ファンドの受益証券をAIFMDに規定される個人投資家に販売することができる。

さらに、管理会社は、様々な組織上の要件および業務行動規範を充足すること、リスク管理、流動性管理および報酬等の分野に関する活動プログラムならびに各種方針および手続を採用および実施すること、ならびに継続的な自己資本比率維持義務、報告義務および透明性確保義務を遵守することが求められる。かかる制限および／または条件により、ファンドが直接または間接的に負担する継続発生費用が増加する可能性がある。

さらに、AIFMまたはその受任者は、AIFMDで定める頻度による受益者への報告書またはAIFMDに基づき認められたその他の手段により、以下の事項に関する情報を開示することが義務付けられている。

- (1) ファンドの資産のうち、その非流動的な性質に起因して特別な取決めの締結が条件となっている資産の割合
- (2) ファンドの流動性の管理に関する新たな取決め
- (3) ファンドの現在のリスク特性およびそれらのリスクを管理するために管理会社が採用するリスク管理システム
- (4) （該当する場合）組成されたローンポートフォリオの構成
- (5) 年に一度の頻度で、投資者が直接または間接的に負担したすべての手数料、費用および経費
- (6) 年に一度の頻度で、管理会社によりまたは管理会社のためにファンドの投資に関連して利用される親会社、子会社または特別目的事業体
- (7) ファンドの受託会社が契約により自らを免責するために締結した取決め

マネー・ロンダリング防止

ファンドが、国際的その他のマネー・ロンダリング防止法、規則、規制、条約もしくはその他の制限に違反して、またはテロリストの疑いがある者もしくは機関、麻薬密売容疑者、もしくは海外腐敗行為に関与した疑いのある海外の上級政治家のために、直接的または間接的に行為する者または主体からの出資を受け、またはその他かかる者または主体の資産を保有していると、管理会社または政府機関が考える場合、管理会社またはかかる政府機関は、ファンドに投資されているかかる者もしくは主体の資産を凍結し、またはかかる者もしくは主体の買戻権を停止することがある。管理会社はまた、当該資産を政府機関に送金または移転するよう求められることもある。

仲介取決め

ポートフォリオ取引を実行するブローカーおよびディーラーを選定するにあたり、管理会社または投資運用会社は、価格、効率的に取引を執行する当該ブローカーおよびディーラーの能力、かかる者の才能、信頼性および財務上の責任ならびにかかるブローカーおよびディーラーにより提供される金融商品または業務などの要因を考慮する権限を有するとともに、かかる要因を考慮することができる。かかる商品および業務は、一般に、ファンドにとって有益なものであることがある。管理会社または投資運用会社は、あるブローカーまたはディーラーにより課された取引手数料の金額が当該ブローカーまたはディーラーにより提供された製品または業務の価値に関して合理的であると誠実に判断した場合には、他の会社が採用された場合に負担したであろう金額を上回る場合であっても、かかる取引手数料を当該ブローカーまたはディーラーに支払うことがある。ただし、当該ブローカーまたはディーラーがかかる取引に関して最良の遂行を実現することに同意していることを条件とする。

管理会社または投資運用会社に提供される商品または業務には、特定の業界および会社に関するリサーチ報告、経済調査および分析、特定の銘柄に関する推奨、ならびにその他の商品または業務が含まれることがある。報告は、ファンドの年次報告書および半期報告書に含められ、（適切な場合には）管理会社または投資運用会社のソフト・コミッションの慣行について記載される。

利益相反

管理会社、投資運用会社、受託会社、販売会社、これら各々の関係会社およびこれらの者に関連する社員は、一定の利益相反の対象となることがある。後記「第二部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」の項を参照のこと。

担保に関する取決め

ファンドは、ファンドまたはファンドが取引を行う取引相手方が服する適用ある法制に従う場合を含め、一定の担保に関する取決めを実施する必要があることがある。

取引相手方がファンドの勘定に現金担保を差し入れた場合、当該現金担保は、副保管会社における分別担保勘定または当該担保に関する取決めの当事者の間で合意されるその他の銀行勘定（以下「担保勘定」という。）に預託され、再投資目的には使用されない。担保勘定の受取利息（もしあれば）は、クレジット・サポート・アネックスに従い取引相手方が要求する利息を支払うのに十分でないことがある。利息の差額は、純資産額に影響を及ぼす。現金以外の受領担保は、売却され、再投資され、または担保に供されることはない。

また、ファンドは、取引相手方の利益のために担保を差し入れることを必要とされることもある。このような状況において、ファンドの投資目的のために利用可能なファンドのポートフォリオが本来の場合よりも少なくなる。それにより、ファンドの全体のリターンが、担保に関する取決めにより減少することがある。

担保の管理を支援するために担保管理代行者が選任されることがあり、当該選任がなされた場合、当該代行者の報酬は、ファンドの資産から支払われるか、または別段合意されるところに従って支払われる。

担保リスク

取引相手方からの担保の取得および実施されている担保管理システムは、取引相手方の債務不履行または支払不能に対するファンドの潜在的なエクスポージャーの軽減に資するよう意図されているが、当該リスクを完全に除去することはできない。提供される担保は、様々な理由により、当該取引相手方の債務を補填するのに十分でないことがある。また、取引相手方が提供する担保は独立して毎日評価されるが、担保として提供される一部の債権および／または持分証券の価値に常に有効な相場価格があるとは限らない。

担保が正確かつ的確に評価される保証はない。担保が正確に評価されない場合、ファンドは損失を被ることがある。担保が正確に評価された場合であっても、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った時点から当該担保が換金される時点までの間に当該担保の価値が減少することがある。非流動資産の場合、当該資産の換金に時間を要することから担保の価値が減少するリスクがより大きくなることもあり、当該資産が提供される担保の全部または大部分を占めることがある。

担保の業務リスク

取引相手方の支払債務および取引相手方が差し入れる担保は、各営業日に独立して評価され、担保の金額および構成は、担保要件を満たすよう調整される。担保に関する方針は投資運用会社により監視されるが、当該方針が正しく遵守され、かつ、実施されない場合、ファンドは、取引相手方が債務不履行または支払不能に陥った場合に損失を被ることがある。

余剰資金強制弁済リスク

ファンドが副保管会社に保有する翌日物の現金残高は、余剰資金強制弁済プログラム（以下「余剰資金強制弁済プログラム」という。）の対象となることがある。余剰資金強制弁済プログラムは、第三者の取引相手方（以下「余剰資金強制弁済カウンターパーティー」という。）における一または複数の共同顧客口座に資金を預託することが含まれる。余剰資金強制弁済プログラムの結果、ファンドは余剰資金強制弁済カウンターパーティーに対する取引相手方エクスポージャーを負う。取引相手方リスクの説明は、後記「取引相手方リスク」の項を参照のこと。

取引相手方リスク

ファンドは、契約条件に関する紛争（善意のものであるかを問わない。）または信用もしくは流動性に関する問題を理由に、取引をその条件に従って決済せず、またはその他の債務を履行しない取引相手方の影響を受け、それによってファンドが損失を被る場合がある。決済を妨げる可能性がある場合、または取引が単一もしくは少数の取引相手方との間で行われる場合、満期までの期間が長い契約に関して、当該「取引相手方リスク」が増幅される。

管理会社は、特定の取引相手方と取引を行うことまたは取引の一部もしくは全部を単一の取引相手方との間に集中させることを制限されていない。管理会社が任意の数の取引相手方との間で取引を行うことができること、ならびにかかる取引相手方の財務能力に関する有意かつ独立した評価がないことにより、ファンドが損失を被る可能性が高まる場合がある。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、管理会社がファンドに関して取引を行う取引相手方の信用リスクの影響を受けることがあるが、これは、かかる取引相手方には、組織化された取引所で当該商品を取引する参加者に適用される保護（取引所決済機関の履行保証等）と同様の保護が与えられないためである。非上場デリバティブ取引の取引相手方は、公認の取引所ではなく、当該取引に関与する特定の会社または企業であり、したがって、管理会社がファンドに関して取引を行う取引相手方が支払不能、破産または債務不履行に陥った場合、当該商品は、ファンドに多額の損失をもたらす可能性がある。管理会社は、特定のデリバティブ取引に関連する契約に従い、債務不履行があった場合には契約上の救済を受けることができる。ただし、当該救済は、利用可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性がある。

ファンドの投資家は、集金口座余剰資金強制弁済プログラムに関連して、後記「集金口座余剰資金強制弁済プログラム」と題する項において定義される集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがある。また、ファンドは、余剰資金強制弁済プログラムに関連して、余剰資金強制弁済カウンターパーティーによる取引相手方リスクの影響を受けることがある。

過去10年間、いくつかの大手金融市場参加者（店頭取引および業者間取引の取引相手方を含む。）が支払期限到来時に契約上の債務を履行することができず、または不履行寸前の状態に陥り、金融市場に見られる不確実性を高めた結果、過去に類を見ないほどの政府介入、信用収縮および流動性収縮、取引および資金調達に関する取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行を招いた。受託会社、ファンドに関する受託会社の委託先およびファンドに関する投資運用会社が取引する取引相手方が不履行に陥らないという保証ならびにファンドが結果的に取引による損失を被らないという保証はない。

信託証書別紙1の2(B)項に基づき、受託会社は、ファンドに係る現金口座を維持する。当該口座は、受託会社のために、副保管会社によってその総副保管会社において開設されている。管理会社は、かかる口座に保有される現金残高に関して提供されるCMSにファンドを加入させている。

保管口座に保有される翌日物現金残高（ファンドに投資される前、または受益証券の買戻しに関して投資家に支払われる前を含む。）は、CMSの対象となることがある。受託会社からの事前に承認された指図に加えて、CMSは、第三者の取引相手に保有される1つ以上の混蔵顧客口座に当該金銭を有する総副保管会社を含む。投資家は、CMSの結果、投資家がCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることに留意すべきである。ファンドは、CMSに関連するCMS取引相手に対する取引相手方リスクの影響を受けることがある。

仲介およびその他取決め

ポートフォリオ取引を実行する委託業者および取引業者を選定する際、管理会社は、競争入札を募る必要はなく、入手可能な最低額の手数料を追求する義務も負わない。管理会社は、管理会社の関連会社である委託業者または取引業者に対して同じ取引を行うことに対して他の委託業者または取引業者が請求する可能性のある価格よりも高い価格で、調査またはサービスを提供するかまたはその支払いを行う委託業者または取引業者に対して手数料が支払われるようにすることができる。

決済委託業者の支払不能リスク

管理会社は、証券取引の清算および決済を行う複数の委託業者のサービスを利用することができる。適用ある規則および規制により顧客資産に一定の保護が与えられることがあるが、ファンドの委託業者のうちの一家が支払不能に陥った場合、当該委託業者の下で保有されるファンドの資産がリスクの影響を受けることがある。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場は形成されないものと予想される。したがって、受益者は、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に記載される買戻しの方法によってのみ保有する受益証券を処分することができる。受益証券の買戻しを請求する受益者が保有する受益証券に帰属する受益証券一口当り純資産価格が、関連する買戻し請求の日から関連する買戻しまでの期間中に下落するリスクは、買戻しを請求した受益者が負担する。

買戻しおよび申込みがもたらしうる影響

管理会社が、ある取引日に関して取得申込みが受領された旨の通知に応じて、当該取引日にファンドの受益証券が発行される前に、ファンドの計算において投資を行う場合、当該投資により生じた利益（または損失）は、既存の受益者が保有するファンドの受益証券に配分され、当該配分により、当該取引日におけるファンドの受益証券一口当り純資産価格が増減することがある。

同様に、管理会社が、ある買戻日における買戻しに関して、当該買戻日後に決済を行うためにファンドの投資対象を清算する場合、当該清算により生じた利益（または損失）は、残存する受益者が保有するファンドの受益証券に配分される。

また、ファンドの受益者の請求に応じたファンドの受益証券の大量の買戻しにより、管理会社は、買戻しの資金を賄うために必要な現金を調達するため、これが行われないと仮定すれば望ましいとされる時期よりも早期に、およびこれが行われないと仮定すれば入手可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算する必要性が生じる可能性がある。

例外的な場合として、例えば、仮にある一日に相当多数の投資家が自らのファンドの投資対象の買戻しを請求した場合、買戻しについて想定された日程上、すべての受益者への支払に遅延が生じる可能性がある。

管理会社は、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールを使用することができる。

- ・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート
- ・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

さらに、管理会社は、例外的な状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(i) 純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、申込み、買戻しおよび償還を停止することができる。

詳細については、投資者は、後記「② リスクに対する管理体制、流動性リスク管理」と題する項目を参照すべきである。

保管リスク

副保管会社または委託業者との取引はリスクを伴う。副保管会社または委託業者に証拠金として預託されるすべての有価証券およびその他の資産は、ファンドの資産として明確に特定され、したがって、ファンドは、当該当事者に関する信用リスクの影響を受けないことが期待される。しかしながら、当該当事者が支払不能に陥った場合には、かかる分別管理の実施が常に可能であるとは限らず、また、証拠金として保管されているファンドの資産に対する権利の執行に関連して、実務上または時間的な問題が生じることがある。

ファンドの資産が、支払不能となった副保管会社または委託業者により保有されることがある。資産が分別管理されていない場合、ファンドは、無担保債権者として順位付けられ、その資産を完全に回収できない可能性がある。

ファンドが投資する一部の市場の保管サービスは、主要市場の保管サービスと同じではないため、かかる市場での取引には取引および保管のリスクが伴う。

市場リスク

ファンドの計算において保有する有価証券の価値は、経済的、政治的もしくは規制上の状況、インフレーション、金利もしくは為替レートの変動、または投資者心理の悪化といった一般的な市場状況によって下落する可能性がある。不利な市況が長引く可能性があり、有価証券の種類によって受ける影響が異なる場合もある。有価証券の価値は、特定の発行者、業種または市場全体に影響を与える要因によって下落することがある。ファンドは、個別の投資対象について、重大または完全な損失を被ることがある。

源泉徴収税リスク

投資者は、一部の市場におけるファンドの投資対象の売却、またはかかる投資対象に関する配当、分配金もしくはその他支払金の受取による手取金が、関連する市場の当局により賦課される税金、課徴金、関税またはその他の費用もしくは手数料（源泉徴収税を含む。）の対象である、または対象となる可能性があることに留意すべきである。

特定の支払に適用される2010年雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定（以下「FATCA」という。）は、原則的に、特定米国人による非米国口座および非米国事業体の直接および間接的な所有について米国内国歳入庁への報告を義務付けることが意図されており、要求される情報を提供しない場合は、直接米国投資（および場合によっては間接米国投資）に対し30%の米国源泉徴収税が課税される。米国源泉徴収税の課税対象となることを回避するためには、米国人投資家および非米国人投資家はともに、自己および自己の投資家に関する情報の提供を義務付けられる可能性がある。この点について、アイルランド政府と米国政府は、2012年12月21日、FATCAの導入に関する政府間協定（さらなる詳細については、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者、アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化」の項を参照のこと。）を締結した。

ファンドがFATCA関連の該当する要件または義務を遵守しなかった場合、ファンドは、ファンドが受領した支払いについて源泉徴収税の対象となる可能性があり、その場合はファンドの純資産総額が減少し、ファンドの受益証券の価格に悪影響を及ぼすこととなる。ファンドは、FATCAによる源泉徴収税の課税を回避するために、ファンドに課される義務を履行するよう図るものの、ファンドがこれらの義務を履行できるという保証はない。ファンドは、関連する源泉徴収税の課税の原因または一因となった投資者に当該源泉徴収税を割り当てることができない場合がある。また、FATCAの遵守に起因する管理上の費用は、ファンドの運営費の増加を招くこともある。

取得時点で源泉徴収税の対象とならない有価証券にファンドの投資運用会社が投資する場合、適用ある法律、条約、規則もしくは規制、またはそれらの解釈の何らかの変更の結果として、将来的に税金が源泉徴収されない保証はない。ファンドの投資運用会社は当該源泉徴収された税金を回収することができず、よって当該変更は、ファンドが投資している投資対象の純資産総額に悪影響を及ぼす。売却時点で源泉徴収税の対象となる有価証券をファンドの投資運用会社が空売りする場合、取得価格には購入者の源泉徴収税に関する債務が反映される。将来的に当該有価証券が源泉徴収税の対象でなくなった場合、その利益はファンドの投資運用会社でなく購入者に帰属する。

投資予定者は、ファンドへの投資に関連する米国の連邦、州、地方および米国外の税務申告および証明の要件について自己の税務顧問に相談すべきである。

OECD共通報告基準

OECDは、FATCAの施行に向けた政府間の取り組みの延長として、全世界基準によるオフショア租税回避問題を取り扱う共通報告基準を策定した。金融機関の効率性を最大化し、その経費を削減することを目的として、CRSは、デュー・ディリジェンス、報告および金融口座情報の交換に関する共通基準を提供する。参加法域は、CRSに基づき、報告を行う金融機関から、共通のデュー・ディリジェンスおよび報告手続きに基づき金融機関により特定されたすべての報告可能な口座に関する財務情報を取得し、これを交換相手方との間で毎年自動的に交換する。アイルランドは、CRSに係る法律を制定し、この結果、ファンドは、アイルランドで採用されたCRSのデュー・ディリジェンス要件および報告要件の遵守を求められる。ファンドの投資者は、ファンドがCRSに基づくその義務を履行することを可能とするため、管理会社に対し追加の情報を提供するように求められることがある。請求された情報を提供することを怠った場合、投資者は、結果として生じる罰金もしくはその他の費用を負担し、ファンドの受益証券の強制買戻しの対象となり、および／または投資者がFATCAに関連して請求された情報を提供しない場合と同様のその他の悪影響を受けることがある。詳細については、投資者は、後記「4 手数料等及び税金、(5) 課税上の取扱い、(B) アイルランド、(2) 受益者」と題する項目の「共通報告基準（以下「CRS」という。）」と題する項を参照すべきである。

OECDモデルGloBE規則およびアイルランドにおける欧州委員会のGloBE規則に関する指令の施行

2021年12月、OECDは、BEPSプロジェクトの一環として、15%のグローバル最低実効税率（第2の柱）に関するモデル規則を公表した。2022年12月、欧州連合の委員会は、EU域内における第2の柱の適用方法を定める指令を採択した。アイルランドにおける実施法は、2023年財政法（第2号）に含まれており、2023年12月31日以降に開始する会計期間に対して適用される。ファンドが別の事業体と全面的に連結されておらず、かつ、ファンド自体も別の事業体と全面的に連結していない場合、ファンドは、第2の柱に係る法律の適用範囲から外れるものと考えられる。さらに、2024年財政法に基づき、ファンドが単体ベースで少なくとも7.5億ユーロの収益を有するか否かにかかわらず、ファンドが他の事業体と連結されていないことを条件として、ファンドは、第2の柱に係る法律の適用範囲には含まれない。

パンデミック・リスク

感染症の流行、パンデミックその他の深刻な公衆衛生上の懸念事項は、ファンドが投資する可能性があるあらゆる法域において発生する可能性があり、これは、地域および世界の経済情勢および経済サイクルの変化につながり、これにより、ファンドの投資対象、ひいてはその純資産総額に悪影響が及ぼされる可能性がある。かかる感染症の流行は、より広範な世界経済および／または世界市場に悪影響を及ぼす可能性がある。これにより、ファンドの投資対象全般に悪影響が及ぼされる可能性がある。また、深刻な感染症の流行は、管理会社が取引相手方と締結している契約において不可抗力事由であるとみなされる可能性があり、その結果、取引相手方に対して、当該取引相手方が契約によりファンドに提供することを約束したサービス（サービスの性質は契約によって異なる。）の適時履行義務の免除が適用される場合がある。最悪の場合、これにより、ファンドの純資産総額の計算、受益証券の取引の処理、ファンドの独立した評価の実施、またはファンドに関する取引の処理に遅延が生じる可能性がある。ただし、管理会社、AIFM、受託会社、管理事務代行会社および投資運用会社は、それぞれ事業継続計画を整備しており、これらは定期的に検証されている。

経済情勢

例えば、インフレーション率、産業の状況、競争、技術開発、政治および外交上の事象および傾向、税法ならびにその他無数の要因を含む経済状況の変化は、ファンドの収益に重大な悪影響を及ぼす可能性がある。これらの状況のいずれにも、投資運用会社の支配が及ばない。ファンドが直接的または間接的にポジションを保有する市場の予期せぬ変動または非流動性は、投資運用会社がファンドの資産の投資および再投資を管理する能力を損なう可能性があり、ファンドが損失にさらされる可能性がある。

政治および／または制度上のリスク

ファンドの資産の価値は、国際的な政治上の出来事、政策の変化、課税の変更、外国投資および通貨送金の規制、為替の変動および投資先の国々の法規の改正などの不確実性の影響を受ける。また投資を行う一部の国における法律の枠組み、会計、監査および報告基準では、主要な証券市場で一般的な水準の投資家保護または投資家情報が提供されない可能性がある。

外国政府は、資産を没収する、資本または為替規制を課す、重税を課す、または会社もしくは産業を国有化することがある。かかる行為はいずれも、証券価格に重大な影響を及ぼす可能性がある。その他の政治上のリスクには、経済政策の変更、社会および政情不安、軍事行動および戦争が含まれる。

潜在的な市場ボラティリティ

ファンドの勘定で投資対象への投資が行われる市場は、近年、著しい価格変動に見舞われている。かかる価格変動が将来起こらないとの保証はない。かかる価格変動は、純資産総額、ひいては受益証券の買戻価格に悪影響を及ぼす可能性がある。

訴訟および規制措置

ファンドは、自身の活動および投資運用会社の活動に起因する訴訟または規制措置の対象となる可能性があり、防御のコストが発生し、結果の不成功のリスクを負うことがある。

利益相反

後記「第二部 特別情報、第1 管理会社の概況、4 利害関係人との取引制限」の項に記載されているように、利益相反が生じることがある。あらゆる利益相反を確実に公正な解決をすることが意図されているが、これは常に可能であるとは限らない。

保証の不存在

ファンドへの投資は、いかなる政府、政府当局もしくは政府関係機関、またはいかなる銀行保証基金によっても、付保または保証されていない。

営業日

営業日の定義は、祝日またはその他の理由によるアイルランドの休業日を考慮していない。したがって、管理会社は、すべての営業日に裁量を行使できるとは限らない。

サイバー・セキュリティ・リスク

管理会社および管理会社のサービス提供者は、サイバー・セキュリティの事故によるオペレーショナル・リスク、情報セキュリティ・リスクおよび関連するリスクの影響を受けやすいといえる。通常、サイバーの事故は、故意の攻撃または故意でない事象により生じる可能性がある。サイバー・セキュリティ攻撃は、資産もしくは機密情報を悪用し、データを破壊し、または業務を妨害する目的で（例えば「ハッキング」または悪意あるソフトウェアの埋め込みを経由して）デジタル・システムに対する不正なアクセスを得ることを含むが、これに限られない。サイバー攻撃は、ウェブサイト上でサービス拒否攻撃（すなわち意図されるユーザーに対してサービスを利用不可能にする試み）を引き起こすなど、不正なアクセスを得ることを必要としない方法で行われることもある。管理会社、投資運用会社もしくは受託会社または金融仲介機関などの他のサービス提供者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故は、混乱を生じ、業務執行に影響を及ぼす可能性があり、ファンドの純資産価額を計算する能力の妨害、ファンドに係る取引の妨害、受益者がファンドに関連する取引を実行できないこと、適用あるプライバシー、データ保護またはその他の法律の違反、規制上の課徴金および制裁、外部評価の損害、払戻しもしくはその他の補償または是正費用、弁護士費用または追加のコンプライアンス費用などによる財務上の損失を生じる可能性がある。ファンドが投資する有価証券の発行体、ファンドのために管理会社が取引を行う取引相手方、政府当局およびその他規制当局、取引所およびその他金融市場運営者、銀行、証券業者、保険会社およびその他金融機関ならびにその他の者に影響を及ぼすサイバー・セキュリティ事故によっても同様の悪影響が生じる可能性がある。サイバー・セキュリティに関連するリスクを低減することを目的とした情報リスク管理システムおよび事業継続計画が構築されているが、一定のリスクが特定されていない可能性を含め、サイバー・セキュリティ・リスク管理システムまたは事業継続計画に固有の限界が存在する。

流動性不足

受益者は通常、受益証券の買戻しまたは譲渡によって、ファンドへの投資利益を実現することができるが、一定の状況下では純資産額の計算が中止され、受益証券の買戻しが中止または遅延する場合がある。

管理会社はまた、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールも使用することができる。

- ・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート
- ・後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

詳細については、投資者は、後記「② リスクに対する管理体制、流動性リスク管理」と題する項目を参照すべきである。

店頭市場リスク

ファンドが店頭市場で証券を取得する場合、当該証券の流動性が限定されており、比較的激しい値動きをする傾向があるため、ファンドが当該証券の公正価格で換金できるとの保証はない。

プレミアムのリスク

ファンドが店頭市場で証券を購入し、または評価する場合、店頭市場の性格によりファンドがプレミアム価格でかかる証券を換金できるという保証はない。

投資運用会社への依存に関するリスク

管理会社がファンドの運用および管理に関連する最終的な権限および責任を有するが、ファンドの資産の投資に関するすべての決定は、投資運用会社により行われるため、投資運用会社は、ファンドの資産に対して完全な取引権限を有する。したがって、ファンドの資産の投資に関する専門知識は、投資運用会社の役員および従業員の職務および技能に大きく依存する。投資運用会社および／またはその主要人物のいずれかから職務の提供を受けられなくなる場合、ファンドの資産の価値に重大な悪影響を及ぼす可能性があり、投資運用会社により開発された独自の投資手法を利用できなくなる可能性がある。

ファンドの成功は、投資運用会社の適切な投資対象を見極める能力およびファンドのためにかかる投資対象を処分して利益を得る能力に依拠する。不利な事象により、ファンドの投資対象が同時に影響を受ける可能性がある。投資運用会社がこの点において成功するとの保証はない。

特定の業種もしくは地域、市場セグメント、有価証券に影響を与える特性、相対的な利回り、相対的な価値もしくは市場傾向または金利に関する投資運用会社の判断は、概して、不正確であることが判明する可能性がある。

受益者は、ファンドの運用に参加する権利または権能を有さない。

決済リスク

ファンドが投資する一部の取引所および市場の取引および決済の慣行は、主要市場の慣行と同じではなく、その結果、決済リスクが増大し、ファンドの投資証券の換金が遅れる可能性がある。

ファンドは、投資運用会社がファンドの勘定で取引行う相手方に関する信用リスクの影響を受け、決済不履行リスクを負うこともある。

租税

ファンドへの投資に関連する課税リスクに、投資を検討している者は注意が必要である。詳細については後記「4 手数料等及び税金、(5)課税上の取扱い」と題する項目に記載する。

評価のリスク

管理会社の要請に応じて、投資運用会社が証券取引所に上場または取引されていない、もしくは規制のない市場で取引されている投資証券を評価する場合、かかる投資証券の価格の算定に投資運用会社が関与することと、投資運用会社のその他の任務との間には利益相反が内在する。

ファンドに帰属する資産の価値を計算するにあたり、その評価は、管理会社およびファンドの投資運用会社が随時承認する評価方針および手続に従って行われるものとする。評価方針に基づき、管理会社および／または投資運用会社は、裁量を行使し、また算定を行うことができる。管理会社および／または投資運用会社は、資産および負債の価値を算定するにあたり、合理的な判断を下す権利を有し、ファンド全体の利益のために誠実に行為することを条件として、当該評価について現在または過去の投資者が異議を申し立てることはできない。

投資対象の評価

管理会社が、ファンドの取引を行うかまたは現金を保有する取引相手方から、ファンドの計算において締結された取引と現金または有価証券を照合するのに十分なタイミングに、取引明細書またはその他必要な情報を受領しない場合がある。これは、不完全な情報または計算時に検証できない情報に基づいて純資産総額が計算されることを意味し、純資産総額の不正確な計算につながる可能性がある。管理会社は、その結果発生した損失について責任を負わない。

投資リスク

「投資適格」（ムーディーズによるBaa3およびS&PによるBBB-）を下回る格付けの債務証券または同等の品質の無格付証券は、時に「ジャンク・ボンド」または高利回り債券として知られている。信用格付機関は、かかる債券を投機的でありかつ高リスクを伴うとみなしている。ファンドが投資する高利回り債券は、利息もしくは投資元本またはこれらの両方の支払いについて、投資適格債券に関する支払不履行リスクより著しく大きい支払不履行リスクを伴う。高利回り債券の発行体は、投資適格債券の発行体を上回る、破産もしくは会社更生に関連するリスクを負っており、または最近に破産もしくは会社更生手続を行っていた場合もある。

高利回り債券の流通市場は、一般に、投資適格債券の市場に比べはるかに流動性が少なく、しばしば価格が著しく不安定であったり、取引の買値と売値の間に大きな格差（スプレッド）を生じたりすることがある。高利回り債券の時価は、すべての債券の時価に影響を及ぼす金利の一般的変動により影響を受ける（すなわち、金利の上昇に伴って値下りし、金利の低下に伴い値上がりする）が、高利回り債券は、投資適格債券に比べれば金利の変動に対し反応が敏感ではない。高利回り債券の時価はまた、格付けに対する債券市場の認識および経済成長の効果の強弱によっても影響を受ける。高利回り債券は、時には極めて非流動的である。高利回り債券の時価は、高利回り債券市場で大きな比率を占める比較的少数の機関投資家およびディーラーの間の売買注文の不均衡により影響を受ける。信用リスクおよび流動性リスクの問題の他に、高利回り債券の時価は、特に、一定カテゴリーの機関投資家が高利回り債券の保有を禁じられる旨の決定、または課税もしくは会社再建に関する規則の変更等の法律または規制上の展開により悪影響を受けることがある。

ファンドはまた、受益証券の買戻代金を調達するため、保有していた高利回り債券を不利な価格で売却せざるを得ないこともある。ファンドは、通常、ファンドの資産の30%を限度に、買戻しを目的に容易に売却が可能である投資適格債務証券を維持するが、かかる保有が買戻しを履行するに十分であるという保証はない。

高利回り債券の発行体による利払の不履行は、ファンドに支払われるべき利払を前提として、管理会社によりすでに分配が行われていた場合には、重大な影響を及ぼす。

投資運用会社は、ファンドが負担する投資リスクについて合理的な範囲でファンドを補償する投資収益をもたらすと考える高利回り債券を慎重に選択することにより、またファンドの組入証券中の高利回り債券の不履行またはかかる債券の時価の著しい値下りによる悪影響を最低限にするためファンドの組入証券を多様化することにより、高利回り債券への投資によるリスクの軽減を目指す。投資運用会社は、ファンドの組入証券を積極的に運用し、経済、金融および発行体の信用度の分析に基づき組入証券を売買する。投資運用会社が、高利回り債券への投資に関連するリスクの回避または軽減に成功するという保証はない。

ファンドの純益は、ファンドへの追加投資による手取金またはファンドの他の組入証券の売却代金をもっていつでも債券市場の実勢金利の変動に基づき、増減することがある。

ファンドは、高利回りの収益を追求し、高水準の投資リスクを引き受ける意向の長期的投資者のみを対象とする投資信託として設定されている。

一般的経済状況

投資活動の成功は、市場の流動性のほか価格水準および動向に影響を及ぼす一般的経済状況による影響を受ける。多くの有価証券およびデリバティブの価格は非常に変動が激しい。投資証券およびそれらから得られる収益、すなわち受益証券の価値および受益証券からの収益は上昇または下落することがある。ファンドが取得または売却する投資証券の価格の動向は、なかんずく、金利、需給関係の変動、各国政府の貿易、財政、金融および為替の管理計画および政策ならびに国内的・国際的な政治、経済情勢による影響を受ける。各国政府は、随時一部の市場(特に為替・金利市場)に直接的にまたは規制により介入し、その分野に重点を置いた戦略の妨げとなる。他方で、一部の戦略は「強気」の価格変動性のものであり、その潜在的収益性は安定した市場の状況において大きく縮小または消滅される。ファンドがポジションを保有する市場の価格変動性または流動性の(両面の)予想外の変動により、重大な損失が生じることがあり得る。

ファンドの投資計画の大部分における収益性は、証券の将来の価格変動を正確に評価する投資運用会社に依拠する。他のほとんどの運用者にとっては有利な市況にあっても、ファンドの投資運用会社がそのような価格変動を正確に予測できるという保証はない。

ファンドのために選択されたすべての戦略が、ファンドの運用開始後または特定の戦略に資産を割当てた後、相当期間に亘り、一定の市況下においてその投資目的を達成するという見込みは薄いといえる。

市場参入リスク

ファンドが(直接的または間接的に)取引や投資を行い、またはファンドがその資産の保管を目的として委託する各機関(仲介会社および銀行を含む。)は、ファンドの運用能力またはキャピタル・ポジションを損なう財政難に直面することがあり得る。

過去の実績

投資運用会社が運用、助言または支援を行う団体、ファンド、口座または顧客の成功および運用実績は、ファンドの将来の運用成績の指標とみなすべきではない。投機的な取引・投資戦略には大きなリスクが伴い、その結果は不確定的である。

為替リスク

管理会社は、ファンドのために、米ドル建てでその資産を維持し、また受益証券は米ドル建てで評価され、買戻される。その結果、投資家は、米ドルと各々の自国通貨との為替レートの変動リスクを被る。

リスク要因の不完全性

本書は投資リスクを完全に網羅するものではなく、投資予定者はファンドに対する投資が随時異なるリスクの対象となることがあることを認識すべきである。

② リスクに対する管理体制

リスクの管理体制

投資運用会社は、あらゆる市場環境において高いリスク調整済みリターンを導くべく、投資プロセス全般にわたりポートフォリオのリスクの管理を行っている。

自社開発の債券リスク管理システムを活用する一方、社内各グループは、投資戦略の継続的遂行の確保を行い、投資指針およびその他の基準へ準拠することを確保し、また法務・コンプライアンス等の立場から継続的な監視または管理を行っている。

ファンドはデリバティブ取引等を行っていない。

投資運用会社では、ポートフォリオのリスクを的確に把握するため、複数の社内モデル、市販のベンダーツール、リスク指標、ベンチマーク（同業他社やインデックスとの比較）、さまざまな期間のデータ、各種レポート、定性的な分析、レビュー手法などを活用している。

デリバティブを保有する戦略に対しては、社内構築したストレステストモデルと、市販のベンダーシステムの両方を組み合わせて使用している。ストレス環境をカスタマイズでき、幅広い資産タイプや要因（例：市場、金利、為替、商品、ボラティリティ水準）を調整できるシステムを使用する。

コンプライアンス及び管理に携わるグループ

コンプライアンスおよび管理に携わる投資運用会社内のグループは、インベストメント・リスク、プロダクト・マネジメント、リーガル・アンド・コンプライアンス、およびエンタープライズ・リスクで、各グループは、コンプライアンスおよび管理上の手続において独立した重要な役割を担っている。

インベストメント・リスク・チームは、すべての公開市場マンドートにおける投資リスクの監督を担っている。同チームは、ポートフォリオのリスクを測定・モニタリングし、その内容を運用チーム、ラインマネジメントおよびプロダクトチームに対して透明性高く共有するとともに、運用チームと直接連携し、ポートフォリオのポジショニングについて理解を深め、建設的な観点から検証・提言を行っている。全社的なリスク報告および分析に加え、同チームは投資に関する議論において定量的な専門性を提供し、社内のリスクや運用関連のコミッティーにも参加している。

個々の顧客ポートフォリオのリスクの日々の分析及び管理に関する責務は、ポートフォリオ・マネジャーに置かれており、これにインベストメント・リスクやプロダクト・マネジメント部門の協力及び各部門のライン・マネジメント・チームの監視が加えられる。また、リーガル・アンド・コンプライアンス部門およびエンタープライズ・リスク部門も、関連するリスク事項について連携している。

ウエリントン・マネージメントのコンプライアンス・プログラムに係る各方針および手続には責任者が指定されており、必要に応じて監督委員会が設置されている。ウエリントン・マネージメントでは年次レビューを実施し、リーガル・アンド・コンプライアンス部門が既存プロセスおよび改訂された方針の妥当性を検証している。また、年間を通じてウエリントン・マネージメントの事業に影響を及ぼす規制動向を考慮し、方針改定の必要性を評価している。

コンプライアンス部門は規制動向のモニタリングを担い、関連する課題を各部門および社内委員会に報告するとともに、必要に応じてこれらの規制動向がコンプライアンス・プログラムに適切に反映されるよう管理している。規制変更がコンプライアンス・プログラムに重大な影響を及ぼすと判断された場合には、規制要件との整合性を確保するため、関連する方針および手続の見直しを実施する。

リスク・システム

ハイイールド運用チームは、高度な債券リスク管理システムのインフラを存分に活用している。

Noether

Noetherは独自開発のポートフォリオ・リスク管理システムであり、市場リスクを監視するツールとして全社的に使用される。

Noetherでは、各ポートフォリオ運用チームが担当する投資戦略の特色に合わせて各種レポートをカスタマイズしている。インベストメント・リスク・アンド・パフォーマンス・ストラテジー・チームは、Noetherから取得されるレポートを使用し、債券運用全般における市場リスクを監視している。このツールによるレポートは包括的であり、全ポートフォリオの市場リスク・エクスポージャーの一覧を把握したり、異常値の特定にも役立つ。

Noetherシステムに代表されるように、ウエリントン・マネージメントでは包括的かつ詳細なリスク測定体制の構築に注力している。Noetherは、インベストメント・リスク・アンド・パフォーマンス・ストラテジー・チームが使用する主要なリスク管理ツールであると同時に、社内のポートフォリオ管理ツールと完全に統合されており、投資判断に直接リスク分析を取り入れることができる。当システムの使い易さ、妥当性、豊富なモデリング能力などは、投資パフォーマンスに大きな利益をもたらすと考える。

ポートフォリオ・マネジメント・ツール(PMT)

ポートフォリオ・マネジメント・ツール(PMT)は、ポートフォリオ・マネジャーがリアルタイムでエクスポージャーを監視できる独自開発のデスクトップ・システム。ポートフォリオのエクスポージャーは国、通貨、セクター、格付、デュレーションの範囲(時価総額ベース、%)、デュレーション寄与度(CTD)スプレッド・デュレーション寄与度(CTSD)ごとに表示される他、ポートフォリオ・マネジャーが独自にカスタマイズすることもできる。また、ポートフォリオ単独ベース、および対ベンチマークでの相対ベースでの表示ができる。

PMTに仮想取引を入力することで事前取引分析ができる。また、現在のポートフォリオ保有銘柄情報を用いて「what if」分析を行い、取引執行前にポートフォリオに与えるマネージメントは影響を予測できる。PMTは個別の顧客ポートフォリオのガイドラインが入力されているコンプライアンス・エンジンに接続されており、取引の事前コンプライアンス・テストを即座に行うことができる。

さらに、ポートフォリオ・マネジャーはPMTを通じて取引の承認を行い、電子的にトレード・チケットをトレーディング・デスクに送付する。

Latentzero Compliance

ION社のLatentzero Complianceには、コンプライアンス・スクリーニング・プロセスにおいて参照される各顧客口座に適用されるコンプライアンス・ルールが内蔵されている。コンプライアンス・スクリーニングは、注文の執行に先立って行われるが、更に約定当日の夜間にも行われる。各顧客口座のガイドラインはガイドライン・モニタリング・チームがこの監視システムに入力する。入力情報は分類され、ガイドラインで定められた個別制約条件に基づきルール設定が行われる。このコンプライアンス・システムは柔軟性に富み、多様な制約条件を容易に扱うことができるが、全ての顧客別制約条件がシステム対応可能というわけではない。

事前取引スクリーニングは自社のシステムに注文が最初に入力された時点で実行される。取引前にテスト可能な各制約条件について問題のある場合、ユーザーは詳細についてのメッセージを受信する。ここで入力者はこの発注を変更・キャンセルするか、指摘事項のオーバーライド(無効化)を行うかを個別に決定する事を要求される。オーバーライドを行った場合にはシステムに記録され、ガイドライン・モニタリング・チームによる当日のレビューを受ける。

各顧客ポートフォリオの終日ベースの保有銘柄に対する夜間のスクリーニングも行われる。一括スクリーニング・プロセスの結果は、イントラネットを通じてポートフォリオ・マネジャーおよびリレーションシップ・マネジメント担当者がアクセス可能であり、かつガイドライン・モニタリング・チームにも報告される。ガイドライン・モニタリング・チームは全顧客ポートフォリオに関するスクリーニング結果を監視し、発見された問題の解決をサポートする。

流動性評価フレームワーク(LiEF[®])

LiEF[®]は、債券ポートフォリオの流動性、ならびに流動性リスクを評価する目的で、投資運用会社により開発されたものである。一定の時点において、ポートフォリオの流動化に必要とされる期間、また取引コストについての予測を行う、取引パターンのシュミレーションがその中核となる。シュミレーションがベースとなる事から、結果の予測だけでなく状況に応じた複数のシナリオも提示することが可能である。

LiEF[®]は流動化に必要と予想される期間と共に、最善・最悪のケースについても表す。レポートでは、時系列に沿ってポートフォリオの構成内容がいかに変化を遂げるのか、流動性が低い銘柄を中心に、保有証券の構成が偏ってゆく様子を表す。また、時間を掛けた取引執行ではなく、即座に売買を行った場合の、コスト上のインパクトも表す事ができる。これらを併せて、ポートフォリオの流動性に関する完全な全体像を提供する。

さらに、LiEF[®]は異なるポートフォリオ間、また対ベンチマークでの相対的な流動性の比較においても活用できる。更に、ポートフォリオの構成の変化や市場環境の変化が、流動性に与える影響を明らかにする事から、ポートフォリオを継続的に監視する目的で本システムを利用している。

流動性リスク管理

管理会社は、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドの投資対象の流動性特性がファンドの投資目的、投資方針および裏付けとなる義務に適合するよう確保することを可能にする適切な流動性管理のためのシステムおよび手続を導入している。

管理会社は、ファンドに関して管理会社が流動性管理ツール（LMT）を有効化および無効化するための方針および手続、ならびにファンドに関して管理会社が当該流動性管理ツールを使用するための業務上および管理上の取決めを定めた流動性管理方針を整備している。

管理会社は、ファンドに関して、以下の流動性管理ツールを使用することができる。

後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、買戻し制限」と題する項目に記載される方法による買戻しゲート

後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」と題する項目に記載される方法で、ファンドの資産に支払われる買戻手数料

さらに、管理会社は、例外的な状況において、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(i)純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、申込み、買戻しおよび償還を停止することができる。

管理会社は、ファンドが合理的に見込まれる必要額をまかなうために十分な資金をいつでも調達することができるよう確保することを方針としている。そのために、管理会社は、ファンドのポートフォリオの流動性を評価し、買戻し、公開買付または借入れの返済をカバーするために見込まれる資金需要を評価する。

管理会社は、取引相場のある株式の1日の取引量およびオープン・エンド型ファンドの取引頻度を考慮してファンドのポートフォリオ持分の流動性を監視し、利用可能な資金レベルを監視する。管理会社の投資プロセスでは、ある特定の株式に投資するか否かを判断する際に投資対象の流動性を考慮する。

管理会社のリスク管理責任者は、管理会社が取引相場のある株式の1日の平均取引量の30%を取引することができ、かつ、投資先のオープン・エンド型ファンドが通常の条件に従って買戻しを行うとの前提に立って、翌取引日までにポートフォリオの何パーセントを現金化することができるかを判断するために、毎月分析を行う。翌取引日までに現金化することのできるポートフォリオの価格の絶対的最低限度は10%であるが、管理会社は、相当な余裕をもって最低限度を上回ることができるよう、30%という指針としての限度を維持する。

本書に従い実施されるファンドからの買戻しは大量となる場合があり、管理会社は、ファンドのポートフォリオの大半を現金化することが求められる可能性が常にあることを認識している。管理会社は、上記の現金化の限度を維持しようと努める。

管理会社のリスク管理責任者は、管理会社が取引することのできる1日の取引量の割合およびオープン・エンド型ファンドの買戻しを行う能力に関する様々な前提に基づき、定期的にストレステストを行う。管理会社は、10%の限度を維持すべきであると考えている。ストレステストにより10%の限度が維持されないことが示された場合、管理会社のリスク管理責任者は、是正措置が講じられるように管理会社の取締役会にその旨を報告する。

③ リスクに関する参考情報

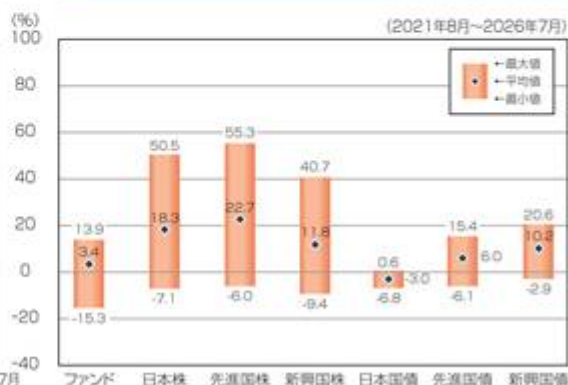
参考情報

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものである。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示している。また、左のグラフは、ファンドの過去5年間に於ける分配金再投資換算1口当りの純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の推移を表示している。分配金再投資換算1口当りの純資産価格は、2020年8月末の1口当りの純資産価格を起点として、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものである。

ファンドの課税前分配金再投資換算
1口当りの純資産価格・年間騰落率の推移



ファンドと他の代表的な資産クラスとの
年間騰落率の比較



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを
基に森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
が作成

※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではない。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の1口当りの純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合がある。

※ファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されていない。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となる。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算している。

TOPIX（東証株価指数）の指数値およびTOPIXに係る標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXに係る標章または商標に関するすべての権利はJPXが有する。JPXは、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負わない。

FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属する。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されている。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負わない。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

① 海外における申込手数料

受益証券は、本件申込価格に当該価格に対する3%以内の販売手数料(関連する販売会社に、またはその指示に従い、支払われる。)を加えた価格にて募集される。

② 日本国内における申込手数料

以下の販売手数料が申込金額に付加されるものとする。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.30%(税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20%(税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.55%(税抜0.5%)

日本国内においては、上記の申込手数料を申込金額の払込時に日本における販売会社に支払うものとする。

申込手数料は、購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価として販売会社に支払われる。詳しくは販売会社に問い合わせのこと。

(2) 【買戻し手数料】

① 海外における買戻し手数料

買戻し手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料(もしあれば)が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻し手数料を課すことは想定していない。

② 日本国内における買戻し手数料

買戻し手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料(もしあれば)が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下(適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。)においては、受益証券の買戻しに際して買戻し手数料を課すことは想定していない。

(3) 【管理報酬等】

① 管理報酬

管理会社は、ファンド資産から、ファンドの資産の運用および管理業務の対価として、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.15%の管理報酬を受領する権利を有する。信託証書に定める最大管理報酬の増額は、普通決議で受益者により承認されなければならない。受益者は、管理報酬の増額について事前の通知を付与される。

管理会社は、投資運用会社に対して、ファンド資産から、ファンドに関する投資運用業務の対価として、以下の表に記載する年率により、各評価日において発生しかつ計算され、毎月後払いされる純資産総額の関連する部分の報酬を支払う。

純資産総額の関連する部分	年率
5億米ドル以下の部分	0.60%
5億米ドル超10億米ドル以下の部分	0.55%
10億米ドル超の部分	0.50%

投資運用報酬の増額は、受益者の普通決議により承認されなければならない。受益者は、投資運用報酬の増額の実施前に、合理的な事前の通知を付与される。

投資運用会社は、実費を受領する権利を有さず、運用報酬が支払われることはない。

代行協会員は、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.05%の代行協会員報酬を受領する権限を有する。

代行協会員がファンドのために顧客へ行ったサービスにより生じたあらゆる合理的な額の立替金および実費は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、受益証券(一口当り)純資産価格の公表業務、目論見書、決算報告書等の販売会社への交付業務およびこれらに付随する業務の対価として代行協会員に支払われる。

販売会社は、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.6%の販売報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、当該暦四半期に各販売会社が販売した発行済受益証券の日々の販売口数により、各販売会社に配分される。

販売報酬は、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として販売会社に支払われる。

② 受託報酬

管理会社は、受託会社に対しファンドの資産から、ファンドの受託業務の対価として、各評価日において発生しかつ計算され、四半期毎に後払いされる純資産総額の年率0.05%の受託報酬を支払う。さらに、受託会社により生じたあらゆる合理的な額の立替金（銀行口座維持費用および銀行手数料、副保管手数料ならびに電話、書簡、宅配便、ファクシミリおよび印刷に係るコストおよび費用を含むが、これらに限られない。）はファンドが負担する。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは、上記の他、次の費用を負担する。

- ① すべての仲介および関連する取引費用
- ② ファンド資産および収益等に課せられるすべての税金
- ③ ファンドの組入証券に関して取引上支払うべき銀行の手数料(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差し引かれる。)
- ④ 管理会社および受託会社の立替費用
- ⑤ 受益者の利益のための業務執行中に管理会社または受託会社が支払った法律顧問および税務顧問の報酬
- ⑥ 価格情報提供者報酬

- ⑦・ ファンドまたはファンド証券の販売に関し管轄権を有する一切の監督当局(各地の証券業協会を含む。)への届出書、目論見書および説明書等ファンドに関するその他一切の書類を作成し、印刷し、提出する費用。
- ・ 上記監督当局の所管する適用法令のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用。
 - ・ 会計、記帳および純資産価格計算に要する費用
 - ・ 受益者への通知・公告を作成しかつ配布する費用
 - ・ 弁護士および監査人の報酬
 - ・ 以上に類似するその他すべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。
- ⑧ 規制要件から生じるすべての報酬（管理会社による規制上の報告および指定された人物の任命を含むが、これらに限られない。）
- ⑨ ファンドの終了に関連するコストおよび費用

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンド資産の順序で控除される。投資家は、ファンド証券移転の登録のため管理会社が課す15米ドルを超えない費用(または管理会社および受託会社が随時合意するその他の額)を請求されることがある。

管理会社の報酬に関する方針および慣行の概要

管理会社は、アイルランドのAIFM規則の別紙2および報酬に関するESMAガイドラインの要件を満たし、かつ、これらに定める原則に従った報酬方針を策定および実施し、これを維持している。管理会社の報酬方針の要約は、以下に記載される。管理会社は、当該方針の実施について最終的な責任を負う。

管理会社は、その方針を実施するにあたり、良好なコーポレート・ガバナンスを確保するとともに、健全かつ効果的なリスク管理を推進する。管理会社は、ファンドのリスク特性、信託証書または英文目論見書に整合しない形でリスクを取ることを奨励しない。管理会社は、いかなる決定も管理会社の全般的な事業戦略、目的、価値および利益に合致するよう確保するとともに、生じうるいかなる利益相反も回避するよう努める。

管理会社の報酬方針は、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼしうる専門的業務に従事する社員に適用され、よって、経営陣、リスク負担者、内部統制担当者を対象とするとともに、経営陣およびリスク負担者と同じ報酬区分に属する報酬総額を受領し、かつ、ファンドのリスク特性に重大な影響を及ぼす専門的業務に従事する従業員も対象とする。よって、管理会社の報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理に整合し、かかるリスク管理を推進するものであるとともに、ファンドのリスク特性に整合しない形でリスクを取ることを奨励しない。

管理会社は、健全かつ慎重な報酬方針が存続し、回避されないことを確保する。かかる目的のために、管理会社は、特定の選定基準を参照して、その報酬方針および手続が適用される社員の種類を選定した。報酬ガイドラインのパートVIIに記載される均衡の原則に従い、報酬ガイドラインの支払プロセス要件は、管理会社の報酬方針において適用除外となった。かかる適用除外は、管理会社が各支払プロセス要件を評価した上でなされたものであり、管理会社に当てはまる具体的な事実が考慮され、管理会社の規模、内部組織ならびにその業務の性質、範囲および複雑性にとって適切なものとなっている。

ポートフォリオ運用業務またはリスク管理業務の一部の委任に関して、管理会社は、以下の事項のうちいずれかを要求する。

- (a) 当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者が、報酬に関するESMAガイドライン／AIFMDの別紙IIに基づき適用されるものと同等の効力を有する報酬に関する規制上の要件に従うこと。
- (b) 報酬に関するESMAガイドライン／AIFMDの別紙IIに定める報酬規則が回避されないことを確保するために、当該業務の特定の一部が委任された投資運用会社またはその受任者との間で適切な契約上の取決めが締結されること。

管理会社は、リスク管理の遂行に従事している者の報酬が、当該者が従事している事業分野の業績とは関係なく、リスク管理業務に関連する目的の達成度を反映することを確保する。管理会社は、報酬方針が社内および社外において毎年精査されることを確保する。

(5) 【課税上の取扱い】

ファンド証券の購入を検討する投資家は、その設立地や居住地の法律における、ファンド証券の購入・保有・売却その他の処分に伴う税金等の取り扱いについて専門家に相談することが推奨される。

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

I ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (イ) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (ロ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (ハ) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額))をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

II ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

(イ)受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。

(ロ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

(ハ)国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

(ニ)日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

(ホ)日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

(ヘ)日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(ホ)と同様の取扱いとなる。

(ト)日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、アイルランドに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しアイルランド税務当局により課税されることは一切ない。

III ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

IV 税制等の変更により上記IないしIIIに記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

(B) アイルランド

以下の記述は、ファンドに投資しようとする投資者および受益者に対する一般的な指針に過ぎず、税務上の助言となるものではない。したがって、受益者およびファンドに投資しようとする投資者は、自らの設立国、市民権を有する国、住所を有する国または法廷地を有する国の法律に基づき受益証券の購入、保有、売却またはその他処分により生じうる税務上の影響またはその他の効果について自己の専門アドバイザーに相談することが推奨される。

受益者およびファンドに投資しようとする投資者は、以下の課税上の取扱いに関する記述は、本書の日付現在で関連する法域で施行中の法律および慣行ならびに草案の段階にある規則案および立法案に関して管理会社が受領した助言に基づいていることに留意すべきである。すべての投資と同様、ファンドに投資した時点の実際の税務上の地位または予定される税務上の地位が永久に継続する保証はない。

所得および売却益への課税

(1) ファンド

ファンドは、アイルランド課税対象者(一般に、税務上アイルランドに居住または通常居住する者。詳細については以下を参照のこと。)である受益者に関して課税事由がある場合のみ税金を賦課される。

課税事由は、例えば、以下の場合に発生する。

- (i) ファンドが受益証券に関して受益者に何らかの支払を行った場合。
- (ii) 受益証券が譲渡、解約、償還または買い戻された場合。
- (iii) 受益者が受益証券を取得してから8年後およびその後8年毎。

ただし、上記にはアイルランド歳入庁から承認を受けた決済機関が所有する受益証券に関する取引、ファンド・ヴィークルの合併または会社整理に起因する一定の譲渡および配偶者または元配偶者との一定の譲渡は含まれない。

課税事由が発生した時点で受益者がアイルランド課税対象者ではない場合、かかる受益者に関する課税事由についてアイルランドの税金は賦課されない。

受益証券がアイルランド歳入庁から承認を受けた決済機関によって保有されていない場合、ファンドは、アイルランド課税対象者の課税事由についてアイルランドの税金の課税対象となる。課税事由に関して税金が賦課される場合、以下の説明に従い、ファンドの債務は、控除により回収することができるか、または譲渡の場合で、8年の周期的な課税事由に関する場合は、関連する受益者の受益証券を廃棄もしくは処分することにより回収することができる。特定の場合においては、ファンドが受益者に通知を行った場合に限り、ファンドの選択により、8年の周期的な課税事由に関して賦課される税金をファンドではなく受益者の債務とすることができる。かかる場合、受益者は、アイルランドの納税申告書を提出し、アイルランド歳入庁に対し(以下に定められる料率で)適切な税金を支払わなければならない。

受益者がアイルランド課税対象者ではない旨の適当な申告をファンドが受けていない場合、または申告が誤っていることを合理的に示唆する情報をファンドが有する場合であって、かかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド歳入庁の書面による承認の通知がない場合(またはかかる承認に付随する条件の放棄もしくは不履行があった場合)、ファンドは、(実際には当該受益者がアイルランドの居住者ではなく通常居住者でもない場合であっても)課税事由の発生時に税金の支払義務を負担する。課税事由が収益分配である場合、税金は分配金に対する料率38%または受益者が法人であって適当な申告を行っている場合は料率25%で控除される。収益分配以外の適当な申告を行った法人ではない受益者への支払、受益証券の譲渡および8年の周期的な課税事由に関して課税事由が発生した場合、税金は受益証券の価値が取得時から上昇した分に対する料率38%で控除される。受益者が法人であって、適当な申告を行っている場合、税金はかかる譲渡額に対する料率25%で控除される。8年の周期的な課税事由に関しては、受益証券がその後に低い価格で処分された場合に税金の還付を受ける制度がある。

受益者が名義人の立場で受益証券を保有している場合、課税事由について税負担が生じないようにするためには、当該受益者が知る限りまたは信じる限りにおいて、その実質的所有者がアイルランドの居住者ではなく、かつ、通常居住者でもない旨の申告を当該受益者が行うことが必要となる。

租税回避防止規定により、ファンドへの投資条件に基づき、投資者または投資者と関係のある特定の者がファンドの資産の選択に影響を及ぼすことができる場合は、税率38%が60%(支払または処分の詳細が個々の納税申告書に正確に記載されない場合は80%)に引き上げられる。

上記に記載した場合を除き、ファンドは、収益または課税の利益に関してアイルランドの税金を支払う責任を負わない。

(2) 受益者

適当な申告が行われた(または当該受益者もしくは当該受益者が属する受益者クラスからかかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド歳入庁の書面による承認の通知をファンドが得ている)アイルランドの居住者または通常居住者ではない受益者は、ファンドからの分配金または自ら保有する受益証券の償還、買戻しもしくは譲渡により生じる利益について税金を賦課されない。ただし、当該受益証券がアイルランドにおける支店もしくは代理機関を通じて保有されていないことを条件とする。アイルランド課税対象者でない受益者に対するファンドの支払から控除される税金はない。

アイルランドの居住者もしくは通常居住者であるか、またはアイルランドにおける支店もしくは代理機関を通じて受益証券を保有している受益者は、自己評価システムに基づき、受益証券を保有することから生じる分配または利益について納税義務または追加の納税義務を負う場合がある。特にファンドが8年の周期的な課税事由の発生時に税金を控除しないことを選択した場合、受益者は、自己評価に基づく納税申告書を提出し、アイルランド歳入庁に対し適切な額の税金を支払う義務を負う。一定のアイルランドの居住者および通常居住者である受益者は、適切な申告がなされている場合、ファンドの分配金に対する課税を免除される。

適切な申告を行うことができたのに、課税事由の発生時に申告を行わなかった場合、税金は一般に還付されない。ただし、受益者がアイルランド法人税の支払責任を負う法人である場合はこの限りではない。

印紙税

受益証券の販売、保有および買戻しにアイルランドの印紙税は賦課されない。ただし、受益証券の購入および買戻しがアイルランドに所在する財産の特定譲渡により充足されないことを前提とする。

資本取得税

以下の場合、受益証券の贈与または相続に起因するアイルランドの贈与税、相続税(資本取得税)の納税義務は発生しない。

- (a) 処分の日現在、譲渡人がアイルランドに住所地を有しておらず、アイルランドに通常居住していない場合、および贈与または相続の日現在、受益証券の譲受人がアイルランドに居住しておらずまたは通常居住していない場合、および

(b) 贈与または相続の日または評価日現在、受益証券が処分対象である場合。

自動的情報交換

ファンドが含まれる場合があるアイルランドの報告金融機関は、FATCAおよびCRS(下記参照)の両方に基づき、一定の投資家に関して報告義務を負う場合がある。

アイルランドにおける情報交換およびFATCAの国内法化

ファンドを代理する管理会社は、ファンドの米国投資家に関する一定の情報をアイルランド歳入庁に報告する義務を負い、アイルランド歳入庁は、当該情報を米国の税務当局と共有する。

2010年米国雇用促進法の外国口座税務コンプライアンスに関する規定(以下「FATCA」という。)は、被支払人が直接的および間接的な所有者ならびに口座保有者に関する相当量の情報を収集し、米国内国歳入庁(以下「IRS」という。)に提供するための契約をIRSとの間で締結し、これを遵守する場合を除き、2014年7月1日以降に行われる一定の「源泉徴収対象支払」に対して30%の米国源泉徴収税を課している。

2012年12月21日、アイルランドは、国際的な税務コンプライアンスを改善し、FATCAを国内法化するために、米国との間で政府間協定(以下「IGA」という。)を締結した。当該協定に基づき、アイルランドは、FATCAに関連して一定の情報を収集するための法律を実施することに同意し、アイルランドおよび米国の税務当局は、この情報を自動的に交換することに合意した。IGAは、広義のカテゴリーのアイルランド金融機関において一定の米国人が保有する口座および投資対象に関連する情報を毎年自動的に交換する(逆もまた同様とする。)旨を定めている。

IGAおよび情報開示義務を実施する2014年金融口座報告(アメリカ合衆国)規則(改正済)に基づき、ファンドのようなアイルランド金融機関は、米国口座保有者に関する一定の情報をアイルランド歳入庁に報告することを要求される。アイルランド歳入庁は、当該情報を毎年自動的にIRSに提供する。管理会社(および／またはファンドを代理する投資運用会社)は、IGA、アイルランド規則またはFATCAに関連して公表されるその他の適用法に基づく報告要件を充足するために要求される必要な情報を投資家から取得しなければならず、当該情報は、ファンドの受益証券の申込手続の一環として求められる。アイルランド規則により、ファンドが米国資産を保有しているかまたは米国投資家を有しているかにかかわらず、情報の収集およびアイルランド歳入庁に対する申告書の提出が要求されることに留意すべきである。

受益者がFATCAを理由とする源泉徴収(以下「FATCA控除」という。)またはその他の金融上の罰金、経費、費用もしくは債務をファンドに負担させる場合、ファンドは、当該受益者の受益証券を強制的に買い戻し、かつ／または、当該受益者がかかるFATCA控除またはその他の金融上の罰金、経費、費用もしくは債務を経済的に負担することを確保するために必要なあらゆる措置を講じることができる。IGAおよびアイルランド規則は、FATCAを遵守する際の負担、また結果的にファンドの資産に係るファンドへの支払に対するFATCA源泉徴収のリスクを軽減する助けとなるべきであるが、この点に関して保証することはできない。したがって、受益者は、投資を行う前に、FATCAの潜在的な影響に関して独自の税務アドバイスを受けるべきである。

共通報告基準（以下「CRS」という。）

CRSの目的は、税金の効率的な徴収を支援するために、他の参加国の課税対象者である口座保有者に関して現地の金融機関により政府に報告される金融口座情報を政府間で毎年自動的に交換することを規定することである。OECDは、CRSを策定する際にFATCAの概念を使用しているため、本基準は、多数の変更点はあるものの、概してFATCAの要件に類似している。本基準により、対象となる可能性のある口座の事例が増加し、口座が報告されなければならない多数の法域が含まれるため、報告義務を負う者の数が大幅に増えることになる。

アイルランドは、CRSに係る金融口座情報の自動的交換に関する多国間当局間合意の署名国であり、租税統合法（改正済）第891条Fおよび第891条Gは、CRSを国際的におよび欧州連合においてそれぞれ実施するために必要な措置を含んでいる。2015年報告金融機関による一定の情報の申告に関する規則（2025年報告金融機関による一定の情報の申告に関する（改正）規則により改正済）（以下「CRS規則」という。）は、2016年1月1日からCRSを施行し、改正規則は2026年1月1日に施行された。税務上の行政協力に関する指令2014/107/EU（以下「DAC II」という。）（改正済）は、ヨーロッパにおけるCRSの実施を規定し、すべてのEU加盟国に対して、年に一度他のEU加盟国の居住者につき金融口座情報を交換する強制的義務を設定する。租税統合法第891条Gは、DAC IIの実施に必要な措置を含んでいた。2015年税務における情報の強制的な自動的交換に関する規則（2025年税務における情報の強制的な自動的交換に関する（改正）規則により改正済）（以下CRS規則と併せて「本規則」という。）は、2016年1月1日からDAC IIを施行し、改正規則は2026年1月1日に施行された。

本規則に基づき、報告金融機関は、アイルランド税務当局に対して報告義務のある口座を特定するために、口座保有者および口座保有者がCRSの目的において定義される法人である場合には一定の支配者に関する一定の情報（例：氏名、住所、居住地、TIN、生年月日および出生地（必要に応じて）、口座番号および各暦年末時点の口座残高または価額）を収集することを要求される。アイルランド税務当局は、当該情報を参加法域の税務当局と交換するものとする。CRSおよびDAC IIに関する詳細情報は自動的情報交換(AEOI)のウェブページwww.revenue.ieで参照することができる。

定義

上記の点に関して以下の定義に留意することを要する。

外国人

「外国人」とは、(i)税務上、アイルランドに居住しておらずまたは通常居住していない者で、租税統合法スケジュール2Bに基づく適正な申告書をファンドに提出している者をいい、ファンドはかかる申告が誤っているか、もしくはいずれかの時点で誤っていたことを合理的に示唆する情報を保有していないか、または、(ii)ファンドは、当該者もしくは当該者が属する受益者クラスに関してかかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド歳入庁の書面による承認の通知を保有しており、当該承認は撤回されておらず、当該承認の前提条件が充足されている。

居住一会社

2014年財政法の前ににおいては、長年にわたり確立されてきたコモンロー上の規律を考慮して、中核となる経営および支配に基づいて会社の居住地が判定されていた。同規律は、2014年財政法において広範な改正が加えられ、アイルランドで設立された会社は、アイルランドの税務上の居住者として扱われることが定められている。ただし、二重課税防止条約によって、同社がある締約国の居住者として取り扱われる場合は、この限りではない。中核となる経営および支配を基準とするコモンロー上の規律は存続しているものの、これは、1997年租税統合法第23A条（改正済）に定められたアイルランドにおける設立を基準とする会社の居住地を判定するための制定法上の規律に従う。

アイルランドで設立された会社の税務上の居住地を判定するための設立規則は、2015年1月1日以後に設立された会社に適用される。同日より前に設立された会社については、2020年12月31日まで、移行期間が適用された。

アイルランドで設立された会社で、自らがアイルランドの課税対象者ではないと考える場合には、ファンドに提出する税務申告書においてその旨を主張する前に、専門家の助言を求めることが推奨される。

居住一個人

個人は、以下の場合、税務上アイルランド共和国の居住者とみなされる。

- 1) 当該課税年度中に当国に183日以上滞在した場合。または、
- 2) 当該課税年度に当国に滞在した日数と前年度に当国に滞在した日数を合計して280日間当国に滞在した場合。

一課税年度中に当国に30日以下しか滞在していない場合、2年間テストの適用上当該滞在は計算に入れられない。当国における1日の滞在とは、個人本人が日中に常時滞在することをいう。

通常居住すること一個人

「通常居住」という用語は、「居住」とは区別され、個人の通常の生活様式に関連して、相当程度継続的に一定の場所に居住することをいう。

3課税年度以上連続して当国に居住する個人は、4年目の課税年度の開始から通常居住者となる。

当国に通常居住している個人が連続する課税年度の3年目が終了する時点で居住者でない場合、通常居住している者でなくなる。

したがって、2026年に当国に居住および通常居住し、同年に当国を出国する個人は、2029年の課税年度の末日まで通常居住者である。

仲介者

仲介者とは以下の者をいう。

- (a) 他の者に代わりアイルランドに所在する投資信託から支払を受領する等の取引を遂行し、または、
- (b) 他の者に代わり投資信託の受益証券を所有する者。

アイルランド課税対象者

「アイルランド課税対象者」とは、以下の者以外の者をいう。

- (i) 外国人。
- (ii) 外国人の仲介者(ノミニーを含む。)
- (iii) 租税統合法第739条Bに定める適格管理会社。
- (iv) 租税統合法第734条に定める指定会社。
- (v) 租税統合法第739条Bに定める投資会社。
- (vi) 租税統合法第739条Jに定める投資有限責任会社。
- (vii) 租税統合法第774条、第784条または第785条に定める免税認可基金または退職年金契約または信託基金。
- (viii) 租税統合法第706条に定める生命保険事業を営む会社。
- (ix) 租税統合法第737条に定める特定投資信託。
- (x) 租税統合法第731条(5)(a)の適用を受けるユニット・トラスト。
- (xi) 租税統合法第207条(1)(b)に基づき所得税または法人税の免除を受ける権利を有する慈善事業。
- (xii) 租税統合法第784条A(2)、第787条Iまたは第848条Eに基づき所得税およびキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、所有する受益証券が認可退職基金、認可ミニマム退職基金、特別貯蓄インセンティブ口座または個人退職積立預金口座(租税統合法第787条Aに定義される。)の資産である場合。
- (xiii) 司法サービス機関。
- (xiv) 信用組合。
- (xv) 租税統合法第739条G(2)に基づく法人税の対象となる法人(ただし、当該ファンドがマネー・マーケット・ファンドである場合に限る。)
- (xvi) 租税統合法第110条(2)に基づく法人税の対象となる法人。
- (xvii) 国家資産管理公社。
- (xviii) アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル。
- (xix) 1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。
- (xx) 租税統合法第787条ACにより所得税またはキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、当該個人が保有する受益証券が（租税統合法第30編第2D章の意味における）PEPPの資産である場合。
- (xxi) （租税統合法第30編第2E章の意味における）参加者に代わり当局の名義で登録されたAEプロバイダー・スキームの受益証券を保有する個人。
- (xxii) 取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドの管理会社が所有し、かつ、ファンドの管理会社が、当該申告書が不正確であることまたは過去のいずれかの時点において不正確であったことを合理的に示唆するいかなる情報も保有していないことを条件とする。

租税統合法

「租税統合法」とは、適宜改正される1997年アイルランド租税統合法をいう。

その他の税務事項

ファンドが所有する証券または資産から発生したファンドの収益または利益には、当該収益または利益が発生した国において源泉徴収税が賦課されることがある。ファンドは、アイルランドと他国との間で締結された二重課税条約に規定する源泉徴収税率の引下げによる利益を受けることができない。将来当該ポジションが変更し低い税率が適用された結果、ファンドへの払戻しが発生する場合、ファンドの純資産価格は修正されず、上記利益は払戻し時の按分計算により既存の受益者に配分される。

(C) 米国

(1) ファンド

ファンドは、株式または商品ディーラーとみなされず、ファンドの収益または実現益と有効に関連すると取り扱われる米国の通商または事業に従事していない場合、ファンドは、一般的に、その収益または実現益に課税されることはない。ファンドの活動が自己の勘定でのデリバティブ契約および有価証券の取引に限定されている限り、ファンドは、上記の目的上、米国の通商または事業に従事しているとみなされるべきではない。ファンドのために、管理会社の取締役は、ファンドがこれらの要件に適合するような方法で業務執行を行う予定である。ファンドがかかる要件に適合するとしても、ファンドは、ポートフォリオ・インタレストの例外または源泉税についてのその他の例外の範囲外である米国源泉の利息(そのような利息収入は極めて少ないと予想される。)、米国源泉の配当および米国源泉の固定または確定年次もしくは定期的実現益、利益もしくは収益(ショート・ストック・リベイトを含む。)についての米国の30%源泉税に服する。

ファンドが米国の通商または事業に従事する場合、当該年度にかかる米国連邦所得税申告を行い、米国での通常の税率により、かかる通商または事業に有効に関連する収益および実現益に関する税金を支払う義務が生じ、さらに、30%の追加的支店利益税が課される。

(2) 受益者

資本金的資産として保有されている受益権の売却または買戻しにより実現された受益者の実現益は、当該実現益が米国での通商または事業活動に有効に関係していない場合、一般的に米国連邦所得税に服することはない。しかし、非居住者外国人の場合、(i)課税年度中183日以上米国内に居住し、かつ(ii)当該実現益が米国を源泉として生じたものであれば、30%(または租税条約に定めるより低い料率)の米国税に服する。

一般的に、受益証券の売買または買戻しによる実現益の源泉については受益者の住所地によって決定される。実現益の源泉決定のため、住居は、その他の関連では非居住者外国人である個人が、所得源泉の決定のためにのみ米国居住者として取り扱われることになりうるような方法で定義されている。課税年度において183日以上米国に居住する予定を有する、またはその他により米国と実質的関係を有する個人受益者は、受益権の売却または買戻しに関する米国連邦所得税の課税関係について自らの税金アドバイザーに相談すべきである。

米国の通商または事業活動に従事する受益者の実現益は、当該実現益が米国の通商または事業に有効に関連していれば、受益証券の売却または買戻しについて米国連邦所得税が課される。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

(2026年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	アメリカ合衆国	67,214,818.50	79.94
	カナダ	3,686,959.76	4.38
	バミューダ	2,340,784.49	2.78
	フランス	2,187,264.88	2.60
	オランダ	1,340,358.53	1.59
	日本	955,690.14	1.14
	イギリス	626,733.01	0.75
	ルクセンブルグ	552,214.94	0.66
	オーストラリア	456,353.09	0.54
	デンマーク	403,562.40	0.48
	国際機関	186,391.10	0.22
小計		79,951,130.84	95.08
現金およびその他の資産 (負債控除後)		4,133,533.04	4.92
合計(純資産総額)		84,084,663.88 (約13,514百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

(2026年7月末日現在)

順位	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	保有数	簿価 (米ドル)	時価 (米ドル)	投資比率 (%)
1	CCO HLDGS LLC/CAP CORP	アメリカ 合衆国	社債	4.250	2031/2/1	1,300,000	1,328,470.83	1,150,784.98	1.37
2	1261229 BC LTD	カナダ	社債	10.000	2032/4/15	875,000	862,882.91	894,431.13	1.06
3	OLYMPUS WTR US HLDG CORP	アメリカ 合衆国	社債	7.250	2033/2/15	810,000	810,000.00	793,414.68	0.94
4	AVANTOR FUNDING INC	アメリカ 合衆国	社債	4.625	2028/7/15	803,000	807,092.60	791,881.10	0.94
5	ECHOSTAR CORP	アメリカ 合衆国	社債	10.750	2029/11/30	725,000	760,735.00	784,234.40	0.93
6	ATHENAHEALTH GROUP INC	アメリカ 合衆国	社債	6.500	2030/2/15	744,000	707,846.65	718,212.25	0.85
7	INDUSTRIAL F&B INV	アメリカ 合衆国	社債	7.750	2033/2/11	700,000	708,880.00	710,024.71	0.84
8	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	アメリカ 合衆国	社債	5.000	2030/3/1	725,000	712,675.23	702,684.89	0.84
9	CLEARWAY ENERGY OP LLC	アメリカ 合衆国	社債	3.750	2031/2/15	750,000	727,730.34	687,840.84	0.82
10	ALTICE FRANCE SA	フランス	社債	9.500	2029/11/1	617,378	741,377.16	625,376.13	0.74
11	MERIDIAN ARC HOLDCO LLC	アメリカ 合衆国	社債	6.250	2031/4/30	625,000	626,656.25	600,756.32	0.71
12	FIRST EAGLE HOLDINGS	アメリカ 合衆国	社債	7.250	2032/8/15	590,000	590,000.00	596,888.36	0.71
13	SUNRISE FINCO I BV	オランダ	社債	4.875	2031/7/15	625,000	582,273.26	586,453.56	0.70
14	CLOUD SOFTWARE GRP INC	アメリカ 合衆国	社債	9.000	2029/9/30	593,000	600,053.32	580,918.75	0.69
15	1011778 BC / NEW RED FIN	カナダ	社債	3.500	2029/2/15	585,000	585,000.00	560,361.67	0.67
16	STONEBRIAR ABF LLC	アメリカ 合衆国	社債	8.125	2030/12/15	535,000	555,587.50	556,181.20	0.66
17	ALLIED UNIVERSAL HOLDCO	アメリカ 合衆国	社債	7.875	2031/2/15	510,000	514,068.84	529,492.20	0.63
18	CLYDESDALE ACQUISITION	アメリカ 合衆国	社債	6.625	2029/4/15	530,000	523,632.65	526,819.58	0.63
19	STAPLES INC	アメリカ 合衆国	社債	10.750	2029/9/1	550,000	525,091.46	526,482.78	0.63
20	COUGAR JV SUBSIDIARY LLC	アメリカ 合衆国	社債	8.000	2032/5/15	500,000	508,572.15	522,943.50	0.62
21	SPECIALTY BUILDING PRODU	アメリカ 合衆国	社債	7.750	2029/10/15	550,000	556,560.13	521,685.90	0.62
22	MCAFFEE CORP	アメリカ 合衆国	社債	7.375	2030/2/15	600,000	511,500.00	509,642.79	0.61
23	AVIENT CORP	アメリカ 合衆国	社債	7.125	2030/8/1	501,000	506,499.29	508,198.81	0.60
24	EMRLD BOR / EMRLD CO-ISS	アメリカ 合衆国	社債	6.625	2030/12/15	495,000	495,000.00	502,979.40	0.60
25	INSIGHT ENTERPRS	アメリカ 合衆国	社債	6.625	2032/5/15	500,000	506,547.75	502,800.96	0.60
26	TENET HEALTHCARE CORP	アメリカ 合衆国	社債	6.125	2030/6/15	500,000	494,778.98	502,580.50	0.60
27	WINDSOR HOLDINGS III LLC	アメリカ 合衆国	社債	8.500	2030/6/15	475,000	474,082.65	494,185.73	0.59
28	STATION CASINOS LLC	アメリカ 合衆国	社債	6.625	2032/3/15	485,000	485,000.00	490,062.43	0.58
29	WYNN RESORTS FINANCE LLC	アメリカ 合衆国	社債	7.125	2031/2/15	460,000	463,749.03	481,982.48	0.57
30	AVIS BUDGET CAR/FINANCE	アメリカ 合衆国	社債	8.375	2032/6/15	475,000	475,762.50	472,714.13	0.56

種類別投資比率

(2026年7月末日現在)

種類	投資比率(%)
社債	95.08
合計	95.08

② 【投資不動産物件】

該当なし(2026年7月末日現在)。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当なし(2026年7月末日現在)。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

下記会計年度末ならびに2026年7月末日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当り純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第19会計年度末	184,842	29,708	6.73	1,082
第20会計年度末	163,909	26,343	6.56	1,054
第21会計年度末	150,292	24,155	6.50	1,045
第22会計年度末	129,758	20,855	5.78	929
第23会計年度末	140,007	22,502	6.82	1,096
第24会計年度末	119,895	19,270	6.45	1,037
第25会計年度末	97,603	15,687	5.88	945
第26会計年度末	94,287	15,154	6.10	980
第27会計年度末	89,487	14,382	6.03	969
第28会計年度末	86,240	13,860	6.09	979
2025年8月末日	91,368	14,685	6.25	1,005
9月末日	91,048	14,633	6.26	1,006
10月末日	89,807	14,434	6.23	1,001
11月末日	89,353	14,361	6.24	1,003
12月末日	89,564	14,395	6.25	1,005
2026年1月末日	89,092	14,319	6.24	1,003
2月末日	88,279	14,188	6.22	1,000
3月末日	86,240	13,860	6.09	979
4月末日	86,053	13,830	6.16	990
5月末日	85,989	13,820	6.18	993
6月末日	85,335	13,715	6.17	992
7月末日	84,085	13,514	6.11	982

純資産の推移



② 【分配の推移】

	1口当りの分配金 (米ドル)	円
第19会計年度	0.3531	56.75
第20会計年度	0.3525	56.65
第21会計年度	0.3485	56.01
第22会計年度	0.3081	49.52
第23会計年度	0.2740	44.04
第24会計年度	0.2528	40.63
第25会計年度	0.2645	42.51
第26会計年度	0.3010	48.38
第27会計年度	0.3311	53.21
第28会計年度	0.3492	56.12
2025年8月	0.0289	4.64
9月	0.0308	4.95
10月	0.0382	6.14
11月	0.0271	4.36
12月	0.0266	4.28
2026年1月	0.0291	4.68
2月	0.0276	4.44
3月	0.0283	4.55
4月	0.0277	4.45
5月	0.0291	4.68
6月	0.0284	4.56
7月	0.0284	4.56

設定来累計 (2026年3月31日までの累計額)	12.0688米ドル
-----------------------------	------------

③ 【収益率の推移】

会計年度	収益率 ^(注)
第19会計年度	11.897%
第20会計年度	2.712%
第21会計年度	4.398%
第22会計年度	－6.337%
第23会計年度	22.734%
第24会計年度	－1.718%
第25会計年度	－4.736%
第26会計年度	8.861%
第27会計年度	4.280%
第28会計年度	6.786%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の1口当りの純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当りの純資産価格(分配落の額)

年間収益率の推移



※ 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該期間最終日の1口当りの純資産価格 + 当該期間の分配金の合計額

b = 当該期間の直前の日の1口当りの純資産価格 (分配落の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記各会計年度中の販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は以下のとおりである。

	販売口数	本邦内における 販売口数	買戻し口数	本邦内における 買戻し口数	発行済口数	本邦内における 発行済口数
第19会計年度	362,930	362,930	2,307,290	2,307,290	27,470,250	27,470,250
第20会計年度	429,220	429,220	2,901,170	2,901,170	24,998,300	24,998,300
第21会計年度	246,370	246,370	2,140,280	2,140,280	23,104,390	23,104,390
第22会計年度	1,484,450	1,484,450	2,157,680	2,157,680	22,431,160	22,431,160
第23会計年度	237,980	237,980	2,148,960	2,148,960	20,520,180	20,520,180
第24会計年度	165,850	165,850	2,102,610	2,102,610	18,583,420	18,583,420
第25会計年度	222,290	222,290	2,210,490	2,210,490	16,595,220	16,595,220
第26会計年度	162,180	162,180	1,297,580	1,297,580	15,459,820	15,459,820
第27会計年度	350,240	350,240	977,900	977,900	14,832,160	14,832,160
第28会計年度	234,090	234,090	903,280	903,280	14,162,970	14,162,970

第2 【管理及び運営】

1 【申込（販売）手続等】

イ) 海外における申込(販売)手続等 手続等

ファンドの受益証券の申込者は、ファンドの受益証券の申込みに関して、申込者が使用するための投資者口座を管理会社が開設できるようにするために、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、関連する申込者の身元を証明するための補足情報および補足資料、また、管理会社による要求があった場合は、申込金の資金源の詳細とともに、記入済の口座開設依頼書を送付しなければならない。これらの要件のさらなる詳細は、後記「マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止」の項に記載されている。

管理会社が投資者口座を開設した旨の確認書を申込者に交付した後において、申込者は、関連する申込書を用いてファンドの受益証券の申込みを行うことができる。申込書が管理会社によって取引期限までに受領されていない場合、当該申込書は、当該申込書が受領された後の次の取引期限まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する本件申込価格で発行される。ただし、管理会社は、その裁量により、かつ、投資運用会社に対して事前に通知を行うことにより、取引期限後（ただし、当該取引日に関連する評価日の評価時よりも前）に受領した当該申込書を受領することがある。

受益証券の申込者は、管理会社によって申込者の投資者口座を開設した旨の確認書の受領前に管理会社によって受領された申込書は、処理されない点に留意すべきである。当該状況において、申込者は、管理会社が申込者の投資者口座を開設した旨の確認書を申込者が受領した後において、新たな申込書に記入し、これを提出するよう要求される。投資者口座が開設された旨の確認が行われる前にファンドの集金口座宛てに支払われた申込金は、受領を拒否されることがあり、申込者は、自己の費用負担により、追加の銀行手数料を支払うことになることがある。

投資者口座が開設された旨の確認書を受領し、申込書が管理会社に提出された後において、受益証券の申込みのための決済資金が申込決済期限までにファンドの集金口座に払い込まなければならない。記入済の申込書および／または受益証券の申込みのための決済資金が関連する申込決済期限までに受領されていない場合、受益証券の申込みは、記入済の申込書および受益証券の申込みに係る決済資金が受領された後の次の申込み可能な取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する申込価格で発行される。

各申込書には、本書に別段の定めがある場合を除いて、申込の数量（金額または受益証券の口数）を明記しなければならない。関連する申込金は、関連するクラスの受益証券の表示通貨により、現金で支払われなければならない。

管理会社は、その絶対的な裁量により、何らかの理由によりまたは理由なしに（また、かかる理由を開示する義務を負わず）、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することがあり、その場合、申込みの際に支払われた金額またはその残額（場合に応じる。）は、実行可能な限り速やかに、かつ、申込者がリスクおよび費用を負担した上で、（利息を付さずに）返金される。

申込金の支払の不履行または遅滞の結果ファンドに生じた損失、費用は、申込者の負担となる。

管理会社が一度受領した記入済申込書は、撤回不能である。受益証券の発行をもって、管理会社は、所有権確認書を発行する。

ファンドの受益証券の申込みが受諾された場合、当該受益証券の買付者は関連する取引日が経過するまで受益者名簿に記載されないことがあるが、当該受益証券は、関連する取引日の営業終了時点から有効に発行されたものとして取り扱われる。したがって、買付者が受益証券について支払った申込金は、関連する取引日からファンドの投資リスクの影響を受けることになる。

管理会社は、投資運用会社と協議の上、特定の期間中またはその他同社が決定する時期まで受益証券を発行しないことを随時決定することができる。かかる期間中、受益証券を申し込むことはできない。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込書を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の継続申込みを請求する場合、受益者は、申込書の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式の、申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

受益証券は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格に相当する価格（本件申込価格）に当該価格に対する3%以内の販売手数料(関連する販売会社に、またはその指示に従い、支払われる。)を加えた価格にて募集される。

最低申込口数

受益証券の最低申込口数は、10口以上10口単位であり、端数は発行されない。

非適格申込者

米国人は受益証券を買付けることはできず、買付者は直接、間接を問わず米国人のために受益証券を取得するものではない旨の証明を求められる。管理会社は、(a)その裁量で、受益証券買付申込みの全部または一部を拒絶し、(b)受益証券の買付けや保有を許されない受益者からいつでも、そのすべての受益証券を買戻すことができる。

口座開設依頼書は、受益証券の各申込予定者（該当する場合は、各共同保有者を含む。）に対して、特に、自らが受益証券の申込みに適格であり、適用法に違反することなく受益証券を取得し、保有することができる旨表明し、保証することを必要とする。受益証券は、ファンドが本来負担することのない納税義務を負うか、またはその他の金銭上の不利益を被ることとなる可能性があるとして管理会社が判断する状況において、いかなる者に対しても募集、発行または譲渡されることはできない。

受益証券の申込者は、口座開設依頼書において、とりわけ、ファンドへの投資リスクを評価するための金融事項に関する知見、専門知識および経験を有していること、ファンドが投資する資産への投資に内在するリスクおよび当該資産の保有および／または取引の方法を認識していることならびにファンドへの投資全額を失うことに耐えられることを負担することができることを証明しなければならない。受益証券の譲受人は、譲渡の登録前に同様の条件で表明および保証を行う必要がある。

受益証券の様式

すべての受益証券は登録受益証券であり、受益者の資格は、受益者名簿への記載により証明され、受益証券の券面によって証明されるものではない。受益証券は、単独名義または4名を上限とする共同名義で登録することができる。受益証券が共同名義で登録される場合、すべての共同保有者は、取引（かかる受益証券の全部または一部の譲渡または買戻しを含むが、これらに限られない。）に関して、管理会社が共同保有者のうちいずれかの者による単独の書面による指図に基づき行為する権限を与える必要がある。

ファンドの集金口座に保有される翌日物の現金残高は、関連するファンドに投資される前または受益証券の販売もしくは買戻しに関連して投資者に支払われる前を含めて、余剰資金強制弁済プログラム（以下「集金口座余剰資金強制弁済プログラム」という。）の対象となることがある。集金口座余剰資金強制弁済プログラムは、少なくともS & P、ムーディーズまたはフィッチのいずれかによる「A」以上の信用格付を有する第三者の取引相手方（以下「集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティー」という。）において保有される一または複数の共同顧客口座に当該金銭を預託することが含まれる。ファンドの投資者は、集金口座余剰資金強制弁済プログラムの結果、集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティーに対するカウンターパーティー・エクスポージャーを負うことに留意すべきである。取引相手方リスクに関する説明は、前記「第1 ファンドの状況、3 投資リスク、① リスク要因」の「取引相手方リスク」と題するリスク要因に記載される。

投資家資金規則

管理会社は、投資家資金規則に従って、投資家の申込金、買戻金および分配金の管理に使用されるファンドの集金口座を維持している。管理会社は、当該金銭が非投資家の金銭とは分別して保有されること、投資家の金銭はその記録において明確に特定可能であることならびにその帳簿および記録が投資家がいずれかの時点で各投資家毎に保有する金銭の正確な記録を提供することを確保する責任を負っている。買戻金または分配金の支払前に当該口座における金額に対して利息が支払われることはない。集金口座における投資家の金銭に関する受取利息は、ファンドの利益となり、割当てが行われる際に受益者の利益に適うよう定期的にファンドに配分される。集金口座における投資家の金銭について支払うべき利息は、定期的にファンドの資産から支払われる。

マネー・ロンダリング防止およびテロ資金供与防止

アイルランド2010年－2021年刑事司法（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与防止に関する）法（その後の改正を含む。）（以下「刑事司法法」という。）は、マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を防止および発見するために、受益者全員の身元および住所ならびに、場合に応じて、受益者が代理で受益証券を保有する場合の「実質的所有者」および／または上級業務執行役員（疑義を避けるために付言すると、刑事司法法に定義される取締役および最高経営責任者（該当する場合）を含むものとする。）（以下「上級業務執行役員」という。）の身元および住所を確認するための措置を含め、堅牢なリスク評価および適切な措置を講じる義務を受託会社、管理会社および管理事務代行会社に課している。

管理事務代行会社としての管理会社は、刑事司法法に従い、各受益者、実質的所有者および／または上級業務執行役員（場合による。）の身元を確認するために必要な書類を取得する。リスクベースのアプローチの適用により、一定の状況において、管理事務代行会社としての管理会社は、特定の種類の投資者（重要な公的地位を有する者またはハイリスクのカテゴリーに該当するとされる他の投資者など）について、強化された顧客の精査を適用する必要がある。管理事務代行会社としての管理会社は、顧客、顧客を代理して行為すると称する者および対象となる実質的所有者に関して、刑事司法法第33条から第39条に定められる規定を遵守しなければならない。

マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与を効果的に阻止するため、また刑事司法法第33(1)条に従い、管理事務代行会社としての管理会社は、自己の顧客ならびに（関連ある場合）実質的所有者および／または上級業務執行役員（該当する場合）を、次に掲げる場合において、特定および確認しなければならない。

- ・ ファンドに関する受益者と管理会社との間の取引関係の確立前
- ・ 不定期の取引またはサービスを行う前
- ・ 受益者に関する重要な内容が変更された場合

管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドにおける受益者の身元を特定し、かつ確認する必要がある。受益者は、取引関係の開始前に、関連するマネー・ロンダリング防止に関する書類を提供するよう求められる。

管理事務代行会社は、継続的な精査の実施が必要となることがあり、これに応じて、管理事務代行会社は、受益者、上級業務執行役員および／または受益証券の実質的所有者の本人確認のために必要とみなす追加情報をいつでも請求する権利を留保する。

管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドの受益証券の申込者の身元および住所を確認するために必要と考える情報および書類を請求する。申込みが規制対象仲介業者を通じて行われ、かつ、当該仲介業者が適用ある法律によりアイルランドと同等のマネー・ロンダリング防止規則を有すると認められる国において営業を行っている場合には、管理事務代行会社は、当該投資者に対し簡略化した顧客の精査を適用することができ、または対象となるファンドの受益証券の申込者に関する規制対象仲介業者からの書面による表明に依拠することができるが、マネー・ロンダリング防止のため、当該投資者の継続的な監視も実施しなければならない。

ファンドの受益証券の申込みを希望する投資予定者に要求される書類の詳細（本人確認書類の種類を含む。）については、口座開設依頼書に概要が記載されている。管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止に関する本人確認のために必要となる追加書類または情報について、投資予定者に通知する。

申込者の身元を確認するために管理事務代行会社が請求した情報の提出を申込者が遅延し、または行わなかった場合、管理事務代行会社は、投資者口座の開設または取引の実施を許可することを拒絶することができる。投資予定者は、投資者が上記に定められる第三者の本人確認のために管理事務代行会社に対して当該情報を提供していない限り、買戻金または分配金が第三者の口座に対しては支払われないことに特に留意すべきである。管理事務代行会社としての管理会社は、ファンドの受益証券の申込者がすべてのマネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件を満たすまで投資者口座を開設する立場になく、また、当該状況において、管理事務代行会社は、マネー・ロンダリング防止要件およびテロ資金供与防止要件がすべて満たされ、申込者が投資者口座が開設された旨の確認を受領するまでは、申込書を受諾せず、またはファンドの集金口座への申込金を受領しないことについて、了承されたい。管理事務代行会社が、申込者の本人確認に成功し、申込者に対して投資者口座が開設された旨の確認を行った場合、申込者は、記入済申込書の受領の翌取引日時点でファンドの受益証券の申込みを許可される。

ファンドの受益証券の各申込者は、管理事務代行会社が請求した情報および書類を当該申込者が提出しなかった場合、受託会社および管理事務代行会社としての管理会社が当該申込者による購入申込みの処理が拒絶されたことまたは買戻金の支払が遅延したことによって生じるいかなる損失についても、損害を被らないことを確認し、かつ、これに同意する。

データ保護

管理会社は、ファンドのためにデータ処理を行っており、データ保護法上、データ処理者に該当する。

投資予定者は、ファンドに対する投資ならびにそれに関連して管理会社ならびにその関連会社およびその委託先との間でやりとり（口座開設依頼書への記入および（該当する場合）電子通信または電話の記録を含む。）を行うことにより、または投資者と関連のある個人（例えば、受益者の取締役、受託者、従業員、代表者、投資者、顧客、実質的所有者、代理人および役員）に関する個人情報を管理会社に提供することにより、データ保護法に定める個人データに該当する一定の個人情報を管理会社ならびにその関連会社および委託先に提供することに留意すべきである。

個人情報には、投資者および／または投資者と関連のある個人に関する次の情報が含まれる。氏名、居住地住所、電子メール・アドレス、連絡先、会社の連絡先情報、署名、国籍、出生地、生年月日、納税者番号、信用履歴、通信記録、パスポート番号、銀行口座詳細、資金源詳細および投資者の投資活動に関する詳細。

管理会社は、それぞれの委託先および代理人との間で上記個人データを共有することがある。委託先の所在地がEEA域外または欧州委員会からデータ保護に関する充分性認定を受けていない第三国にある場合、適切なモデル条項が施行される。個人データは、関連するマネー・ロンダリング防止法に従って管理会社により保有される。一般に、管理会社は、関係の終了後5年間、マネー・ロンダリング防止義務を履行しながら、自らが有する個人データを保持する。ただし、法律もしくは適用ある規則またはその他に基づき、管理会社が同個人データを5年より長期間保持する義務を負う場合は、この限りではない。

一定の限定された場合において、管理会社は、ファンドとの間で契約を締結した結果取得した個人データについては、法律および規制上の目的のためならびに正当な事業目的のために、（自らの法的義務を基準として）マネー・ロンダリング防止法に基づく義務を果たすために必要な範囲において、データ管理者に該当することもある。

特定の認められた個人データの利用において、管理会社は、データ保護法に基づくデータ管理者のすべての義務を負っている。管理会社は、当該データ主体に関して自らがデータ管理者としての機能を履行しているデータ主体にデータ保護法に基づき付与されたすべての権利は、当該データ主体によってのみ、かつ、管理会社に対して直接行使されるものであることを確認する。

疑義を避けるために付言すると、一定の限定された場合において、管理会社は、同社固有の権利においてデータ管理者として行為するものであり、ファンドのデータ管理者として行為するとみなされるべきではない。

管理会社は、データ保護法に基づく管理会社のデータ保護義務および個人のデータ保護を受ける権利の要点を説明した文書（以下「プライバシー通知」という。）を作成しており、その写しはファンドの受益者に送付済であり、請求に応じて入手可能である。

管理会社(ファンドのため)および販売会社もしくは副販売会社は、受益証券の発行に関し、その販売される国の法令を遵守するものとする。管理会社(ファンドのため)もしくは副販売会社は、その裁量により、特定の国および地域に居住する個人またはそこにおいて設立された法人に対し、いつでも、受益証券の発行を制限することができる。管理会社は、ファンドのために、受益者全体およびファンドの保護のために必要な場合には、特定の個人または法人に受益証券の取得を禁ずることができる。

さらに、管理会社は、受益証券の申込みをその裁量において拒否することができ、受益証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有する受益証券をいつでも買戻すことができる。特に、管理会社は、EUまたはそのいずれかの地域内で、公衆に対するファンドの受益証券の販売活動をしない。受益証券は、1933年の米国証券法(修正済)(「1933年法」)のもとでは登録されていない。受益証券は、直接または間接を問わず、米国において、または米国人に対して、募集、販売、譲渡をしてはならない。

米国人によるファンドの受益証券の実質所有を防止する目的上、信託証書に従い、管理会社またはその代理人は下記のことを行うことができる。

- a 受益証券の登録または譲渡により、米国人が受益証券の実質的所有者となるかまたはその恐れがあると管理会社が判断した場合、受益証券の販売を拒否し、また受益証券の名義書換を拒否すること。
- b 受益者名簿にその氏名が記載されている者または受益証券の名義書換を請求する者に対し、当該受益者の有する証券が米国人による実質的所有に属しているか、または属することになるか否かを決定するために、管理会社が必要と認める一切の情報を、宣誓供述書を付して管理会社に提出することを何時でも要求すること。
- c 米国人が、単独でもしくは他の者と共に受益証券の実質的所有者であると管理会社が判断する場合、かかる受益者からその所有するすべての受益証券を信託証書に記載する方法により、強制的に買取ること。

受益証券は、米国1933年証券法(修正済)に基づき登録されておらず、また登録される予定もない。したがって、受益証券は、直接または間接を問わず、受益証券の販売の一部として、米国において、またはいかなる米国人の計算で募集、販売もしくは交付されてはならない。さらに、他の方法により取得された受益証券の募集、販売もしくは交付は、米国において、またはいかなる米国人の計算において行うことができない。

ファンドは、以上の禁止事由に反して販売、購入または保有された受益証券の強制買戻または強制売却の権利を有し、また行使する意図を有している。受益証券の申込みに際しては、申込者が米国人またはアイルランド課税対象者でないことの証明が必要である。

いかなるディーラー、セールスマンまたは他の者も本書に記載されている以外の情報を提供し、また表明を行うことを認められていない。かかる提供または表明が行われた場合、管理会社、販売会社またはその関係会社により認められたものとして提供または表明に依拠してはならない。

本書は、募集もしくは勧誘を行うことが非合法である法域におけるいかなる者に対する本書により募集される受益証券の販売の勧誘または購入の申込みの勧誘を構成するものではない。本書の交付は、本書日付後の何時でも本書中の情報が正確であることを意味しない。本書中の記載は、現在アイルランドにおいて効力を有する法律および実務に基づくものであり、それらの変更を条件としている。本書を受益証券の申込み前に通読されることが望ましい。

英文目論見書は日本において配布されない。日本語の目論見書が別途日本の金融商品取引法に基づき準備され、配布され、英文目論見書に含まれているすべての情報が記載されている。

受益証券の申込みを希望する者は、関連する地域における法律(必要な政府もしくは他の同意の取得および他の形式の遵守を含む。)を遵守するものとする。特に、本書に従い受益証券の申込みを希望する者は(A)予想される課税、(B)法律上の要請および(C)自らが国籍を有し、居住し、住所を有する国の法律に基づき適用を受け、かつ受益証券の購入、保有、処分または買戻しに関連する可能性のある外国為替規制および外国為替管理上の要請について、自ら調査するとともに自らの証券ブローカー、会計士、弁護士または他の独立した財務アドバイザーから専門的に助言を受けることが望ましい。

ファンドに投資しようとする投資者は、法律上または税務上の助言について、本書または管理会社、販売会社、それらの関連会社、役員、取締役もしくは従業員との事前もしくは事後の連結を解釈すべきではない。ファンドに投資しようとする投資者は、ファンドに関する法律、税務、会計、規則および他の関連事項および自らのファンドの投資についてそれらの専門家の助言に依拠しなければならない。

ロ) 日本における申込(販売)手続等

日本においては、2026年10月1日から2027年9月30日までの申込期間中の各取引日にファンド証券の募集が行われる。販売会社毎に定める申込締切時間(大和証券株式会社：日本時間午後5時、丸三証券株式会社：日本時間午後3時および東海東京証券株式会社：日本時間午後3時)までに受領されたものを当日の申込みとする。受益証券を申し込む投資家は販売取扱会社および販売会社と口座約款を締結するものとし、販売取扱会社および販売会社は口座約款を投資者に交付し、当該投資者から当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨記載した申込書の提出を受ける。

ファンド証券一口当りの販売価格は、購入申込日に適用される受益証券一口当り純資産価格である。販売単位は100口以上10口単位とする。日本における約定日は販売会社または販売取扱会社が当該注文の成立を確認した日(通常、申込日の翌ファンド営業日の翌国内営業日)であり、約定日から起算して4営業日目に、受渡しを行うものとする。以下の販売手数料が申込金額に付加されるものとする。

申込口数		申込手数料
100口以上	1万口未満	申込金額の3.30%(税抜3.0%)
1万口以上	10万口未満	申込金額の2.20%(税抜2.0%)
10万口以上	100万口未満	申込金額の1.10%(税抜1.0%)
100万口以上		申込金額の0.55%(税抜0.5%)

買付代金は、払込期日までに、円貨または米ドル貨で支払われるものとする。米ドル貨との換算は各申込みについての約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売会社または販売取扱会社が決定するレートによるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売会社または販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める外国証券取扱に関する規則の中の「外国投資信託証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2 【買戻し手続等】

イ) 海外における買戻し手続等

受益者は、各取引日に受益証券を買い戻させる権限を有する。

ファンドの受益者は、ファクシミリ、電子メール（署名済PDFの形式）または管理会社と事前に合意したその他の電磁的手段により、管理会社が要求する他の情報および文書とともに、受益証券の記入済申込書を管理会社が取引期限までに受領するよう送付することとする。受益証券の買戻しを請求する場合、受益者は、買戻請求書の代わりに、申込・買戻注文書（管理会社が同意する様式による申込みおよび買戻しを行うための取引注文書）を管理会社より取得し、管理会社に提出することができる。

管理会社が取引期限までに関連する買戻請求を受領しなかった場合、当該買戻請求は、翌取引日まで持ち越され、その後、受益証券は、当該取引日に適用される関連する買戻価格で買い戻される。

ファンドの受益証券の買戻請求書が受諾された場合、受益証券は、当該買戻しを請求する受益者が受益者名簿から抹消されたか、または買戻価格が決定されたか、もしくは送金されたかにかかわらず、関連する取引日の営業終了時点から効力を有するよう買い戻されたものとして取り扱われる。したがって、関連する取引日以降、受益者は、受益者としての資格において、買戻しの対象となった受益証券に関して信託証書に基づいて生じる権利（ファンドの集会の通知を受領し、集会に出席し、または集会で投票する権利を含むが、買い戻された受益証券に関して買戻価格および関連する取引日より前に宣言されたが未払いの分配を受領する権利を除く。）を有せず、または行使することができない。当該買戻しを行う受益者は、買戻価格に関してファンドの債権者となる。支払不能による清算において、買戻しを行う受益者は、通常に劣後し、受益者に優先する。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができる。

一旦提出された買戻請求は、管理会社が全般的にまたは特定の場合において決定しない限り、撤回不能とする。受益者は、当初購入に関して支払いが受領された、決済済の受益証券に関する買戻請求のみを提出することができる。

買戻価格

受益証券一口当りの買戻価格は、関連する取引日の前営業日に該当する評価日または当該日が評価日でない場合は直前の評価日の評価時における該当する受益証券クラスの受益証券一口当り純資産価格から適用される買戻手数料を控除した価格（以下「買戻価格」という。）である。

買戻手数料は、受益証券の買戻しに際し、ファンドへの支払いのために、管理会社により課される場合があるが、管理会社の取締役は、別途通知するまで、当該手数料（もしあれば）が当該取引日の受益証券一口当り純資産価格の5%を超えないことを意図している。管理会社は、通常の市場環境下（適用ある法令に従い、かつその範囲内で管理会社が判断するものとする。）においては、受益証券の買戻しに際して買戻手数料を課することは想定していない。

買戻制限

管理会社は、後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(i) 純資産価格の計算」と題する項目に記載される方法により、ファンドの純資産価格の計算が停止されている期間中に、ファンドの受益証券を買戻すことはできない。受益証券の買戻しの申込者に対しては、延期が通知され、その申込みは、撤回されない限り、当該停止の終了直後の取引日に行われたものとみなされる。

管理会社は、その裁量により、受益者が取引日に換金可能なファンドの受益証券の総口数を、ファンドの純資産総額の10%に相当する受益証券に制限することができ、かかる制限は、当該取引日に換金が行われるよう有効に請求したすべての受益者に対して按分して適用され、換金を請求された各保有口数について換金される割合が、かかるすべての受益者について同一となるようにする。

管理会社に付与された権限により、ファンドの特定の取引日（該当する最初の取引日）において換金されなかった受益証券は、（本項の規定がさらに適用されることを条件として）該当する最初の取引日の直後のファンドの取引日（以下、当該取引日を「該当する第2の取引日」という。）に換金を繰り越されるものとする。

管理会社は、当該受益証券が換金されなかったこと、および（前述の条件に従い）該当する第2の取引日に換金されることを、当該影響を受けた受益証券の受益者に対して、該当する最初の取引日から2営業日以内に通知する。

前述のとおり換金請求が繰り越される場合、該当する最初の取引日の後および該当する第2の取引日の前に受領されたその他のあらゆる換金請求は、該当する第2の取引日に繰り越されるものとし、該当する第2の取引日における該当する受益証券の換金請求とみなされるものとする。

決済

上記ならびに本「イ）海外における買戻し手続等」および後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(i)純資産価格の計算」と題する項目において定められているところに従い、買戻金の支払いは原則として、可能な限り、該当する買戻決済期限までに、または投資運用会社との協議により管理会社が決定するこれより後の日までに、関連する取引日から最大30日間行われる。買戻金の支払いは、例えば管理会社が管理会社の支配できない事由のため、買戻資金の調達のための先物運用資産の売却代金の清算が遅延し、または資金の他通貨への交換または移動が遅延した場合に遅延することがある。

支払いは、管理会社が独自の裁量で別段の合意をしない限り、関連する受益証券クラスの表示通貨で、最小通貨単位（該当する場合）に自動的に概算され、当該受益証券の申込金を買戻しを請求した受益者によって当初送金されたのと同じ口座へ、直接送金により、受益者のリスクと費用で行われる。

管理会社および投資運用会社は、ファンドが関連する受益証券の買戻しに資金を提供するためにその投資から関連する金額を受領するまで、買戻金を受益者に送金する義務を負わないものとする。関連する取引日から実際の支払いまでの期間に関して、買戻金に利息が発生することはない。

受益証券一口当たり純資産価格の計算が停止されている期間に取引日が含まれ、当該停止が取引日後二週間以上にわたるものと管理会社が判断する場合は、取引日現在で買戻を請求した受益者は、その旨の通知を受ける。管理会社は、当該事由が消滅するまで買戻請求手続を停止し、受益証券一口当たり純資産価格の計算の停止終了後の最初の取引日に買戻しを実行する。

管理会社は、各国の法令に違反しまたは信託証書の条項に違反して受益証券を保有する人から当該受益証券を強制的に買戻することができる。

ロ）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、各取引日に、販売会社または販売取扱会社を通じて管理会社に対しファンドの受益証券の買戻しを請求することができる。かかる買戻請求は、取引日に販売会社または販売取扱会社から管理会社に伝達される。

買戻価格は、買戻申込日に適用される受益証券一口当たり純資産価格とする。

買戻代金は口座約款の定めるところに従って販売会社または販売取扱会社を通じて円貨で、または販売会社または販売取扱会社が応じる場合は米ドル貨で、支払われる。買戻しは10口を単位とする。前記「イ）海外における買戻し手続等」と題する項目に記載されるとおり、買戻手数料がファンドに支払われる場合がある。買戻代金は、原則として、約定日から起算して、日本の営業日で4営業日目に、円貨または米ドル貨で支払われる。

3 【資産管理等の概要】

(1) 【資産の評価】

(i) 純資産価格の計算

ファンドの純資産総額は米ドルで表示され、各評価日における評価時(各評価日のニューヨークにおける営業終了時をいう。以下同じ。)現在でファンドの資産より負債(管理会社とその積立を必要または適切であると判断する準備金を含む。)を控除することにより、管理会社により決定される。可能な限りにおいて、投資収益、支払利息、手数料およびその他の負債(管理報酬およびその他の報酬を含む。)が日割りで計算される。

一口当り純資産価格は、各評価日において、純資産総額を発行済受益証券総数で除し、セント未満を四捨五入することによって計算される。

ファンドの勘定で受領した担保は、関連する取引相手方による債務不履行がない場合はファンドの資産とはみなされないため、ファンドの純資産価格の計算からは除外される。

ある評価日に係る関連する取引終了時刻までに管理会社が受領した取引確認書は、管理会社による当該評価日に係る純資産価格の計算に含まれる。例えば、取引日がいずれかの評価日に該当する場合で、当該取引が取引終了時刻までに管理会社に提供されるとき、その評価は、当該評価日について計算される純資産価格に反映される。ある評価日に係る関連する取引終了時刻の後に管理会社が受領した取引確認書は、管理会社による次の評価日に係る純資産価格の計算に含まれる。

以下に記載される状況により受益証券一口当り純資産価格の計算が停止されている場合を除き、受益証券一口当り純資産価格は、管理会社、日本の販売会社で入手することができ、管理会社のウェブサイト <http://www.sumitrustgas.com/investor-information/fund-prices/> で公表される。当該価格は、前取引日の取引に適用される価格であり、したがって、関連する取引日の後に利用可能となる。この情報は、前取引日の取引に適用される価格が利用可能となった後可能な限り速やかに提供および公表され、常に最新に保たれる。

I 資産は以下に掲げるものにより構成される。

- a すべての有価証券、手持ち、貸出中または預託されている現金(それらについての発生済み利息を含む。)
- b すべての証書、一覧払手形、約束手形および売掛債権
- c すべての利付証書から生じる発生済み利息(市場価格に含まれる利息を除く。)
- d 管理会社が随時定める前払費用を含むあらゆる種類および性質の他のすべての財産

ならびに、管理会社が、特定の場合または一般的にこれと異なる決定をする場合を除き、有価証券の価格が配当落ち、利息支払後または他の支払後の価格で表示されているにもかかわらず当該配当、利息または他の支払がファンドに支払われることになっており、かつ未だ受領されていない場合には、当該配当、利息または他の支払いは資産価格の決定に当たり考慮される。

II ファンドの資産は次のように評価される。

- a 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている有価証券（債券を除く。）は、当該取引所または市場の関連する評価時における直近の取引値により評価される。有価証券が複数の証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている場合には、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における直近の取引値が使用される。規制ある市場に上場または取引されているが、該当する市場外で値引きされて取得または取引された有価証券は、評価日のプレミアムまたは値引きの程度を考慮に入れて評価される。また、受託会社は、かかる手続の採用が証券の見込換金価格を確定するために正当であることを確保しなければならない。
- b 証券取引所に上場されまたは他の規制ある市場で取引されている債券は、定評あるベンダーが提供した入力を用いて、実現可能価額の最良の見積価格で評価される。この入力には、主要な変数（報告取引価格、委託業者／取引業者の相場価格、指標銘柄利回り、発行体スプレッド、買い気配、売り気配およびその他の参照データを含むことがあるが、これらに限られない。）を用いて価額を決定するマトリクス・アプローチを適用することができる。利息は、有価証券の取得日から発生する。当該価格が入手不可能である場合には、かかる有価証券は、委託業者の買い気配の相場価格の終値で評価するものとする。
- c 証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場において取引が行われていない有価証券は、予想売却価格を基礎に管理会社（またはその代理人）により慎重かつ誠実に評価される。管理会社（または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者）は、この目的では受託会社に承認されなければならない。
- d 当該市場価格がない場合、またはaにおける市場価格が管理会社（またはその代理人）の判断により、当該有価証券の公正な価格を反映していない場合には、当該有価証券は、管理会社（またはその代理人）により、当該資産の予想売却価格算定のため慎重かつ誠実に評価される。管理会社（または委任が証券を評価するに適正な場合、その受任者）は、この目的では受託会社により承認されなければならない。
- e 証書、未収一覧払手形、約束手形および売掛債権、前払費用、利息およびその他の支払金は、その全額（適用される源泉税を除く）を評価額とする。ただし、当該資産につき全額評価の価値がない場合には、その金額は、管理会社（またはその代理人）が適当と判断する価値を有するものとする。
- f 現金およびその他の流動資産は、名目額および既発生利息額で評価する。
- g 管理会社（または、その代理人）は、ファンドのために、その保有する有価証券について売却または発行したコール・オプションで、その最終行使期限が徒過していない場合は、オプションの状況にかかわらず当該有価証券の市場価格で評価される。

- h 利付金融市場証書は、費用にその取得日からの発生済利息を加えた金額で評価される。当該利息は、
- (i)取得時に支払われた経過利息および(ii)取得時に支払われたプレミアムまたは取得された割引部分に、分子を当該取得日から関係する評価時までの経過日数、分母を当該証書の満期日と当該取得日との間の期間とする分数を乗じて求められた額の代数的合計額により調整される。
- i 先物およびオプション契約は特定の先物またはオプション契約が取引されている取引所における決済価格を基にした清算価値で評価される。ただし、当該取引所が決済価格を見積もることが実務的ではないかまたは何らかの理由により関連する評価時において当該決済価格を入手できない場合、当該価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された適格者により慎重かつ誠実に見積もられた予想換金価格とする。
- j 管理会社の意見により、上述の方法で適正に評価されないと判断された有価証券、派生商品または他の財産については、管理会社(またはその代理人)が受託会社の承認を得て随時定める方法により随時その価値が決定され、用いられる方法は明確に文書化される。
- k 既に知られた価値で実現され、または実現されることが契約された資産については、当該実現による手取金を当該資産価値の他の決定方法に代わるものとして取り扱う。
- l 投資信託の資産の価値は当該投資信託により公表された直近の一口当り純資産価格とする。
- m あらゆる資産の価値は、関連するあらゆる通貨プレミアムまたは割引額を考慮して決定される。
- n すべての資産(または負債)に関して、当該資産または負債の価値は、管理会社(またはその代理人)が決定する金額でアイルランドにおいて一般に認められた会計原則に従い慎重かつ誠実に(受託会社の承認を得て)他の方法により決定された当該資産または負債の公平な価値とする。
- o 取引所外(店頭)デリバティブ契約の価値は、取引相手方評価額または代替評価額を用いて決定されるものとする。取引相手方評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、評価時における当該契約の取引相手方による見積額を用いて決定され、取引相手方により週に一度以上評価されるものとし、かかる目的のために受託会社により承認された取引相手方から独立した者により月に一度以上検証される。代替評価額が用いられる場合、店頭デリバティブ契約の価値は、管理会社により任命され、かかる目的のために受託会社により承認された、当該評価を行うのに適切な人的および技術的手段を有する独立した価格情報提供者により提供される評価額を用いて、または、当該価値が受託会社により承認されることを条件としてその他の手段による評価額を用いて決定される。代替評価額は、月に一度以上、取引相手方評価額と一致させなければならない。大幅な差異が生じた場合、速やかに調査され、説明されなければならない。管理会社は、店頭デリバティブ契約の評価額を提供する当該取引相手方が合理的正確性をもって、かつ、信頼性のある根拠に基づき当該契約を評価すること、および、常時管理会社の主導に応じて公正価値での相殺取引によって店頭デリバティブが売却され、清算され、または手仕舞いされる可能性があることを確信する。
- p 為替予約取引および金利スワップ契約は、自由に入手可能な市場相場を参照して評価される。

III 負債は以下に掲げるものにより構成される。

- a すべての証書および未払金
- b すべての支払われるべきまたは発生済みの管理費用および諸費用
- c 金銭支払または財産の取得についてのすべての契約上の債務
- d 支払期限が到来し、支払われるべき受益者に対する各分配金および受益証券買戻金で支払いを行うまでのもの
- e コール・オプションまたはプット・オプションが売却・発行され、それらの最終行使期限が徒過していない場合には、当該オプションを買戻し、かつ関連する評価時に当該持高を解消させるために要求される金額は、負債として取り扱われる。
- f 税金または偶発債務のためのすべての準備金で管理会社が許可または承認したもの
- g 種類および性質にかかわらずファンドの他のすべての債務

以上を条件として、米ドル以外の通貨により表示された金額は、実勢為替レートを尊重して管理会社が適切と判断する為替レートで米ドルに転換される。

ファンドの収入および支出(報酬を含むが請求されていない暫定的な支出は除く。)は発生ベースまたは合理的見積ベースで決定される。

ファンド資産の評価は、すべての証券およびデリバティブのオープン・ポジション、発生済み利息、発生済み投資運用報酬、管理報酬および受託報酬ならびに発生済み仲介手数料について評価時に入手される情報(ポジション・レポート、確認書および簡易勘定元帳等を含む。)に基づいて行われる。ファンドは、関連するとみられる通貨、市場性、取引費用および／またはその他の事情に鑑みた適正価格を反映するために調整が必要とみなす場合を除き、資産の価格を調整しないものとする。価格調整の理由及び方法は、明確に文書化されなければならない。評価額は監査されず、また調整されない。

ソフト・コミッション

投資運用会社は、ファンド資産をしていかなるソフト・コミッションもブローカーまたは金融機関に支払わせる意図を有しない。かかるソフト・コミッションの詳細は、ファンドの年次または半期報告書に記載される。

(ii) 純資産価格決定および買戻しの停止

管理会社は、次の場合、ファンドの受益証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、その結果受益証券の販売および買戻しを一時的に延期することができる。

- a ファンド資産の相当部分の評価の基礎を提供する一つもしくは複数の証券取引所または市場、またはファンド資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖され、または取引が制限もしくは停止された場合
- b 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばないならんかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンド資産の処分が正当にまたは正常に実行することができない場合
- c ファンドの投資対象の相当部分の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンド資産の相当部分の評価を迅速かつ正確に確定できない場合

- d 為替規制または資金の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの運用が実行不可能である場合またはファンド資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合
停止については直ちにアイルランド中央銀行に通知される。

(2) 【保管】

ファンドの受益証券が販売される海外においては、確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資家に販売される受益証券の券面またはその確認書は、大和証券またはその保管者名義で保管される。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではない。

(3) 【信託期間】

下記(5)(イ)の場合に事前に終了する場合を除き、ファンドは永久に存続するものとする。

(4) 【計算期間】

ファンドの会計年度は毎年3月31日をもって終了する。

(5) 【その他】

(イ)存続期間および解散

ファンドは以下の場合解散されることがある。

イ 以下の場合、受託会社により解散されることがある。

(i)管理会社が清算手続(組織変更または合併を目的として行われる受託会社により事前に書面をもって承認される条件に従った任意清算を除く)に入り、営業を中止し、または(受託会社の合理的判断により)受託会社が合理的な理由により承認しない法人または個人の支配に事実上服することになった場合または管理会社が受託会社により解任され、受託会社が代わりの管理会社を任命することができない場合

(ii)ファンドの存続を不適法、または受託会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(iii)受託会社が管理会社に対して書面により辞任の申し出をした後6か月以内に、管理会社が新任の受託会社を任命しなかった場合

ロ 以下の場合、管理会社により解散されることがある。

(i)ファンドが認可投資信託としての資格を喪失した場合

(ii)ファンドの存続を不適法、または管理会社の合理的な意見により非現実的または不適切にする法律が制定された場合

(iii)管理会社が辞任の申し出をした後3か月以内に、受託会社が新任の管理会社を任命しなかった場合

ハ ファンドは受益者集会の特別決議により解散される。

ファンドの解散前2か月以前に管理会社は受益者に対して予定される解散と資産の分配を通知する。

ファンドの解散の後、受託会社は、ファンドの資産の売却を行い、解散後合理的な期間内に各受益者に対し保有証券の数に比例してファンド資産の売却から生じた純現金収益総額を分配する。受託会社は、ファンドの解散に関して自らに生じたすべての費用も控除することができる。

(ロ)信託証書の変更

管理会社および受託会社は、補足証書の形式によりアイルランド中央銀行の事前の承認を得て、ファンドが投資信託としての資格を喪失させる目的以外の目的に資するとそれらが考慮する方法で、またその範囲で、いつでも信託証書の条項を変更することができる。ただし、受託会社が、その判断により当該変更が受益者の利益を害さず、かつ管理会社および受託会社の受益者に対する責任を免除することにならない旨を書面で証明する場合、かかる訂正、変更、追加がアイルランド中央銀行の規則により要求されるものである場合を除き、受益者集会の特別決議による承認を必要とする。いかなる変更も、受益者に対しその受益証券に関してさらに支払いを行いまたはそれに関する債務を負う義務を課するものではない。

信託証書の重要事項の変更は、公告されるかまたは受益者に通知される。

(ハ)ワラント、新株引受権またはオプションの発行

ワラント、新株引受権またはオプションの発行に基づいてファンド証券を買い付ける権利は受益者に付与されない。

(ニ)関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

本契約は、本契約に規定される通り解除される場合を除き、毎年更新される。本契約は、他方当事者への30日前または当事者が合意したより短い期間前の書面の通知により終了する。

本契約は、アイルランド法により解釈され、本契約上の当事者の権利義務に同法が適用されるものとする。

代行協会員契約

この契約は、本契約のいずれかの当事者が3ヶ月前に他の当事者に対し、書面により通知することにより終了する。

この契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

受益証券販売・買戻契約

本契約は一方の当事者が他の当事者に対し、書面による通知を3ヶ月前になすことにより解約することができる。

この契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

4 【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者が管理会社または受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券の名義人として登録されていなければならない。

従って、販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、直接受益権を行使することはできない。これらの日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己に代わって行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する権利は次のとおりである。

a 分配請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を、持分に応じて請求する権利を有する。

b 買戻請求権

受益者は、そのファンド証券の買戻しを信託証書の規定および本書の記載に従って請求することができる。

c 残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有する受益証券の持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

d 受益者集会に関する権利

受託会社または管理会社はいつでも受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。すべての受益者集会における出席者数、定足数および議決権数ならびに受益者の議決権は信託証書に記載されている。各受益者は、受益者の投票の場合、各受益証券一口につき一議決権が付与されており、受益者集会における挙手の場合、一受益者について一議決権が付与されている。

(注) 受益者の管理会社または受託会社に対する上記(a)および(c)に関する請求権の時効期間は、一般的には、かかる請求権を生じさせる事由発生日から(a)の場合は6年間、(c)の場合は12ヶ月間である。ただし、受託会社に対する詐欺または欺罔による契約違反に基づく請求については時効は適用されない。

(2) 【為替管理上の取扱い】

受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、アイルランドにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- a 管理会社またはファンドに対するアイルランドおよび日本の法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則の問題についての一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、および
- b 日本におけるファンド証券の募集、販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、争点および見解の相違に関連して一切の裁判上および裁判外の行為を行う権限を委任されている。また関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人または金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 大 西 信 治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

1 【財務諸表】

- a. ファンドの直近2会計年度の日本語の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるプライスウォーターハウスクーパース アイルランドから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. ファンドの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝160.72円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド

年次報告書および監査済財務書類

2026年3月31日に終了した年度

財政状態計算書

	注記	2026年3月31日現在		2025年3月31日現在	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	2	85,779,258	13,786,442	88,544,682	14,230,901
現金預金	3	40,556	6,518	124,814	20,060
投資有価証券売却未収金		281,824	45,295	34,940	5,616
未収利息	2	1,445,971	232,396	1,573,425	252,881
ファンド証券発行未収金		—	—	580,070	93,229
その他の未収金		65,151	10,471	—	—
流動資産合計		87,612,760	14,081,123	90,857,931	14,602,687
資本合計	12	86,239,525	13,860,416	89,487,088	14,382,365
流動負債 (1年以内支払期限到来金額)					
未払分配金	8	400,930	64,437	406,172	65,280
未払報酬	4	445,213	71,555	445,177	71,549
ファンド証券買戻未払金		32,092	5,158	159,494	25,634
投資有価証券購入未払金		495,000	79,556	360,000	57,859
流動負債合計		1,373,235	220,706	1,370,843	220,322
資本および流動負債合計		87,612,760	14,081,123	90,857,931	14,602,687
発行済受益証券数	7	14,162,970口		14,832,160口	
受益証券1口当り純資産価格	16	6.09米ドル	979円	6.03米ドル	969円

エスエムティー・ファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドを代表して署名。

ピーター・キャラハン

高野 裕之

取締役

取締役

日付：2026年7月17日

(2) 【損益計算書】

包括利益計算書

	注記	2026年3月31日終了年度		2025年3月31日終了年度	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	9	7,524,255	1,209,298	5,493,176	882,863
その他の収益		25,683	4,128	61,710	9,918
純利益合計		7,549,938	1,213,426	5,554,886	892,781
費用					
販売報酬	5,14	539,148	86,652	552,920	88,865
投資運用報酬	5,14	539,148	86,652	552,920	88,865
管理報酬	5,14	134,814	21,667	138,292	22,226
受託報酬	5,14	44,938	7,222	46,180	7,422
代行協会員報酬	5,14	44,938	7,222	46,180	7,422
監査報酬		62,168	9,992	47,034	7,559
その他の費用	10	218,617	35,136	160,630	25,816
運用費用合計		1,583,771	254,544	1,544,156	248,177
税引前運用純利益		5,966,167	958,882	4,010,730	644,605
源泉徴収税		(1,292)	(208)	—	—
運用純利益		5,964,875	958,675	4,010,730	644,605
包括利益合計		5,964,875	958,675	4,010,730	644,605

収益および費用は、専ら継続運用から生じた。

包括利益計算書に表示された以外に、計上すべき損益はない。

添付の注記は当財務書類の一部である。

資本変動計算書

(米ドル)

2025年4月1日現在の資本合計	89,487,088
包括利益合計	5,964,875
分配金（注8）	(5,058,888)
受益証券の発行	1,434,312
受益証券の買戻し	(5,598,394)
平準化	10,532
2026年3月31日現在の資本合計	86,239,525
2024年4月1日現在の資本合計	94,286,944
包括利益合計	4,010,730
分配金（注8）	(4,984,576)
受益証券の発行	2,138,918
受益証券の買戻し	(5,971,647)
平準化	6,719
2025年3月31日現在の資本合計	89,487,088

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド

年次報告書および監査済財務書類

2026年3月31日に終了した年度

監査済財務書類に対する注記

1. 一般情報

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド（以下「ファンド」という。）は、1998年2月3日付の信託証書によりアイルランド所在のファンドとして設定された。ファンドは、1990年ユニット・トラスト法（以下「ユニット・トラスト法」という。）の規定に従ってオープン・エンド型のユニット・トラストとしてアイルランド中央銀行の認可を受けている。ファンドは、2015年12月30日付で、個人投資家向けオルタナティブ投資ファンドとして中央銀行により認可された。2026年4月16日付で、更新された英文目論見書および第二補足信託証書は、指令（EU）2024/927（「オムニバス指令」）の要件に適合するために行われた更新および注記11（b）「流動性リスク」に記載されている改訂を反映するため、中央銀行に提出され、承認を受けた。ファンドの主たる目的は、適度のリスクの下で、投資者に高水準の当期収益を提供することにある。

2014年7月22日付で、エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（オルタナティブ投資ファンド運用会社（AIFM）。以下「管理会社」という。）は、欧州連合（EU）のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令（以下「AIFMD」という。）に従って登録された。AIFMDの主要目的の一つが、管理会社およびそのAIFの活動について透明性を高めることである。

2022年12月23日付でファンドの英文目論見書の補遺が発行され、ファンドは金融部門における持続可能性に関連する開示規則（以下「SFDR」という。）第6条に該当し、かつ持続可能な投資を目的としておらず、環境・社会・ガバナンス（「ESG」）の性質を促進するものでもないことから、ファンドの投資決定が持続可能性要因に及ぼす悪影響をSFDR第4条（1）（a）が想定する方法で考慮しないことが明確化された。

2. 重要な会計方針

ファンドが採用している重要な会計方針は、別段の記載がない限り、本書において表示されているすべての年度に一貫して適用されており、その内容は以下のとおりである。

作成の基準

ファンドの財務書類は、財務報告評議会が公表する会計基準（「アイルランドGAAP」）に準拠して作成されており、これには財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」（以下「FRS102」という。）および会社法を含むアイルランドの法令が含まれる。

財務書類の形式および一定の用語は、FRS102に記載されているものを採用している。そのため、管理会社の意見では、それらは投資信託としてのファンド事業の性質をより適切に反映している。

ファンドは、FRS102に基づき、一定のオープン・エンド型投資信託に認められている免除規定を適用し、キャッシュ・フロー計算書を作成していない。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、財務書類における報告金額および付随する注記に影響を与える見積りおよび仮定を行うことを要求している。管理会社は、財務書類に使用されている見積りが合理的かつ慎重であると確信している。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。

財務書類は、継続企業を前提として作成されている。

FRS102に準拠した財務書類の作成は、経営者が、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められる。重要な判断は、後述されているとおり、機能通貨の選定に関するものである。見積りおよび関連する仮定は、状況において適切と考えられる過去の経験およびその他の様々な要因に基づいており、その結果は、その他の情報源からは容易に把握することができない資産および負債の帳簿価額に関する判断を行うための基礎を形成する。実際の結果は、これらの見積りと異なる可能性がある。見積りおよび基礎となる仮定は継続的に見直される。会計上の見積りの修正は、修正が当該期間のみに影響を与える場合は、見積りが修正される期間において認識され、修正が当該期間および将来の期間に影響を与える場合は、修正期間および将来の期間において認識される。ファンドにおける会計上の見積りは、以下に記載されている投資の公正価値に関するものである。

2025年1月1日以後に発効し、早期適用されていない新基準、改訂および解釈指針

2024年3月に、FRS102「英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準」の改訂が公表され、2026年1月1日以後に開始する会計年度から適用される予定である。当該改訂は、収益認識、リース会計、公正価値測定および不確実な税務ポジションを含む分野における変更を導入するとともに、国際財務報告基準との整合性をより高めることを目的としたその他の改訂も含まれている。ファンドは、本財務書類の作成にあたり、これらの改訂を早期適用していない。経営陣は、当該改訂の影響について引続き評価を行っている。

取得原価主義

財務書類は、取得原価主義に従って作成され損益を通じて公正価値で測定する投資有価証券の再評価額を計上して修正される。有価証券は、当年度の最終営業日であった2026年3月31日の当該有価証券に対する買い呼値により評価される。

投資有価証券

FRS102の初回適用時にその金融商品を計上する際に、報告事業体は、a) 基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の全要件、b) 国際会計基準（以下「IAS」という。）第39号「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関するFRS102の開示要件のみ、またはc) IFRS会計基準（「IFRS」）第9号「金融商品」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS102の開示要件のみ、のいずれかを適用することを求められる。

ファンドは、b) IAS39「金融商品：認識」の規定の認識および測定ならびに基本的金融商品およびその他の金融商品に関連するFRS102の開示要件のみの実施を選択している。

FRS102に従い、ファンドは、そのすべての投資有価証券を、損益を通じて公正価値で指定された金融資産または金融負債として分類した。投資有価証券は、当初、所定の対価の公正価値で認識され、当該商品の取引費用は、直接、包括利益計算書で認識される。投資有価証券は、その後、年度末に公正価値で再評価される。

投資有価証券の売買は、取引日（ファンドが資産の売買を約束する日）に認識される。投資有価証券は、当該投資有価証券から生じるキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはファンドが所有に伴うリスクおよび便益のほぼすべてを移転した場合に認識を中止する。

投資取引は取引日ベースで記帳される。投資有価証券の売却に係る実現損益は、先入先出法（FIFO）で計算される。

上場証券

公認証券取引所に上場されまたは他の組織された市場で取引されている金融商品／有価証券の公正価値は、年度末日の市場相場価格を基準とする。ファンドの保有資産の市場相場価格は、当該有価証券の主要市場である証券取引所または市場における年度末現在の買い呼値を採用する。

非上場証券

証券取引所に上場されておらずまたは規制ある市場において取引が行われていない有価証券ならびにその価格が管理会社（またはその代理人）の判断により当該証券の公正価値を表していない有価証券は、予想売却価格を基礎に管理会社（またはその代理人）により慎重かつ誠実に評価される。ただし、管理会社（またはその代理人）は、この目的では受託会社に承認されなければならない。年度末現在、かかる方法で価格付けされた投資有価証券は無かった。

レポ契約

レポ契約は取得原価で評価され、いかなる為替レートの変動も調整される。金利は各レポ契約で異なり、契約の開始時に定められる。取引相手が証券を買戻さない場合に、ファンドを保護するために証券の保管を行うことがファンドの方針である。

対象証券の公正価値が経過利息を加えたレポ契約の表示価値以下の場合、ファンドは一般的に追加担保を取得する。ファンドは、当該担保対象証券を再度買入れ、抵当権設定、売却または譲渡する権利を有するが、2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度末現在、レポ契約のために保有される担保は、再度買入れ、抵当権設定、売却または譲渡もされなかった。買戻しの債務不履行の事態には、ファンドは担保を換金して代り金を債務に充てる権利を有する。契約の相手方の不履行または破産の事態には、担保または代り金の実現および／または保持は法的手続きを課される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現損益

損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債の実現損益は、先入先出法による簿価を基礎として算定される。金融資産の取得日から売却日までの間に生じた関連する為替変動は、包括利益計算書における「損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益／（損失）」に含めて計上される。

現金およびその他の流動資産

現金およびその他の流動資産は、その真の価値を反映するため調整を行うべきであると管理会社が判断しない限り、その額面金額に関係取引日の評価時点までの経過利息（適用ある場合）を加えた額で評価される。受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（以下「受託会社」という。）は、保管会社として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）（以下「保管会社」という。）を任命している。保管会社は、さらに、総副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）を任命している。現金および資産はいずれも最終的にBBHで保管され、現金は銀行としてのBBHに保管されている。現金は、毎晩、事前承認された金融機関にスweepされ、翌日戻される。

BBHのキャッシュ・マネジメント・サービス（以下「CMS」という。）は、営業日終了時点の現金残高を、BBHのグランドケイマン支店および／または顧客が承認したその他の適格銀行カウンターパーティーの支店（それぞれを「適格金融機関」といい、総称して「適格金融機関」という。）における翌日物預金へスweepするサービスである。CMSは、複数の通貨に対応した、流動性、柔軟性、分散性および自動化を備えた現金運用ツールを提供することにより、顧客の投資戦略を補完することを目的としている。スweepは、その他のすべての現金処理システムが終了した後に顧客口座に計上される最後の取引であるため、利用可能な現金残高を予測することなく、利用可能な資金をすべて残高ゼロになるまでスweepする。

外国為替換算

機能通貨および表示通貨

ファンドの機能通貨および表示通貨は米ドルであり、米ドルは、ファンドの主要な経済環境の通貨であるとみなされている。

取引および収支

ファンドの機能通貨以外の通貨で表示される資産および負債は、年度末日の実勢為替レートで機能通貨に換算される。ファンドの機能通貨以外の通貨での取引は、取引日に実勢為替レートで機能通貨に換算される。外国為替取引の損益は、当期の実績を判断する際に包括利益計算書で認識される。発行による収入および受益証券の買戻し時の支払額は、取引日の実勢レートで換算される。

収益の認識

現金から生じる受取利息は、実効利回り法に基づいて認識される。

損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの収益は、源泉徴収税込みで計上される。その他の収益は、発生日に計上される。

債務証券に係る受取利息は、包括利益計算書において「損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益」の項目に表示される。

取引費用

取引費用は、包括利益計算書において費用化される。

費用

費用は、発生主義で計上される。

収益平準化

ファンドは、受益証券の分配金の支払水準が会計期間中にかかる受益証券の発行および買戻しによって影響を受けないことを確実にすることを企図して平準化の会計処理を維持している。

当該受益証券の募集価格は、それ故ファンドの未収収益を参照して計算される平準化支払額を含むものと考えられ、受益証券に関する最初の分配金にはたいていかかる平準化支払額と同等の元本の支払いが含まれる。各受益証券の買戻価格にはまた、買戻日までのファンドの未収収益に関する平準化支払額が含まれる。

参加受益証券

ファンドは、受益者の選択により買戻可能であり、FRS102セクション22に従って資本として分類される受益証券を発行する。受益証券1口当り純資産価格は、ファンドの純資産総額を発行済受益証券数で除して算出される。受益証券はすべて、この価格で発行され買戻される。

FRS102セクション22の厳格な基準を遵守しない等、受益証券の要項が変更する場合、受益証券は当該商品が基準を充足しなくなる日から金融負債として再分類されることになる。金融負債は、再分類の日現在の当該商品の公正価値で測定される。商品の計上額と再分類の日現在の負債の公正価額の間の差はすべて、資本に計上される。

受益証券は、ファンドの規定に従って計算されるサブ・ファンドの取引純資産価額の比例持分に相当する金額で、いつでもファンドに戻すことができる。

税制

現行法および慣行に従って、ファンドは、1997年租税統合法（改訂済）の第739条Bに定義される投資信託として適格性を有している。ファンドは、その収益またはキャピタル・ゲインに対してアイルランドの税金を課せられることがない。ただし、「課税事由」が発生した場合には、アイルランドの税金が課される。課税事由には、受益者への分配金支払い、または受益証券の換金、買戻し、償還、譲渡またはファンドが受益証券を8年間以上保有した結果生じる、アイルランド税目的において処分するとみられる受益証券の消却が含まれる。

以下の受益者に関しては、課税事由のために税金は生じない。

- (i) (1997年租税統合法（改訂済）の第739条Dに定義される）アイルランド居住の免税投資家に関しては、必要な署名入り法定申告書がファンドに提供されていなければならない。または、
- (ii) アイルランド非居住者および課税事由発生時に税法上アイルランドに通常居住していない受益者に関しては、それぞれの場合に、1997年租税統合法（改訂済）の2B表に従って必要な署名入り法定申告書がファンドによって保持されなければならない。

ファンドが受領するキャピタル・ゲインおよび利息には、投資国において還付不能の源泉徴収税が課せられることがある。

第2の柱ルールについて検討を行った結果、当該法令はファンドに重要な影響を及ぼさないものと経営陣は判断している。これは、ファンドが第2の柱法の適用対象外であるためである。

未払配当金および分配金

受益証券保有者への提案済分配金は、ファンドがかかる分配金を支払う義務を法的または積極的に負う時（すなわち「分配落日」）に、資本変動計算書に計上される。

分配は毎月の最終営業日（「分配落日」）の評価時に宣言され、分配落日の前営業日の営業終了時に登録されているすべての受益者に分配落日後の4営業日（注）にまたは前に支払われるものとする。従って分配落日における受益証券の申込者は当該日に分配を受けることはできないが、分配落日において保有する受益証券の全部または一部の買戻しを請求している受益者は、当該日に分配を受けることができる。（（注）日本における支払については、分配落日の翌営業日に支払われる。）

管理会社は、信託証書の規定に従い適当な調整の上、ファンドが受領したすべての純利息、配当その他の収益を、毎月受益者に分配する。管理会社はまた、ファンドの実現／未実現売買損失を控除後の実現／未実現売買益を毎月または管理会社が定める他の時期に受益者に分配することができるが、これまでのところ行われていない。分配されないファンドの収益および純売買益はすべて、ファンドの投資方針に従って投資される。

3. 現金預金

年度末日現在の現金残高は、以下の金融機関に保有されていた。年度末現在で保有されていた現金担保または処分制限付現金は無かった。ファンドは、保管会社を通じて、一または複数の適格な預金金融機関の翌日物預金に剰余現金残高を預け入れる。

	2026年3月31日 (米ドル)	2025年3月31日 (米ドル)
シティバンク、ニューヨーク（現金スweepを通じて保有）	—	101,206
JPモルガン・チェース、ニューヨーク（現金スweepを通じて保有）	397	—
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ（現金スweepを通じて保有）	—	23,608
スカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケン（現金スweepを通じて保有）	40,159	—
	<u>40,556</u>	<u>124,814</u>

4. 未払報酬

	2026年3月31日 (米ドル)	2025年3月31日 (米ドル)
販売報酬（注記14）	131,215	135,026
投資運用報酬（注記14）	131,215	135,026
管理報酬（注記14）	32,831	33,757
受託報酬（注記14）	10,950	11,258
代行協会員報酬（注記14）	10,950	11,258
監査報酬	54,130	45,802
その他の費用	73,922	73,050
	<u>445,213</u>	<u>445,177</u>

5. 報酬

販売会社には、該当する四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.60%の販売報酬が支払われる。2026年3月31日に終了した年度に、生じた販売報酬は539,148米ドル（2025年：552,920米ドル）であったが、その内131,215米ドル（2025年：135,026米ドル）は年度末現在未決済であった。

ファンドは、投資運用会社に対し、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額のうち、5億米ドル以下の部分に対して年率0.60%、次の5億米ドルの部分に対して年率0.55%、10億米ドル超の部分に対して年率0.50%の報酬を支払う。かかる報酬は日々ベースで発生し四半期末毎に後払いされる。2026年3月31日に終了した年度に、投資運用会社は539,148米ドル（2025年：552,920米ドル）の報酬を稼得したが、その内131,215米ドル（2025年：135,026米ドル）は年度末現在未決済であった。

ファンドは、管理会社に対して当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.15%の報酬を支払う。かかる報酬は日々ベースで発生し、四半期末毎に後払いされる。2026年3月31日に終了した年度に、管理会社は134,814米ドル（2025年：138,292米ドル）の報酬を稼得したが、その内32,831米ドル（2025年：33,757米ドル）は年度末現在未決済であった。

受託会社はファンドから、ファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の報酬を受領する。かかる報酬は日々ベースで発生し四半期末毎に後払いされる。2026年3月31日に終了した年度に、受託会社は44,938米ドル（2025年：46,180米ドル）の報酬を稼得したが、その内10,950米ドル（2025年：11,258米ドル）は年度末現在未決済であった。

日本における代行協会員は、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産額の年率0.05%の報酬を暦四半期末毎にファンドの資産から受領する権利を有する。代行協会員がファンドのために顧客へ行ったサービスにより生じたあらゆる合理的な額の立替金および現金支出費は、ファンドが負担する。2026年3月31日に終了した年度に、代行協会員は44,938米ドル（2025年：46,180米ドル）の報酬を稼得したが、その内10,950米ドル（2025年：11,258米ドル）は年度末現在未決済であった。

当年度における法定監査業務に係る監査報酬（実費を含む。）は、37,995ユーロ（2025年：37,250ユーロ）である。監査人に対して、ファンドに係るその他の保証業務、税務アドバイザリー業務またはその他の非監査業務に関する報酬は支払われていない（2025年：なし）。

6. ソフト・コミッション協定

2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度中に、ファンドは、取引の実行とリサーチに係るソフト・달러・コミッションの支払いはなかった。

7. 期中の発行および買戻しの受益証券数

受益証券は現在の1口当たり純資産価格に関連販売会社に支払われる価格の3%を上限とする申込手数料を加えた募集価格または関連販売会社の裁量で提供される。最小申込は10口であり、10口単位での申込、端数の受益証券は発行されない。

受益証券の購入の申込みは、管理会社はその営業住所においてダブリン時間午前10時までに受領されなければならない。受益証券は、管理会社に購入申込みが受理された取引日から4営業日以内に受託会社に対する支払いが行われた場合、管理会社により発行される。支払い不履行や、支払いの遅延によりファンドに生じたいかなる損失、費用および経費は申込者の負担となる。

受益者は、各取引日に自己の受益証券の買戻しを受けることができる。買戻しは、買戻日の実勢の1口当り純資産価格に相当する価格にて実行されるが、買戻しの資金に必要な受益証券の売却またはその他の換金の決済期間が遅延する場合、または資金の必要な転換もしくは送金が管理会社の支配できない事由から遅延する場合、管理会社は支払いを延期することがある（当該取引日から最大30日）。買戻し手数料は課されない。上記に従い、買戻代金は、当該買戻しの実行日から4営業日以内に現金で支払われる。受益証券の買戻しを希望する受益者は、買戻請求が行われる取引日に受領されるよう、買戻請求書を管理会社の営業所在地宛に提出しなければならない。

受益証券の買戻しを希望する受益者は、買戻請求用紙として、申込および買戻注文票（管理会社に申込みおよび買戻しを請求するための取引注文票）を管理会社から入手して提出することができる。すべての買戻請求は、当該取引日のダブリン時間午前10時までに行われなければならない。同時刻後に受領された買戻請求は、管理会社の裁量により拒絶されることがある。すべての買戻請求は管理会社の事前の同意がなければ撤回することはできない。（かかる同意は管理会社の絶対的裁量による。）

	2026年3月31日 (口)	2025年3月31日 (口)
期首現在発行済受益証券数	14,832,160	15,459,820
受益証券の発行数	234,090	350,240
受益証券の買戻数	(899,940)	(967,050)
期末現在発行済受益証券数（受益者との取引上）	14,166,310	14,843,010
取引日調整（注記12）	(3,340)	(10,850)
期末現在発行済受益証券数（財務報告上）	14,162,970	14,832,160

8. 分配方針

2026年3月31日に終了した年度中に宣言された分配金は、以下のとおりであった。

分配落日	受益証券 1口当り分配金 (米ドル)	支払金額 (米ドル)
2025年4月28日	0.0273	402,999
2025年5月29日	0.0268	395,081
2025年6月27日	0.0290	426,923
2025年7月30日	0.0295	433,562
2025年8月28日	0.0289	422,986
2025年9月29日	0.0308	448,315
2025年10月30日	0.0382	551,229
2025年11月26日	0.0271	388,572
2025年12月24日	0.0266	381,138
2026年1月29日	0.0291	415,217
2026年2月26日	0.0276	391,936
2026年3月30日*	0.0283	400,930
合計		5,058,888

* 2026年3月31日現在未払い。

2025年3月31日に終了した年度中に宣言された分配金は、以下のとおりであった。

分配落日	受益証券	
	1口当たり分配金 (米ドル)	支払金額 (米ドル)
2024年4月26日	0.0305	467,442
2024年5月30日	0.0265	404,248
2024年6月27日	0.0251	381,355
2024年7月30日	0.0276	417,699
2024年8月29日	0.0283	426,366
2024年9月27日	0.0264	397,323
2024年10月30日	0.0268	405,106
2024年11月27日	0.0258	387,493
2024年12月24日	0.0266	397,873
2025年1月30日	0.0294	439,247
2025年2月27日	0.0307	454,252
2025年3月28日*	0.0274	406,172
合計		<u>4,984,576</u>

* 2025年3月31日現在未払い。

9. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益

損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益

	2026年3月31日 (米ドル)	2025年3月31日 (米ドル)
受取利息	6,627,825	6,483,618
投資有価証券および為替に係る実現純損失	(422,897)	(639,062)
投資有価証券および為替に係る未実現純利益／（損失）	<u>1,319,327</u>	<u>(351,380)</u>
損益を通じて公正価値で測定する金融資産の純利益	<u>7,524,255</u>	<u>5,493,176</u>

10. その他の費用

	2026年3月31日 (米ドル)	2025年3月31日 (米ドル)
弁護士費用	24,999	21,547
印刷費	26,460	20,722
専門家費用	106,487	47,034
雑費	<u>60,671</u>	<u>71,327</u>
	<u>218,617</u>	<u>160,630</u>

11. 金融リスク

ファンドのリスク特性を構成する主要なリスクは、ファンドの金融商品から生じる市場リスク（価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含む）、流動性リスクおよび信用リスクである。これらのリスクならびに関連する場合には当該リスクの管理体制については、以下のとおりである。

（a）市場リスク

市場リスクは、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが、市場価格の変動のために変動するリスクである。市場リスクは、ファンドが価格変動に直面して所有するマーケット・ポジションを通して被る潜在的損失を表している。市場リスクは、価格リスク、為替リスクおよび金利リスクを含む。

すべての金融商品は市場リスクを負っている。ファンドのすべての金融商品は、損益を通じて公正価値で認識され、市況のすべての変動は直接、純収益に影響する。ファンドは、市況の変動に応じて金融商品の利用を管理する。投資リスクの管理に関するファンドの戦略は、その投資目的によって推進される。ファンドの投資目的は適度のレベルのリスクを引き受けつつ投資家に高レベルの経常収益を提供することであるものの、第二の投資目的は資本の値上り益を得ることであり、英文目論見書により詳細に記載されている。ファンドがその投資目的を達成するとの保証はない。

ファンドは、主に高利回りの低格付債券から成る分散ポートフォリオに投資する。運用実績およびリスクは、適宜、ポートフォリオをその市場ベンチマークないし同等ポートフォリオ全体と比較することにより監視されかつ測定される。ファンドの市場ベンチマークは、ブルームバーグ・バークレイズ米国コーポレート・ハイイールド・インデックスである。市場リスクの負担は、金融商品の売買により投資運用会社が定めるリスク管理原則に従い、日々管理される。市場リスクは、投資運用会社のポートフォリオ・マネジャーおよび投資チームが、各種の異なる独自の市場ツールを用いて監視する。投資運用会社において、ファンドの管理会社はまた、種々の社内グループおよび委員会による審査を受ける。

ファンドの方針に従い、投資運用会社は、ファンドの全般的な市場価格感応性を日々監視する。

ファンドは、以下の表に示す信用格付を有する金融商品に投資している。

品質格付	2026年3月31日*	2025年3月31日*
現金	0.05%	0.14%
投資適格格付	2.25%	2.15%
BB+	6.40%	5.64%
BB	14.87%	12.89%
BB-	21.30%	27.47%
B+	10.89%	10.14%
B	13.57%	14.10%
B-	13.57%	10.75%
CCC+以下	14.96%	15.20%
格付けなし	2.14%	1.52%
合計	100.00%	100.00%

* BBB-格以上（投資適格格付）に対するファンドのエクスポージャーは、2026年3月31日現在ポートフォリオの2.25%（2025年：2.15%）であった。アカウントの品質格付は、ムーディーズ、S&Pグローバル・レーティングおよびフィッチの品質格付の中央値に基づいている。二社のみが証券を格付けする場合には、低い方の格付けが用いられる。一社のみが証券を格付けする場合には、その会社の格付けが用いられる。

（i）価格リスク

価格リスクは、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが、個々の投資有価証券もしくはその発行体特有の要因によるかまたは市場で取引されるすべての商品に影響を及ぼすすべての要因による市場価格の変動により変動するリスクである。ファンドの金融商品は公正価値で評価され、公正価値の変動は包括利益計算書で認識されるため、市況のあらゆる変動が、直接、純収益に影響を与えることになる。

投資運用会社は、集中した特異リスクを負担しないように、ポートフォリオが発行者、産業およびセクターによって上手く分散されることを確保しながら、個々の会社および産業エクスポージャーを制限することによって分散化を達成することを追求する。

2026年3月31日現在の証券の価格が、その他の変数がすべて不変のままで5%増加した場合、ファンドの資本合計を4,288,963米ドル（2025年：4,427,234米ドル）増加させたであろう。反対に、その他の変数がすべて不変のままであることを前提に、価格が5%減少した場合、資本に上述の割合と同じで逆方向の影響を与える結果となったであろう。

(ii) 為替リスク

為替リスクは、ファンドが非機能通貨エクスポージャーで不利な変動により被る潜在的損失を表している。ファンドの実質的にすべての金融資産は、財政状態計算書および包括利益計算書が為替変動によって重大な影響を受けない効果を伴う米ドルで表示される。

(iii) 金利リスク

金利リスクは、金融商品の公正価値または将来のキャッシュ・フローが、市場金利の変動のために変動するリスクである。このリスクは、その公正価値または将来のキャッシュ・フローが金利の変動により影響を受ける金融商品について発生する。概して、債券の価格は、市場金利の変動により変動する。

デュレーションは、債券価格のボラティリティについて最も広範に用いられる基準である。デュレーションは、債券に関連するすべてのキャッシュ・フローの現在価値の加重平均であり、年数で表示される。算式は、イールドカーブの平行移動を想定している。デュレーションが高いほど、金利の変動に対する債券価格の感応性は一層高くなる。一般に、金利と債券価格とは反比例する。

有効デュレーションは、オプションを組み込んだ債券に用いられ、将来の金利の変動がオプション行使によるキャッシュ・フローをどのように変化させ得るかを考慮する。利回りが一定額だけ増加または減少した場合、債券価格を決定するため2項式モデルが使用され、モデルの成果は、次にデュレーションの算定に用いられる。モデルは、金利の変動時に、オプションによる調整後の債券スプレッドは変動しないことを想定している。

	2026年3月31日	2025年3月31日
有効デュレーション	2.95%	3.17%

有効デュレーションは、金利感応性の基準として用いられる。2026年3月31日における2.95%の有効デュレーションは、金利の1%の増減に対し、ファンドの評価額は約2.95%増減し得ると示すことになる。

ファンドの金融資産（短期債権および債務を除く）の金利の概要は以下のとおりであった。

	総額（現金を含む） （米ドル）	変動利付 （米ドル）	固定利付 （米ドル）
2026年3月31日現在	85,819,814	40,556	85,779,258
2025年3月31日現在	88,669,496	124,814	88,544,682

	固定利付金融資産 加重平均金利	固定利付金融資産 金利固定加重平均期間
	%	年
2026年3月31日現在	6.66	4.90
2025年3月31日現在	6.50	5.02

(b) 流動性リスク

流動性リスクは、高いボラティリティおよび金融逼迫の場合に、ファンドがその投資ポジションの規模を合理的価格で早急に調整することが出来ない可能性を表している。ファンドの主な負債は、投資家が売却を希望する受益証券の買戻しである。

報告期間終了後の2026年4月16日付で、指令（EU）2024/927（「オムニバス指令」）の要件に適合し、ファンドに二つの流動性管理手法を備えるため、新たにa)買戻制限およびb)買戻手数料を利用することが可能となった。

2026年4月16日付の英文目論見書には、ファンドの流動性リスクを管理し、受益者の公正な取扱いを確保するべく取締役の承認を得た上で買戻制限、買戻手数料および取引の一時停止等の手法および措置を適用することができる状況について定められている。

ファンドの資産は、主に、容易に換金可能な証券から成る。流動性の低い性質に起因する特別な取扱いの対象となる資産は、資産全体の0%である。しかし、ファンドの金融商品の一部は、店頭市場で取引される商品または組織された公開市場で取引されない商品を含むことがある。そのため、ファンドは、その流動性の必要を満たすためまたは特定発行体の信用力の悪化等の特別な事象に対応するため、こうした商品への投資をその公正価値に近い金額で迅速に換金することができないことがある。

受益者は、各取引日（土曜日または日曜日を除き、アイルランド、東京およびニューヨークにおいて銀行が営業している日）に自己の受益証券の買戻しを受けることができる。買戻しは、買戻日の実勢の受益証券1口当り純資産価格に相当する価格で実行されるが、買戻しの資金調達に必要な投資証券の売却またはその他の換金の決済期間が遅延した場合、または必要な資金の転換もしくは送金が管理会社の支配の及ばない理由から遅延した場合、管理会社は、買戻代金の支払を（関係する取引日から最大30日間まで）延期することができる。

報告期間終了後の2026年4月16日付で、受益証券の買戻しに際し、管理会社はファンドに支払われる買戻手数料を徴収することができるものとされたが、取締役は、別段の通知があるまで、当該手数料（もしあれば）が当該取引日における1口当り純資産価格の5%を超えないものとするを予定している。前記に従うことを条件として、買戻代金は、当該買戻の実行日から4営業日目までに現金で支払われる。買戻しに制限はなく、受益者は、毎日無料で買戻しを受けることができる。

下記の表では、期／年度末日における契約満期日までの残余期間に基づき、ファンドの金融負債を該当満期グループ別に分析している。表の金額は、契約により割引のないキャッシュ・フローを示す。1か月超の未払残高は12か月以内に支払満期となり、割引による影響は重大ではないため、帳簿上の残高に相当する。

	1か月未満 (米ドル)	1～3か月 (米ドル)	合計 (米ドル)
2026年3月31日現在			
未払分配金	400,930	—	400,930
未払報酬	—	445,213	445,213
ファンド証券買戻未払金	32,092	—	32,092
投資有価証券購入未払金	495,000	—	495,000
金融負債合計	928,022	445,213	1,373,235
2025年3月31日現在			
未払分配金	406,172	—	406,172
未払報酬	—	445,177	445,177
ファンド証券買戻未払金	159,494	—	159,494
投資有価証券購入未払金	360,000	—	360,000
金融負債合計	925,666	445,177	1,370,843

受益証券は、受益者の選択により買戻すことができ、その代金は1か月以内に支払われる。当年度において投資者が直接または間接的に負担したすべての報酬、手数料および費用は、本財務書類に開示されている。

(c) 信用リスク

信用リスクは、金融商品または取引の一方の当事者が、債務を履行しないことにより相手方当事者に財務上の損失を負わせるリスクである。これはまた、取引相手方リスクまたは発行者リスクとも称する。ファンドについて、信用リスクは、他の機関への預金、債券の取引およびレポ契約の締結等の他の当事者に対する債権から発生する可能性がある。

信用リスクは、通常、取引所で取引されない金融商品に関係する場合に増大するが、これは、取引所で取引されない金融商品の取引相手方は、取引所決済機関により支援されていないためである。ファンドの投資運用会社は信用方針を確定しており、信用リスクに対するエクスポージャーは継続して監視されている。債券取引に関連する取引相手方リスクは、信用格付を含む、定性および定量基準の利用により監視される。ファンドの英文目論見書では、ファンドに課される信用格付制限の詳細を規定している。ファンドの信用リスクの集中は、財政状態計算書に表示されるように金融商品およびローカーからの請求残高の間に分散されている。

受託会社であるエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、副保管会社として三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）（以下「副保管会社」という。）を任命している。副保管会社である三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、年度末現在A－（2025年：A－）のフィッチ信用格付を得ている。三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店）は、さらにブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー（以下「BBH」という。）を総副保管会社（以下「総副保管会社」という。）に任命している。

保管および支払サービスも提供するBBHは、フィッチによりA＋（最高品質グレード）に格付けされている（2025年：A＋）。ファンドの債券への投資およびレポ契約の実質的にすべてが、年度末現在BBHにより保管されている。受託会社、保管会社またはBBHの破産または支払不能により、受託会社の保管するファンドの現金および債券投資に関するファンドの権利の執行が遅延するかまたは制限される可能性がある。

現金は、毎晩、事前承認された金融機関にスweepされ、翌日戻される。2026年3月31日現在、現金残高は、S&Pグローバル・レーティングによる長期格付A A－最高品質グレードおよび短期格付A－1＋を有するJPモルガン・チェース、ニューヨークならびにS&Pグローバル・レーティングによる長期格付A A－最高品質グレードおよび短期格付A－1＋を有するスカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケン、ストックホルムに保有されている。2025年3月31日現在、現金残高は、S&Pグローバル・レーティングにより長期格付A＋最高品質グレードおよび短期A－1に格付けされているシティバンク、ニューヨークならびにS&Pグローバル・レーティングにより長期格付A A－最高品質グレードおよび短期格付A－1に格付けされているロイヤル・バンク・オブ・カナダ、ロンドンにおいて保有されていた。

以下は、翌日物預金取引の相手先銀行である。

	2026年		2025年	
	米ドル	格付	米ドル	格付
シティバンク、ニューヨーク	—	—	101,206	A＋ (S&P)
JPモルガン・チェース、ニューヨーク	397	A A－ (S&P)	—	—
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	—	-	23,608	A A－ (S&P)
スカンジナビスカ・エンスキルダ・バンケン	40,159	—	—	—
		A A－ (S&P)		—
BBH スweep・プログラム	<u>40,556</u>		<u>124,814</u>	

2026年3月31日および2025年3月31日現在の最大信用リスク・エクスポージャーは、注記3に開示された金額、財政状態計算書上で投資有価証券売却未収金およびファンド証券発行未収金の勘定科目で開示されている未決取引、ならびにファンドの投資有価証券明細表に開示された有価証券への投資である。現金および投資ポジションに関する信用格付ならびにリスク・エクスポージャーは、注記11（a）に含まれている。

2026年3月31日および2025年3月31日現在保有されるレポ契約に関する取引相手方は、S&Pグローバル・レーティングによりA＋に格付けされているバンク・オブ・アメリカ・メリルリンチであった。

ファンドが受託会社および他の取引相手方の利用を通じて負担するリスクを軽減するため、投資運用会社は、取引相手方が信頼できる機関であることおよび信用リスクがファンドの容認できるものであることを確保するための適切な処置を施す。ファンドは、慎重な監督の対象となる規制された機関である保管会社、または国際的信用格付機関により高い信用格付を割り当てられている保管会社とのみ取引を行う。さらに、ファンドの有価証券は、その保管ネットワークを通じて受託会社により分別口座で維持される。このため、受託会社、保管会社またはBBHが支払不能または破産に陥った場合に、ファンドの有価証券は分別され保護されており、これにより取引相手方リスクもさらに軽減される。ファンドの現金は、受託会社の保管ネットワークを通じて集約保管されており、BBHが支払不能または破産に陥った場合には、一般債権として取り扱われることとなる。

ファンドは、申込不履行のリスクを負う。ポートフォリオの効率的な運用のため、投資運用会社は、決済金に関係する決済日に受領されるという前提で、有価証券を購入し、またはポートフォリオの効率的な運用技法および手段を利用することがある。ファンドが当該決済金を当該決済日までに受け取らない場合、ファンドは、上記の購入済有価証券を売却するかまたは上記のポートフォリオの効率的な運用技法および手段に基づくそのポジションを売り払わなければならないことがあり、このことは、申込金を支払わない申込人が当該損失についてファンドに対し責任を負うことがあっても、結果的にファンドが損失を被る可能性がある。

2026年3月31日および2025年3月31日現在、ファンドは、ポートフォリオの効率的な運用のためにレポ契約を利用している。エクスポージャー、取引相手方、担保の種類および金額（適用ある場合。）ならびにこれらの手法を利用することによる収益と費用の詳細は以下のとおりである。

2026年3月31日

担保発行体	担保の種類	エクスポージャー純額 米ドル	受領担保 米ドル	格付け	満期	国	決済および クリアリング
米国政府	米国財務省証券	2,930,000	2,974,000	A A A	3年超	米国	三者間

2025年3月31日

担保発行体	担保の種類	エクスポージャー純額 米ドル	受領担保 米ドル	格付け	満期	国	決済および クリアリング
米国政府	米国財務省証券	946,000	975,000	A A A	3年超	米国	三者間

ポートフォリオの効率的な運用のために採用された手法から生じる収益と費用は以下のとおりであった。

2026年3月31日

	収益 米ドル	費用 米ドル
レポ契約		
投資受取利息	102,217	—

2025年3月31日

	収益 米ドル	費用 米ドル
レポ契約		
投資受取利息	62,970	1,099

ファンドは、同一発行体が発行するいずれかのクラスの証券の10%を超えて保有することはできない。本目的上、同一発行体のすべての債券は、全体で同一クラスとみなされる。

（d）公正価値の見積り

ファンドは、測定を行う際に使用されたインプットの重要性を反映する公正価値ヒエラルキーを用いて公正価値測定を分類している。

金融資産および負債は、財政状態計算書において公正価値で測定される。公正価値測定は、3つのレベルのヒエラルキーに分類される。評価ヒエラルキーは、ファンドの各投資対象の評価に対するインプットの観察可能性および信頼性に基づく。有価証券の評価に用いられるインプットまたは技法は、必ずしも当該有価証券への投資に不随するリスクを示すものではない。

3つのレベルは、以下のとおりである。

レベル1－測定日においてファンドがアクセス可能な、同一の資産または負債に関する活発な市場における無調整の公表価格

レベル1に分類される資産および負債には、一般的に、活発に取引される国内および特定の外国株式、特定の米国政府証券ならびに国内の証券取引所で活発に取引される（いくつかの先物およびオプション等の）デリバティブが含まれる。

レベル2－レベル1に含まれる公表価格以外の、直接または間接的に観察可能な（例えば、市場価格を用いて算出された）、資産または負債に対するインプット

レベル2に分類される資産および負債には、一般的に、清算デリバティブならびに業界標準モデルを用いて評価されたスワップ、オプション、スワップションおよび為替先物取引等の特定の店頭取引デリバティブ、最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された特定の譲渡制限付き有価証券および保有数が外国人の保有制限を超える際のプレミアムまたはディスカウントを適用して調整され、現地価格で評価された特定の有価証券が含まれる。

レベル3－資産または負債について観察不能（すなわち、市場データが入手できない）場合のインプット

レベル3に分類される資産および負債には、一般的に、（アセットバック、モーゲージバック、ローンおよびソブリン債務等の）特定の債務証券、デリバティブ（ブローカーの公表価格を用いて評価された場合でも）、流動性またはその他の考慮事項による特定のディスカウントにより調整された特定の債務証券およびデリバティブ、特定のスプレッドによる調整がなされたソブリンにより発行された比較可能な有価証券を用いて評価された特定のソブリン債務証券、取引が停止されたか、または現在の主要な取引所において上場停止となり最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された有価証券、債務不履行または破産手続き中のため最新の入手可能な市場価格または公表価格で評価された現在の市場公表価格がない有価証券、破産手続きに関連した潜在的な訴訟による回収可能金額および利益、評価がファンドスポンサーより提供され、流動性ならびに情報入手のタイミングを考慮して調整される第三者投資信託および同一の発行体が関連する比較可能な有価証券の価格を用いて評価される特定の有価証券が含まれるが、それらに限定されない。

公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定に重要である最下位レベルのインプットに基づいて全体として決定される。このために、インプットの重要性は、全体として公正価値測定に対して査定される。

公正価値測定が、観測できないインプットに基づく重要な調整を要求する観測可能なインプットを用いる場合、その測定は公正価値ヒエラルキーのレベル3に含まれると考えられる。全体として公正価値測定に対する特定のインプットの重要性を査定しながら、資産または負債に特有な要因を考える判断が求められる。

何が「観測可能」の構成要素となるかの重要な決定は、投資運用会社による判断を要求する。投資運用会社は、容易に入手可能であり、定期的に分配され更新され、信頼性があり検証可能であり、私有でない市場データであり、関連市場に積極的に関わる独立した情報源によって提供される観測可能なデータと考える。

以下の表は、2026年3月31日および2025年3月31日現在の公正価値で測定された、ファンドの金融資産の公正価値ヒエラルキーの分析を提供している。

	レベル1 (米ドル)	レベル2 (米ドル)	レベル3 (米ドル)	合計 (米ドル)
2026年3月31日				
資産				
売買目的で保有される				
金融資産：				
法人債務証券	—	82,849,258	—	82,849,258
レボ契約	—	2,930,000	—	2,930,000
資産合計	—	85,779,258	—	85,779,258
2025年3月31日				
資産				
売買目的で保有される				
金融資産：				
法人債務証券	—	87,598,682	—	87,598,682
レボ契約	—	946,000	—	946,000
資産合計	—	88,544,682	—	88,544,682

2026年3月31日および2025年3月31日現在、ファンドはレベル3の投資対象を保有していなかった。

12. 資本合計

受益者との取引上、取引は取引日プラス1営業日ベースで会計処理される。財務報告上、取引は取引日ベースで会計処理される。FRS102セクションII「基本的な金融商品」に従って、最終取引日の業務終了時と財務報告期／年度末日との間に生じた取引は、資本合計（受益者との取引上）と資本合計（財務報告上）との間の調整を要求されている。この調整は、下表のとおりである。

	2026年3月31日現在 (米ドル)	2025年3月31日現在 (米ドル)
資本合計（受益者との取引上）	86,259,865	89,552,513
取引日および年末調整	(20,340)*	(65,425)*
資本合計（財務報告上）	86,239,525	89,487,088

* 2026年3月31日および2025年3月31日に終了した年度：それぞれ財務報告上の資本合計の(0.02)%および(0.07)%。

13. 為替レート

以下の為替レートは、年度末の米ドル以外の通貨建て資産および負債を換算するために使用されている。

	2026年3月31日現在	2025年3月31日現在
ユーロ	1.15165	1.07950

14. 関連当事者間取引

管理会社の取締役は、本財務書類上で開示されている以外に、関連当事者とのいかなる取引も認識していない。受託会社（エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド）、保管会社（三井住友信託銀行株式会社（ロンドン支店））、管理会社兼管理事務代行業社兼登録事務代行業社（エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド）、投資運用会社（ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー）、代行協会会員および日本における販売会社（大和証券株式会社）は、FRS102「関連当事者の開示」に従ってファンドの関連当事者とみなされる。

当年度中に関連当事者に生じた報酬は、包括利益計算書において開示されている。年度末現在の関連当事者への未払金額は、注記4において開示されている。

2026年3月31日現在、ファンドの代行協会会員かつ販売会社である大和証券株式会社は、顧客のために受益証券の96.51%（2025年：96.47%）を所有していた。

受益者に係る取引については、注記7、財政状態計算書および資本変動計算書を参照のこと。

15. ポートフォリオ持高の変動明細表

当年度中のポートフォリオ持高の変動明細表は本書に記載されていないが、詳細はエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドから無料で入手できる。

16. 純資産額および受益証券1口当り純資産価格

以下の表は、過去3期の各々の純資産総額および受益証券1口当り純資産価格を表示している。

終了年度	受益証券1口当り	
	純資産 (米ドル)	純資産価格 (米ドル)
2026年3月31日*	86,259,865	6.09
2025年3月31日*	89,552,513	6.03
2024年3月31日*	94,347,727	6.10

* 受益者取引の純資産および受益証券1口当り純資産価格。受益者取引情報と財務報告情報との間の調整に関しては注記7および12を参照のこと。

17. 当年度中の重要な事象

当年度中に、ファンドに影響を及ぼした重大な事象はなかった。

18. 後発事象

2026年4月16日付で、更新された英文目論見書および第二補足信託証書は、指令（EU）2024/927（「オムニバス指令」）の要件に適合するために行われた更新および注記11（b）「流動性リスク」に記載されている改訂を反映するため、中央銀行に提出され、承認を受けた。

当年度末後から本財務書類の承認日までに、ファンドに影響を及ぼした重大な事象はなかった。

19. 財務書類の承認

管理会社の取締役は、2026年7月17日付で本財務書類を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンド

年次報告書および監査済財務書類

2026年3月31日に終了した年度

投資有価証券明細表

2026年3月31日現在

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券			
オーストラリア 0.53% (2025年3月31日: 0.99%)			
Fortescue Treasury PTY			
5.88%, 4/15/30 (Series '144A')	403,000	407,624	0.47
4.38%, 4/01/31 (Series '144A')	56,000	52,923	0.06
		<u>460,547</u>	<u>0.53</u>
バミューダ 3.01% (2025年3月31日: 2.74%)			
Jazz Investment I Ltd			
3.13%, 9/15/30 (Series '144A')	200,000	282,472	0.33
NCL Corporation			
0.75%, 9/15/30 (Series '144A')	349,000	323,223	0.38
5.88%, 1/15/31 (Series '144A')	225,000	217,274	0.25
6.75%, 2/01/32 (Series '144A')	385,000	381,677	0.44
6.25%, 9/15/33 (Series '144A')	225,000	217,229	0.25
Transocean Inc			
7.88%, 10/15/32 (Series '144A')	150,000	160,183	0.19
Viking Cruises Ltd			
9.13%, 7/15/31 (Series '144A')	240,000	253,186	0.29
5.88%, 10/15/33 (Series '144A')	303,000	299,109	0.35
Weatherford International			
6.75%, 10/15/33 (Series '144A')	450,000	459,481	0.53
		<u>2,593,834</u>	<u>3.01</u>
カナダ 3.27% (2025年3月31日: 3.93%)			
1011778 BC ULC/New Red Finance Incorporated			
3.50%, 2/15/29 (Series '144A')	585,000	558,446	0.65
1261229 BC Ltd			
10.00%, 4/15/32 (Series '144A')	875,000	894,715	1.04
Bausch Health Cos Inc			
6.25%, 2/15/29 (Series '144A')	109,000	81,750	0.10
Garda World Security			
8.25%, 8/01/32 (Series '144A')	360,000	356,128	0.41
8.38%, 11/15/32 (Series '144A')	485,000	485,441	0.56
Great Canadian Gaming			
8.75%, 11/15/29 (Series '144A')	231,000	225,358	0.26
Open Text Corporation			
6.90%, 12/01/27 (Series '144A')	45,000	46,176	0.05
3.88%, 12/01/29 (Series '144A')	192,000	171,529	0.20
		<u>2,819,543</u>	<u>3.27</u>
ケイマン諸島 1.76% (2025年3月31日: 2.16%)			
Azorra Finance			
7.25%, 1/15/31 (Series '144A')	500,000	504,719	0.59

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
ケイマン諸島 1.76% (2025年3月31日: 2.16%) (続き)			
Foreign Diamond			
8.50%, 10/01/30 (Series ‘144A’)	604,000	638,136	0.74
Transocean Incorporated			
8.75%, 2/15/30 (Series ‘144A’)	514,000	374,283	0.43
		1,517,138	1.76
フランス 2.29% (2025年3月31日: 2.00%)			
Altice France S.A.			
9.50%, 11/01/29 (Series ‘144A’)	617,378	623,718	0.72
6.50%, 3/15/32 (Series ‘144A’)	82,148	77,634	0.09
6.88%, 7/15/32 (Series ‘144A’)	152,439	144,440	0.17
Constellium SE			
5.63%, 6/15/28 (Series ‘144A’)	250,000	248,715	0.29
3.75%, 4/15/29 (Series ‘144A’)	295,000	281,290	0.33
Forvia SE			
6.75%, 9/15/33 (Series ‘144A’)	200,000	195,116	0.23
Iliad Holding			
7.00%, 10/15/28 (Series ‘144A’)	200,000	201,291	0.23
7.00%, 4/15/32 (Series ‘144A’)	200,000	200,223	0.23
		1,972,427	2.29
ドイツ -% (2025年3月31日: 0.22%)			
		-	-
アイルランド 0.97% (2025年3月31日: 1.65%)			
Atlas LuxCo			
4.63%, 6/01/28 (Series ‘144A’)	275,000	268,252	0.31
Flutter Treasury DAC			
5.88%, 6/04/31 (Series ‘144A’)	200,000	197,672	0.23
Truenoord Capital DAC			
8.75%, 3/01/30 (Series ‘144A’)	366,000	373,890	0.43
		839,814	0.97
日本 0.84% (2025年3月31日: 0.49%)			
日産自動車			
4.35%, 9/17/27 (Series ‘144A’)	295,000	286,817	0.33
楽天グループ			
9.75%, 4/15/29 (Series ‘144A’)	225,000	239,894	0.28
8.13%, 12/31/50 (Series ‘144A’)	200,000	198,103	0.23
		724,814	0.84
ジャージー 0.15% (2025年3月31日: 1.10%)			
Adient Global Holdings Limited			
7.00%, 4/15/28 (Series ‘144A’)	125,000	126,645	0.15
		126,645	0.15
ルクセンブルグ0.67% (2025年3月31日: 0.19%)			
Ardagh Group			
9.50%, 1/12/30 (Series ‘144A’)	152,211	159,643	0.19
4.13%, 12/01/30 (Series ‘144A’)	495,000	415,973	0.48
		575,616	0.67
オランダ 1.53% (2025年3月31日: 1.72%)			
Sunrise Finco I BV			
4.88%, 7/15/31 (Series ‘144A’)	625,000	595,025	0.69
Trivium Packaging Finance BV (Series ‘144A’)			
12.25%, 1/15/31	225,000	243,641	0.28

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
オランダ 1.53% （2025年3月31日：1.72%）（続き）			
Ziggo BV			
4.88%, 1/15/30 (Series ‘144A’)	515,000	480,784	0.56
		1,319,450	1.53
パナマ -% （2025年3月31日：0.70%）			
		-	-
イギリス 0.76% （2025年3月31日：0.92%）			
Belron UK Finance Plc			
5.75%, 10/15/29 (Series ‘144A’)	265,000	266,591	0.31
Virgin Media Secured Finance PLC			
4.50%, 8/15/30 (Series ‘144A’)	440,000	390,360	0.45
		656,951	0.76
アメリカ合衆国 80.29% （2025年3月31日：79.08%）			
Acrisure LLC Finance Incorporated			
8.50%, 6/15/29 (Series ‘144A’)	425,000	419,965	0.49
7.50%, 11/06/30 (Series ‘144A’)	550,000	551,124	0.64
6.75%, 7/01/32 (Series ‘144A’)	75,000	72,293	0.08
Aecom			
6.00%, 8/01/33 (Series ‘144A’)	450,000	448,050	0.52
Albertsons Companies Incorporated			
5.50%, 3/31/31 (Series ‘144A’)	225,000	222,415	0.26
5.75%, 3/31/34 (Series ‘144A’)	136,000	133,066	0.15
Alliant Hold Co Issuer LLC			
7.38%, 10/01/32 (Series ‘144A’)	675,000	668,513	0.77
Allied Universal Holdco			
7.88%, 2/15/31 (Series ‘144A’)	1,010,000	1,041,300	1.21
Amentum Escrow Corporation			
7.25%, 8/01/32 (Series ‘144A’)	435,000	450,044	0.52
AmeriGas Partners LP			
9.50%, 6/01/30 (Series ‘144A’)	225,000	237,484	0.28
Antero Midstream Partners LP/Antero Midstream Finance Corporation			
5.75%, 1/15/28 (Series ‘144A’)	300,000	299,987	0.35
6.63%, 2/01/32 (Series ‘144A’)	204,000	208,412	0.24
5.75%, 10/15/33 (Series ‘144A’)	295,000	291,558	0.34
Asbury Automotive Group			
4.63%, 11/15/29 (Series ‘144A’)	177,000	171,054	0.20
5.00%, 2/15/32 (Series ‘144A’)	145,000	137,308	0.16
Ashton Woods USA LLC/Ashton Woods Finance Company			
4.63%, 8/01/29 (Series ‘144A’)	147,000	138,848	0.16
4.63%, 4/01/30 (Series ‘144A’)	111,000	102,913	0.12
Assurion LLC Assurion Co			
8.00%, 12/31/32 (Series ‘144A’)	450,000	466,079	0.54
8.38%, 2/01/34 (Series ‘144A’)	140,000	135,644	0.16
Avantor Funding Incorporated			
4.63%, 7/15/28 (Series ‘144A’)	803,000	783,241	0.91
Avient Corporation			
7.13%, 8/01/30 (Series ‘144A’)	501,000	509,127	0.59
6.25%, 11/01/31 (Series ‘144A’)	35,000	35,239	0.04
Avis Budget Group			
8.38%, 6/15/32 (Series ‘144A’)	475,000	472,424	0.55

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
B&G Foods Incorporated			
5.25%, 9/15/27	226,000	217,261	0.25
8.00%, 9/15/28 (Series ‘144A’)	240,000	235,296	0.27
Beach Acquisition Bidco LLC			
10.00%, 7/15/33 (Series ‘144A’)	237,160	252,270	0.29
Black Pearl Compute LLC			
6.13%, 2/15/31	60,000	61,070	0.07
Block Inc			
5.63%, 8/15/30 (Series ‘144A’)	200,000	198,658	0.23
6.00%, 8/15/33 (Series ‘144A’)	130,000	127,506	0.15
Brandywine Operating Partnership			
8.05%, 3/15/28	25,000	25,428	0.03
8.88%, 4/12/29	350,000	355,204	0.41
4.55%, 10/01/29	175,000	157,225	0.18
6.13%, 1/15/31	70,000	62,405	0.07
Buckeye Partners LP			
4.50%, 3/01/28 (Series ‘144A’)	165,000	162,276	0.19
6.88%, 7/01/29 (Series ‘144A’)	194,000	199,664	0.23
Builders FirstSource Incorporated			
5.00%, 3/01/30 (Series ‘144A’)	725,000	705,945	0.82
4.25%, 2/01/32 (Series ‘144A’)	5,000	4,603	0.01
BWX Technologies Incorporated			
0.00%, 11/01/30	323,000	333,662	0.39
Caci International Incorporated			
6.38%, 6/15/33 (Series ‘144A’)	150,000	152,642	0.18
Caesars Entertainment Incorporated			
6.00%, 10/15/32 (Series ‘144A’)	780,000	717,513	0.83
Carpenter Technology			
5.63%, 3/01/34	230,000	226,613	0.26
CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corporation			
4.50%, 8/15/30 (Series ‘144A’)	310,000	289,665	0.34
4.25%, 2/01/31 (Series ‘144A’)	1,300,000	1,183,923	1.37
7.38%, 3/01/31 (Series ‘144A’)	175,000	177,744	0.21
4.25%, 1/15/34 (Series ‘144A’)	244,000	208,534	0.24
Celanese US Holdings LLC			
7.00%, 2/15/31	80,000	82,129	0.09
Century Communities			
3.88%, 8/15/29 (Series ‘144A’)	420,000	393,471	0.46
6.63%, 9/15/33 (Series ‘144A’)	276,000	270,203	0.31
CHS/Community Health Systems Incorporated			
6.88%, 4/15/29 (Series ‘144A’)	175,000	168,283	0.19
5.25%, 5/15/30 (Series ‘144A’)	10,000	9,420	0.01
4.75%, 2/15/31 (Series ‘144A’)	650,000	598,824	0.69
10.88%, 1/15/32 (Series ‘144A’)	264,000	283,180	0.33
9.75%, 1/15/34 (Series ‘144A’)	190,000	197,280	0.23
Cinemark USA Incorporated			
5.25%, 7/15/28 (Series ‘144A’)	375,000	371,769	0.43
7.00%, 8/01/32 (Series ‘144A’)	45,000	46,237	0.05
Cipher Compute LLC			
7.13%, 11/15/30	35,000	36,259	0.04
Clarios Global LP			
6.75%, 9/15/32 (Series ‘144A’)	185,000	186,480	0.22

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
Clean Harbors Inc			
5.75%, 10/15/33 (Series ‘144A’)	285,000	284,229	0.33
Clear Channel Outdoor			
7.13%, 2/15/31 (Series ‘144A’)	405,000	424,219	0.49
7.50%, 3/15/33 (Series ‘144A’)	410,000	434,163	0.50
Clearway Energy			
3.75%, 1/15/32 (Series ‘144A’)	85,000	77,474	0.09
Clearway Energy Operating LLC			
4.75%, 3/15/28 (Series ‘144A’)	130,000	128,249	0.15
3.75%, 2/15/31 (Series ‘144A’)	750,000	694,288	0.80
5.75%, 1/15/34 (Series ‘144A’)	25,000	24,556	0.03
Cloud Software Group			
9.00%, 9/30/29 (Series ‘144A’)	593,000	569,394	0.66
8.25%, 6/30/32 (Series ‘144A’)	200,000	189,165	0.22
6.63%, 8/15/33 (Series ‘144A’)	85,000	74,909	0.09
Clydesdale Acquisition			
6.63%, 4/15/29 (Series ‘144A’)	530,000	518,859	0.60
6.75%, 4/15/32 (Series ‘144A’)	145,000	137,373	0.16
Commercial Metals Co			
5.75%, 11/15/33 (Series ‘144A’)	150,000	148,400	0.17
6.00%, 12/15/35 (Series ‘144A’)	210,000	206,956	0.24
CP Atlas Buyer Incorporated			
9.75%, 7/15/30 (Series ‘144A’)	435,000	407,531	0.47
12.75%, 1/15/31 (Series ‘144A’)	385,002	297,684	0.34
Credit Acceptance Corporation			
9.25%, 12/15/28 (Series ‘144A’)	235,000	243,493	0.28
6.63%, 3/15/30 (Series ‘144A’)	290,000	281,696	0.33
Crosscountry Intermediate Holdco LLC			
6.50%, 10/01/30 (Series ‘144A’)	110,000	104,652	0.12
6.75%, 11/30/32	300,000	282,285	0.33
CSC Holdings LLC			
11.75%, 1/31/29 (Series ‘144A’)	475,000	343,298	0.40
5.75%, 1/15/30 (Series ‘144A’)	360,000	136,749	0.16
Darling Ingredients Incorporated			
6.00%, 6/15/30 (Series ‘144A’)	225,000	226,576	0.26
Datadog Incorporated			
0.00%, 12/01/29 (Series ‘144A’)	334,000	323,496	0.37
Deluxe Corporation			
8.13%, 9/15/29 (Series ‘144A’)	217,000	225,111	0.26
Directv Financing LLC/Directv Holdings Financing			
5.88%, 8/15/27 (Series ‘144A’)	41,000	40,895	0.05
8.88%, 2/01/30 (Series ‘144A’)	225,000	223,951	0.26
10.00%, 2/15/31 (Series ‘144A’)	760,000	775,563	0.90
Discovery Global Holdings			
4.28%, 3/15/32	157,000	138,306	0.16
5.05%, 3/15/42	386,000	255,517	0.30
5.14%, 3/15/52	56,000	33,925	0.04
Emerald Debt Merger Sub LLC			
6.63%, 12/15/30 (Series ‘144A’)	495,000	503,469	0.58
Echostar Corporation			
10.75%, 11/30/29	725,000	783,182	0.91
6.75%, 11/30/30	414,850	418,910	0.49

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
Enerflex Inc			
6.88%, 1/15/31	225,000	229,582	0.27
EW Scripps Company			
9.88%, 8/15/30 (Series ‘144A’)	321,000	312,067	0.36
Firstcash Inc			
6.88%, 3/01/32	342,000	348,470	0.40
Fortress Intermediate 3 Incorporated			
7.50%, 6/01/31 (Series ‘144A’)	410,000	407,207	0.47
Freedom Mortgage Corporation			
9.25%, 2/01/29 (Series ‘144A’)	340,000	345,838	0.40
9.13%, 5/15/31 (Series ‘144A’)	100,000	101,585	0.12
8.38%, 4/01/32 (Series ‘144A’)	275,000	270,478	0.31
7.88%, 4/01/33 (Series ‘144A’)	135,000	126,597	0.15
Graphic Packaging			
3.75%, 2/01/30 (Series ‘144A’)	127,000	116,538	0.13
Gray Media Incorporated			
9.63%, 7/15/32 (Series ‘144A’)	290,000	289,739	0.34
Guardant Health Inc			
0.00%, 5/15/33	210,000	213,150	0.25
Hertz Corporation/The			
12.63%, 7/15/29 (Series ‘144A’)	175,000	152,597	0.18
Hightower Holding LLC			
9.13%, 1/31/30 (Series ‘144A’)	300,000	305,765	0.35
Howard Midstream Energy Partners LLC			
7.38%, 7/15/32 (Series ‘144A’)	35,000	36,191	0.04
6.63%, 1/15/34 (Series ‘144A’)	420,000	421,478	0.49
Hub International Ltd			
7.25%, 6/15/30 (Series ‘144A’)	225,000	230,611	0.27
7.38%, 1/31/32 (Series ‘144A’)	670,000	683,323	0.79
Hudson Automotive Group			
8.00%, 5/15/32	500,000	517,628	0.60
Hudson Pacific Properties			
5.95%, 2/15/28	95,000	89,826	0.10
4.65%, 4/01/29	720,000	613,698	0.71
3.25%, 1/15/30	50,000	40,412	0.05
Iheartcommunications Inc			
9.13%, 5/01/29	237,000	215,220	0.25
Ingram Micro Incorporated			
4.75%, 5/15/29 (Series ‘144A’)	380,000	367,899	0.43
Insight Enterprises Incorporated			
6.63%, 5/15/32 (Series ‘144A’)	500,000	482,552	0.56
Ionis Pharmaceuticals Incorporated			
0.00%, 12/01/30	320,000	333,037	0.39
Iqvia Incorporated			
6.25%, 6/01/32 (Series ‘144A’)	390,000	396,002	0.46
Iron Mountain Incorporated			
7.00%, 2/15/29 (Series ‘144A’)	375,000	382,302	0.44
5.25%, 7/15/30 (Series ‘144A’)	275,000	267,943	0.31
6.25%, 1/15/33 (Series ‘144A’)	35,000	34,892	0.04
JetBlue Airways Corporation			
9.88%, 9/20/31 (Series ‘144A’)	377,000	356,481	0.41

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
Kaiser Alumination Corporation			
5.88%, 3/01/34	454,000	445,707	0.52
KB Home			
4.80%, 11/15/29	128,000	124,654	0.14
Lamar Media Corporation			
3.75%, 2/15/28	200,000	194,179	0.22
5.38%, 11/01/33 (Series ‘144A’)	321,000	314,037	0.36
LBM Acquisition LLC			
6.25%, 1/15/29 (Series ‘144A’)	290,000	212,105	0.25
9.50%, 6/15/31	175,000	152,323	0.18
Level 3 Financing Incorporated			
3.75%, 7/15/29 (Series ‘144A’)	425,000	394,187	0.46
6.88%, 6/30/33 (Series ‘144A’)	95,000	96,721	0.11
8.50%, 1/15/36 (Series ‘144A’)	400,000	417,284	0.48
Lumen Technologies Incorporated			
5.38%, 6/15/29	143,000	135,171	0.16
Matador Resources Company			
6.50%, 4/15/32 (Series ‘144A’)	165,000	166,665	0.19
Mauser Packaging/Sol			
7.88%, 4/15/30 (Series ‘144A’)	330,000	329,010	0.38
9.25%, 4/15/30 (Series ‘144A’)	250,000	232,138	0.27
Meritage Homes Corporation			
1.75%, 5/15/28 (Series ‘144A’)	206,000	198,547	0.23
M/I Homes Incorporated			
3.95%, 2/15/30	80,000	75,056	0.09
Minerva Merger Sub Incorporated			
6.50%, 2/15/30 (Series ‘144A’)	744,000	698,158	0.81
Mozart Debt Merger			
3.88%, 4/01/29 (Series ‘144A’)	602,000	582,271	0.68
5.25%, 10/01/29 (Series ‘144A’)	296,000	293,363	0.34
MPT Operating Partnership LP			
8.50%, 2/15/32 (Series ‘144A’)	300,000	304,148	0.35
Nabors Industries Incorporated			
9.13%, 1/31/30 (Series ‘144A’)	320,000	335,899	0.39
Nationstar Mortgage Holdings Incorporated			
7.13%, 2/01/32 (Series ‘144A’)	220,000	221,100	0.26
Neptune Bidco US Incorporated			
9.50%, 2/15/33	400,000	388,051	0.45
Newell Brands Incorporated			
6.63%, 5/15/32	343,000	327,848	0.38
Northern Oil & Gas Incorporated			
3.63%, 4/15/29	200,000	220,244	0.26
8.75%, 6/15/31 (Series ‘144A’)	250,000	259,893	0.30
7.88%, 10/15/33 (Series ‘144A’)	75,000	77,584	0.09
Novelis Corporation			
4.75%, 1/30/30 (Series ‘144A’)	120,000	112,832	0.13
Oak-Eagle Acquireco Incorporated			
7.25%, 7/01/33	130,000	134,865	0.16
8.75%, 7/01/34	234,000	245,263	0.28
Olympus WTR US Holdings			
6.25%, 10/01/29 (Series ‘144A’)	200,000	189,026	0.22
7.25%, 2/15/33 (Series ‘144A’)	810,000	772,891	0.90

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
OneMain Finance Corporation			
5.38%, 11/15/29	105,000	101,253	0.12
6.13%, 5/15/30	350,000	342,250	0.40
Owens-Brockway Glass Container Incorporated			
7.25%, 5/15/31 (Series ‘144A’)	295,000	281,038	0.33
7.38%, 6/01/32 (Series ‘144A’)	52,000	49,215	0.06
Paramount Global			
6.38%, 3/30/62	250,000	183,750	0.21
Pebblebrook Hotel Trust			
6.38%, 10/15/29 (Series ‘144A’)	670,000	671,185	0.78
PennyMac Financial Services Incorporated			
7.88%, 12/15/29 (Series ‘144A’)	190,000	194,275	0.23
7.13%, 11/15/30 (Series ‘144A’)	400,000	397,184	0.46
5.75%, 9/15/31 (Series ‘144A’)	110,000	101,699	0.12
6.88%, 2/15/33 (Series ‘144A’)	85,000	81,251	0.09
PetSmart Incorporated/PetSmart Finance Corporation			
7.50%, 9/15/32 (Series ‘144A’)	475,000	477,283	0.55
10.00%, 9/15/33 (Series ‘144A’)	225,000	224,448	0.26
Planet Financial Group			
10.5%, 12/15/29 (Series ‘144A’)	405,000	387,812	0.45
Post Holdings Incorporated			
6.38%, 3/01/33 (Series ‘144A’)	325,000	319,967	0.37
6.25%, 10/15/34 (Series ‘144A’)	340,000	332,935	0.39
6.50%, 3/15/36	224,000	219,279	0.25
PPL Capital Funding Incorporated			
3.00%, 12/01/30	228,000	237,483	0.28
Qnity Electronics Incorporated			
5.75%, 8/15/32 (Series ‘144A’)	125,000	125,071	0.15
6.25%, 8/15/33 (Series ‘144A’)	80,000	80,824	0.09
Quikrete Holdings Incorporated			
6.38%, 3/01/32 (Series ‘144A’)	150,000	152,026	0.18
6.75%, 3/01/33 (Series ‘144A’)	75,000	76,163	0.09
Rexford Industrial			
4.38%, 3/15/27 (Series ‘144A’)	125,000	124,550	0.14
4.13%, 3/15/29 (Series ‘144A’)	275,000	270,135	0.31
RHP Hotel Properties LP			
7.25%, 7/15/28 (Series ‘144A’)	490,000	500,367	0.58
Rocket Companies Incorporated			
6.50%, 8/01/29	100,000	101,114	0.12
6.13%, 8/01/30 (Series ‘144A’)	330,000	333,010	0.39
6.38%, 8/01/33 (Series ‘144A’)	40,000	40,423	0.05
Rocket Software Incorporated			
9.00%, 11/28/28 (Series ‘144A’)	211,000	209,797	0.24
6.50%, 2/15/29 (Series ‘144A’)	500,000	449,703	0.52
Rockies Express Pipeline			
6.75%, 3/15/33 (Series ‘144A’)	450,000	463,085	0.54
Science Applications			
5.88%, 11/01/33 (Series ‘144A’)	425,000	414,547	0.48
Semtech Corporation			
0.00%, 10/15/30	307,000	341,823	0.40

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29% (2025年3月31日: 79.08%)（続き）			
Service Corporation International			
4.63%, 12/15/27	50,000	49,477	0.06
3.38%, 8/15/30	350,000	322,844	0.37
5.75%, 10/15/32	30,000	29,920	0.03
Shift4 Payments Incorporated			
6.75%, 8/15/32 (Series ‘ 144A ’)	220,000	215,843	0.25
Sinclair Television Group			
8.13%, 2/15/33 (Series ‘ 144A ’)	225,000	228,727	0.27
SM Energy Corporation			
6.50%, 7/15/28	160,000	160,405	0.19
6.75%, 8/01/29 (Series ‘ 144A ’)	295,000	299,473	0.35
7.00%, 8/01/32 (Series ‘ 144A ’)	210,000	213,943	0.25
Specialty Building Products Holdings LLC/SBP Finance Corporation			
7.75%, 10/15/29 (Series ‘ 144A ’)	781,000	674,129	0.78
Speedway Motorsports LLC/Speedway Funding II Incorporated			
4.88%, 11/01/27 (Series ‘ 144A ’)	408,000	406,333	0.47
Standard Industries Incorporated			
4.38%, 7/15/30 (Series ‘ 144A ’)	211,000	198,801	0.23
6.50%, 7/30/32 (Series ‘ 144A ’)	140,000	140,038	0.16
Staples Incorporated			
10.75%, 9/01/29 (Series ‘ 144A ’)	850,000	785,419	0.91
Star Parent Incorporated			
9.00%, 10/01/30 (Series ‘ 144A ’)	350,000	364,001	0.42
Station Casinos LLC			
6.63%, 3/15/32 (Series ‘ 144A ’)	485,000	486,869	0.56
STL Holding Company LLC			
8.75%, 2/15/29 (Series ‘ 144A ’)	400,000	413,186	0.48
Stonebriar ABF LLC			
8.13%, 12/15/30	235,000	242,747	0.28
Sunoco LP			
7.00%, 5/01/29	190,000	194,916	0.23
5.63%, 3/15/31	105,000	104,513	0.12
7.25%, 5/01/32	146,000	151,047	0.17
6.25%, 7/01/33	179,000	179,791	0.21
Surgery Center Holdings			
7.25%, 4/15/32 (Series ‘ 144A ’)	197,000	192,758	0.22
Tallgrass Energy Partners			
6.75%, 3/15/34 (Series ‘ 144A ’)	457,000	459,298	0.53
Talos Production Incorporated			
9.00%, 2/01/29 (Series ‘ 144A ’)	125,000	130,151	0.15
9.38%, 2/01/31 (Series ‘ 144A ’)	430,000	455,574	0.53
Taylor Morrison Communities Incorporated			
5.75%, 11/15/32	140,000	140,035	0.16
Tenet Healthcare Corporation			
6.13%, 6/15/30	500,000	503,238	0.58
6.00%, 11/15/33	227,000	229,645	0.27
Terawulf Incorporated			
0.00%, 5/01/32	230,000	237,084	0.27

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
アメリカ合衆国 80.29%（2025年3月31日：79.08%）（続き）			
TransDigm Incorporated			
6.75%, 8/15/28 (Series ‘ 144A ’)	85,000	86,036	0.10
6.38%, 5/31/33 (Series ‘ 144A ’)	625,000	621,434	0.72
6.25%, 1/31/34 (Series ‘ 144A ’)	45,000	45,480	0.05
6.75%, 1/31/34 (Series ‘ 144A ’)	270,000	273,506	0.32
6.13%, 7/31/34 (Series ‘ 144A ’)	70,000	68,839	0.08
Treehouse Foods Inc			
7.75%, 2/11/33	900,000	904,086	1.05
Tronox Incorporated			
9.13%, 9/30/30 (Series ‘ 144A ’)	213,000	212,718	0.25
UKG Incorporated			
6.88%, 2/01/31 (Series ‘ 144A ’)	400,000	388,148	0.45
Under Armour Incorporated			
7.25%, 7/15/30 (Series ‘ 144A ’)	484,000	489,368	0.57
United Wholesale Mortgage			
5.50%, 4/15/29 (Series ‘ 144A ’)	273,000	255,525	0.30
Univision Communications			
8.50%, 7/31/31 (Series ‘ 144A ’)	650,000	653,172	0.76
USA Compression Partners LP			
7.13%, 3/15/29 (Series ‘ 144A ’)	390,000	398,614	0.46
6.25%, 10/01/33 (Series ‘ 144A ’)	290,000	288,957	0.33
Velocity Vehicle Group			
8.00%, 6/01/29 (Series ‘ 144A ’)	377,000	352,007	0.41
Venture Global Plaquemines LNG, LLC			
6.13%, 12/15/30	65,000	66,731	0.08
6.50%, 1/15/34 (Series ‘ 144A ’)	180,000	187,449	0.22
6.75%, 1/15/36 (Series ‘ 144A ’)	140,000	148,286	0.17
Versant Media Group Incorporated			
7.25%, 1/30/31 (Series ‘ 144A ’)	130,000	132,982	0.15
Victoria ’ s Secret & Co			
4.63%, 7/15/29 (Series ‘ 144A ’)	275,000	261,512	0.30
Voltgrid LLC			
7.38%, 11/01/30	223,000	230,290	0.27
Wec Energy Group Incorporated			
3.38%, 6/01/28 (Series ‘ 144A ’)	200,000	207,762	0.24
Windsor Holdings III LLC			
8.50%, 6/15/30 (Series ‘ 144A ’)	475,000	491,859	0.57
Wolverine World Wide			
4.00%, 8/15/29	500,000	462,983	0.54
Wulf Compute LLC			
7.75%, 10/15/30	422,000	445,968	0.52
Wynn Resorts Finance			
7.13%, 2/15/31 (Series ‘ 144A ’)	760,000	796,771	0.92
6.25%, 3/15/33 (Series ‘ 144A ’)	70,000	69,203	0.08
Yum! Brands Incorporated			
3.63%, 3/15/31	145,000	133,892	0.16
5.38%, 4/01/32	81,000	80,170	0.09
		69,242,479	80.29

	名目保有高	公正価額 (米ドル)	純資産 比率(%)
法人債務証券（続き）			
レボ契約			
アメリカ合衆国 3.40% （2025年3月31日：1.06%）			
Bank of America Merrill Lynch 3.65%, 4/01/26			
（バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチで保管されている米国財務省証券(金利4.875%、2045年8月15日満期、評価額2,974,000米ドル)により担保されている。）	2,930,000	2,930,000	3.40
		2,930,000	3.40
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		85,779,258	99.47
現金預金		40,556	0.05
その他の純資産		419,711	0.48
資本合計		86,239,525	100.00

Series ‘144A’ — 適格機関投資家の間で私募証券を取引することを認める私募証券の2年間保有義務を変更する証券取引委員会規則。

添付の注記は当財務書類の一部である。

[次へ](#)

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Statement of Financial Position

	Notes	As at 31st March, 2026 US\$	As at 31st March, 2025 US\$
Current Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	2	85,779,258	88,544,682
Cash	3	40,556	124,814
Receivable for investments sold		281,824	34,940
Interest receivable	2	1,445,971	1,573,425
Receivable for Fund Units sold		-	580,070
Other receivables		65,151	-
Total Current Assets		87,612,760	90,857,931
Total Equity	12	86,239,525	89,487,088
Current Liabilities (amounts falling due within one year)			
Dividends payable	8	400,930	406,172
Fees payable	4	445,213	445,177
Payable for Fund Units repurchased		32,092	159,494
Payable for investments purchased		495,000	360,000
Total Current Liabilities		1,373,235	1,370,843
Total Equity and Current Liabilities		87,612,760	90,857,931
Number of Units in Issue	7	14,162,970	14,832,160
Net Asset Value per Unit	16	6.09	6.03

Signed on behalf of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Peter Callaghan
Director

Hiroyuki Takano
Director

Date: 17th July, 2026

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Statement of Comprehensive Income

	Notes	For the year ended 31st March, 2026 US\$	For the year ended 31st March, 2025 US\$
Income			
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss	9	7,524,255	5,493,176
Other income		25,683	61,710
Total Net Income		7,549,938	5,554,886
Expenses			
Distribution fees	5, 14	539,148	552,920
Investment Manager fees	5, 14	539,148	552,920
AIFM fees	5, 14	134,814	138,292
Depository fees	5, 14	44,938	46,180
Agent Securities Company fees	5, 14	44,938	46,180
Audit fees		62,168	47,034
Other fees and expenses	10	218,617	160,630
Total Operating Expenses		1,583,771	1,544,156
Net Operating profit before Tax		5,966,167	4,010,730
Withholding Tax		(1,292)	-
Net Operating profit		5,964,875	4,010,730
Total Comprehensive Income		5,964,875	4,010,730

Income and expenses arose solely from continuing operations.

There are no recognised gains and losses other than those shown in the Statement of Comprehensive Income.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Statement of Changes in Equity

	US\$
Total Equity as at 1st April, 2025	89,487,088
Total comprehensive income	5,964,875
Distributions (Note 8)	(5,058,888)
Issue of Units	1,434,312
Repurchase of Units	(5,598,394)
Equalisation	10,532
Total Equity as at 31st March, 2026	<u>86,239,525</u>
 Total Equity as at 1st April, 2024	 94,286,944
Total comprehensive income	4,010,730
Distributions (Note 8)	(4,984,576)
Issue of Units	2,138,918
Repurchase of Units	(5,971,647)
Equalisation	6,719
Total Equity as at 31st March, 2025	<u>89,487,088</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

1. GENERAL INFORMATION

Monthly Dividend High Yield Fund (the “Fund”) was constituted as an Irish domiciled Fund, by a Trust Deed dated 3rd February, 1998. The Fund is authorised by the Central Bank of Ireland (the “Central Bank”) as an open-ended unit trust scheme under the provisions of the Unit Trusts Act, 1990 (the “Act”). The Fund was approved by the Central Bank as a Retail Investor Alternative Investment Fund on 30th December, 2015. On 16th April 2026, an updated Prospectus and second supplemental Trust Deed were filed with and approved by the Central Bank to facilitate updates made in order to comply with the requirements of Directive (EU) 2024/927 (the “Omnibus Directive”) and includes updates as outlined in Note 11(b) Liquidity Risk. The Fund’s primary objective is to provide investors with a high level of current income while undertaking a moderate level of risk.

Effective 22nd July, 2014, SMT Fund Services (Ireland) Limited (the Alternative Investment Fund Manager, the “AIFM”) registered under the EU Alternative Investment Fund Manager’s Directive (the “AIFMD”). One of the main objectives of the AIFMD is to increase transparency around the activities of the AIFM and their AIFs.

On 23rd December 2022, an addendum to the Prospectus was issued to clarify that the Fund does not consider the adverse impacts of its investment decisions on sustainability factors in the manner contemplated by Article 4(1)(a) of The Sustainable Finance Disclosure Regulation (“SFDR”) as the Fund falls under Article 6 of SFDR and does not have as its objective sustainable investment, nor does it promote Environmental, Social and Governance (“ESG”) characteristics.

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES

The material accounting policies adopted by the Fund which have been consistently applied to all of the years presented unless otherwise stated are as follows:

Basis of Preparation

The financial statements of the Fund have been prepared in accordance with accountant standards issued by the Financial Reporting Council (“Irish GAAP”), including Financial Reporting Standard 102: *“The Financial Reporting Standard applicable in the United Kingdom and Republic of Ireland”* (“FRS 102”), and Irish statute comprising the Act.

The format and certain wording of the financial statements have been adapted from those contained in FRS 102 so that, in the opinion of the AIFM, they more appropriately reflect the nature of the Fund’s business as an investment fund.

The Fund has availed of the exemption available to certain open-ended investment funds under FRS 102 not to prepare a cash flow statement.

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires the use of estimates and assumptions that affect the amounts reported in the financial statements and accompanying notes. The AIFM believes that the estimates utilised in financial statements are reasonable and prudent. Actual results could differ from these estimates.

The financial statements have been prepared on a going concern basis.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Basis of Preparation (continued)

The preparation of financial statements in conformity with FRS 102 requires management to make judgements, estimates and assumptions that effect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities and income and expenses. A critical judgement relates to the selection of functional currency as outlined on page 35. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates. The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are summarised in the period in which the estimate is revised if the revision affects only that period or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods. Accounting estimates for the Fund relate to fair value of investments which are outlined below.

New Standards, amendments and interpretations that are effective after 1st January 2025 and that have not been early adopted

In March 2024, amendments to FRS 102 *The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland* were issued, with an effective date for accounting periods beginning on or after 1st January 2026. These amendments introduce changes in areas including revenue recognition, lease accounting, fair value measurement and uncertain tax positions, together with other amendments aimed at aligning more closely with International Financial Reporting Standards. The Fund has not early adopted these amendments in preparing these financial statements. Management are still in the process of assessing the impact of these amendments.

Historical Cost Convention

The financial statements are prepared under the historic cost convention as adjusted for the revaluation of investments held at fair value through profit or loss. Securities are valued using the bid price quoted for such security on 31st March, 2026, which was the last Business Day of the year.

Investments

On initial application of FRS 102, in accounting for its financial instruments a reporting entity is required to apply either a) the full requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, b) the recognition and measurement provisions of International Accounting Standards ("IAS") 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments, or c) the recognition and measurement provisions of IFRS Accounting Standard ("IFRS") 9 Financial Instruments and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

The Fund has chosen to implement b) the recognition and measurement provision of IAS 39 Financial Instruments: Recognition and only the disclosure requirements of FRS 102 relating to Basic Financial Instruments and Other Financial Instruments.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Investments (Continued)

In accordance with FRS 102 the Fund has classified all its investments as financial assets or liabilities designated at fair value through profit or loss. Investments are initially recognised at the fair value of the consideration given, with transaction costs for such instruments being recognised directly in the Statement of Comprehensive Income. Investments are subsequently remeasured at fair value at the year end.

Purchases and sales of investments are recognised on trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the asset. Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Investment transactions are recorded on a trade date basis. Realised gains and losses on sales of investments are calculated on a “first in - first out” (“FIFO”) basis.

Listed Securities

The fair value of financial instruments/securities listed on a recognised stock exchange or traded on any other organised market is based on quoted market prices at the year end date. The quoted market price used for assets held by the Fund is using the bid price at the year end of such stock exchange or market which constitutes the principal market for such securities.

Unlisted Securities

Securities not listed on any stock exchange or traded on any regulated market and securities for which the price is in the opinion of the AIFM (or its delegate) not representative of the fair value, will be valued with care and in good faith by the AIFM (or its delegate) on the basis of their probable realisation value, provided the AIFM (or its delegate), has been approved for this purpose by the Depositary. As at the year end, there were no investments priced in this manner.

Repurchase Agreements

Repurchase agreements are valued at cost and adjusted for any movements in foreign exchange rates. Interest rates vary for each repurchase agreement and are set at the initiation of the agreement. It is the Fund's policy to take custody of securities to protect the Fund in the event the securities are not repurchased by the counterparty.

The Fund will generally obtain additional collateral if the fair value of the underlying securities is less than the face value of the repurchase agreement plus any accrued interest. The Fund has the right to repledge, hypothecate, sell or transfer this collateral but as at the year ends 31st March 2026 and 2025, the collateral held for the repurchase agreement was neither repledged, hypothecated, sold nor transferred. In the event of default on the obligation to repurchase, the Fund has the right to liquidate the collateral and apply the proceeds in satisfaction of the obligation. In the event of default or bankruptcy by the counterparty to the agreement, realisation and/or retention of the collateral or proceeds may be subject to legal proceedings.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Investments (Continued)

Realised Gains and Losses on Financial Assets and Financial Liabilities at Fair Value through Profit or Loss

Realised gains and losses on financial assets and financial liabilities at fair value through profit or loss are calculated based on FIFO book cost. The associated foreign exchange movements between the date of the purchase and the date of the sale of financial assets are included in net gain/(loss) on financial assets at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Cash and Other Liquid Assets

Cash and other liquid assets will be valued at their face value with interest accrued, where applicable, to the valuation point on the relevant Dealing Day unless, in the opinion of the AIFM any adjustment should be made to reflect the true value thereof. SMT Trustees (Ireland) Limited (the "Depositary") as Depositary has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) (the "Custodian") as its Custodian. The Custodian has, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH") as their global sub-custodian. Both the cash and assets are ultimately held at BBH, with cash being held at BBH as Banker. The cash is swept on a nightly basis to pre-approved financial institutions and returned the day after.

BBH's Cash Management Service ("CMS") sweeps end-of-day cash balances into overnight deposits with BBH's Grand Cayman branch and/or branches of other client-approved eligible bank counterparties (each, an "Eligible Institution", Collectively, "Eligible Institutions"). CMS is designed to complement clients' investment strategies by offering a liquid, flexible, diversified and automated cash investment tool across multiple currencies. The sweep is the last transaction posted to a client's account, after all other cash processing systems are closed, so it sweeps all available funds down to zero without having to project cash availability.

Foreign Exchange Translation

Functional and Presentation Currency

The functional and presentational currency of the Fund is US Dollar (US\$), which is considered to be the currency of the primary economic environment of the Fund.

Transactions and Balances

Assets and liabilities denominated in currencies other than the functional currency of the Fund are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the year end date. Transactions in currencies other than the functional currency of the Fund are translated into the functional currency at the exchange rates ruling at the dates of the transactions. Gains and losses on foreign exchange transactions are recognised in the Statement of Comprehensive Income in determining the result for the period. Proceeds from issuance and amounts paid on repurchase of Units are translated at the rates prevailing at the dates of the transactions.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Income Recognition

Interest income earned on cash is accounted for on an effective yield basis.

Income from financial assets at fair value through profit or loss is reported gross of withholding tax. Other income is accounted for on an accruals basis.

Interest income on debt obligations is presented as net gain on financial instruments at fair value through profit or loss in the Statement of Comprehensive Income.

Transaction Costs

Transaction costs are expensed in the Statement of Comprehensive Income.

Expenses

Expenses are recognised on the accrual basis.

Income Equalisation

The Fund maintains an equalisation account with a view to ensuring that the level of distributions payable on Units is not affected by the issue and repurchase of such Units during an accounting period.

The subscription price of such Units will therefore be deemed to include an equalisation payment calculated by reference to the accrued income of the Fund and the first distribution in respect of any Unit will include a payment of capital usually equal to the amount of such equalisation payment. The repurchase price of each Unit will also include an equalisation payment in respect of the accrued income of the Fund up to the date of repurchase.

Participating Units

The Fund issues equity Units, which are redeemable at the unitholder's option and are classified as equity in accordance with FRS 102 Section 22. The Net Asset Value ("NAV") per unit is calculated by dividing the total Net Assets of the Fund by the number of Units in issue. All Units are issued and redeemed at this price.

Should the equity Units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria of FRS 102 Section 22, the equity Units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Any difference between the carrying value of the equity instrument and fair value of the liability on the date of reclassification would be recognised in equity.

Equity Units can be put back to the Fund at any time for cash equal to a proportionate share of the Fund's trading NAV calculated in accordance with the Fund's regulations.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

2. MATERIAL ACCOUNTING POLICIES (Continued)

Taxation

Under current law and practice, the Fund qualifies as an investment undertaking as defined in Section 739B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended. The Fund is not chargeable to Irish tax on its income or capital gains. However, Irish tax can arise on the happening of a “chargeable event”. A chargeable event includes any distribution payments to Unitholders or any encashment, repurchase, redemption, transfer or cancellation of units and any deemed disposal of units for Irish tax purposes arising as a result of holding units in a Fund for a period of eight years or more.

No tax will arise in respect of chargeable events in respect of a Unitholder who:

- (i) is an Exempt Irish Investor (as defined in Section 739D of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended) who has provided the Fund with the necessary signed statutory declarations; or
- (ii) is neither Irish resident nor ordinarily resident in Ireland for tax purposes at the time of the chargeable event, provided, in each case, that the necessary signed statutory declaration in accordance with Schedule 2B of the Taxes Consolidation Act, 1997, as amended is held by the Fund.

Capital gains and interest received by the Fund may be subject to non-recoverable withholding tax in the countries of origin.

Pillar II rules have been considered and management deem that the legislation is not expected to have any material impact on the Fund as the Fund is out of scope of Pillar II legislation.

Dividends Payable and Distributions

Proposed distributions to Holders of Units are recognised in the Statement of Changes in Equity when the Fund incurs a legal or constructive obligation to pay such a distribution (i.e. at the “ex-date”).

Distributions are declared as at the valuation point on the last Business Day of each month (the “ex-date”) and are paid on or before the fourth Business Day following the ex-date to all Unitholders entered on the register at the close of business on the Business Day preceding the ex-date and thus applicants for Units on the ex-date will not be entitled to the distribution paid on that date but Unitholders seeking repurchase of all or part of their Units on the ex-date will receive the distribution paid on that date.

The AIFM distributes to the Unitholders monthly all net interest, dividends and other income received by the Fund subject to such adjustments as may be appropriate pursuant to the provisions of the Trust Deed. The AIFM may also distribute to the Unitholders monthly or at such other times as it may determine, the realised and unrealised capital gains less realised and unrealised capital losses of the Fund, but has not done so to date. All income and net capital gains of the Fund which are not distributed are invested pursuant to the Fund's investment policy.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**3. CASH**

Cash balances at the year end date were held by the below institutions. There was no cash collateral or restricted cash held at year end. The Fund, through its Custodian, places excess cash balances into overnight deposits with one or more eligible depositary institutions.

	31st March, 2026	31st March, 2025
	US\$	US\$
Citibank, New York (held through cash sweep)	-	101,206
JPM Chase, New York (held through cash sweep)	397	-
Royal Bank of Canada (held through cash sweep)	-	23,608
Skandinaviska Enskilda Banken (held through cash sweep)	40,159	-
	<u>40,556</u>	<u>124,814</u>

4. FEES PAYABLE

	31st March, 2026	31st March, 2025
	US\$	US\$
Distribution fees (Note 14)	131,215	135,026
Investment Manager fees (Note 14)	131,215	135,026
AIFM fees (Note 14)	32,831	33,757
Depositary fees (Note 14)	10,950	11,258
Agent Securities Company fees (Note 14)	10,950	11,258
Audit fees	54,130	45,802
Other fees and expenses	73,922	73,050
	<u>445,213</u>	<u>445,177</u>

5. FEES

Distribution fees of 0.60% of the average daily Net Assets of the Fund during the relevant quarter are payable to the Distributors. For the year ended 31st March, 2026, the distribution fee incurred was US\$539,148 (2025: US\$552,920) of which US\$131,215 was outstanding at year end (2025: US\$135,026).

The Fund pays to the Investment Manager an annual fee of 0.60% of the first US\$500 million, 0.55% of the next US\$500 million and 0.50% of the balance of the average daily Net Assets of the Fund during the relevant quarter. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis. For the year ended 31st March, 2026, the Investment Manager earned a fee of US\$539,148 (2025: US\$552,920) of which US\$131,215 was outstanding at year end (2025: US\$135,026).

The Fund pays to the AIFM an annual fee of 0.15% of the average daily Net Assets of the Fund during the relevant quarter. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis. For the year ended 31st March 2026, the AIFM earned a fee of US\$134,814 (2025: US\$138,292) of which US\$32,831 was outstanding at year end (2025: US\$33,757).

The Depositary receives from the Fund an annual fee of 0.05% of the average daily Net Assets of the Fund. This fee is payable quarterly in arrears and is accrued on a daily basis. For the year ended 31st March 2026, the Depositary earned a fee of US\$44,938 (2025: US\$46,180) of which US\$10,950 was outstanding at year end (2025: US\$11,258).

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

5. FEES (Continued)

The Agent Securities Company in Japan is entitled to an annual fee which is payable out of the assets of the Fund at the end of each calendar quarter, at an annual rate of 0.05% of the average daily Net Assets of the Fund for the relevant quarter. Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Securities Company for client services carried out on behalf of the Fund will be borne by the Fund. For the year ended 31st March 2026, the Agent Securities Company earned a fee of US\$44,938 (2025: US\$46,180) of which US\$10,950 was outstanding at year end (2025: US\$11,258).

The audit fee for provision of statutory audit services for the year, inclusive of out of pocket expenses, amounts to EUR37,995 (2025: EUR37,250). No fees were paid to the auditor in relation to other assurance, tax advisory or other non-audit services for the Funds (2025: Nil).

6. SOFT COMMISSION ARRANGEMENTS

During the years ended 31st March 2026 and 2025, the Fund paid for no soft dollar commissions attributable to execution and research.

7. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE YEAR

Units are offered at the subscription price equal to the current NAV per Unit plus a sales charge of up to 3% of such price payable to or at the direction of the relevant Distributor. The minimum subscription is ten Units and integral multiples of ten Units, and no fractional Units are issued.

Applications for the purchase of Units must be received by the AIFM at its business address prior to 10.00 a.m. (Dublin time) on each Dealing Day. Units will be issued by the AIFM provided payment is made to the Depositary on or before the fourth Business Day following the Dealing Day on which the request for purchase is accepted by the AIFM. Any loss, cost or expense suffered by the Fund as a result of any failure to pay or late payment of subscription monies shall be borne by the applicant.

Unitholders will be entitled to have their Units repurchased on each Dealing Day. Repurchase will be effected at a price per Unit equal to the NAV per Unit prevailing on the date of repurchase, provided that the AIFM may delay payment of repurchase proceeds (up to a maximum of 30 days from the relevant Dealing Day) if the period of settlement of the sale or other realisation of Securities, necessary to fund the repurchase, is delayed or any necessary conversion or transfer of funds is delayed for any reason beyond the control of the AIFM. There will be no repurchase charge. Subject to the foregoing, the proceeds of a repurchase will be paid in cash on or before the fourth Business Day following the date on which such repurchase is affected. Unitholders wishing to have their Units repurchased must submit a redemption form to the AIFM at its business address to be received on the Dealing Day on which repurchase is requested.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**7. UNITS ISSUED AND REPURCHASED DURING THE YEAR (Continued)**

To request a redemption of Units, the Unitholder may obtain from and submit to the AIFM a Subscription and Redemption Order Form (a trade order for submitting Subscriptions and Redemptions in a form to be agreed by the AIFM) instead of a Redemption Form. All requests for repurchase shall be made prior to 10:00 a.m. Dublin time on the relevant Dealing Day. Requests for repurchases received after such time may at the discretion of the AIFM be rejected. All applications for repurchase shall be irrevocable except with the prior consent of the AIFM (such consent to be at the AIFM's absolute discretion).

	31st March, 2026	31st March, 2025
Number of Units outstanding at beginning of year	14,832,160	15,459,820
Number of Units issued	234,090	350,240
Number of Units repurchased	<u>(899,940)</u>	<u>(967,050)</u>
Number of Units outstanding at end of year (for Unitholder Dealing Purposes)	<u>14,166,310</u>	<u>14,843,010</u>
Trade Date Adjustment (Note 12)	<u>(3,340)</u>	<u>(10,850)</u>
Number of Units outstanding at end of year (for Financial Reporting Purposes)	<u>14,162,970</u>	<u>14,832,160</u>

8. DISTRIBUTIONS

Distributions declared during the year ended 31st March, 2026 were as follows:

EX-DATE	DIVIDEND PER UNIT US\$	AMOUNT PAID US\$
28th April, 2025	0.0273	402,999
29th May, 2025	0.0268	395,081
27th June, 2025	0.0290	426,923
30th July, 2025	0.0295	433,562
28th August, 2025	0.0289	422,986
29th September, 2025	0.0308	448,315
30th October, 2025	0.0382	551,229
26th November, 2025	0.0271	388,572
24th December, 2025	0.0266	381,138
29th January, 2026	0.0291	415,217
26th February 2026	0.0276	391,936
30th March 2026*	0.0283	<u>400,930</u>
Total		<u>5,058,888</u>

*Payable as at 31st March, 2026

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**
For the year ended 31st March, 2026**Notes to the Audited Financial Statements****8. DISTRIBUTIONS (Continued)**

Distributions declared during the year ended 31st March, 2025 were as follows:

EX-DATE	DIVIDEND PER UNIT US\$	AMOUNT PAID US\$
26th April, 2024	0.0305	467,442
30th May, 2024	0.0265	404,248
27th June, 2024	0.0251	381,355
30th July, 2024	0.0276	417,699
29th August, 2024	0.0283	426,366
27th September, 2024	0.0264	397,323
30th October, 2024	0.0268	405,106
27th November, 2024	0.0258	387,493
24th December, 2024	0.0266	397,873
30th January, 2025	0.0294	439,247
27th February, 2025	0.0307	454,252
28th March, 2025*	0.0274	406,172
Total		4,984,576

*Payable as at 31st March, 2025

9. NET GAIN ON FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

Net gain on financial assets at fair value through profit or loss

	31st March, 2026 US\$	31st March, 2025 US\$
Interest income	6,627,825	6,483,618
Net realised loss on investments and foreign exchange	(422,897)	(639,062)
Net unrealised gain/(loss) on investments and foreign exchange	1,319,327	(351,380)
Net gain on financial assets at fair value through profit or loss	7,524,255	5,493,176

10. OTHER FEES AND EXPENSES

	31st March, 2026 US\$	31st March, 2025 US\$
Legal fees	24,999	21,547
Printing expenses	26,460	20,722
Professional expenses	106,487	47,034
Miscellaneous fees and expenses	60,671	71,327
	218,617	160,630

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

11. FINANCIAL RISKS

The main risks, which make up the risk profile of the Fund, arising from the Fund's financial instruments are market risk (including price risk, foreign currency risk and interest rate risk), liquidity risk and credit risk. These risks and, where relevant systems to manage the risks, are described further below:

(a) Market Risk

Market risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market prices. It represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. Market risk includes price risk, foreign currency risk and interest rate risk.

All financial instruments are subject to market risk. All financial instruments of the Fund are recognised at fair value through profit or loss and all changes in market conditions directly affect net income. The Fund manages its use of financial instruments in response to changing market conditions. The Fund's strategy on the management of investment risk is driven by its investment objective. The Fund's investment objective is to provide investors with a high level of current income, while undertaking a moderate level of risk, while the secondary investment objective is to seek capital appreciation, as more fully described in the Prospectus. There can be no assurance that the Fund will achieve its investment objectives.

The Fund invests in a diversified portfolio consisting primarily of high yielding, lower rated debt securities. Performance and risk are monitored and measured, where applicable, by comparing the portfolio to its market benchmark and/or universe of peers. The market benchmark of the Fund is the Bloomberg Barclays US Corporate High Yield Index. Exposure to market risk is managed on a daily basis in accordance with risk management principles set by the Investment Manager by buying or selling financial instruments. Market risk is monitored by the portfolio managers and investment teams at the Investment Manager, using a variety of different proprietary and market tools. At the Investment Manager, the Manager of the Fund are also subject to reviews by different internal groups and committees.

In accordance with the Fund's policy, the Investment Manager monitors the Fund's overall market price sensitivity on a daily basis.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**11. FINANCIAL RISKS (Continued)****(a) Market Risk (Continued)**

The Fund invested in financial instruments with the credit quality detailed in the table below:

Quality Ratings	31st March, 2026*	31st March, 2025*
Cash	0.05%	0.14%
Investment Grade	2.25%	2.15%
BB+	6.40%	5.64%
BB	14.87%	12.89%
BB-	21.30%	27.47%
B+	10.89%	10.14%
B	13.57%	14.10%
B-	13.57%	10.75%
CCC+ and below	14.96%	15.20%
Not Rated	2.14%	1.52%
Total	100.00%	100.00%

*The Fund's exposure to BBB- credit rating and above (Investment Grade) was 2.25% of the portfolio as at 31st March, 2026 (2025: 2.15%). Quality ratings for the account are based on the median of Moody's, S&P Global Ratings and Fitch's quality rating. If only two agencies rate a security, the lower rating is used. If only one agency rates a security, that agency's rating is used.

(i) Price Risk

Price risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether caused by factors specific to an individual investment, its issuer or all factors affecting all instruments traded in the market. As the Fund's financial instruments are carried at fair value with fair value changes recognised in the Statement of Comprehensive Income, all changes in market conditions will directly affect net income.

The Investment Manager strives to achieve diversification by limiting individual company and industry exposure, not taking concentrated idiosyncratic risk, and ensuring the portfolio is well diversified by issuer, industry & sector.

If prices of securities at 31st March, 2026 had increased by 5%, with all other variables remaining constant, this would have increased Total Equity of the Fund by approximately US\$4,288,963 (2025: US\$4,427,234). Conversely, if prices had decreased by 5%, this would have resulted in an equal but opposite effect on Equity, on the basis that all other variables remain constant.

(ii) Foreign Currency Risk

Foreign currency risk represents the potential losses that the Fund might suffer due to adverse movements in non-functional currency exposures. Substantially all of the financial assets of the Fund are denominated in US\$ with the effect that the Statement of Financial Position and the Statement of Comprehensive Income will not be significantly affected by currency movements.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**11. FINANCIAL RISKS (Continued)****(a) Market Risk (Continued)****(iii) Interest Rate Risk**

Interest rate risk is the risk that the fair value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in market interest rates. This risk arises on financial instruments whose fair value or future cash flows are affected by changes in interest rates. Generally, the value of debt securities will change because of changes in market interest rates.

Duration is the most widely used measure of bond price volatility. It is the weighted average of the present value of all the cash flows associated with a fixed income security and is expressed in years. The formula assumes a parallel shift in the yield curve. The higher the duration, the higher the price sensitivity of the bond to the change in interest rates. Typically, there is an inverse relationship between interest rates and the value of fixed rate bonds.

Effective duration is used with bonds that have an embedded option and takes into consideration how changes in interest rates in the future may alter the cash flows due to the exercise of the option. The binomial model is used to determine the value of the bond if the yield was to increase or decrease by a certain amount, and the results of the model are then used to calculate duration. The model assumes the option adjusted spread of the bond will not change when interest rates change.

	31st March, 2026	31st March, 2025
Effective duration	2.95%	3.17%

Effective duration is used as a measure of interest rate sensitivity. The Effective Duration of 2.95% as of 31st March, 2026 would indicate that for a 1% increase/decrease in interest rates, the Fund may experience an approximate 2.95% decrease/increase in value.

The interest rate profile of the Fund's financial assets (excluding short term debtors and creditors) was:

	Total (including cash)	Floating Rate	Fixed Rate
	US\$	US\$	US\$
As at 31st March, 2026	85,819,814	40,556	85,779,258
As at 31st March, 2025	88,669,496	124,814	88,544,682
	Fixed rate financial assets weighted average interest rate %	Fixed rate financial assets weighted average period for which rate is fixed Years	
As at 31st March, 2026	6.66	4.90	
As at 31st March, 2025	6.50	5.02	

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

11. FINANCIAL RISKS (Continued)

(b) Liquidity Risk

Liquidity risk represents the possibility that the Fund may not be able to rapidly adjust the size of its investment position in times of high volatility and financial stress at a reasonable price. The main liability of the Fund is the repurchase of any Units that investors may wish to sell.

After the period end and effective 16th April 2026, the ability to utilize a) Redemption gates and b) Redemption Fees were new arrangements introduced for managing the liquidity of the Fund in order to comply with the requirements of the Directive (EU) 2024/927 (the “Omnibus Directive”) and have two liquidity management tools available.

The Prospectus dated 16th April 2026 sets out details of the circumstances in which tools and arrangements, such as redemption gates, redemption fees and temporary suspension of trading may be imposed with the approval of the Directors in order to manage the liquidity risk of the Fund and to ensure the fair treatment of Unitholders.

The Fund's assets comprise mainly of readily realisable securities. 0% of the assets are subject to special arrangement arising from their illiquid nature. However, some of the Fund's financial instruments may include instruments that are traded in over-the-counter markets or which are not traded in an organised public market. As a result, the Fund may not be able to quickly liquidate investments in these instruments at an amount close to their fair value in order to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the credit worthiness of any particular issuer.

Unitholders will be entitled to have their Units repurchased on each Dealing Day, which is any day other than a Saturday or Sunday, on which banks are open for business in Ireland, Tokyo and New York. Repurchase will be effected at a price per Unit equal to the NAV per Unit prevailing on the date of repurchase, provided that the AIFM may delay payment of repurchase proceeds (up to a maximum of 30 days from the relevant Dealing Day) if the period of settlement of the sale or other realisation of investment, necessary to fund the repurchase, is delayed or any necessary conversion or transfer of funds is delayed for any reason beyond the control of the AIFM.

After the period end and effective 16th April 2026, a redemption fee may be charged by the AIFM for payment to the Fund on the repurchase of Units but it is the intention of the Directors that such charge (if any) shall not, until further notice, exceed 5% of the Net Asset Value per Unit prevailing on that Dealing Day. Subject to the foregoing, the proceeds of a repurchase will be paid in cash on or before the fourth Business Day following the date on which such repurchase is affected. There are no restrictions on repurchases and Unitholders may repurchase daily with no fee.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**11. FINANCIAL RISKS (Continued)****(b) Liquidity Risk (Continued)**

The tables below analyse the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the period/year end date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances payable in more than one month are due within twelve months and equal their carrying balances as the impact of discounting is not significant.

As at 31st March, 2026	Less than 1 month US\$	1 to 3 months US\$	Total US\$
Dividends payable	400,930	-	400,930
Fees payable	-	445,213	445,213
Payable for Fund Units repurchased	32,092	-	32,092
Payable for investments purchased	495,000	-	495,000
Total financial liabilities	928,022	445,213	1,373,235
As at 31st March, 2025			
Dividends payable	406,172	-	406,172
Fees payable	-	445,177	445,177
Payable for Fund Units repurchased	159,494	-	159,494
Payable for investments purchased	360,000	-	360,000
Total financial liabilities	925,666	445,177	1,370,843

Units are repurchased at the option of Unitholders and are payable within a month. All fees, charges and expenses that were directly or indirectly borne by investors during the year are disclosed in these Financial Statements.

(c) Credit Risk

Credit risk is the risk that one party to a financial instrument or transaction will cause a financial loss for the other party by failing to discharge an obligation. This is also referred to as counterparty risk or issuer risk. In relation to the Fund, it can arise from receivables to another party, placing deposits with other entities, transacting in debt securities and entering into repurchase agreements.

Credit risk is generally higher when a non-exchange traded financial instrument is involved, because the counterparty for non-exchange traded financial instruments is not backed by an exchange clearing house. The Fund's Investment Manager has a credit policy in place and the exposure to credit risk is monitored on an ongoing basis. Counterparty risk associated with transacting in debt securities is monitored by use of qualitative and quantitative criteria, including credit ratings. The Fund's Prospectus provides details of the credit rating restrictions imposed on the Fund. The Fund's credit risk concentration is spread between financial instruments and balances due from brokers as presented in the Statement of Financial Position.

SMT Trustees (Ireland) Limited as Depositary has appointed Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) as its sub-custodian (the "Sub-Custodian"). The Sub-Custodian is the London branch of Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited which has a Fitch credit rating of A- at the year end (2025: A-). Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) have, in turn, appointed Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co."), as their global sub-custodian (the "Global Sub-Custodian").

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

11. FINANCIAL RISKS (Continued)

(c) Credit Risk (continued)

BBH & Co., who also provides custodian and payment services, is rated as A+, best quality grade, by Fitch (2025: A+). Substantially all of the investments in debt securities and repurchase agreements of the Fund are held by BBH at the year end. Bankruptcy or insolvency of the Depositary, Custodian or BBH may cause the Fund's rights with respect to its cash and investments in debt securities held by the Depositary to be delayed or limited.

The cash is swept on a nightly basis to pre-approved financial institutions and returned the day after. As at 31st March, 2026, the cash balances were held at JPM Chase, New York, which is rated as AA- best quality grade for long-term and A-1+ for short-term, by S&P Global Ratings and Skandinaviska Enskilda Banken, Stockholm, which is rated as AA- best quality grade for long-term and A-1+ for short-term, by S&P Global Ratings. As at 31st March, 2025, the cash balances were held at Citibank, New York, which is rated as A+ best quality grade for long-term and A-1 for short-term, by S&P Global Ratings and Royal Bank of Canada, London which is rated as AA- best quality grade for long-term and A-1 for short-term, by S&P Global Ratings.

Below are overnight bank counterparties entered:

	2026	Credit Rating	2025	Credit Rating
	US\$	2026	US\$	2025
Citibank, New York	-	-	101,206	A+ (S&P)
JPM Chase, New York	397	AA- (S&P)	-	-
Royal Bank of Canada	-	-	23,608	AA- (S&P)
Skandinaviska Enskilda Banken	40,159	AA- (S&P)	-	-
BBH Sweep programme	40,556		124,814	

The maximum exposure to this risk at 31st March, 2026 and 2025, is the amount of cash disclosed in Note 3, pending trades as disclosed in Receivable for investments sold and Receivable for Funds Units sold in the Statement of Financial Position and the investments in securities disclosed in the Fund's Schedule of Investments. The credit ratings and risk exposure for cash and investment positions have been included in Note 11(a).

The counterparty for the Repurchase Agreement held as at 31st March, 2026 and 2025, is Bank of America Merrill Lynch, rated as A+ by S&P Global Ratings.

To mitigate the risks the Fund is exposed to from the use of the Depositary, and any other counterparties, the Investment Manager employs appropriate procedures to ensure that the counterparties are reputable institutions and that the credit risk is acceptable to the Fund. The Fund only transacts with custodians that are regulated entities subject to prudential supervision, or with high credit ratings assigned by international credit-rating agencies. In addition, the Fund's securities are maintained by the Depositary in segregated accounts through its custody network. Thus in the event of insolvency or bankruptcy of the Depositary, Custodian or BBH the Fund's securities are segregated and protected and this further reduces counterparty risk. The Fund's cash is held at a pooled level through the Depositary's custody network, which in the event of insolvency or bankruptcy of BBH, would be treated as a general creditor.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**11. FINANCIAL RISKS (Continued)****(c) Credit Risk (Continued)**

The Fund bears the risk of subscription default. For the purposes of efficient portfolio management, the Investment Manager may purchase securities or utilise efficient portfolio management techniques and instruments on the basis that settlement monies will be received on the relevant settlement date. In the event such settlement monies are not received by the Fund on or by the relevant settlement date, the Fund may have to sell such purchased securities or close out its position under such efficient portfolio management techniques and instruments which could result in a loss to the Fund notwithstanding that a subscriber who defaults in settling a subscription payment may be liable to the Fund for any such loss.

At 31st March, 2026 and 2025, the Fund used repurchase agreements for efficient portfolio management purposes. The exposure, counterparties, the type and amount of collateral (where applicable) and any revenues and costs from using these techniques are all detailed below:

31st March, 2026

Collateral Issuer	Type of Collateral	Net Exposure US\$	Collateral Received US\$	Quality	Maturity Tenor	Country	Settlement and Clearing
U.S. Government	U.S. Treasury Notes	2,930,000	2,974,000	AAA	More than 3 years	United States	Tri Party

31st March, 2025

Collateral Issuer	Type of Collateral	Net Exposure US\$	Collateral Received US\$	Quality	Maturity Tenor	Country	Settlement and Clearing
U.S. Government	U.S. Treasury Notes	946,000	975,000	AAA	More than 3 years	United States	Tri Party

Revenues and costs arising from the efficient portfolio management techniques employed were as follows:

31st March, 2026

	Revenues US\$	Costs US\$
Repurchase Agreements		
Investment interest income	102,217	-

31st March, 2025

	Revenues US\$	Costs US\$
Repurchase Agreements		
Investment interest income	62,970	1,099

The Fund may not hold more than 10% of any class of security issued by any single issuer. For this purpose, all debt securities of any single issuer are considered in the aggregate as a single class.

Monthly Dividend High Yield Fund

Annual Report and Audited Financial Statements

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements

11. FINANCIAL RISKS (Continued)

(d) Fair Value Estimation

The Fund has classified fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements.

Financial assets and liabilities are measured in the Statement of Financial Position at fair value. The fair value measurements are categorised within a three-level hierarchy. The valuation hierarchy is based upon the relative observability and reliability of inputs to the valuation of each of the Fund's investments. The inputs or methodology used for valuing securities are not necessarily an indication of the risk associated with investing in those securities.

The three levels are defined as follows:

Level 1 – The unadjusted quoted price in an active market for identical assets or liabilities that the Fund can access at the measurement date.

The types of assets and liabilities categorised in Level 1 generally include actively traded domestic and certain foreign equity securities, certain U.S. government obligations and derivatives actively traded on a national securities exchange (such as some futures and options).

Level 2 – Inputs other than quoted prices included within Level 1 that are observable (i.e. developed using market data) for the asset or liability, either directly or indirectly.

The types of assets and liabilities categorised in Level 2 generally include cleared derivatives and certain OTC derivatives such as swaps, options, swaptions, and forward currency contracts valued using industry standard models; certain restricted securities valued at the most recent available market or quoted price; and certain securities that are valued at the local price and adjusted by applying a premium or discount when the holdings exceed foreign ownership limitations.

Level 3 – Inputs are unobservable (i.e. for which market data is unavailable) for the asset or liability.

The types of assets and liabilities categorised in Level 3 generally include, but are not limited to, certain debt securities (such as asset-backed, mortgage-backed, loans and sovereign debt) and derivatives even though they are valued using broker quotes; certain debt securities and derivatives adjusted by a specified discount for liquidity or other considerations; certain sovereign debt securities valued using comparable securities issued by the sovereign adjusted by a specified spread; securities whose trading has been suspended or that have been de-listed from their current primary trading exchange valued at the most recent available market or quoted price; securities in default or bankruptcy proceedings for which there is no current market quotation valued at the most recent available market or quoted price; potential litigation recoveries and interests related to bankruptcy proceedings; third-party investment funds where valuations are provided by fund sponsors and which are adjusted for liquidity considerations as well as the timing of the receipt of information and certain securities that are valued using a price from a comparable security related to the same issuer.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**11. FINANCIAL RISKS (Continued)****(d) Fair Value Estimation (Continued)**

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. The significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety.

If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, this may be deemed to fall within Level 3 of the fair value hierarchy. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes “observable” requires significant judgement by the Investment Manager. The Investment Manager considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The tables below provide an analysis of the fair value hierarchy of the Fund’s financial assets, measured at fair value at 31st March, 2026 and 2025:

31st March, 2026	Level 1	Level 2	Level 3	Total
Assets	US\$	US\$	US\$	US\$
Financial assets held for trading:				
Corporate Debt Obligations	-	82,849,258	-	82,849,258
Repurchase Agreements	-	2,930,000	-	2,930,000
Total Assets	-	85,779,258	-	85,779,258

31st March, 2025

Assets				
Financial assets held for trading:				
Corporate Debt Obligations	-	87,598,682	-	87,598,682
Repurchase Agreements	-	946,000	-	946,000
Total Assets	-	88,544,682	-	88,544,682

As at 31st March 2026 and 2025, the Fund had no Level 3 investments.

12. TOTAL EQUITY

For unitholder dealing purposes, transactions are accounted for on a trade date plus 1 Business Day basis. For financial reporting purposes, transactions are accounted for on a trade date basis. In accordance with FRS 102, Section II, “Basic Financial Instruments”, transactions occurring between close of business on the last trade date and the financial reporting period/year end date have required an adjustment between Total Equity (for Unitholder Dealing Purposes) and Total Equity (for Financial Reporting Purposes). This adjustment is outlined in the table overleaf:

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**12. TOTAL EQUITY**

	As at 31st March, 2026 US\$	As at 31st March, 2025 US\$
Total Equity (for Unitholder Dealing Purposes)	86,259,865	89,552,513
Trade Date and Year End Accrual Adjustments	(20,340)*	(65,425)*
Total Equity (for Financial Reporting Purposes)	86,239,525	89,487,088

* For the years ended 31st March, 2026 and 2025: (0.02)% and (0.07)% of Total Equity for Financial Reporting Purposes, respectively.

13. EXCHANGE RATES

The following exchange rates have been used to translate assets and liabilities in currencies other than US\$ at year end:

	As at 31st March, 2026	As at 31st March, 2025
Euro	1.15165	1.07950

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS

The Directors of the AIFM are not aware of any transactions with related parties other than those disclosed in these financial statements. The Depositary, SMT Trustees (Ireland) Limited, the Custodian, Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch), the AIFM, Administrator and Registrar, SMT Fund Services (Ireland) Limited, the Investment Manager, Wellington Management Company LLP and the Agent Securities Company and Distributor in Japan, Daiwa Securities Co., Ltd., are regarded as related parties of the Fund under FRS 102 "Related Party Disclosures".

Fees incurred with related parties during the year are disclosed in the Statement of Comprehensive Income. Amounts payable to related parties at the year end are disclosed in Note 4.

As at 31st March, 2026, Daiwa Securities Co., Ltd., an Agent Securities Company and Distributor of the Fund, owned 96.51% of the Units on behalf of its clients (2025: 96.47%).

Please refer to Note 7, Statement of Financial Position and Statement of Changes in Equity showing the transactions relating to the Unitholder.

15. STATEMENT OF CHANGES IN PORTFOLIO POSITIONS

The statement of changes in portfolio positions for the year has not been presented though the details may be obtained free of charge from SMT Fund Services (Ireland) Limited.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Notes to the Audited Financial Statements**16. NET ASSET VALUE AND NET ASSET VALUE PER UNIT**

The following table shows the total Net Assets and Net Asset Value per Unit for each of the last three years:

Year	Net Assets US\$	Net Asset Value per Unit US\$
31st March, 2026*	86,259,865	6.09
31st March, 2025*	89,552,513	6.03
31st March, 2024*	94,347,727	6.10

* Unitholder Dealing Net Assets and Net Asset Value per Unit. See Notes 7 and 12 for the reconciliation between Unitholder Dealing information and Financial Reporting information.

17. SIGNIFICANT EVENTS DURING THE YEAR

There were no significant events affecting the Fund during the year.

18. SUBSEQUENT EVENTS

On 16th April 2026, an updated Prospectus and second supplemental Trust Deed were filed with and approved by the Central Bank to facilitate updates made in order to comply with the requirements of Directive (EU) 2024/927 (the "Omnibus Directive") and includes updates as outlined in Note 11(b) Liquidity Risk.

There were no significant events affecting the Fund subsequent to the year end up to the date the financial statements were approved.

19. APPROVAL OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were approved by the Directors of the AIFM on 17th July, 2026.

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations			
Australia 0.53% (31st March, 2025: 0.99%)			
Fortescue Treasury PTY			
5.88%, 4/15/30 (Series '144A')	403,000	407,624	0.47
4.38%, 4/01/31 (Series '144A')	56,000	<u>52,923</u>	<u>0.06</u>
		460,547	0.53
Bermuda 3.01% (31st March, 2025: 2.74%)			
Jazz Investment I Ltd			
3.13%, 9/15/30 (Series '144A')	200,000	282,472	0.33
NCL Corporation			
0.75%, 9/15/30 (Series '144A')	349,000	323,223	0.38
5.88%, 1/15/31 (Series '144A')	225,000	217,274	0.25
6.75%, 2/01/32 (Series '144A')	385,000	381,677	0.44
6.25%, 9/15/33 (Series '144A')	225,000	217,229	0.25
Transocean Inc			
7.88%, 10/15/32 (Series '144A')	150,000	160,183	0.19
Viking Cruises Ltd			
9.13%, 7/15/31 (Series '144A')	240,000	253,186	0.29
5.88%, 10/15/33 (Series '144A')	303,000	299,109	0.35
Weatherford International			
6.75%, 10/15/33 (Series '144A')	450,000	<u>459,481</u>	<u>0.53</u>
		2,593,834	3.01
Canada 3.27% (31st March, 2025: 3.93%)			
1011778 BC ULC/New Red Finance Incorporated			
3.50%, 2/15/29 (Series '144A')	585,000	558,446	0.65
1261229 BC Ltd			
10.00%, 4/15/32 (Series '144A')	875,000	894,715	1.04
Bausch Health Cos Inc			
6.25%, 2/15/29 (Series '144A')	109,000	81,750	0.10
Garda World Security			
8.25%, 8/01/32 (Series '144A')	360,000	356,128	0.41
8.38%, 11/15/32 (Series '144A')	485,000	485,441	0.56
Great Canadian Gaming			
8.75%, 11/15/29 (Series '144A')	231,000	225,358	0.26
Open Text Corporation			
6.90%, 12/01/27 (Series '144A')	45,000	46,176	0.05
3.88%, 12/01/29 (Series '144A')	192,000	<u>171,529</u>	<u>0.20</u>
		2,819,543	3.27

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**
For the year ended 31st March, 2026**Schedule of Investments**
As at 31st March, 2026
(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
Cayman Islands 1.76% (31st March, 2025: 2.16%)			
Azorra Finance			
7.25%, 1/15/31 (Series '144A')	500,000	504,719	0.59
Foreign Diamond			
8.50%, 10/01/30 (Series '144A')	604,000	638,136	0.74
Transocean Incorporated			
8.75%, 2/15/30 (Series '144A')	514,000	<u>374,283</u>	<u>0.43</u>
		1,517,138	1.76
France 2.29% (31st March, 2025: 2.00%)			
Altice France S.A.			
9.50%, 11/01/29 (Series '144A')	617,378	623,718	0.72
6.50%, 3/15/32 (Series '144A')	82,148	77,634	0.09
6.88%, 7/15/32 (Series '144A')	152,439	144,440	0.17
Constellium SE			
5.63%, 6/15/28 (Series '144A')	250,000	248,715	0.29
3.75%, 4/15/29 (Series '144A')	295,000	281,290	0.33
Forvia SE			
6.75%, 9/15/33 (Series '144A')	200,000	195,116	0.23
Iliad Holding			
7.00%, 10/15/28 (Series '144A')	200,000	201,291	0.23
7.00%, 4/15/32 (Series '144A')	200,000	<u>200,223</u>	<u>0.23</u>
		1,972,427	2.29
Germany -% (31st March, 2025: 0.22%)			
		-	-
Ireland 0.97% (31st March, 2025: 1.65%)			
Atlas LuxCo			
4.63%, 6/01/28 (Series '144A')	275,000	268,252	0.31
Flutter Treasury DAC			
5.88%, 6/04/31 (Series '144A')	200,000	197,672	0.23
Truenoord Capital DAC			
8.75%, 3/01/30 (Series '144A')	366,000	<u>373,890</u>	<u>0.43</u>
		839,814	0.97
Japan 0.84% (31st March, 2025: 0.49%)			
Nissan Motor Corporation			
4.35%, 9/17/27 (Series '144A')	295,000	286,817	0.33
Rakuten Group Incorporated			
9.75%, 4/15/29 (Series '144A')	225,000	239,894	0.28
8.13%, 12/31/50 (Series '144A')	200,000	<u>198,103</u>	<u>0.23</u>
		724,814	0.84

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
Jersey 0.15% (31st March, 2025: 1.10%)			
Adient Global Holdings Limited			
7.00%, 4/15/28 (Series '144A')	125,000	<u>126,645</u>	<u>0.15</u>
		126,645	0.15
Luxembourg 0.67% (31st March, 2025: 0.19%)			
Ardagh Group			
9.50%, 1/12/30 (Series '144A')	152,211	159,643	0.19
4.13%, 12/01/30 (Series '144A')	495,000	<u>415,973</u>	<u>0.48</u>
		575,616	0.67
Netherlands 1.53% (31st March, 2025: 1.72%)			
Sunrise Finco I BV			
4.88%, 7/15/31 (Series '144A')	625,000	595,025	0.69
Trivium Packaging Finance BV (Series '144A')			
12.25%, 1/15/31	225,000	243,641	0.28
Ziggo BV			
4.88%, 1/15/30 (Series '144A')	515,000	<u>480,784</u>	<u>0.56</u>
		1,319,450	1.53
Panama -% (31st March, 2025: 0.70%)			
		-	-
United Kingdom 0.76% (31st March, 2025: 0.92%)			
Belron UK Finance Plc			
5.75%, 10/15/29 (Series '144A')	265,000	266,591	0.31
Virgin Media Secured Finance PLC			
4.50%, 8/15/30 (Series '144A')	440,000	<u>390,360</u>	<u>0.45</u>
		656,951	0.76
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%)			
Acrisure LLC Finance Incorporated			
8.50%, 6/15/29 (Series '144A')	425,000	419,965	0.49
7.50%, 11/06/30 (Series '144A')	550,000	551,124	0.64
6.75%, 7/01/32 (Series '144A')	75,000	72,293	0.08
Aecom			
6.00%, 8/01/33 (Series '144A')	450,000	448,050	0.52
Albertsons Companies Incorporated			
5.50%, 3/31/31 (Series '144A')	225,000	222,415	0.26
5.75%, 3/31/34 (Series '144A')	136,000	133,066	0.15
Alliant Hold Co Issuer LLC			
7.38%, 10/01/32 (Series '144A')	675,000	668,513	0.77
Allied Universal Holdco			
7.88%, 2/15/31 (Series '144A')	1,010,000	1,041,300	1.21
Amentum Escrow Corporation			
7.25%, 8/01/32 (Series '144A')	435,000	450,044	0.52
AmeriGas Partners LP			
9.50%, 6/01/30 (Series '144A')	225,000	237,484	0.28

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Antero Midstream Partners LP/Antero Midstream Finance Corporation			
5.75%, 1/15/28 (Series '144A')	300,000	299,987	0.35
6.63%, 2/01/32 (Series '144A')	204,000	208,412	0.24
5.75%, 10/15/33 (Series '144A')	295,000	291,558	0.34
Asbury Automotive Group			
4.63%, 11/15/29 (Series '144A')	177,000	171,054	0.20
5.00%, 2/15/32 (Series '144A')	145,000	137,308	0.16
Ashton Woods USA LLC/Ashton Woods Finance Company			
4.63%, 8/01/29 (Series '144A')	147,000	138,848	0.16
4.63%, 4/01/30 (Series '144A')	111,000	102,913	0.12
Assurion LLC Assurion Co			
8.00%, 12/31/32 (Series '144A')	450,000	466,079	0.54
8.38%, 2/01/34 (Series '144A')	140,000	135,644	0.16
Avantor Funding Incorporated			
4.63%, 7/15/28 (Series '144A')	803,000	783,241	0.91
Avient Corporation			
7.13%, 8/01/30 (Series '144A')	501,000	509,127	0.59
6.25%, 11/01/31 (Series '144A')	35,000	35,239	0.04
Avis Budget Group			
8.38%, 6/15/32 (Series '144A')	475,000	472,424	0.55
B&G Foods Incorporated			
5.25%, 9/15/27	226,000	217,261	0.25
8.00%, 9/15/28 (Series '144A')	240,000	235,296	0.27
Beach Acquisition Bidco LLC			
10.00%, 7/15/33 (Series '144A')	237,160	252,270	0.29
Black Pearl Compute LLC			
6.13%, 2/15/31	60,000	61,070	0.07
Block Inc			
5.63%, 8/15/30 (Series '144A')	200,000	198,658	0.23
6.00%, 8/15/33 (Series '144A')	130,000	127,506	0.15
Brandywine Operating Partnership			
8.05%, 3/15/28	25,000	25,428	0.03
8.88%, 4/12/29	350,000	355,204	0.41
4.55%, 10/01/29	175,000	157,225	0.18
6.13%, 1/15/31	70,000	62,405	0.07
Buckeye Partners LP			
4.50%, 3/01/28 (Series '144A')	165,000	162,276	0.19
6.88%, 7/01/29 (Series '144A')	194,000	199,664	0.23

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Builders FirstSource Incorporated			
5.00%, 3/01/30 (Series '144A')	725,000	705,945	0.82
4.25%, 2/01/32 (Series '144A')	5,000	4,603	0.01
BWX Technologies Incorporated			
0.00%, 11/01/30	323,000	333,662	0.39
Caci International Incorporated			
6.38%, 6/15/33 (Series '144A')	150,000	152,642	0.18
Caesars Entertainment Incorporated			
6.00%, 10/15/32 (Series '144A')	780,000	717,513	0.83
Carpenter Technology			
5.63%, 3/01/34	230,000	226,613	0.26
CCO Holdings LLC/CCO Holdings Capital Corporation			
4.50%, 8/15/30 (Series '144A')	310,000	289,665	0.34
4.25%, 2/01/31 (Series '144A')	1,300,000	1,183,923	1.37
7.38%, 3/01/31 (Series '144A')	175,000	177,744	0.21
4.25%, 1/15/34 (Series '144A')	244,000	208,534	0.24
Celanese US Holdings LLC			
7.00%, 2/15/31	80,000	82,129	0.09
Century Communities			
3.88%, 8/15/29 (Series '144A')	420,000	393,471	0.46
6.63%, 9/15/33 (Series '144A')	276,000	270,203	0.31
CHS/Community Health Systems Incorporated			
6.88%, 4/15/29 (Series '144A')	175,000	168,283	0.19
5.25%, 5/15/30 (Series '144A')	10,000	9,420	0.01
4.75%, 2/15/31 (Series '144A')	650,000	598,824	0.69
10.88%, 1/15/32 (Series '144A')	264,000	283,180	0.33
9.75%, 1/15/34 (Series '144A')	190,000	197,280	0.23
Cinemark USA Incorporated			
5.25%, 7/15/28 (Series '144A')	375,000	371,769	0.43
7.00%, 8/01/32 (Series '144A')	45,000	46,237	0.05
Cipher Compute LLC			
7.13%, 11/15/30	35,000	36,259	0.04
Clarios Global LP			
6.75%, 9/15/32 (Series '144A')	185,000	186,480	0.22
Clean Harbors Inc			
5.75%, 10/15/33 (Series '144A')	285,000	284,229	0.33
Clear Channel Outdoor			
7.13%, 2/15/31 (Series '144A')	405,000	424,219	0.49
7.50%, 3/15/33 (Series '144A')	410,000	434,163	0.50
Clearway Energy			
3.75%, 1/15/32 (Series '144A')	85,000	77,474	0.09

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Clearway Energy Operating LLC			
4.75%, 3/15/28 (Series '144A')	130,000	128,249	0.15
3.75%, 2/15/31 (Series '144A')	750,000	694,288	0.80
5.75%, 1/15/34 (Series '144A')	25,000	24,556	0.03
Cloud Software Group			
9.00%, 9/30/29 (Series '144A')	593,000	569,394	0.66
8.25%, 6/30/32 (Series '144A')	200,000	189,165	0.22
6.63%, 8/15/33 (Series '144A')	85,000	74,909	0.09
Clydesdale Acquisition			
6.63%, 4/15/29 (Series '144A')	530,000	518,859	0.60
6.75%, 4/15/32 (Series '144A')	145,000	137,373	0.16
Commercial Metals Co			
5.75%, 11/15/33 (Series '144A')	150,000	148,400	0.17
6.00%, 12/15/35 (Series '144A')	210,000	206,956	0.24
CP Atlas Buyer Incorporated			
9.75%, 7/15/30 (Series '144A')	435,000	407,531	0.47
12.75%, 1/15/31 (Series '144A')	385,002	297,684	0.34
Credit Acceptance Corporation			
9.25%, 12/15/28 (Series '144A')	235,000	243,493	0.28
6.63%, 3/15/30 (Series '144A')	290,000	281,696	0.33
Crosscountry Intermediate Holdco LLC			
6.50%, 10/01/30 (Series '144A')	110,000	104,652	0.12
6.75%, 11/30/32	300,000	282,285	0.33
CSC Holdings LLC			
11.75%, 1/31/29 (Series '144A')	475,000	343,298	0.40
5.75%, 1/15/30 (Series '144A')	360,000	136,749	0.16
Darling Ingredients Incorporated			
6.00%, 6/15/30 (Series '144A')	225,000	226,576	0.26
Datadog Incorporated			
0.00%, 12/01/29 (Series '144A')	334,000	323,496	0.37
Deluxe Corporation			
8.13%, 9/15/29 (Series '144A')	217,000	225,111	0.26
Directv Financing LLC/Directv Holdings Financing			
5.88%, 8/15/27 (Series '144A')	41,000	40,895	0.05
8.88%, 2/01/30 (Series '144A')	225,000	223,951	0.26
10.00%, 2/15/31 (Series '144A')	760,000	775,563	0.90
Discovery Global Holdings			
4.28%, 3/15/32	157,000	138,306	0.16
5.05%, 3/15/42	386,000	255,517	0.30
5.14%, 3/15/52	56,000	33,925	0.04
Emerald Debt Merger Sub LLC			
6.63%, 12/15/30 (Series '144A')	495,000	503,469	0.58

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Echostar Corporation			
10.75%, 11/30/29	725,000	783,182	0.91
6.75%, 11/30/30	414,850	418,910	0.49
Enerflex Inc			
6.88%, 1/15/31	225,000	229,582	0.27
EW Scripps Company			
9.88%, 8/15/30 (Series '144A')	321,000	312,067	0.36
Firstcash Inc			
6.88%, 3/01/32	342,000	348,470	0.40
Fortress Intermediate 3 Incorporated			
7.50%, 6/01/31 (Series '144A')	410,000	407,207	0.47
Freedom Mortgage Corporation			
9.25%, 2/01/29 (Series '144A')	340,000	345,838	0.40
9.13%, 5/15/31 (Series '144A')	100,000	101,585	0.12
8.38%, 4/01/32 (Series '144A')	275,000	270,478	0.31
7.88%, 4/01/33 (Series '144A')	135,000	126,597	0.15
Graphic Packaging			
3.75%, 2/01/30 (Series '144A')	127,000	116,538	0.13
Gray Media Incorporated			
9.63%, 7/15/32 (Series '144A')	290,000	289,739	0.34
Guardant Health Inc			
0.00%, 5/15/33	210,000	213,150	0.25
Hertz Corporation/The			
12.63%, 7/15/29 (Series '144A')	175,000	152,597	0.18
Hightower Holding LLC			
9.13%, 1/31/30 (Series '144A')	300,000	305,765	0.35
Howard Midstream Energy Partners LLC			
7.38%, 7/15/32 (Series '144A')	35,000	36,191	0.04
6.63%, 1/15/34 (Series '144A')	420,000	421,478	0.49
Hub International Ltd			
7.25%, 6/15/30 (Series '144A')	225,000	230,611	0.27
7.38%, 1/31/32 (Series '144A')	670,000	683,323	0.79
Hudson Automotive Group			
8.00%, 5/15/32	500,000	517,628	0.60
Hudson Pacific Properties			
5.95%, 2/15/28	95,000	89,826	0.10
4.65%, 4/01/29	720,000	613,698	0.71
3.25%, 1/15/30	50,000	40,412	0.05
Iheartcommunications Inc			
9.13%, 5/01/29	237,000	215,220	0.25
Ingram Micro Incorporated			
4.75%, 5/15/29 (Series '144A')	380,000	367,899	0.43

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Insight Enterprises Incorporated 6.63%, 5/15/32 (Series '144A')	500,000	482,552	0.56
Ionis Pharmaceuticals Incorporated 0.00%, 12/01/30	320,000	333,037	0.39
Iqvia Incorporated 6.25%, 6/01/32 (Series '144A')	390,000	396,002	0.46
Iron Mountain Incorporated 7.00%, 2/15/29 (Series '144A')	375,000	382,302	0.44
5.25%, 7/15/30 (Series '144A')	275,000	267,943	0.31
6.25%, 1/15/33 (Series '144A')	35,000	34,892	0.04
JetBlue Airways Corporation 9.88%, 9/20/31 (Series '144A')	377,000	356,481	0.41
Kaiser Alumination Corporation 5.88%, 3/01/34	454,000	445,707	0.52
KB Home 4.80%, 11/15/29	128,000	124,654	0.14
Lamar Media Corporation 3.75%, 2/15/28	200,000	194,179	0.22
5.38%, 11/01/33 (Series '144A')	321,000	314,037	0.36
LBM Acquisition LLC 6.25%, 1/15/29 (Series '144A')	290,000	212,105	0.25
9.50%, 6/15/31	175,000	152,323	0.18
Level 3 Financing Incorporated 3.75%, 7/15/29 (Series '144A')	425,000	394,187	0.46
6.88%, 6/30/33 (Series '144A')	95,000	96,721	0.11
8.50%, 1/15/36 (Series '144A')	400,000	417,284	0.48
Lumen Technologies Incorporated 5.38%, 6/15/29	143,000	135,171	0.16
Matador Resources Company 6.50%, 4/15/32 (Series '144A')	165,000	166,665	0.19
Mauser Packaging/Sol 7.88%, 4/15/30 (Series '144A')	330,000	329,010	0.38
9.25%, 4/15/30 (Series '144A')	250,000	232,138	0.27
Meritage Homes Corporation 1.75%, 5/15/28 (Series '144A')	206,000	198,547	0.23
M/I Homes Incorporated 3.95%, 2/15/30	80,000	75,056	0.09
Minerva Merger Sub Incorporated 6.50%, 2/15/30 (Series '144A')	744,000	698,158	0.81
Mozart Debt Merger 3.88%, 4/01/29 (Series '144A')	602,000	582,271	0.68
5.25%, 10/01/29 (Series '144A')	296,000	293,363	0.34

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
MPT Operating Partnership LP			
8.50%, 2/15/32 (Series '144A')	300,000	304,148	0.35
Nabors Industries Incorporated			
9.13%, 1/31/30 (Series '144A')	320,000	335,899	0.39
Nationstar Mortgage Holdings Incorporated			
7.13%, 2/01/32 (Series '144A')	220,000	221,100	0.26
Neptune Bidco US Incorporated			
9.50%, 2/15/33	400,000	388,051	0.45
Newell Brands Incorporated			
6.63%, 5/15/32	343,000	327,848	0.38
Northern Oil & Gas Incorporated			
3.63%, 4/15/29	200,000	220,244	0.26
8.75%, 6/15/31 (Series '144A')	250,000	259,893	0.30
7.88%, 10/15/33 (Series '144A')	75,000	77,584	0.09
Novelis Corporation			
4.75%, 1/30/30 (Series '144A')	120,000	112,832	0.13
Oak-Eagle Acquireco Incorporated			
7.25%, 7/01/33	130,000	134,865	0.16
8.75%, 7/01/34	234,000	245,263	0.28
Olympus WTR US Holdings			
6.25%, 10/01/29 (Series '144A')	200,000	189,026	0.22
7.25%, 2/15/33 (Series '144A')	810,000	772,891	0.90
OneMain Finance Corporation			
5.38%, 11/15/29	105,000	101,253	0.12
6.13%, 5/15/30	350,000	342,250	0.40
Owens-Brockway Glass Container Incorporated			
7.25%, 5/15/31 (Series '144A')	295,000	281,038	0.33
7.38%, 6/01/32 (Series '144A')	52,000	49,215	0.06
Paramount Global			
6.38%, 3/30/62	250,000	183,750	0.21
Pebblebrook Hotel Trust			
6.38%, 10/15/29 (Series '144A')	670,000	671,185	0.78
PennyMac Financial Services Incorporated			
7.88%, 12/15/29 (Series '144A')	190,000	194,275	0.23
7.13%, 11/15/30 (Series '144A')	400,000	397,184	0.46
5.75%, 9/15/31 (Series '144A')	110,000	101,699	0.12
6.88%, 2/15/33 (Series '144A')	85,000	81,251	0.09
PetSmart Incorporated/PetSmart Finance Corporation			
7.50%, 9/15/32 (Series '144A')	475,000	477,283	0.55
10.00%, 9/15/33 (Series '144A')	225,000	224,448	0.26
Planet Financial Group			
10.5%, 12/15/29 (Series '144A')	405,000	387,812	0.45

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Post Holdings Incorporated			
6.38%, 3/01/33 (Series '144A')	325,000	319,967	0.37
6.25%, 10/15/34 (Series '144A')	340,000	332,935	0.39
6.50%, 3/15/36	224,000	219,279	0.25
PPL Capital Funding Incorporated			
3.00%, 12/01/30	228,000	237,483	0.28
Qnity Electronics Incorporated			
5.75%, 8/15/32 (Series '144A')	125,000	125,071	0.15
6.25%, 8/15/33 (Series '144A')	80,000	80,824	0.09
Quikrete Holdings Incorporated			
6.38%, 3/01/32 (Series '144A')	150,000	152,026	0.18
6.75%, 3/01/33 (Series '144A')	75,000	76,163	0.09
Rexford Industrial			
4.38%, 3/15/27 (Series '144A')	125,000	124,550	0.14
4.13%, 3/15/29 (Series '144A')	275,000	270,135	0.31
RHP Hotel Properties LP			
7.25%, 7/15/28 (Series '144A')	490,000	500,367	0.58
Rocket Companies Incorporated			
6.50%, 8/01/29	100,000	101,114	0.12
6.13%, 8/01/30 (Series '144A')	330,000	333,010	0.39
6.38%, 8/01/33 (Series '144A')	40,000	40,423	0.05
Rocket Software Incorporated			
9.00%, 11/28/28 (Series '144A')	211,000	209,797	0.24
6.50%, 2/15/29 (Series '144A')	500,000	449,703	0.52
Rockies Express Pipeline			
6.75%, 3/15/33 (Series '144A')	450,000	463,085	0.54
Science Applications			
5.88%, 11/01/33 (Series '144A')	425,000	414,547	0.48
Semtech Corporation			
0.00%, 10/15/30	307,000	341,823	0.40
Service Corporation International			
4.63%, 12/15/27	50,000	49,477	0.06
3.38%, 8/15/30	350,000	322,844	0.37
5.75%, 10/15/32	30,000	29,920	0.03
Shift4 Payments Incorporated			
6.75%, 8/15/32 (Series '144A')	220,000	215,843	0.25
Sinclair Television Group			
8.13%, 2/15/33 (Series '144A')	225,000	228,727	0.27
SM Energy Corporation			
6.50%, 7/15/28	160,000	160,405	0.19
6.75%, 8/01/29 (Series '144A')	295,000	299,473	0.35
7.00%, 8/01/32 (Series '144A')	210,000	213,943	0.25

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Specialty Building Products Holdings LLC/SBP Finance Corporation			
7.75%, 10/15/29 (Series '144A')	781,000	674,129	0.78
Speedway Motorsports LLC/Speedway Funding II Incorporated			
4.88%, 11/01/27 (Series '144A')	408,000	406,333	0.47
Standard Industries Incorporated			
4.38%, 7/15/30 (Series '144A')	211,000	198,801	0.23
6.50%, 7/30/32 (Series '144A')	140,000	140,038	0.16
Staples Incorporated			
10.75%, 9/01/29 (Series '144A')	850,000	785,419	0.91
Star Parent Incorporated			
9.00%, 10/01/30 (Series '144A')	350,000	364,001	0.42
Station Casinos LLC			
6.63%, 3/15/32 (Series '144A')	485,000	486,869	0.56
STL Holding Company LLC			
8.75%, 2/15/29 (Series '144A')	400,000	413,186	0.48
Stonebriar ABF LLC			
8.13%, 12/15/30	235,000	242,747	0.28
Sunoco LP			
7.00%, 5/01/29	190,000	194,916	0.23
5.63%, 3/15/31	105,000	104,513	0.12
7.25%, 5/01/32	146,000	151,047	0.17
6.25%, 7/01/33	179,000	179,791	0.21
Surgery Center Holdings			
7.25%, 4/15/32 (Series '144A')	197,000	192,758	0.22
Tallgrass Energy Partners			
6.75%, 3/15/34 (Series '144A')	457,000	459,298	0.53
Talos Production Incorporated			
9.00%, 2/01/29 (Series '144A')	125,000	130,151	0.15
9.38%, 2/01/31 (Series '144A')	430,000	455,574	0.53
Taylor Morrison Communities Incorporated			
5.75%, 11/15/32	140,000	140,035	0.16
Tenet Healthcare Corporation			
6.13%, 6/15/30	500,000	503,238	0.58
6.00%, 11/15/33	227,000	229,645	0.27
Terawulf Incorporated			
0.00%, 5/01/32	230,000	237,084	0.27

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
TransDigm Incorporated			
6.75%, 8/15/28 (Series '144A')	85,000	86,036	0.10
6.38%, 5/31/33 (Series '144A')	625,000	621,434	0.72
6.25%, 1/31/34 (Series '144A')	45,000	45,480	0.05
6.75%, 1/31/34 (Series '144A')	270,000	273,506	0.32
6.13%, 7/31/34 (Series '144A')	70,000	68,839	0.08
Treehouse Foods Inc			
7.75%, 2/11/33	900,000	904,086	1.05
Tronox Incorporated			
9.13%, 9/30/30 (Series '144A')	213,000	212,718	0.25
UKG Incorporated			
6.88%, 2/01/31 (Series '144A')	400,000	388,148	0.45
Under Armour Incorporated			
7.25%, 7/15/30 (Series '144A')	484,000	489,368	0.57
United Wholesale Mortgage			
5.50%, 4/15/29 (Series '144A')	273,000	255,525	0.30
Univision Communications			
8.50%, 7/31/31 (Series '144A')	650,000	653,172	0.76
USA Compression Partners LP			
7.13%, 3/15/29 (Series '144A')	390,000	398,614	0.46
6.25%, 10/01/33 (Series '144A')	290,000	288,957	0.33
Velocity Vehicle Group			
8.00%, 6/01/29 (Series '144A')	377,000	352,007	0.41
Venture Global Plaquemines LNG, LLC			
6.13%, 12/15/30	65,000	66,731	0.08
6.50%, 1/15/34 (Series '144A')	180,000	187,449	0.22
6.75%, 1/15/36 (Series '144A')	140,000	148,286	0.17
Versant Media Group Incorporated			
7.25%, 1/30/31 (Series '144A')	130,000	132,982	0.15
Victoria's Secret & Co			
4.63%, 7/15/29 (Series '144A')	275,000	261,512	0.30
Voltagrid LLC			
7.38%, 11/01/30	223,000	230,290	0.27
Wec Energy Group Incorporated			
3.38%, 6/01/28 (Series '144A')	200,000	207,762	0.24
Windsor Holdings III LLC			
8.50%, 6/15/30 (Series '144A')	475,000	491,859	0.57
Wolverine World Wide			
4.00%, 8/15/29	500,000	462,983	0.54
Wulf Compute LLC			
7.75%, 10/15/30	422,000	445,968	0.52

Monthly Dividend High Yield Fund**Annual Report and Audited Financial Statements**

For the year ended 31st March, 2026

Schedule of Investments

As at 31st March, 2026

(Continued)

	Nominal Holding	Fair Value US\$	% of NAV
Corporate Debt Obligations (Continued)			
United States 80.29% (31st March, 2025: 79.08%) (Continued)			
Wynn Resorts Finance			
7.13%, 2/15/31 (Series '144A')	760,000	796,771	0.92
6.25%, 3/15/33 (Series '144A')	70,000	69,203	0.08
Yum! Brands Incorporated			
3.63%, 3/15/31	145,000	133,892	0.16
5.38%, 4/01/32	81,000	80,170	0.09
		<u>69,242,479</u>	<u>80.29</u>
Repurchase Agreements			
United States 3.40% (31st March, 2025: 1.06%)			
Bank of America Merrill Lynch 3.65%, 4/01/26			
(Collateralised by U.S. Treasury Notes 4.875% due 8/15/45 valued at US\$2,974,000, held with Bank of America Merrill Lynch)	2,930,000	<u>2,930,000</u>	<u>3.40</u>
		<u>2,930,000</u>	<u>3.40</u>
Financial assets at fair value through profit or loss		85,779,258	99.47
Cash		40,556	0.05
Other Net Assets		<u>419,711</u>	<u>0.48</u>
Total Equity		<u>86,239,525</u>	<u>100.00</u>

Series '144A' - A Securities & Exchange Commission rule modifying a two-year holding period requirement on privately placed securities to permit qualified institutional buyers to trade these positions among themselves.

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

２ 【ファンドの現況】**【純資産額計算書】**

(2026年7月末日現在)

	米ドル(IVを除く)	千円(IV、Vを除く)
I 資産総額	85,012,277.31	13,663,173
II 負債総額	927,613.43	149,086
III 純資産総額(I－II)	84,084,663.88	13,514,087
IV 発行済口数	13,761,811口	
V 1口当り純資産価格(III／IV)	6.11	982円

第4 【外国投資信託受益証券事務の概要】

(イ) ファンド証券の名義書換

ファンドの受益証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、
ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売会社または販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行う。

名義書換の費用は徴収されない。

(ロ) 受益者集会

信託証書の規定に従い受益者集会が開催されることがある。

受託会社または管理会社は受益者集会を招集することができる。受託会社は、発行済ファンド証券総口数の50%以上を保有する受益者からの要求がある場合、受益者集会を開催しなければならない。受益者集会の少なくとも14日前には受益者に通知が行われる。受益者集会においては、信託証書の重要な事項の変更の承認、政策変更の承認、ファンドの終了の承認等が審議される。

(ハ) 受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はない。

管理会社は、米国人、アイルランド居住者をはじめその他いかなる者によるファンド証券の取得も制限することができる。

第二部 【特別情報】

第1 【管理会社の概況】

1 【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

授權株式資本は、1株当たり1英ポンドの普通英ポンド株式40万株および1株当たり1ユーロの普通ユーロ株式1億株である。2026年7月末日現在、払込済株式資本は、40万英ポンド(約8,653万円)および6,250万ユーロ(約115億7,000万円)である。

過去5年間の資本の額の増減はない。

(2) 会社の機構

取締役会は、管理会社の経営方針ならびにその運営および業務の実施方法を決定する権限を有する。

管理会社の取締役は管理会社が他のファンドを管理することにより生じる利害対立は実際上も潜在的にもないと考えている。しかし、何らかの利害対立が発生した場合には、取締役はその公正な解決の確保に努力する。

2名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は特別な資格を要しない。取締役は年次株主総会において株主によって選任されるか、または取締役会の決議により互選される。取締役に特定の任期はない。

個々の取締役は、取締役会の過半の承認を得て代行取締役を指名して、自己の不在時に取締役会に自己の代わりに代理出席させることができる。取締役会の議事の定足数は、取締役が随時決定する2名以上の数である。代理出席している代行取締役も、かかる定足数に算入される。自ら取締役であり同時に代行取締役である者は2個の議決権を有するが、定足数の上では2名とは計算されない。決議は取締役会に出席または代理出席している代行取締役の議決権の多数決による。

(投資運用会社の意思決定機構については、第一部 第1 2(3)「運用体制」の頁参照。)

2 【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、投資信託の運用および管理を行うことを主たる目的とする。ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換ならびにファンド資産に直接または間接に付随する権利の行使を含む管理運用業務を行う。

管理会社は、アイルランドのAIFM規則に基づき、アイルランド中央銀行によりオルタナティブ投資ファンド運用会社として認可されている。また、管理会社はファンドの管理事務の業務および機能も担う。管理会社は、信託証書に基づき、ファンドの投資目的および投資方針を考慮した上で、ファンドの一般的な管理運用業務およびアイルランドのAIFM規則の確実な遵守（投資対象および投資方針を考慮しながら、ポートフォリオの資産の投資および再投資を含む。）につき責任を負う。管理会社は、投資運用契約に従い、ファンドに関するポートフォリオ運用機能およびリスク管理機能の一部を、投資運用会社に委託した。

管理会社は、法律上および営業上、投資運用会社から独立しており、かかる委託を受けた者と管理会社の間にはいかなる関係も存在しない。

管理会社は、その意思決定手続および組織構造がファンドの受益者を確実に公平に取り扱うよう確保する。

管理会社は、信託証書の終了まで、管理会社として行為するものとするが、アイルランド中央銀行が承認する他の会社のために辞任する権利を有する。(i)管理会社が清算手続(受託会社により予め書面をもって承認される条件に従って組織変更または合併の目的で行う任意清算を除き)に入った場合、または管理会社の資産に管財人が選任された場合、または(ii)十分な理由に基づき受託会社が管理会社の変更が受益者の利益にとって好ましいという意見を書面をもって述べた場合、または(iii)受益者が特別決議をもって管理会社が退任すべき旨を決定した場合、受託会社は、(i)の場合には直ちに、(ii)および(iii)の場合は3か月経過後、(アイルランド中央銀行の承認に基づき)後任の管理会社を任命するが、信託証書を終了し、ファンドを解散することもできる。アイルランド中央銀行は、管理会社を、退任させるかまたは交替させることができる。管理会社は、自らの故意または過失による不履行についてのみ責任を負い、それ以外の場合は、信託証書に基づき管理会社が行う活動の結果生じる損失について、受託会社、ファンドまたは受益者に対し責任を負わない。特に、管理会社は、投資運用会社の助言により善意により行うことについて責任を負わない。管理会社は、管理会社がその職務の適切な遂行において、(管理会社の故意または過失による不履行を理由とする場合は別として)管理会社が被る一切の行為、実費、請求、損失、損害および費用についてファンドに対し、賠償責任を負わない。

管理会社の取締役は、本書中の情報に対して責任を負う。取締役の知りまたは信じる限りにおいて、本書中の情報は事実に基づくものであり、かかる情報の意味に影響を与え得る事項は省略されていない(取締役はこれらの点が確保されるよう、あらゆる合理的な注意を払う。)。取締役はこれに従った責任を負う。

信託証書は、アイルランド中央銀行の承認に基づき、管理会社が、管理会社の職務を他の当事者に委託することを許容している。管理会社は、大和証券株式会社を代行協会員として、大和証券株式会社、丸三証券株式会社および東海東京証券株式会社を日本における販売会社として任命している。

管理会社は、ファンド資産の投資運用を投資運用会社であるウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーにそれぞれ委託している。

管理会社は、業務上の過失に起因する責任に対し、管理会社の業務から生じる可能性のある専門職業賠償責任リスクをカバーするために適切な専門職業賠償責任保険を付保している。

信託証書に従い、管理会社は、いかなるサービスの提供に当たっても、自らがファンドの独立した外部評価者に任命されているとはみなされず、ファンドの評価者であると扱われず、または他にみなされることはなく、またファンドのために評価機能（投資対象の評価を含み、これに限られない。）を果たしていると考えられたりその他みなされたりしないことを明示的に承認し、これに同意している。

2026年7月末日現在、管理会社は、アイルランド籍およびルクセンブルグ籍の契約型投資信託および投資法人6本（サブ・ファンド9本）（純資産総額：2,973,250,938.07米ドル、447,984,839,142円、1,096,917,710.72ノルウェー・クローネおよび104,106,232.41ユーロ）の管理および運用を行っている。

設立国	基本的性格	サブ・ファンドの本数	純資産総額
アイルランド	契約型投資信託 (MMF)	1	2,879,893,555.01米ドル
アイルランド	契約型投資信託	4	93,357,383.06米ドル
			447,984,839,142円
			1,096,917,710.72ノルウェー・クローネ
ルクセンブルグ	投資法人	4	104,106,232.41ユーロ

3 【管理会社の経理状況】

- a. 管理会社の直近2事業年度の日本文の財務書類は、英国およびアイルランドにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー（アイルランド事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c. 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 【貸借対照表】

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

2025年9月30日現在

	注記	2025年 9 月30日		2024年 9 月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産					
無形資産	7	10,151,680	1,879,279	8,063,857	1,492,781
有形固定資産	8	246,473	45,627	339,772	62,899
繰延税金	9	993,767	183,966	1,180,975	218,622
		11,391,920	2,108,872	9,584,604	1,774,302
流動資産					
債権	10	14,231,719	2,634,576	13,495,558	2,498,298
現金および預金	11	16,635,132	3,079,496	15,853,150	2,934,735
流動資産投資	11	23,687,199	4,384,974	22,983,209	4,254,652
		54,554,050	10,099,046	52,331,917	9,687,684
債務： 1 年以内支払期限到来金額	12	(5,626,215)	(1,041,525)	(6,002,036)	(1,111,097)
正味流動資産		48,927,835	9,057,521	46,329,881	8,576,588
純資産		60,319,755	11,166,393	55,914,485	10,350,889
資本金および準備金					
払込請求済株式資本	13	62,992,338	11,661,142	62,992,338	11,661,142
資本剰余金	14	4,050,000	749,736	4,050,000	749,736
キャッシュ・フロー・ヘッジ 準備金		445,493	82,470	(112,689)	(20,861)
損益勘定		(7,168,076)	(1,326,954)	(11,015,164)	(2,039,127)
株主持分合計		60,319,755	11,166,393	55,914,485	10,350,889

添付の注記は当財政状態計算書の一部である。

取締役会を代表して署名。

高野 裕之

ピーター・キャラハン

2026年1月30日

取締役

取締役

(2) 【損益計算書】

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド
損益計算書
2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
取引高	3	41,959,218	7,767,490	40,556,166	7,507,757
管理事務費	4	(38,747,261)	(7,172,893)	(37,897,411)	(7,015,569)
利息および税金加減前経常利益		3,211,957	594,597	2,658,755	492,189
受取利息		951,488	176,139	1,186,138	219,578
税引前経常利益	5	4,163,445	770,737	3,844,893	711,767
経常活動に係る税金	6	(316,357)	(58,564)	(1,588,831)	(294,124)
当期利益		3,847,088	712,173	2,256,062	417,642

すべての損益は、継続営業から生じている。
添付の注記は当損益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

その他の包括利益計算書

2025年9月30日終了年度

	注記	2025年9月30日		2024年9月30日	
		(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
当期利益		3,847,088	712,173	2,256,062	417,642
その他の包括利益					
キャッシュ・フロー・ヘッジの 公正価値の変動の有効部分	20	637,922	118,092	(371,448)	(68,762)
その他の包括利益に係る所得税	6	(79,740)	(14,761)	46,431	8,595
当期におけるその他の包括利益、 所得税控除後		558,182	103,331	(325,017)	(60,167)
当期包括利益合計		4,405,270	815,504	1,931,045	357,475

添付の注記は当その他の包括利益計算書の一部である。

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

資本変動計算書

2025年9月30日終了年度

	払込請求済 株式資本	資本剰余金	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ準備金	損益勘定	資本合計
	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)	(ユーロ)
2024年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	3,847,088	3,847,088
当期におけるその他の包括利益	—	—	558,182	—	558,182
当期包括利益合計	—	—	558,182	3,847,088	4,405,270
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2025年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	445,493	(7,168,076)	60,319,755
2023年10月1日現在の残高	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
当期包括利益合計					
当期利益	—	—	—	2,256,062	2,256,062
当期におけるその他の包括利益	—	—	(325,017)	—	(325,017)
当期包括利益合計	—	—	(325,017)	2,256,062	1,931,045
資本に直接計上された所有者 との取引					
株式発行	—	—	—	—	—
所有者による拠出および 所有者への分配合計	—	—	—	—	—
2024年9月30日現在の残高	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485

[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

注記

（2025年9月30日終了年度の財務書類の一部を形成する。）

1 会計方針

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（「当社」）は、登記上の事務所をダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5に持つ非公開有限責任会社であり、アイルランドにおいて設立されアイルランドに本拠を置く。

当財務書類の機能通貨および表示通貨はユーロである。

当社の直接的親会社であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは連結財務書類に当社を含む。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの連結財務書類は、公けに入手可能であり、アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

当財務書類では、当社は（本FRSの目的上）適格事業体とみなされ、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・期首から期末までの発行済株式数の調整、
- ・キャッシュ・フロー計算書および関連する注記、ならびに
- ・主要経営陣報酬。

当社の最終親会社である三井住友トラストグループ株式会社の連結財務書類が同等の開示を含んでいるため、当社はまた、下記の開示についてFRS第102号に基づき適用される免除規定の適用を受ける。

- ・FRS第102号セクション26株式報酬により要求される一定の開示、ならびに
- ・2014年会社法第39条附則3の公正価値の会計規則に含まれない金融商品に関する、FRS第102号セクション11基礎的金融商品およびFRS第102号セクション12その他の金融商品に関する事項により要求される開示。

以下に記載の会計方針は、別途記載されない限り、当財務書類に表章されるすべての期間に一貫して適用される。

当社が採用している主要な会計方針は、以下のとおりである。

作成の基準

当財務書類は、財務報告評議会により発行され、アイルランド勅許会計士により公布された英国およびアイルランド共和国において適用される財務報告基準である財務報告基準第102号（FRS第102号）に基づいて作成されている。当社はまた、2014年会社法の要件の対象である。

財務書類は、以下の会計方針で定められている特定の金融商品についての公正価値基準への修正を除き、取得原価主義に従って作成されている。

財務書類の作成は、方針の採用ならびに資産・負債、収益および費用の報告金額に影響を及ぼす判断、見積および仮定を行うことを経営陣に要求する（例：経済的耐用年数）。最も重要な見積および判断は、取締役が毎年評価する繰延税金資産の回収可能性（注記9参照）、取締役が毎年評価する無形資産の減価償却期間（注記1「無形資産」参照）、および当社の機能通貨の決定（注記1「機能通貨」参照）に関するものである。

見積および関連する仮定は、歴史的経験ならびに状況に応じて合理的であると確信される多様なその他の要素に基づいており、その結果、その他の原因から容易に明白ではない資産・負債の簿価について判断を行う基準を形成する。実際の結果は、見積額とは異なる。

見積および対象となる仮定は、継続ベースで再検討される。会計上の見積の改訂は、改訂が当該期間にのみ影響を及ぼす場合は見積が見直される期間に認識されるか、または改訂が当期および将来の期間の両方に影響を及ぼす場合は改訂の期間と将来期間に認識される。2026年1月1日より適用されるFRS第102号の主な改訂は、借手のリース会計の全面的な見直しおよび新たな収益認識モデルの導入を通じて、英国およびアイルランドの会計基準を国際基準に整合させるものである。これらの改訂は、将来におけるリース、資産および関連負債の認識に影響を及ぼすこととなる。

受取利息および支払利息

受取利息および支払利息は、発生主義で損益計算書に計上される。

取引高および管理事務費

取引高は、管理事務および管理運用業務による受取報酬から構成されており、発生基準で会計処理される。また、他のグループ会社に対するサービスの再請求から稼得された収益を含む。取引高および管理事務費は、サービス・プロバイダーに支払われた金額を除いて表示されている。すべての金額は、通常の商業レートで請求される。収益認識には、見積純資産価額および取引量に基づいて算定される要素を含む、見積りおよび仮定の使用が伴う。

外貨

財務書類は、当社の機能通貨および表示通貨である、ユーロ（€）で表示されている。

「機能通貨」とは、当社が事業を行う主要な経済環境における主要な通貨である。主要な経済環境の指標が混在する場合、経営陣は、基礎となる取引、事象および状況の経済的影響を最も適切に反映する機能通貨を決定する。当社の取引高は、ユーロ、米ドル(USD)、英ポンド(GBP)および日本円(JPY)で計上されている。当社の資本金は英ポンドで発行され、決済されている。費用の大部分はユーロで占められ、主にユーロで支払われている。したがって、経営陣は当社の機能通貨をユーロに決定した。

外貨建の貨幣資産および負債は、貸借対照表日における実勢為替レートを用いて換算される。外貨建取引は、当該取引日における実勢為替レートに近似するレートで換算される。

公正価値で測定される外貨建非貨幣性資産および負債は、公正価値が決定される日にユーロに換算される。

株式資本は、その発行日の実勢為替レートで換算される。

通貨換算から生じる損益ならびに外貨建未収金および未払金の清算で生じる損益は、損益計算書に計上される。

基礎的金融商品

売掛金およびその他の債権／買掛金およびその他の債務

売掛金およびその他の債権は、当初、帰属する取引費用を取引価格に加えた額として認識される。買掛金およびその他の債務は、当初、帰属する取引費用を取引価格から減じた額として認識される。当初の認識後、それらは、実効金利法を用い、売掛金については減損を控除して測定される。

現金および流動資産投資

現金は、銀行預金および手許預金から成り、償却原価で計上されている。コーラブル預金および定期預金は償却原価で計上されている。

オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに基づく支払いは、リース期間にわたり定額法によって損益計算書の勘定科目として認識される。

その他の金融商品

基礎的金融商品とみなされない金融商品（その他の金融商品）

基礎的金融商品の定義を満たさないその他の金融商品は、当初、公正価値で認識される。当初の認識後、その他の金融商品は、公正価値で測定され、その公正価値の変動は、下記を除き損益として認識される。

- 公的な取引が行われておらず、公正価値が容易に測定できない資本性金融商品に対する投資は減損を控除した取得原価で測定され、

- 指定されたヘッジ関係におけるヘッジ商品は、下記の通り認識される。

デリバティブ金融商品およびヘッジ

デリバティブ金融商品は、公正価値で認識される。公正価値への再測定における利益または損失は直ちに損益として認識される。ただし、デリバティブがヘッジ会計の要件を満たす場合、生じた利益または損失の認識はヘッジ項目の性質による（以下を参照のこと。）。

キャッシュ・フロー・ヘッジ

キャッシュ・フロー・ヘッジは、認識されている資産もしくは負債、または収益もしくは費用に影響を与えうる確定約定に関連する特定のリスクに帰属するキャッシュ・フローの変動性に対する当社のエクスポージャーをカバーするために使用される。デリバティブ金融商品が、認識されている資産もしくは負債のキャッシュ・フローの変動性、または可能性の非常に高い予定取引のヘッジとして指定されている場合、デリバティブ金融商品に係る利益または損失の有効部分は、その他の包括利益（「OCI」）に直接認識される。ヘッジの非有効部分は直ちに損益として認識される。

キャッシュ・フロー・ヘッジについて、予定取引が非金融資産または非金融負債に認識された場合は、OCIに認識されたヘッジ利益またはヘッジ損失は、資産もしくは負債の当初の原価またはその他の帳簿価額に含まれる。あるいは、ヘッジ項目が損益として認識される場合は、ヘッジ利益またはヘッジ損失は損益に再分類される。ヘッジ商品が失効、売却、終了もしくは行使された、または事業体がヘッジ関係の指定を取り消したが、ヘッジ対象とされた予定取引が依然として発生が予想される場合、その時点での累積利益または累積損失は資本に残り、取引が発生した時に、上記の方針に従って認識される。ヘッジ対象の取引の発生が見込まれなくなった場合には、資本に認識されていた累積未実現利益または累積未実現損失は、直ちに損益計算書に認識される。

税制

当年度の損益に係る税金は、現行税および繰延税により構成される。税金は、損益計算書において認識されるが、資本またはその他の包括利益に直接認識される項目に関連する税金は除外され、資本またはその他の包括利益に直接認識される。

現行税は、財政状態計算書日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて当年度に発生が予想される課税所得もしくは課税損失に係る未払税または未収税および前年度の未払税への調整である。

繰延税は、財務書類の認識対象とは異なる期間における収益または費用が税金の査定に含まれることから生じる一時差異によって生じる。次の一時差異については計上されない。予見できる将来において解消する可能性が低く、一時差異の解消を報告事業体が管理できる範囲において、税額控除を留保するすべての条件が満たされた場合の固定資産の原価の減価償却累計額と税額控除の差異。繰延税は、収益または費用の特定のタイプが非課税であるためか、一定の課税金または引当金が対応する収益または費用より多額または少額であるために生じる永久差異には認識されない。

繰延税は、貸借対照表日において施行されている、または実質的に施行されている税率を用いて、関連する差異の解消に適用されると予測される税率で測定される。繰延税の残高は割引されない。

控除の対象とならない税損失およびその他の繰延税金資産は、繰延税金負債またはその他の将来の課税対象所得の戻入れに対して回収できる可能性が高い範囲でのみ認識される。

繰延税金資産は、還付されないと見込まれる場合に記帳される。繰延税金資産の回収可能性は、取締役によって毎年査定される。

無形資産**研究および開発**

研究活動に係る支出は、発生時に損益計算書において費用として認識される。

開発活動に係る支出は、製品または工程が技術的、商業的に実現可能であり、当社が開発を完結する意思、技術力および十分な資産を持ち、将来の経済的便益が見込まれる場合、ならびに当社が開発中の無形資産に帰属する支出を確実に測定できる場合は、資産に計上される。開発活動は新規のまたは大幅に改良された製品・工程の設計、建設もしくは生産テストを含む。資産に計上される支出は、原材料費、直接労務費および間接費と資産化された借入費用の適正部分を含む。その他の開発費用は、発生時に損益計算書において費用として認識される。資産に計上される開発費用は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の取得原価で計上される。

無形固定資産は、償却累計額および減損損失累計額を控除後の原価で計上される。償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費用に含まれる。

	耐用年数
ソフトウェア	7年

資産価値は、厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。開発の過程で資産は、使用されるまで減価償却されない。

有形固定資産

有形固定資産は、減価償却後の原価で表示される。減価償却費は、見積耐用年数にわたり資産の原価に対し定額法で請求され、管理事務費に含まれる。

	耐用年数
什器・備品	5年
ソフトウェア	3年
メインフレーム機器	3年
パーソナル・コンピュータ	2年
コンピューター端末	3年
ファンド管理事務システム	3年

資産価値は厳密に測定されて、必要な場合に減損引当金を設定される。

従業員手当

当社は、従業員のために確定拠出年金制度を運営している。確定拠出年金制度への拠出金に関する債務は、発生時に損益計算書上の費用として認識される。

資本剰余金

無利息であり、当社の裁量で弁済可能な、当社の親会社から以前に受領した405万ユーロの劣後ローンは、契約条件が見直され、また、当該金額が当社の意思においてのみ払い戻され、当社の親会社は当該金額の払戻しを要求しない旨の確認を2013年度中に親会社から得た後に、2013年度中に資本金として再分類された。

2 所有および営業活動

当社は、各種ファンドに対する管理事務および管理運用業務の提供に従事しており、アイルランド共和国で設立された法人であるスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの完全所有子会社である。最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。

財務書類は継続企業を前提として作成され、取締役会は、その中間親会社と協議の上、当社の事業を発展し続ける意向である。三井住友信託銀行株式会社は、当社の事業発展を直接支援している。

当社は、サービスを提供するために多数の者と契約を締結している。これらの契約に従って、当社は合意した報酬を得て管理事務および管理会社サービスを提供することを引き受けている。

3 取引高

取引高は、様々なファンドに対する管理および運営に関するサービスの提供から生じ、すべての報酬はアイルランドで発生している。

4 管理事務費

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
人件費	22,838,062	22,903,985
その他の管理事務費	15,909,199	14,993,426
	<u>38,747,261</u>	<u>37,897,411</u>
	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
人件費の内訳：		
賃金給料	17,693,335	17,398,883
社会福祉費	2,076,564	2,033,659
年金費用	1,223,920	1,280,653
その他の費用	1,844,243	2,190,790
	<u>22,838,062</u>	<u>22,903,985</u>

当年度中に当社が採用した従業員（取締役を含む）の平均人数は、230人であった（2024年9月：223人）。当社は、当年度中エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「SMTTIL」）と事務設備の使用を共有した。関連費用は、サービス内容合意書に明記されているとおり、合意した基準で割当てられ再請求された。

5 税引前経常利益

税引前経常利益は、以下を控除後に算定されている。

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
取締役報酬：		
報酬	166,525	172,000
その他の報酬	920,101	1,222,154
確定拠出型年金制度	18,000	29,345
監査人報酬：		
監査	48,142	47,430
税務顧問業務	26,230	24,473
その他の保証業務	205,506	218,670
その他の非監査業務	—	—
減価償却費	207,343	359,293
無形資産の償却	1,200,884	1,138,535
オペレーティング・リース賃借料：		
土地・建物	1,018,028	976,811
その他の資産	17,892	19,167

6 経常活動に係る税金

(a) 損益計算書に認識された税金合計

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
現行税		
当期の所得に係る現行税	208,889	208,675
前年度に関する不足／（過剰）引当金	—	—
第2の柱所得税に係る当期税金費用	—	—
繰延税金		
前年度の不足／（過剰）引当金	—	—
一時差異の発生および取消	107,468	1,380,156
税金費用合計	316,357	1,588,831

(b) OCIに認識された税金合計

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
繰延税金（資産）／費用	79,740	(46,431)

(c) 税金の調整

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
税引前経常利益	4,163,445	3,844,893
12.5%の標準税率に基づく法人税（2024年9月：12.5%）	520,431	480,612
影響額：資本引当金を（超える）／超えない減価償却費	—	—
税務上控除されない費用	21,484	(4,392)
高税率から生じる差額	104,444	104,337
損失控除／繰越欠損金	—	—
過年度修正	—	—
繰延税金資産の取崩し	(330,002)	1,008,274
税金費用合計	316,357	1,588,831
健康保険料に係る所得税	78,642	75,302

健康保険料に係る所得税は、上記の注記4におけるその他の費用に含まれている。

BEPS第2の柱

当社は、年間連結売上高が7億5,000万ユーロの基準額を超える多国籍企業グループの一員であり、OECD第2の柱G1 o B Eルール（注）の適用対象となっている。これらのルールを実施する法令は、アイルランドにおいて2023年12月31日以後に開始する会計期間より適用されている。

2025年9月30日に終了した年度において、アイルランド法域における当社の実効税率は、主として国内税率および実体ベース所得除外（SBI E）により、15%の最低税率を上回っていると判断されている。その結果、当報告期間において、当社には第2の柱ルールに基づく最低追加課税負債は発生していない。

当社は、第2の柱ルールの世界的な導入状況および将来期間への潜在的影響について、引続き監視を行っている。その複雑性および将来の行政指針への依拠により、将来のエクスポージャーに関する定量的情報を現時点で信頼性をもって見積もることはできないが、現時点の分析では、短期的には重要な影響は生じないと見込まれている。

7 無形固定資産

2025年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2024年9月30日現在	18,801,653	18,801,653
期中付加	3,288,707	3,288,707
期中除却	—	—
2025年9月30日現在	22,090,360	22,090,360
減価償却費		
2024年9月30日現在	10,737,796	10,737,796
期中償却額	1,200,884	1,200,884
期中除却	—	—
2025年9月30日現在	11,938,680	11,938,680
2025年9月30日現在正味簿価	10,151,680	10,151,680

2024年9月30日現在

	ソフトウェア ユーロ	合計 ユーロ
原価		
2023年9月30日現在	16,181,169	16,181,169
期中付加	2,620,484	2,620,484
期中除却	—	—
2024年9月30日現在	18,801,653	18,801,653
減価償却費		
2023年9月30日現在	9,599,261	9,599,261
期中償却額	1,138,535	1,138,535
期中除却	—	—
2024年9月30日現在	10,737,796	10,737,796
2024年9月30日現在正味簿価	8,063,857	8,063,857

Advent Geneva and Paladyneをファンド管理事務システムのコアとする開発に関連する無形資産は、全額償却されている。

当期中に付加された金額は、現在最終的な移行段階にある管理事務システムのコアをより一層開発するための費用である。

8 有形固定資産

2025年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2024年9月30日現在	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
期中付加	2,597	—	111,447	114,044
期中除却	(995,310)	—	(52,900)	(1,048,210)
2025年9月30日現在	670,073	176,971	2,113,672	2,960,716
減価償却費				
2024年9月30日現在	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
期中償却額	60,454	6,340	140,549	207,343
期中除却	(995,310)	(6,300)	(46,600)	(1,048,210)
2025年9月30日現在	550,316	176,285	1,987,642	2,714,243
2025年9月30日現在正味簿価	119,757	686	126,030	246,473

2024年9月30日現在

	什器・備品 ユーロ	ソフトウェア ユーロ	コンピュータ機器 ユーロ	合計 ユーロ
原価				
2023年9月30日現在	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
期中付加	14,330	—	76,928	91,258
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
減価償却費				
2023年9月30日現在	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
期中償却額	68,406	14,331	276,556	359,293
期中除却	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
2024年9月30日現在	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
2024年9月30日現在正味簿価	177,614	726	161,432	339,772

9 繰延税金

繰延税金資産および繰延税金負債は、以下に起因するものである。

	資産		負債		純額	
	2025年 9月30日	2024年 9月30日	2025年 9月30日	2024年 9月30日	2025年 9月30日	2024年 9月30日
キャッシュ・フロー準備金		32,604	47,136		(47,136)	32,604
年金			19,913	9,377	(19,913)	(9,377)
使用された欠損金	1,928,272	2,258,274				
累積減損（下記参照）	(678,272)	(1,008,274)				
減損後の未使用欠損金	1,250,000	1,250,000			1,250,000	1,250,000
帳簿価額と税務上の償却後価額との差額			189,184	92,252	(189,184)	(92,252)
税金（資産）／負債	1,250,000	1,282,604	256,233	101,629	993,767	1,180,975

前年度に計上された上記の繰延税金資産には、当社の将来収益性見通しの低下により、1,008,274ユーロの減損損失が含まれていた。当年度においては、2025年9月30日現在の当社の将来収益性見通しに基づき、当該減損額は330,002ユーロ減少している。これにより、未使用税務上欠損金の認識に関連して計上された繰延税金資産1,250,000ユーロ（2024年9月：1,250,000ユーロ）が裏付けられている。当社の継続的な収益性により、次期報告期間において戻入れが見込まれる繰延税金資産の純額は296,401ユーロである。当社は、さらに678,272ユーロ（2024年9月：1,008,274ユーロ）の未認識繰延税金資産を有しているが、その回収時期に関する不確実性の程度を踏まえ、これを認識していない。

10 債権：1年以内に期限到来の金額

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
報酬未収金	5,809,092	5,752,062
前払金および付加価値税の払戻し	2,348,391	3,594,441
その他の債権	780,945	121,212
デリバティブに係る短期資産	555,805	113,447
関連会社に対する債権	4,438,245	3,452,572
未収利息	299,241	461,824
	<u>14,231,719</u>	<u>13,495,558</u>

報酬未収金には、見積純資産価額および取引量に基づいて認識された収益が含まれており、実際に受領される報酬額と異なる場合がある。

関連会社に対する債権の金額には、運用サービス契約に規定された業務に関する残高が含まれている。当該残高は未担保、無利息および要求払いである。

11 現金および預金ならびに流動資産投資

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
現金および預金		
当座預金	4,300,314	4,926,343
コーラブル預金	12,334,818	10,926,807
	<u>16,635,132</u>	<u>15,853,150</u>
流動資産投資		
金融機関への定期預金	23,687,199	22,983,209
	<u>23,687,199</u>	<u>22,983,209</u>

コーラブル預金は要求に応じて払戻される。金融機関への定期預金には、満期が1年未満の定期預金が含まれる。

12 債務：1年以内に支払期限到来の金額

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
未払費用	3,417,119	3,492,103
法人税	27,531	168,836
買掛金	911,875	916,413
デリバティブに係る短期負債	19,416	214,980
親会社に対する債務	819,742	821,174
関連会社に対する債務	430,532	388,530
	<u>5,626,215</u>	<u>6,002,036</u>

未払費用には、329,982ユーロの源泉課税（PAYE）（2024年：335,237ユーロ）、230,214ユーロの賃金関連社会保険料（PRSI）（2024年：220,056ユーロ）および56,751ユーロのその他の税金（2024年：62,736ユーロ）に関連する債務が含まれている。ダブリンおよびダンドーク事務所に係る原状回復費用引当金の追加計上551,765ユーロ（2024年：373,002ユーロ）、雇用関連未払費用1,320,392ユーロ（2024年：1,381,136ユーロ）ならびに法務・専門家報酬402,534ユーロ（2024年：619,273ユーロ）も含まれている。

親会社に対する債務は、無担保、無利子および要求払いである。

関連会社に対する債務には、業務契約に記載された業務に関する残高が含まれている。当該残高は、無担保、無利子および要求払いである。

13 払込請求済株式資本

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
授權資本：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株		
額面1ユーロの普通株式100,000,000株		
割当済、請求済かつ全額払込済：		
額面1英ポンドの普通株式400,000株	492,338	492,338
額面1ユーロの普通株式62,500,000株	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

14 資本剰余金

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
資本剰余金	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

劣後ローン契約の条件に従って当社が無利息の貸付金として現在までに受領した総額405万ユーロに関して、取締役は、2013年9月にスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッド（「親会社」）が当該貸付金の返済を請求せず、また当該貸付金が当社の意思においてのみ返済されることとする旨の決議を行ったことを確認した。したがって、これらの金額は、返済されず、無利息であり、その他の経済的義務を負わないと現在確認されているため、取引の主要な性質をより反映させるために、財政状態計算書の長期負債から資本金へ再分類された。

15 契約債務

取消不能オペレーティング・リース契約に基づく年間手数料は、以下のとおりである。

	2025年9月30日		2024年9月30日	
	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ	土地・建物 ユーロ	その他 ユーロ
オペレーティング・リース：				
1年以内に満期	614,898	18,480	708,891	19,167
2年～5年で満期	—	—	614,898	18,480
5年超に満期	—	—	—	—
	<u>614,898</u>	<u>18,480</u>	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>

契約に基づき、当社はエスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドおよび英国を拠点とする三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店に対し業務代行および一般管理サービスを提供または調達する義務を負っている。これに対し、両者は提供されたサービスに対して報酬を支払うことに同意している。

16 年金費用

	2025年9月30日 ユーロ	2024年9月30日 ユーロ
当年度年金費用	<u>1,223,920</u>	<u>1,280,653</u>
期末現在未払年金費用	<u>—</u>	<u>84,284</u>

当社は、取締役および従業員のために、確定拠出型年金制度を運営している。

17 利害関係者

当社は、三井住友トラストグループ株式会社の完全子会社であり、同社の連結財務書類は公けに入手可能である。当社は、FRS第102号セクション33「関連当事者に係る開示」に基づく免除規定を適用し、連結財務書類において連結消去される他のグループ企業との取引を開示しないものとする。

18 最終的親会社

当社の直接的親会社は、アイルランドにおいて設立されたスミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドである。当社の最終的親会社は、日本で設立された法人である三井住友トラストグループ株式会社である。財務書類が連結される最大グループは、三井住友トラストグループ株式会社が筆頭となっている。三井住友トラストグループ株式会社の財務書類の写しは、公けに入手可能であり、〒100-8233日本国東京都千代田区丸の内1丁目4-1から入手できる。

当社の実績が連結される最小グループは、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドが筆頭となっている。スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドの財務書類の写しは、公けに入手可能であり、アイルランド、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5から入手できる。

19 後発事象

期末後、ダブリン事務所について新たに3年間の賃貸借契約が締結され、またダンドーク事務所について新たに20年間の賃貸借契約が締結された。

財務書類上で修正または開示を要求されるその他の後発事象はなかった。

20 金融商品－ヘッジ会計

以下の先渡為替契約が、2025年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,050,000	€1,834,036	€106,473	(€48)	€106,425
売却：日本円				
¥1,570,000,000	€9,514,665	€402,195	(€18,500)	€383,695
売却：英ポンド				
£2,000,000	€2,309,532	€47,137	(€868)	€46,269
		€555,805	(€19,416)	€536,389

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2025年12月1日から2026年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、当社に対し2億米ドルの外国為替枠を提供する。未決済契約に係る公正価値は、WM/ロイターの先渡為替レートをを用いて計算された。当年度中の316,894ユーロの利益（2024年：575,088ユーロの利益）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€555,805		€555,805
合計	—	€555,805	—	€555,805
負債				
先渡為替契約		€19,416		€19,416
合計	—	€19,416	—	€19,416

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

以下の先渡為替契約が、2024年9月30日現在未決済であった。

	購入：ユーロ	未実現利益	未実現（損失）	未実現（損）益 合計
売却：米ドル				
\$ 2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
売却：日本円				
¥1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
売却：英ポンド				
£2,900,000	€3,353,170	—	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

これらのキャッシュ・フロー・ヘッジは、三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店と締結され、2024年12月1日から2025年9月30日までの期間にわたり四半期毎に決済される。三井住友信託銀行株式会社ロンドン支店は、当社に対し2億米ドルの外国為替証拠金取引枠を提供する。未決済契約に係る公正価値は、WM/ロイターの先物為替レートをを用いて計算された。当年度中の575,088ユーロの利益（2023年：466,236ユーロの利益）は、キャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、以前はその他の包括利益計算書に計上されていたが損益計算書に再分類された。デリバティブ契約のための担保は存在しない。

	レベル1 ユーロ	レベル2 ユーロ	レベル3 ユーロ	合計 ユーロ
資産				
先渡為替契約		€113,447		€113,447
合計	—	€113,447	—	€113,447
負債				
先渡為替契約		€214,980		€214,980
合計	—	€214,980	—	€214,980

これらの先渡契約に係る将来的な未実現利益および損失は、当社のキャッシュ・フロー・ヘッジ会計方針に従って、財政状態計算書およびその他の包括利益計算書において直接認識されている。

21 2014年アイルランド会社法による保証

2014年アイルランド会社法の第357条第1項（b）に準拠して、アイルランドに登録されている会社は、個別の財務書類を提出することを免除される。ただし、その負債が、欧州連合のメンバー国の登録会社であることが要求されている親会社によって取消不能で保証されている場合である。親会社は、そのグループ会社の財務書類の中に子会社の実績を加えなければならない。当社の実績は、直接的親会社の実績に連結されており、スミトモ・ミツイ・トラスト（アイルランド）リミテッドは、同法の第357条に準拠して、2025年9月30日現在の当社の負債を取消不能で保証することに同意している。

22 財務書類の承認

当財務書類は、2026年1月30日に取締役会によって承認された。

[次へ](#)

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of financial position

as at 30 September 2025

	Note	30 September 2025	30 September 2024
		€	€
Fixed assets			
Intangible assets	7	10,151,680	8,063,857
Tangible fixed assets	8	246,473	339,772
Deferred Tax	9	993,767	1,180,975
		<u>11,391,920</u>	<u>9,584,604</u>
Current assets			
Debtors	10	14,231,719	13,495,558
Cash at bank and in hand	11	16,635,132	15,853,150
Current asset investments	11	23,687,199	22,983,209
		<u>54,554,050</u>	<u>52,331,917</u>
Creditors: amounts falling due within one year	12	<u>(5,626,215)</u>	<u>(6,002,036)</u>
Net current assets		<u>48,927,835</u>	<u>46,329,881</u>
Net assets		<u>60,319,755</u>	<u>55,914,485</u>
Capital and reserves			
Called up share capital	13	62,992,338	62,992,338
Additional paid in capital	14	4,050,000	4,050,000
Cash flow hedge reserve		445,493	(112,689)
Profit and loss account		<u>(7,168,076)</u>	<u>(11,015,164)</u>
Total shareholders' funds		<u>60,319,755</u>	<u>55,914,485</u>

The accompanying notes form an integral part of this statement of financial position.

On behalf of the board

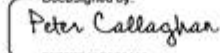
DocuSigned by:



DD4BD0F7051749D...

Director
Hiroyuki Takano

DocuSigned by:



F575EF13E076406...

Director
Peter Callaghan

30 January 2026

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Income statement

for the year ended 30 September 2025

	<i>Note</i>	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Turnover	3	41,959,218	40,556,166
Administrative expenses	4	(38,747,261)	(37,897,411)
Profit on ordinary activities before interest and taxation		3,211,957	2,658,755
Interest income		951,488	1,186,138
Profit on ordinary activities before taxation	5	4,163,445	3,844,893
Taxation on ordinary activities	6	(316,357)	(1,588,831)
Profit for the year		3,847,088	2,256,062

All results have been generated by continuing operations.

The accompanying notes form an integral part of this income statement.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of other comprehensive income
for the year ended 30 September 2025

	Note	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Profit for the year		3,847,088	2,256,062
Other comprehensive income			
Effective portion of changes in fair value of cash flow hedges	20	637,922	(371,448)
Income tax on other comprehensive income	6	(79,740)	46,431
Other comprehensive income for the year, net of income tax		558,182	(325,017)
Total comprehensive income for the year		4,405,270	1,931,045

The accompanying notes form an integral part of this statement of other comprehensive income.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Statement of changes in equity
for the year ended 30 September 2025

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2024	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	3,847,088	3,847,088
Other comprehensive income for the period	-	-	558,182	-	558,182
Total comprehensive income for the period	-	-	558,182	3,847,088	4,405,270
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2025	62,992,338	4,050,000	445,493	(7,168,076)	60,319,755

	Called up share capital €	Additional paid in Capital €	Cash flow hedging reserve €	Profit and loss account €	Total equity €
Balance at 1 October 2023	62,992,338	4,050,000	212,328	(13,271,226)	53,983,440
Total comprehensive income for the period					
Profit for the year	-	-	-	2,256,062	2,256,062
Other comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	-	(325,017)
Total comprehensive income for the period	-	-	(325,017)	2,256,062	1,931,045
Transactions with owners, recorded directly in equity					
Issuance of Shares	-	-	-	-	-
Total contributions by and distributions to owners	-	-	-	-	-
Balance at 30 September 2024	62,992,338	4,050,000	(112,689)	(11,015,164)	55,914,485

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025

1 Accounting Policies

SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Company”) with a registered office at Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, is a private company limited by shares and incorporated and domiciled in Ireland.

The functional and presentation currency of these financial statements is Euro.

The Company’s immediate parent undertaking, Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited includes the Company in its consolidated financial statements. The consolidated financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

In these financial statements, the Company is considered to be a qualifying entity (for the purposes of this FRS) and has applied the exemptions available under FRS 102 in respect of the following disclosures:

- Reconciliation of the number of shares outstanding from the beginning to end of the period;
- Cash Flow Statement and related notes; and
- Key Management Personnel compensation.

As the consolidated financial statements of the Company’s ultimate parent, Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. include the equivalent disclosures, the Company has also taken the exemptions under FRS 102 available in respect of the following disclosures:

- Certain disclosures required by FRS 102.26 *Share Based Payments*; and,
- The disclosures required by FRS 102.11 *Basic Financial Instruments* and FRS 102.12 *Other Financial Instrument Issues* in respect of financial instruments not falling within the fair value accounting rules of Schedule 3, paragraph 39 of the Companies Act 2014.

The accounting policies set out below have, unless otherwise stated, been applied consistently to all periods presented in these financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

The principal accounting policies adopted by the Company are as follows:

Basis of Preparation

These financial statements are prepared in accordance with Financial Reporting Standard 102 (FRS 102) The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland and issued by the Financial Reporting Council, and promulgated for use in Ireland by Chartered Accountants Ireland. The Company is also subject to the requirements of the Companies Act 2014.

The financial statements are prepared under the historical cost basis except for the modification to a fair value basis for certain financial instruments as specified in the accounting policies below.

The preparation of the financial statements requires management to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expense (e.g. useful economic life). The most significant estimates and judgements relate to the recoverability of deferred tax asset which is assessed on an annual basis by directors (see note 9), the amortisation period for intangible assets which is assessed on an annual basis by directors (see note 1 "Intangible assets") and the determination of the functional currency of the Company (see note 1 "Functional currencies").

The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about the carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The estimates and underlying assumptions are reviewed on an ongoing basis. Revisions to accounting estimates are recognised in the periods in which the estimate is revised if the revision affects only that period, or in the period of the revision and future periods if the revision affects both current and future periods. Effective from January 1, 2026, the main revisions to FRS 102 will align UK and Irish GAAP with international standards by overhauling lease accounting for lessees and introducing a new revenue recognition model. These revisions will have an impact on the future recognition of leases, assets and related liabilities.

Interest income and interest expense

Interest income and income expense are recognised in the income statement on an accruals basis.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Turnover and Administration Expenses

Turnover comprises fee income from administration and management services, which is accounted for on an accruals basis. It also includes income earned from the recharge of services to other group companies. Turnover and administration expenses are shown exclusive of amounts paid to other service providers. All amounts are charged at normal commercial rates. The revenue recognition involves the use of estimates and assumptions, including components that are calculated based on estimated net asset valuations and transaction volumes.

Foreign Currencies

The financial statements are expressed in Euro (€), which is the functional and presentation currency of the Company.

"Functional currency" is the currency of the primary economic environment in which the Company operates. If indicators of the primary economic environment are mixed, then management uses its judgement to determine the functional currency that most faithfully represents the economic effect of the underlying transactions, events and conditions. The Company's turnover is earned in EUR, US dollars (USD), sterling (GBP) and Japanese Yen (JPY). The share capital of the Company was issued and settled in GBP. The expenses are dominated and paid mostly in EUR. Accordingly, management has determined that the functional currency of the Company is EUR.

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated using the exchange rates prevailing at the balance sheet date. Transactions denominated in foreign currencies are translated at rates which approximate the rates prevailing at the dates of the transactions.

Non-monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies which are measured at fair value, are translated into euro at the date the fair value was determined.

Share capital is translated at the exchange rate prevailing at the date of its issue.

Profits and losses arising from currency translation and on settlement of amounts receivable and payable in foreign currencies are dealt with in the income statement.

Basic Financial Instruments

Trade and other debtors / creditors

Trade and other debtors are recognised initially at transaction price plus attributable transaction costs. Trade and other creditors are recognised initially at transaction price less attributable transaction costs. Subsequent to initial recognition they are measured at amortised cost using the effective interest method, less any impairment losses in the case of trade debtors.

Cash and current asset investments

Cash comprises cash at bank and in hand and are recorded at amortised cost. Callable deposits and term deposits are recorded at amortised cost

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Operating Leases

Payments made under operating leases are recognised in the income statement account on a straight line basis over the term of the lease.

Other financial instruments

Financial instruments not considered to be Basic financial instruments (Other financial instruments)

Other financial instruments not meeting the definition of Basic Financial Instruments are recognised initially at fair value. Subsequent to initial recognition other financial instruments are measured at fair value with changes recognised in the income statement except as follows:

- investments in equity instruments that are not publicly traded and whose fair value cannot otherwise be measured reliably shall be measured at cost less impairment; and
- hedging instruments in a designated hedging relationship shall be recognised as set out below.

Derivative financial instruments and hedging

Derivative financial instruments are recognised at fair value. The gain or loss on remeasurement to fair value is recognised immediately in the income statement. However, where derivatives qualify for hedge accounting, recognition of any resultant gain or loss depends on the nature of the item being hedged (see below).

Cash flow hedges

Cash flow hedges are used to cover the Company's exposure to variability in cash flows that is attributable to particular risk associated with a recognised asset or liability or a firm commitment which could affect income or expenses. Where a derivative financial instrument is designated as a hedge of the variability in cash flows of a recognised asset or liability, or a highly probable forecast transaction, the effective part of any gain or loss on the derivative financial instrument is recognised directly in other comprehensive income ("OCI"). Any ineffective portion of the hedge is recognised immediately in the income statement.

For cash flow hedges, where the forecast transactions resulted in the recognition of a non-financial asset or non-financial liability, the hedging gain or loss recognised in OCI is included in the initial cost or other carrying amount of the asset or liability. Alternatively when the hedged item is recognised in the income statement the hedging gain or loss is reclassified to the income statement. When a hedging instrument expires or is sold, terminated or exercised, or the entity discontinues designation of the hedge relationship but the hedged forecast transaction is still expected to occur, the cumulative gain or loss at that point remains in equity and is recognised in accordance with the above policy when the transaction occurs. If the hedged transaction is no longer expected to take place, the cumulative unrealised gain or loss recognised in equity is recognised in the income statement immediately.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Taxation

Tax on the income statement for the year comprises current and deferred tax. Tax is recognised in the income statement except to the extent that it relates to items recognised directly in equity or other comprehensive income, in which case it is recognised directly in equity or other comprehensive income.

Current tax is the expected tax payable or receivable on the taxable income or loss for the year, using tax rates enacted or substantively enacted at the statement of financial position date, and any adjustment to tax payable in respect of previous years.

Deferred tax is provided on timing differences which arise from the inclusion of income and expenses in tax assessments in periods different from those in which they are recognised in the financial statements. The following timing differences are not provided for: differences between accumulated depreciation and tax allowances for the cost of a fixed asset if and when all conditions for retaining the tax allowances have been met, to the extent that it is not probable that they will reverse in the foreseeable future and the reporting entity is able to control the reversal of the timing difference. Deferred tax is not recognised on permanent differences arising because certain types of income or expense are non-taxable or are disallowable for tax or because certain tax charges or allowances are greater or smaller than the corresponding income or expense.

Deferred tax is measured at the tax rate that is expected to apply to the reversal of the related difference, using tax rates enacted or substantively enacted at the balance sheet date. Deferred tax balances are not discounted.

Unrelieved tax losses and other deferred tax assets are recognised only to the extent that it is probable that they will be recovered against the reversal of deferred tax liabilities or other future taxable profits.

A deferred tax asset is recorded where it is more likely than not to be recoverable. The recoverability of deferred tax assets is assessed annually by the directors.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Intangible assets

Research and development

Expenditure on research activities is recognised in the income statement as an expense as incurred.

Expenditure on development activities may be capitalised if the product or process is technically and commercially feasible and the Company intends and has the technical ability and sufficient resources to complete development, future economic benefits are probable and if the Company can measure reliably the expenditure attributable to the intangible asset during its development. Development activities involve the design, construction or testing of the production of new or substantially improved products or processes. The expenditure capitalised includes the cost of materials, direct labour and an appropriate proportion of overheads and capitalised borrowing costs. Other development expenditure is recognised in the income statement as an expense as incurred. Capitalised development expenditure is stated at cost less accumulated amortisation and less accumulated impairment losses.

Intangible fixed assets are stated at cost less accumulated amortisation and accumulated impairment losses. Amortisation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Software	7 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary. Assets in the course of development are not amortised until they are brought into use.

Tangible fixed assets

Tangible fixed assets are stated at cost less depreciation. Depreciation is charged in equal instalments on the cost of assets over their expected useful lives and is included within administration costs.

	Useful life
Furniture and equipment	5 years
Software	3 years
Mainframe Equipment	3 years
Personal Computers	2 years
Computer Terminals	3 years
Fund administration system	3 years

Asset values are closely monitored and are subject to provisions for impairment where necessary.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

1 Accounting Policies – (continued)

Employee benefits

The Company operates a defined contribution pension scheme for employees. Obligations for contributions to defined contribution pension plans are recognised as an expense in the income statement when they are due.

Additional paid in capital

Subordinated Loans of €4.05 million previously received from the Company's parent, that are non-interest bearing and repayable at the Company's discretion, were reclassified as capital during 2013, after a review of their terms and conditions, and the receipt during 2013 of confirmation from the Company's parent and that these amounts are repayable solely at the volition of the Company and that the Company's parent will not demand repayment of these amounts.

2 Ownership and operations

The Company, which is engaged in the provision of administration and management company services to various funds, is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in the Republic of Ireland. The ultimate parent company is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. a company incorporated in Japan.

The financial statements are prepared on a going concern basis, and it is the intention of the directors to continue to develop the activities of the Company in consultation with its intermediate parent company. Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited is directly supporting the business development of the Company.

The Company has entered into agreements with various entities to which it provides services. Under these agreements, the Company has undertaken to provide administration and management company services for an agreed fee.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

*Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)***3 Turnover**

Turnover is from the provision of administration and management company services to various funds, and all fee income is earned in Ireland.

4 Administrative expenses

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Staff costs	22,838,062	22,903,985
Other administrative expenses	15,909,199	14,993,426
	38,747,261	37,897,411

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
<i>Staff costs comprise:</i>		
Wages and salaries	17,693,335	17,398,883
Social welfare costs	2,076,564	2,033,659
Pension costs	1,223,920	1,280,653
Other costs	1,844,243	2,190,790
	22,838,062	22,903,985

The average number of persons employed by the Company (including directors) during the year was 230 (September 2024: 223). The Company shared the use of facilities with SMT Trustees (Ireland) Limited ("SMTTIL") during the period. The related costs were allocated and recharged on an agreed basis, as set out in service level agreements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

5 Profit on ordinary activities before taxation

The profit on ordinary activities before taxation has been determined after charging the following:

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
<i>Directors' remuneration:</i>		
Fees	166,525	172,000
Other remuneration	920,101	1,222,154
Defined contribution pension scheme	18,000	29,345
<i>Auditor's remuneration:</i>		
Audit	48,142	47,430
Tax advisory services	26,230	24,473
Other assurance services	205,506	218,670
Other non-audit services	-	-
Depreciation	207,343	359,293
Amortisation of intangible assets	1,200,884	1,138,535
<i>Operating lease rentals:</i>		
Land & buildings	1,018,028	976,811
Other assets	17,892	19,167

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

6	Taxation on ordinary activities	30 September 2025 €	30 September 2024 €
(a) Total tax recognised in the income statement			
<i>Current tax</i>			
	Current tax on income for the period	208,889	208,675
	Under /(over) provision in respect of prior year	-	-
	Current tax expense relating to Pillar Two Income tax	-	-
<i>Deferred taxation</i>			
	Under / (Over) provision in prior period	-	-
	Origination and reversal of timing differences	107,468	1,380,156
	Total tax expense	316,357	1,588,831
(b) Total tax recognised in OCI			
	Deferred tax (credit) / charge	79,740	(46,431)
(c) Tax reconciliation			
	Profit on ordinary activities before taxation	4,163,445	3,844,893
	Corporation tax based on standard rate at 12.5% (September 2024: 12.5%)	520,431	480,612
	Effects of: (Excess) / deficiency of depreciation over capital allowances	-	-
	Expenses not deductible for tax purposes	21,484	(4,392)
	Differences arising from tax at the higher rate	104,444	104,337
	Loss relief (utilised) / carried forward	-	-
	Prior year adjustments	-	-
	Utilisation of Deferred Tax Asset	(330,002)	1,008,274
	Total tax charge	316,357	1,588,831
	Income tax on health insurance premiums	78,642	75,302

The Income tax on health insurance premiums is included in other costs as per note 4 above.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

6 Taxation on ordinary activities (continued)

BEPS Pillar Two

The Company is part of a Group that is a multinational enterprise with annual consolidated revenue exceeding the €750 million threshold and is within the scope of the OECD Pillar Two GloBE rules. The legislation implementing these rules is effective in Ireland for accounting periods beginning on or after 31 December 2023.

For the year ended 30 September 2025, the company's effective tax rate in the Irish jurisdiction is determined to be above the 15% minimum rate, primarily due to domestic tax rates and substance based income exclusion (SBIE). As a result, the Company has no minimum top-up tax liability arising from the Pillar Two rules in the current reporting period.

The Company continues to monitor the implementation of Pillar Two rules globally and the potential impact on future periods. Due to the complexity and reliance on future administrative guidance, quantitative details of future exposure are not yet reliably estimable, but current analysis indicates no material impact for the near term.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

*Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)***7 Intangible Fixed Assets**

As at 30 September 2025	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2024	18,801,653	18,801,653
Additions during the year	3,288,707	3,288,707
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2025	22,090,360	22,090,360
Amortisation		
At 30 September 2024	10,737,796	10,737,796
Amortisation for the year	1,200,884	1,200,884
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2025	11,938,680	11,938,680
Net book value at 30 September 2025	10,151,680	10,151,680
As at 30 September 2024	Software €	Total €
Cost		
At 30 September 2023	16,181,169	16,181,169
Additions during the year	2,620,484	2,620,484
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	18,801,653	18,801,653
Amortisation		
At 30 September 2023	9,599,261	9,599,261
Amortisation for the year	1,138,535	1,138,535
Disposals during the year	-	-
At 30 September 2024	10,737,796	10,737,796
Net book value at 30 September 2024	8,063,857	8,063,857

The intangible asset relating to the development of Advent Geneva and Paladyne as the core fund administration system has been fully amortised.

The additions during the current period are related to the further development of the core administration system, with the final migration phase currently taking place.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

8 Tangible Fixed Assets

As at 30 September 2025	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2024	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
Additions during the year	2,597	-	111,447	114,044
Disposals during the year	(995,310)		(52,900)	(1,048,210)
At 30 September 2025	670,073	176,971	2,113,672	2,960,716
Depreciation				
At 30 September 2024	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
Depreciation for the year	60,454	6,340	140,549	207,343
Disposals during the year	(995,310)	(6,300)	(46,600)	(1,048,210)
At 30 September 2025	550,316	176,285	1,987,642	2,714,243
Net book value at 30 September 2025	119,757	686	126,030	246,473

As at 30 September 2024	Furniture & Equipment €	Software €	Computer Equipment €	Total €
Cost				
At 30 September 2023	1,645,437	787,514	3,142,720	5,575,671
Additions during the year	14,330	-	76,928	91,258
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,662,786	176,971	2,055,125	3,894,882
Depreciation				
At 30 September 2023	1,413,747	772,457	2,781,660	4,967,864
Depreciation for the year	68,406	14,331	276,556	359,293
Disposals during the year	3,019	(610,543)	(1,164,523)	(1,772,047)
At 30 September 2024	1,485,172	176,245	1,893,693	3,555,110
Net book value at 30 September 2024	177,614	726	161,432	339,772

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

9 Deferred tax

Deferred tax assets and liabilities are attributable to the following

	Assets		Liabilities		Net	
	30 September 2025 €	30 September 2024 €	30 September 2025 €	30 September 2024 €	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Cash flow Reserve		32,604	47,136		-47,136	32,604
Pension			19,913	9,377	-19,913	-9,377
Utilised Losses	1,928,272	2,258,274				
Accumulated Impairment (see below)	-678,272	-1,008,274				
Unutilised losses after Impairment	1,250,000	1,250,000			1,250,000	1,250,000
Net Book Value vs Tax Written Down Value			189,184	92,252	-189,184	-92,252
Tax(Asset)/Liabilities	1,250,000	1,282,604	256,233	101,629	993,767	1,180,975

The prior year deferred tax asset recorded above included an impairment charge of €1,008,274 due to a reduction in the forecast of future profitability of the company. The impairment has been reduced by €330,002 this year based on the expected future profitability of the Company as at 30 September 2025, which supports the deferred tax asset recognised amount of €1,250,000 (September 2024: €1,250,000) in relation to the recognition of unutilised tax losses. The net reversal of the deferred tax asset expected to occur in the next reporting period is €296,401 due to the on-going profitability of the company. The Company has a further unrecognised deferred tax asset of €678,272 (September 2024: €1,008,274) this has not been recognised due to the level of uncertainty over the timing of its recovery.

10 Debtors: amounts falling due within one year

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Fee debtors	5,809,092	5,752,062
Prepayments and VAT recoveries	2,348,391	3,594,441
Other debtors	780,945	121,212
Short term asset on derivatives	555,805	113,447
Amount owed by related companies	4,438,245	3,452,572
Interest Receivable	299,241	461,824
	14,231,719	13,495,558

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

10 Debtors (continued)

Fee debtors include income recognised based on estimated net asset valuations and transaction volumes and may differ from actual fee received.

The amount owed by the related companies includes a balance relating to services as outlined in the management services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

11 Cash at bank and in hand and current asset investments

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
<i>Cash at bank and in hand</i>		
Current accounts	4,300,314	4,926,343
Callable deposits	12,334,818	10,926,807
	16,635,132	15,853,150
<i>Current asset investment</i>	23,687,199	22,983,209
Term deposits with credit institution		
	23,687,199	22,983,209

Callable deposits are repayable on demand. Term deposits at credit institutions include term deposits with maturities of less than one year.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

12 Creditors: amounts falling due within one year

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Accruals	3,417,119	3,492,103
Corporation tax	27,531	168,836
Trade creditors	911,875	916,413
Short term liability on derivatives	19,416	214,980
Amount owed to parent	819,742	821,174
Amount owed to related companies	430,532	388,530
	<u>5,626,215</u>	<u>6,002,036</u>

Accruals include creditors in relation to PAYE of €329,982 (2024: €335,237), PRSI of €230,214 (2024: €220,056) and other taxes of €56,751 (2024: €62,736). Additional accruals for Dilapidations for Dublin and Dundalk office of €551,765 (2024: €373,002), Employment related accruals of €1,320,392 (2024: €1,381,136), Legal & Professional Fees €402,534 (2024: €619,273)

The amount owed to the parent company is unsecured, interest free and repayable on demand.

The amount owed to the related companies includes a balance relating to services as outlined in the services agreement. The balance is unsecured and interest free and repayable on demand.

13 Called up share capital

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
<i>Authorised</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each		
100,000,000 ordinary shares of EUR €1 each		
<i>Allotted, called up and fully paid</i>		
400,000 ordinary shares of GBP £1 each	492,338	492,338
62,500,000 ordinary shares of EUR €1 each	62,500,000	62,500,000
	<u>62,992,338</u>	<u>62,992,338</u>

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

14 Additional paid in capital

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Additional paid in capital	4,050,000	4,050,000
	<u>4,050,000</u>	<u>4,050,000</u>

In connection with €4.05 million of the total amounts received to date by the Company under the terms of the subordinated loan arrangements for the non-interest bearing loans, the Directors noted the resolution made in September 2013 by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited (the "Parent Company") that they would not demand repayment of the loans and that they are repayable solely at the volition of the Company. Accordingly, as these amounts have now been confirmed as non-repayable and do not bear interest or carry any other economic obligation they were re-classified on the statement of financial position from long-term liabilities to capital, in order to better reflect the capital nature of the transactions.

15 Commitments

Annual commitments under non-cancellable operating leases are as follows:

	30 September 2025 Land and buildings €	Other €	30 September 2024 Land and buildings €	Other €
Operating leases which expire:				
Within one year	614,898	18,480	708,891	19,167
In the second to fifth years inclusive	-	-	614,898	18,480
Over five years	-	-	-	-
	<u>614,898</u>	<u>18,480</u>	<u>1,323,789</u>	<u>37,647</u>

Under an agreement, the Company has undertaken to provide or procure company secretarial and general administration and support services to SMT Trustees (Ireland) Limited and Sumitomo Mitsui Trust Bank Limited (London Branch) a custody company based in the UK. In return, the Companies have agreed that a fee will be paid for the services provided.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

16 Pension costs

	30 September 2025 €	30 September 2024 €
Pension charge for year	1,223,920	1,280,653
Pension charge payable at end of year	-	84,284

The Company operates a defined contribution pension scheme for its executive directors and employees.

17 Related parties

The Company is a wholly owned subsidiary of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. whose consolidated financial statements are publicly available. The Company is availing of the exemption under Section 33 of FRS 102 'Related Party Disclosures' to not disclose transactions with other group undertakings which would be eliminated on consolidation in the financial statements of the group.

18 Ultimate parent company

The Company's immediate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited, a company incorporated in Ireland. The Company's ultimate parent undertaking is Sumitomo Mitsui Trust Group Inc., a company incorporated in Japan. The largest group in which the financial statements are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust Group Inc. are available to the public and may be obtained from 1-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo 100-8233, Japan.

The smallest group in which the results of the Company are consolidated is that headed by Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited. Copies of the financial statements of Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited are available to the public and may be obtained from Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland.

19 Post balance sheet events

Subsequent to the year end, a new 3 year lease agreement was signed for the Dublin office and a new 20 year lease was signed for the Dundalk office.

There were no other post balance sheet events which require amendment to or disclosure in the financial statements.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

20 Financial instruments – Hedge accounting

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2025.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,050,000	€1,834,036	€106,473	(€48)	€106,425
Sell Japanese Yen				
¥1,570,000,000	€9,514,665	€402,195	(€18,500)	€383,695
Sell British Pounds				
£2,000,000	€2,309,532	€47,137	(€868)	€46,269
		€555,805	(€19,416)	€536,389

These cash flow hedges are placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and will settle quarterly over the period 1 December 2025 – 30 September 2026. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) provide a foreign exchange facility of USD \$200 million to the company. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward foreign exchange rates. During the year a gain of €316,894 (2024: gain of €575,088) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral exists for any derivative contracts.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	€	€	€	€
Assets				
Forward currency contracts		€555,805		€555,805
Total	-	€555,805	-	€555,805
Liabilities				
Forward currency contracts		€19,416		€19,416
Total	-	€19,416	-	€19,416

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

20 Financial instruments – Hedge accounting (continued)

The following forward foreign currency contracts were open as at 30 September 2024.

	Buy Euro	Unrealised Gain	Unrealised (Loss)	Total Unrealised Gain / (Loss)
Sell US Dollar				
\$2,400,000	€2,160,667	€30,262	(€1,571)	€28,691
Sell Japanese Yen				
¥1,180,000,000	€7,485,686	€83,185	(€118,437)	(€35,252)
Sell British Pounds				
£2,900,000	€3,353,170	-	(€94,972)	(€94,972)
		€113,447	(€214,980)	(€101,533)

These cash flow hedges were placed with Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) and settled quarterly over the period 1 December 2024 – 30 September 2025. Sumitomo Mitsui Trust Bank, Limited (London Branch) provided a foreign exchange facility of USD \$200 million to the company. The fair value on the open contracts was calculated using WM Reuters forward foreign exchange rates. During the year ended 30 September 2024 a gain of €575,088 (2023: gain of €466,236) was reclassified to the income statement, having previously been recorded in the statement of other comprehensive income statement in accordance with the cash flow hedging policy. No collateral existed for any derivative contracts.

	Level 1	Level 2	Level 3	Total
	€	€	€	€
Assets				
Forward currency contracts		€113,447		€113,447
Total	-	€113,447	-	€113,447
Liabilities				
Forward currency contracts		€214,980		€214,980
Total	-	€214,980	-	€214,980

SMT Fund Services (Ireland) Limited

Notes

Forming part of the financial statements for the year ended 30 September 2025 (continued)

20 Financial instruments – Hedge accounting (continued)

Unrealised future gains and losses on these forward contracts have been recognised directly in the statement of financial position and the statement of other comprehensive income (page 11), in accordance with the Company's cash flow hedge accounting policy.

21 Guarantee under Irish Companies Act, 2014

Under Section 357 (1) (b) of the Irish Companies Act, 2014 companies registered in Ireland may be exempted from filing their individual accounts provided that their liabilities are irrevocably guaranteed by a Parent Company, which is required to be a registered Company of a Member State of the European Union. The Parent Company must incorporate the results of the subsidiaries into its Group accounts. The results of the Company have been consolidated into the results of the immediate Parent Company and Sumitomo Mitsui Trust (Ireland) Limited has agreed to irrevocably guarantee the liabilities of the Company as at 30 September 2025, in accordance with Section 357 of the Act.

22 Approval of the financial statements

The financial statements were approved by the board of directors on 30 January 2026.

中間財務書類

- a. 管理会社の日本文の中間財務書類は、管理会社が作成した原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c. 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年7月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝185.12円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[前へ](#)[次へ](#)

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

財政状態計算書

中間未監査財務諸表

2026年3月31日現在

	2026年3月31日現在		2025年9月30日現在	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
固定資産：				
無形資産	10,053,999	1,861,196	10,151,680	1,879,279
有形固定資産	230,543	42,678	246,473	45,627
繰延税金資産（KPMGによる組替）	931,407	172,422	993,767	183,966
	11,215,949	2,076,296	11,391,920	2,108,872
流動資産：				
債権および前払金	8,172,024	1,512,805	8,938,428	1,654,682
債権－会社間勘定	3,897,190	721,448	4,438,245	821,608
法人税（2025年9月終了年度前払分）	132,469	24,523	—	—
未収利息	274,147	50,750	299,241	55,395
デリバティブに係る短期資産	341,245	63,171	555,805	102,891
現金および預金	42,511,039	7,869,644	40,322,331	7,464,470
	55,328,114	10,242,340	54,554,051	10,099,046
債務：				
1年以内支払期限到来金額	(3,279,650)	(607,129)	(4,328,994)	(801,383)
法人税	—	—	(27,531)	(5,097)
繰延税金負債	—	—	—	—
債務－会社間勘定	(1,208,372)	(223,694)	(1,250,274)	(231,451)
未払利息	—	—	—	—
デリバティブに係る短期負債	(42,766)	(7,917)	(19,416)	(3,594)
純資産	62,013,276	11,479,898	60,319,755	11,166,393
資本金および準備金				
払込請求済株式資本	62,992,338	11,661,142	62,992,338	11,661,142
規制上の自己資本	4,050,000	749,736	4,050,000	749,736
キャッシュ・フロー・ヘッジ準備金	207,583	38,428	445,493	82,470
期首損益勘定	(7,168,076)	(1,326,954)	(11,015,164)	(2,039,127)
当期損益勘定	1,931,431	357,547	3,847,088	712,173
	62,013,276	11,479,898	60,319,755	11,166,393

高野裕之

取締役

2026年5月29日

ピーター・キャラハン

取締役

2026年5月29日

エスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッド

損益計算書

中間未監査財務諸表

2026年3月31日に終了した6か月間

	2026年3月31日 に終了した6か月間		2025年9月30日 に終了した12か月間	
	(ユーロ)	(千円)	(ユーロ)	(千円)
営業収益	20,658,022	3,824,213	41,959,218	7,767,490
純受取利息	362,470	67,100	951,488	176,139
収益合計	21,020,491	3,891,313	42,910,706	7,943,630
費用				
管理事務費	(19,026,700)	(3,522,223)	(38,747,261)	(7,172,893)
税引前経常利益	1,993,791	369,091	4,163,445	770,737
経常利益に係る税金	—	—	(208,889)	(38,670)
繰延税金資産の償却	(62,360)	(11,544)	(107,468)	(19,894)
当期留保利益	1,931,431	357,547	3,847,088	712,173
	高野裕之		ピーター・キャラハン	
	取締役		取締役	
	2026年5月29日		2026年5月29日	

[前へ](#)

4 【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係法人、(c)管理会社もしくはその関係法人の取締役、または(d)それらの主要株主(本人名義であるか他人名義(ノミニー名義を含む。))であるかを問わず、自己の勘定において会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいう。)であって、本人自らまたは自己の勘定で行為する者との間で、有価証券(ファンドの受益証券を除く。)の売買もしくは貸付けまたは金銭の借入れを行ってはならない。ただし、当該取引が対等の立場で交渉される通常の取引条件で行われると同様に、および受益者の最大の利益のためになされる場合はこの限りでない。

投資運用会社は、ファンドのために実行する取引に関連してアドバイザーとして行為し、そのような取引では、投資運用会社またはその関係会社は、ブローカーとして、ファンドおよび当該取引(「関連取引」)の相手方となる当事者双方のためにブローカーとして、また適用法令の許容する範囲で当事者として(そのような場合当事者は慣行的なマーク・アップを課される。)行為する。かかる関連取引に関連して、投資運用会社またはその関係会社は当該取引の両当事者から手数料を受領し、投資運用会社またはその関係会社は潜在的に取引当事者双方に対し、忠実義務および責任につき利害の相反関係にある。管理会社は、投資運用会社またはその関係会社が実行する、ファンドが当事者となる関係取引に同意し、当該同意は、管理会社が、投資運用会社にその撤回を書面で通知するまで有効に継続することに同意している。かかる関連取引は、通常の商取引上の独立当事者間で公正に交渉がなされたのと同じ条件で実行され、受益者の裁量の利益にかなうものでなければならない。

そのような取引は以下の条件に従う。

- (i) 受託会社(または受託会社が関わる取引の場合には管理会社)により、独立しており適任であると承認される者が評価を証明する場合
- (ii) かかる取引が組織的取引所において、それらの規則の下で最良の条件で行われたものである場合
- (iii) 上記(i)および(ii)が現実的でない場合、かかる取引は、受託会社(または受託会社が関わる取引の場合には管理会社)が、独立当事者として公正に交渉され、受益者の最良の利益にかなうものであると確信できるような条件で実行される場合

本項の規定に従い、取締役、管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、受託会社、受益者ならびにそれらのそれぞれの子会社、関連会社、関係会社、代理人、委託先、取締役、役員または代表者(以下それぞれ「関係者」という。)は、相互にまたはファンドとの間で、金融取引、銀行取引またはその他の取引に関する契約を締結し、またはこれらの取引を行うことができる。これには、ファンドによる関係者の有価証券への投資、または関係者によるその投資対象がファンドの資産の一部を構成する会社もしくは団体への投資、または関係者が当該契約もしくは取引に利害関係を有することを含むが、これらに限られない。関係者は、各々の個別の勘定または第三者の勘定で、ファンドに関連する受益証券またはファンドの資産に含まれる種類の財産に投資し、またはこれを取引することができる。さらに、関係者は、その有価証券または金融商品がファンドの資産の一部を構成する発行体、集団投資スキーム、会社または団体において、あらゆる役割または地位に就くことができる。

ファンドの現金は、1942-2013年中央銀行法の規定に従い、あらゆる関係者に預託することができ、または関係者が発行する譲渡性預金証書または銀行商品に投資することができる。銀行取引およびこれに類似する取引も、関係者との間でまたは関係者を通じて行うことができる。

関係者は、ファンドとの間における有価証券およびその他の投資対象の売買において、代理人または本人として取引を行うこともできる。関係者は、かかる取引から生じる利益をファンドまたは受益者に帰属させる義務を負わず、かかる利益は、関連当事者が保持することができる。ただし、かかる取引が、独立当事者間で交渉がなされた通常の商取引上の条件と同じ条件で実行されること、受益者の最良の利益にかなうものであること、かつ、以下のいずれかを充足することを条件とする。

- ・ かかる取引について、受託会社(または、かかる取引が受託会社により実行される場合には取締役)が独立しており適任であると承認した者による証明された評価を取得していること。
- ・ かかる取引が組織化された取引所において、それらの規則の下で、適用可能な最良の条件で行われていること
- ・ 上記2項が実務上実行可能でない場合、受託会社(または、かかる取引が受託会社により実行される場合には取締役)が、かかる取引が独立当事者間で交渉がなされた通常の商取引上の条件と同じ条件で実行され、受益者の最良の利益にかなうという原則に適合するものであると認めた条件でかかる取引が実行されていること

また、管理会社および／または投資運用会社は、そのそれぞれの業務の過程において、上記で言及された状況以外にも、ファンドとの間に潜在的な利益相反を有することがある。しかしながら、管理会社および投資運用会社（該当する場合）は、そのような場合には、AIFM契約および投資運用契約ならびに適用あるすべての法律に基づく自己の義務、特に、利益相反が生じ得る投資を行うにあたり、他の顧客に対する自己の義務を考慮しつつ、実務上可能な限りファンドの最良の利益のために行動する自己の義務を考慮するものとし、また、ファンドと他の顧客との間でかかる利益相反が公正に解決されるよう確保する。管理会社および／または投資運用会社は、投資機会がファンドと他の顧客との間で公正かつ公平に配分されるよう確保する。利益相反が実際に生じた場合、管理会社および／または投資運用会社の取締役は、かかる利益相反が公正に解決されることを確保するよう努める。

管理会社および／または投資運用会社の報酬は、ファンドの純資産総額に基づく場合があるため、ファンドの純資産総額が増加した場合は、管理会社および／または投資運用会社に対して支払われる報酬も増加する可能性がある。したがって、管理会社および／もしくは投資運用会社またはその関連当事者がファンドの投資対象の評価額の決定につき責任を負う場合は、これらの者に利益相反が生じることがある。

5 【その他】

(1) 定款の変更等

管理会社の定款の変更に関しては、株主総会の特別決議が必要である。

(2) 事業譲渡または事業譲受

信託証書の規定およびアイルランド中央銀行の承認に従って、管理会社は、信託証書に基づく権利および義務を、その目的のために、アイルランド中央銀行によって承認された別のアイルランドの会社に更改および譲渡することができる。かかる状況において、管理会社は、なお法人として存続する。

(3) 出資の状況

該当事項なし。

(4) 訴訟事件その他の重要事項

有価証券報告書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えることが予想される事実はない。

管理会社の会計年度は9月30日に終了する1年である。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、(i)アイルランド高等法院の命令により、または(ii)株主総会の特別決議によって解散される。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー（「投資運用会社」）

(Wellington Management Company LLP)

① 資本金の額

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーのパートナー資本は、2025年12月31日現在、約460百万米ドル(約739億円)

② 事業の内容

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは、米国デラウェア州法に基づき設立された有限責任パートナーシップであり、2026年7月1日現在、178名のパートナーによって実質的に保有されている。機関投資家に対し、あるいは投資信託スキームを通じ、投資一任業務およびポートフォリオ運用に関連する投資顧問(助言)業務を行う。2026年6月末日現在、同社グループの投資一任業務における運用資産の額は、約13,698億米ドルである。

同社グループは、1928年創業のアメリカ最古、最大の独立系投資運用会社の1つであり、ハイイールド債の運用に実績を有し、その運用資産は2026年6月末日現在、一任契約資産で約273億米ドルである。

(2) エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド（「受託会社」）

(SMT Trustees (Ireland) Limited)

① 資本金の額

資本金は2026年7月末日現在、2.50ユーロ(約463円)および120,000英ポンド(約2,596万円)

② 事業の内容

エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド(登記上および営業上の住所－アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5)は、1993年1月、アイルランドの法律に基づき設立された有限責任会社である。最終的親会社は、東京証券取引所に上場している日本の会社である三井住友トラストグループ株式会社であり、信託業務を行っている。その負債および債務は、スミトモ・ミツイ・トラスト(アイルランド)リミテッドが発行する保証状により保証されている。

(3) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)**① 資本金の額**

資本金は2026年7月末日現在、1,000億円

② 事業の内容

金融商品取引法による金融庁長官の登録を受け日本において第一種金融商品取引業を営んでいる。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている。

(4) 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」)**① 資本金の額**

資本金は2026年6月末日現在、100億円

② 事業の内容

日本の金融商品取引法に基づき金融庁長官の登録を受けた金融商品取引業者で、公社債、株式および投資信託の引受、売買、媒介および取扱業務等を行っている。

(5) 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)**① 資本金の額**

資本金は2026年3月末日現在、60億円

② 事業の内容

日本の金融商品取引法に基づき金融庁長官の登録を受け総合金融商品取引業者としての業務を行っている。

2 【関係業務の概要】

(1) ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(「投資運用会社」)

同社は、投資運用契約に基づき、投資運用会社として運用業務を提供する。

同社および管理会社は、ファンドのために、両当事者の権利義務関係を規律する2014年12月10日付投資運用契約の更改契約を締結した(2015年1月1日効力発生)。同契約の条項に基づき早期に終了される場合を除き、同契約はいずれかの当事者が他方当事者に対して少なくとも30日前に他方当事者に通知することにより終了されるまで効力を有する。同契約は、投資運用会社を免責し、かつ投資運用会社に管理会社が、ファンドの資産から、投資運用会社の同契約に基づく債務もしくは義務の履行もしくは不履行に関する過失、故意または詐欺による場合または投資運用会社による同契約違反の場合を除き、損失を補償する旨定めている。

(2) エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド(「受託会社」)

エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッドは、信託証書に基づき、ファンド資産に対する保管業務、受託業務および支払業務を行う。

(3) 大和証券株式会社(日本における「販売会社」および「代行協会員」)

日本におけるファンド証券の募集についてファンドの日本における販売会社および代行協会員としての業務を行う。

(4) 丸三証券株式会社(日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の募集についてファンドの日本における販売会社としての業務を行う。

(5) 東海東京証券株式会社(日本における「販売会社」)

日本におけるファンド証券の募集についてファンドの日本における販売会社としての業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社および受託会社の最終的親会社は三井住友トラストグループ株式会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

第1 アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1. アイルランド共和国における投資信託制度の概要

1989年までは、アイルランドのユニット型の投資商品の市場は、生命保険会社によってまたは生命保険会社と共同して管理されるユニット関連ファンドが支配的であった。ユニット関連投資信託は、生命保険会社が管理するスキームであり、受益者は投資信託の投資証券の実質的所有者ではなく、通常、生命保険商品の一部をなす投資信託がもつ投資実績に連動する利益を享受する権利を有する。

1972年ユニット・トラスト法の下で登録されたユニット・トラスト（以下「ユニット・トラスト」という。）は、ユニット関連ファンドと比較して、税金上非効率的であるので、アイルランドにおいては殆ど利用されていなかった。1972年ユニット・トラスト法は廃止され、1990年ユニット・トラスト法およびこれに基づきアイルランド中央銀行（以下「中央銀行」という。）が発行した通達により代替された。譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託（以下「UCITS」という。）以外の会社型投資信託が、2014年会社法（以下「会社法」という。）のパート24の規定に基づきアイルランドにおいて設立することができる。

UCITS規則（下記に定義する。）および1989年金融法（同法は、UCITS規則に基づき設立されたアイルランドの登録ユニット・トラストおよびファンドの税法上の取扱いを変更した。）の施行後、UCITS規則に基づき、UCITS型ユニット・トラストおよび変動資本を有する会社型ファンドが設立されうる。

2013年EU規則（オルタナティブ投資ファンド運用会社）（法令2013年第257号）（改正済）（以下「AIFM規則」という。）によるオルタナティブ投資ファンド運用会社指令（2011/61/EU）（改正済）（以下「AIFMD」という。）の施行後、アイルランドにおいて設立されるUCITS以外の投資信託は、一部の例外を除いてオルタナティブ投資ファンド（以下「AIF」という。）とされる。AIFの特徴について、以下に詳細に検討する。

2. アイルランドの投資信託の形態

(A) 1989年6月1日までは、アイルランドの投資信託の法的枠組は、1893年受託会社法および1972年ユニット・トラスト法（1990年ユニット・トラスト法により代替された。）に定められていた。1989年6月1日に、1989年欧州共同体規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（法令1989年第78号）が、欧州共同体理事会の1985年12月20日付指令（85/611 EEC）を履行して、施行された。これらの規則は、2011年欧州共同体規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（法令2011年第352号）によって代替され、理事会指令（2009/65/EC）（改正済）を施行する2016年欧州連合規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）、2019年欧州連合規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）、2022年欧州連合規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）（法令2022年第262号）および2022年欧州連合規則（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）（改正）（第2）（法令2022年第442号）によって改正された（以下「UCITS規則」という。）。1990年にUCITS規則および1990年ユニット・トラスト法により、アイルランドの投資信託制度は変更され、投資信託に関連した1963年アイルランド会社法（会社法によって代替された。）の規定の一部も改正された。1994年有限責任組合理型投資信託法は、パートナーシップ契約により設立される有限責任型の投資信託（以下「有限責任組合理型投資信託」という。）の設定を認めた。有限責任組合理型投資信託の構造は、2021年に効力を生じた2020年有限責任組合理型投資信託法（改正）の制定によって大きく改革された。有限責任組合理型投資信託法（改正）は、有限責任組合理型投資信託の構造を現代化し、より魅力的なヴィークルにするとともに、統治、運営上の柔軟性および投資者保護の面も改善し、これらの改善によりアイルランドにおける有限責任組合理型投資信託の設立の増加が促された。2015年には、「アイルランド集合資産運用ヴィークル」（以下「ICAV」という。）の設定を認めるアイルランド集合資産運用ヴィークル法（以下「ICAV法」という。）が制定された。ICAVは、新しい形の会社の構造であり、世界のファンド業界のニーズを具体的に満たすものである。2024年1月10日より、欧州長期投資ファンド（以下「ELTIF」という。）の投資方針および運営条件に関する要件、適格投資資産の範囲、ポートフォリオ構成、分散要件、現金の借入およびその他のファンド規則に関する規則（EU）2015/760を改正する規則（EU）2023/606（以下「ELTIF規則」という。）が、すべてのEU加盟国で適用されている。2024年3月11日に、中央銀行はまた、ELTIF特有の制限に関する要件を定めた新しい章を含むAIFルールブックの更新版を公表した。

(1) アイルランドの規制された投資信託の種類は、以下のとおりである。

- (i) ユニット・トラスト
- (ii) 有限責任組合理型投資信託
- (iii) 一般契約型ファンド（以下「CCF」という。）
- (iv) 以下を含む会社型投資信託
 - (a) 変動資本を有する会社型投資信託
 - (b) 固定資本を有する会社型投資信託
- (v) ICAV

UCITSは、ユニット・トラスト、ICAV、CCFまたは会社型投資信託として設立され、UCITS規則に準拠し、これに服する。契約型AIFは、1990年ユニット・トラスト法に基づきユニット・トラストとして設立することができる。規制対象AIFも、1994年有限責任組合理型投資信託法に基づく有限責任組合理型投資信託、2005年投資信託、投資会社およびその他規定法に基づくCCF、会社法のパート24に基づく会社型投資信託またはICAV法に基づくICAVとして設定することができる。規制対象AIFは、中央銀行により発行されたAIFルールブック、その他の通知およびガイダンスに服する。

ELTIFは規制対象AIFの一形態であり、ICAV、固定または変動株式資本を有する会社型投資信託、ユニット・トラスト、CCF、または有限責任組合理型投資信託として設立することができる。ELTIFは、EITLF規則、中央銀行により発行されたAIFルールブック、その他の通知およびガイダンスに服する。

- (2) UCITSとしての適格性を有し、欧州連合（以下「EU」という。）のいずれか一つの加盟国（以下「加盟国」という。）内に所在するすべてのファンドは、他の加盟国において、EC理事会指令が立法化されている範囲内で、かつ同国での販売に関する諸規則に従い、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる。

認可されたAIF運用会社（以下「AIFM」という。）（自ら運用を行うAIFを含む。）は、通知要件に従い、加盟国の「プロ投資家」に対しAIFを販売することが許可されており、またこれも通知要件に従うことを条件として、母国である加盟国以外の加盟国においてAIFを運用することができる。

- (3) UCITS規則第3条(1)は、UCITSを以下のように定義しているが、第4条(3)に列挙するものは例外としている。

- (a) 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券および／またはUCITS規則第68条に規定されるその他の流動性金融資産に集合的に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運用することを唯一の目的とする投資信託、かつ
- (b) 受益証券が、所持人の請求に応じて、投資信託の資産から直接または間接に買戻しまたは償還される投資信託。UCITSの受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と甚だしい差異を生じることがないようにするためにUCITSが実施する措置は、かかる買戻しまたは償還に相当するとみなされる。

実際には、EUにおけるすべての新規設立の認可されたファンドのうちUCITSでないものは、AIFとされる。

- (B)(1) UCITS規則第4条(9)は、第4条(3)の定義に該当するが、UCITS規則の下でUCITSたる適格性を有しない下記の投資信託を列挙している。

- (a) クローズド・エンド型のファンド
- (b) EUまたはその一部において、受益証券の公募を行わずに投資元本を調達するファンド
- (c) 信託証書、設立証書、会社型投資信託の定款またはICAVの定款に基づきEU非加盟国の公衆に対してのみ受益証券を販売し得るファンド

- (C) 税制度についての主な規定は1997年アイルランド税統合法（改正済）（以下「TCA」という。）に定められ、本書の6項（投資信託スキームの税制）に記載されている。

3. それぞれの型の投資信託の仕組の概要

(A) 契約型投資信託（「ユニット・トラスト」）

契約型投資信託は、共有資産（以下「ファンド」という。）、管理会社および受託会社の3要素から成り立っている。

(1) ファンドの概要

ファンドは法人格を持たないが、その投資により利益および残余財産の分配に等しく参加する権利を有する引受人の混合的な投資を構成する投資信託として定義される。ファンドは会社として構成されていないので、各投資者は株主ではなく、その権利は、UCITS型ユニット・トラストの場合はUCITS規則に従い、またユニット・トラスト型AIFの場合は1990年ユニット・トラスト法に従い、受益者を代表する受託会社と管理会社との間の契約関係に基づく、契約上の権利としての性質を持つ。

投資者は、受益権を取得することによって、受益者としての相互の関係を承認する。受益者、管理会社および受託会社の関係は信託証書に基づいている。

(2) 受益証券の発行の仕組

ファンドの受益権は、信託証書に規定される発行日の純資産価格に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、受託会社の監督のもとで、受益権を表象する無記名式証券もしくは記名式証券または受益権を証する確認書を発行し、交付する。

受益権の買戻請求は、いつでも行うことができるが、信託証書に買戻請求の停止に関する規定がある場合はこれに従い、また、UCITS型ユニット・トラストの場合にはUCITS規則第104条の規定に従い、買戻請求が停止される。

信託証書に規定がある場合に限り、その範囲内で、一定の事項につき受益者に議決権が与えられる。これは、信託証書の変更の提案に適用されることもある。

分配方針は信託証書の定めに従う。

(3) UCITS型ユニット・トラストに関する諸規則

UCITS規則第10条および第15条により、一定の要件および中央銀行による要件の導入の可能性が規定されている。認可を得るための主な要件は以下のとおりである。

(a) 管理会社は、ファンドの管理運用業務を信託証書に従って執行すること。

(b) UCITS型ユニット・トラストの受益証券の発行価格および買戻価格は、少なくとも1か月に二度は計算されること。

(c) 信託証書には以下の事項が記載されること。

- i ファンドの名称および存続期間、管理会社および受託会社の名称
- ii 提案されている特定の目的に従った投資方針
- iii 分配方針
- iv 管理報酬およびファンドに請求すべきその他の諸経費ならびにこれらの計算方法
- v 公告に関する規定
- vi ファンドの会計年度
- vii 信託証書変更手続

viii 受益証券発行手続

ix 受益証券買戻しの手続、買戻しの条件および買戻しの停止条件

(4) 投資制限

ユニット・トラスト、ICAV、会社型投資信託、有限責任組合型投資信託およびCCFに適用される投資制限に関しては、UCITSに適用される制限とAIFに適用される制限に区別される。マネー・マーケット・ファンドとして運用されるUCITSまたはAIFは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州連合理事会規則（EU）2017/1131に基づく追加の投資制限の対象にもなる。

(I) UCITS規則パート8および／または中央銀行の要件に規定されるUCITSの投資制限は以下のとおりである。

1. 許可された投資

UCITSの投資は以下に限定される。

EU加盟国またはEU非加盟国の証券取引所に正式に上場されているか、またはEU加盟国もしくはEU非加盟国の定期的に取りが行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されている譲渡性のある証券および短期金融市場証券

証券取引所または（上述の）その他の市場への上場が1年以内に予定されている、近時に発行された譲渡性のある証券

規制された市場で取引されるものを除く、UCITS規則に定義される短期金融市場証券

UCITSの受益証券

AIFの受益証券

金融機関における預金

金融派生商品（以下「FDI」という。）

2. 投資制限

2.1 UCITSは、1項に記載されたもの以外の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に、純資産の10%を超えて投資することはできない。

2.2 UCITSは、証券取引所または（上記1.1項に記載された）その他の市場への上場が1年以内に予定されている、近時に発行された譲渡性のある証券に、純資産の10%を超えて投資することはできない。ただし、以下の場合においてかかる制限は、ルール144A証券として認知される特定の米国証券に対するUCITSによる投資に関しては適用されない。

2.2.1 有価証券が、発行から一年以内に米国証券取引委員会に登録する条件で発行される場合。

2.2.2 有価証券が、非流動性証券でない場合。即ち、かかる証券がUCITSによって評価される価格で、または、おおよその価格でUCITSにより7日以内に換金することができる場合。

2.3 UCITSは、純資産の10%を超えて同一発行体の譲渡性のある証券または短期金融市場証券に投資することができない。ただし、UCITSがその資産の5%を超えて投資し保有する各発行体の譲渡性のある証券および短期金融市場証券の総額は、40%を超過してはならない。

- 2.4 中央銀行の事前承認に基づき、（2.3項の）10%の制限は、有価証券がEU加盟国にその登記上の事務所を有し、法により債券所持人を保護するための特別な公的監督に服する金融機関が発行する債券の場合、25%まで引き上げられる。UCITSが同一発行体にかかる債券に純資産の5%を超えて投資する場合は、かかる投資の総額はUCITSの純資産の80%を超えてはならない。
- 2.5 （2.3項の）10%の制限は、譲渡性のある証券または短期金融市場証券がEU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関により発行または保証された場合、35%まで引き上げられる。
- 2.6 2.4項および2.5項に記載された譲渡性のある証券および短期金融市場証券は、2.3項に規定される40%の制限を適用する際には考慮されないものとする。
- 2.7 UCITSは、純資産の20%を超えて同一機関における預金に投資することはできない。
- 口座に記帳され、付属的な流動資産として保有される現金は、UCITSの純資産の20%を超えてはならない。
- 2.8 店頭（以下「OTC」という。）デリバティブの取引相手方に対するUCITSのリスク・エクスポージャーは、純資産の5%を超えてはならない。
- かかる制限は、EEAで認可されている金融機関、1988年7月バーゼル自己資本国際統一化合意への署名国（EEA加盟国を除く。）によって授權されている金融機関、またはジャージー島、ガーンジー島、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドによって授權された金融機関の場合、10%まで引き上げられる。
- 2.9 上記の2.3項、2.7項および2.8項にかかわらず、同一機関により発行され実行された下記の二種以上の組合せは、純資産の20%を超えないものとする。
- 2.9.1 譲渡性のある証券または短期金融市場証券への投資
- 2.9.2 預金および／または
- 2.9.3 OTCデリバティブ取引から発生するリスク・エクスポージャー
- 2.10 上記の2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項に記載された制限は合算することはできず、同一機関に対するリスク・エクスポージャーは純資産の35%を超えてはならない。
- 2.11 グループ会社は、2.3項、2.4項、2.5項、2.7項、2.8項および2.9項においては同一発行体とみなされる。ただし、純資産の20%の制限が、同一グループ内の譲渡性のある証券および短期金融市場証券への投資に適用されることがある。
- 2.12 UCITSは、EU加盟国、その地方公共団体、EU非加盟国または一もしくは複数のEU加盟国がメンバーである公的国際機関が発行または保証する複数の譲渡性のある証券および短期金融市場証券に、その資産の100%を限度として投資することができる。かかる投資制限において、下記は発行体として認められるものとする。

上記に列挙された国を除くOECD加盟国（ただし、関係銘柄は投資適格であること。）

中華人民共和国政府

ブラジル政府（発行証券が投資適格であることを条件とする）

インド政府（発行証券が投資適格であることを条件とする）

サウジアラビア政府（発行証券が投資適格であることを条件とする）

シンガポール政府

欧州投資銀行

欧州復興開発銀行

国際金融公社

国際通貨基金

欧州原子力共同体

アジア開発銀行

欧州中央銀行

欧州評議会

欧州鉄道車両金融会社

アフリカ開発銀行

国際復興開発銀行(世界銀行)

米州開発銀行

EU

連邦全国抵当権協会(ファニー・メイ)

連邦住宅貸付抵当金融会社(フレディ・マック)

政府住宅抵当金庫（ジニョー・メイ）

学生金融公庫（サリー・メイ）

連邦住宅金融銀行

連邦農地信用銀行

テネシー峡谷開発公社

ストレートAファンディングLLC

合衆国輸出入銀行

UCITSは、少なくとも6種類の銘柄の証券を保有しなければならない、かつ一種類の銘柄証券がその純資産の30%を超えてはならない。

3. 集合投資スキーム（以下「CIS」という。）への投資

3.1 UCITSは、純資産の20%を超えて同一CISに投資することはできない。

3.2 AIFへの投資は、合計で純資産の30%を超えることはできない。

3.3 CISは、純資産の10%を超えて他のオープン・エンド型CISに投資することが禁じられている。

3.4 UCITSが、UCITSの管理会社、またはUCITSの管理会社が共通の管理・支配関係もしくは直接・間接に実質的な株式所有の関係を有する他の会社によって直接または委任により管理されている他のCISの受益証券に投資する場合、管理会社または他の会社は、かかる他のCISの受益証券に対するUCITS投資について申込、転換または買戻しに係る手数料を請求することはできない。

3.5 UCITSの管理会社／投資運用会社／投資顧問会社が、他のUCITSの受益証券への投資により手数料（割戻し手数料を含む。）を受領する場合、かかる手数料はUCITSの資産に払い込まなければならない。

4. 指数連動UCITS

4.1 UCITSは、中央銀行のUCITS規則（法令第230/2019号 - 2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)）（譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託）2019年規則）に規定された基準を満たしかつ中央銀行により承認されている指数に追随することをその投資方針としている場合、同一機関が発行した株式および／または債務証券に純資産の20%まで投資することができる。

4.2 4.1項の制限は、異常な市況により正当であると認められる場合には35%まで引き上げられ、同一発行体に適用されることがある。

5. 一般条項

5.1 投資会社、ICAV またはその運用するCISのすべてについて行為する管理会社は、発行体の経営に重要な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することはできない。

5.2 UCITSは、以下を超えて取得することはできない。

5.2.1 同一発行体の無議決権株式の10%

5.2.2 同一発行体の債務証券の10%

5.2.3 同一CISの受益証券の25%

5.2.4 同一発行体の短期金融市場証券の10%

上記5.2.2項、5.2.3項および5.2.4項の制限は、取得時において債務証券の総額、短期金融市場証券の総額または発行済証券の純額が計算できない場合は、これを無視することができる。

5.3 5.1項および5.2項は、以下については適用されないものとする。

5.3.1 EU加盟国またはその地方公共団体が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

5.3.2 EU非加盟国が発行または保証する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

5.3.3 一または複数のEU加盟国がそのメンバーである公的国際機関が発行する譲渡性のある証券および短期金融市場証券

5.3.4 あるEU非加盟国の法律に基づきかかる保有が、UCITSが当該国の発行体の証券に投資し得る唯一の方法とされる場合に、当該国に登録上の事務所を有する発行体の証券に主としてその資産を投資する当該国で設立された会社の資本金中にUCITSが保有する株式。かかる免除が適用されるのは、EU非加盟国の会社とその投資方針において2.3項ないし2.11項、3.1項、3.2項、5.1項、5.2項、5.4項、5.5項および5.6項に規定される制限を遵守する場合に限られるが、かかる制限を超過する場合には、下記の5.5項および5.6項に従うものとする。

5.3.5 子会社が所在する国において、受益者の請求に基づく受益証券の買戻しについて管理、助言または販売業務のみを自らのために実行する子会社の資本金中に投資会社が保有する株式

5.4 UCITSは、その資産の一部を構成する譲渡性のある証券または短期金融市場証券に付帯する引受権を行使する際に、投資制限に従う必要はない。

5.5 中央銀行は、最近認可されたUCITSに対しその認可日から6か月間2.3項ないし2.12項、3.1項、3.2項、4.1項および4.2項の規定の適用除外を認めることがあるが、かかるUCITSはリスク分散原則を遵守するものとする。

5.6 UCITSが支配できない理由からまたは引受権の行使の結果として本書に規定された制限を超える場合、UCITSは、受益者の利益を適正に考慮しつつ、かかる事態の改善をその販売取引の優先目的としなければならない。

5.7 UCITSは、以下について担保を付さずに販売することはできない。

譲渡性のある証券

短期金融市場証券

CISの受益証券または

FDI

5.8 UCITSは、付随的に流動資産を保有することができる。

6. FDI

6.1 UCITSは、OTCで取引されるFDIに投資することができる。ただし、取引相手方は保守的な監督に基づく機関であり、中央銀行が認可している範疇に属しているものとする。

6.2 FDIの裏付資産（譲渡性のある証券または短期金融市場証券に組み込まれたFDIを含む。）に対するポジション・エクスポージャーは、直接投資によるポジションと関係する場合に合算される際、中央銀行のUCITS規則／ガイダンスで規定された投資制限を超過してはならない。（本項は指数型FDIについては適用されないが、裏付指数は中央銀行のUCITS規則で規定される基準を満たすものであることを条件とする。）

6.3 FDIに関するUCITSグローバル・エクスポージャーは、その純資産総額を超えてはならない。

6.4 FDIへの投資は、中央銀行が規定する条件および制限に基づくものとする。

(II) AIFに適用される投資制限は、当該AIFの英文目論見書に記載することができる。これに加え、以下の制限が中央銀行のAIFルールブックに記載されている。

1. 個人投資家向けAIF

1.1 以下の一般規則は、本3.(A)(4)(II)1項に記載されている投資制限に適用される。

1.1.1 個人投資家向けAIFは、発行体の経営に重大な影響を及ぼし得る議決権付株式を取得することができず、またこれを取得する管理会社、ジェネラル・パートナーまたはAIFMを任命することができない。この要件は、他の投資信託への投資には適用されない。また、個人投資家向けAIFがベンチャーキャピタル、開発キャピタルまたはプライベートエクイティ個人投資家向けAIFである場合は、投資対象について法律上および経営上の支配権を行使することに関するその意向が英文目論見書に示されていることを条件として、適用されない。

1.1.2 個人投資家向けAIFは、第三者を代理して貸付の実施または保証人となることができない。これは、個人投資家向けAIFが債務証券を取得する権利を害するものではない。また、個人投資家向けAIFが全額払込済みではない証券を取得することを妨げるものではない。

1.1.3 個人投資家向けAIFは、債務証券の発行により公衆から投資元本を調達することができない。

1.1.4 個人投資家向けAIFは、指数が以下のすべての条件を満たす場合のみ、かかる指数に連動させる、または指数に対するエクスポージャーを得ることができる。

1.1.4.1 指数が個人投資家向けAIFの通常人たる受益者が理解できる方法で構成されていること。

1.1.4.2 指数が個人投資家向けAIFの受益者に不利益を与える方法で構成されていないこと。

1.1.4.3 指数が個人投資家向けAIFが対象となる規則を回避するように構成されておらず、またそのように作用しないこと。

1.1.4.4 指数が個人投資家向けAIFの受益者がこれを再現することができるよう十分な情報を公開するか、または要求に応じて提供すること。

1.1.5 個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、本3.(A)(4)(II)1項に記載される投資制限を免除されることがある。

1.1.6 AIFルールブック第1章および個人投資家向けAIFの英文目論見書に記載されている投資制限は、投資対象の購入時に適用され、その後も継続して適用されるものとする。かかる制限が個人投資家向けAIFのコントロールの及ばない理由により、または新株引受権の行使により、その後、超過される場合、個人投資家向けAIFは、かかる事象を記録し、また、自身の受益者の利益を適切に考慮し、かかる状況を改善することを最優先しなければならないものとする。

1.1.7. 関連会社/機関は、下記3.(A)(4)(II)1.2.2.項、1.2.3.項および1.3.1.項の趣旨上、同一発行体とみなされるものとする。

1.2 個人投資家向けAIFによる証券投資

1.2.1. 個人投資家向けAIFは、定期的に業務を行っており、公認かつ公開の規制された市場において取引されていない証券には、その純資産の20%を超えて投資することができない。

1.2.2 3.(A)(4)(II)1.2.4.項に従って、個人投資家向けAIFは、同一機関によって発行された証券にその純資産の20%を超えて投資することができない。その投資方針が指数を再現することである個人投資家向けAIFに関しては、特定の譲渡性のある証券または短期金融商品が圧倒的なシェアを占めているなどの例外的市場環境またはその他の例外的市場環境により正当化される場合、かかる制限は、同一発行体に関し、35%に引き上げられる。

1.2.3. 上記3.(A)(4)(II)1.1.1.項に従って、個人投資家向けAIFは、同一発行体によって発行されたいずれかのクラスの証券の20%を超えて保有することができない。かかる条件は、他のオープン・エンド型投資信託への投資には適用されない。

1.2.4. 個人投資家向けAIFは、いずれかの国、その構成州、その地方自治体、またはアイルランド中央銀行の事前の承認を得て一もしくは複数の国が構成員である公的国際機関によって発行または保証された譲渡性のある証券にその純資産の20%超から100%を上限として投資することができる。純資産の20%を超えて証券に投資する意向を有する個人投資家向けAIFは、その英文目論見書において、かかる投資先の国、地方自治体または公的国際機関について完全に開示しなければならない。

1.3 個人投資家向けAIFによる現金投資

1.3.1. 個人投資家向けAIFは、同一機関にその純資産の10%を超えて預託することができない。かかる制限は、以下によって発行された預託を証明する証券または以下によって保証された証券に関しては、純資産の30%に引き上げられる。

1.3.1.1. 欧州経済領域（以下「EEA」という。）加盟国（EU加盟国、ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン）において認可された金融機関

1.3.1.2. EEA加盟国以外の、1988年7月の「バーゼル自己資本比率規制合意」の調印国（スイス、カナダ、日本、米国、英国）において認可された金融機関

1.3.1.3. ジャージー、ガーンジー、マン島、オーストラリアまたはニュージーランドにおいて認可された金融機関

1.3.1.4. AIFの保管受託銀行、または

1.3.1.5. アイルランド中央銀行の事前の承認を得た場合、AIFの保管受託銀行の関連会社もしくは関係会社である金融機関

1.4 個人投資家向けAIFによる他の投資信託への投資（注：対象投資信託がアンブレラ・ファンドである場合、投資制限は各個別のサブ・ファンドの投資対象について適用される。）

1.4.1. 下記3.(A)(4)(II)1.4.4.項に従って、個人投資家向けAIFは、対象投資信託が規制対象の投資信託であることを条件として、オープン・エンド型投資信託にのみ投資するものとする。

1.4.2. 下記3.(A)(4)(II)1.4.4.項に従って、個人投資家向けAIFは、いずれか一オープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができない。

1.4.3. 純資産の30%を超えて他の投資信託に投資する個人投資家向けAIFは、自身が投資する投資信託については、純資産の30%を超えて他の投資信託に投資することを禁止されている投資信託であることを確保するものとする。かかる投資は、管理報酬および／または投資運用報酬を二重取りにするために行われてはならないものとする。

1.4.4. 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて規制されていないオープン・エンド型投資信託に投資することができない。

1.4.5. 個人投資家向けAIFは、投資対象である投資信託の管理会社が通常であれば請求する事前手数料、当初販売手数料または買戻手数料の受領を放棄した場合に限り、管理会社またはAIFMまたはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券に投資するものとする。

1.4.6. 個人投資家向けAIFは、管理会社またはAIFMによって受領された一切の手数料またはその他の報酬が個人投資家向けAIFの資産に払い込まれることを確保しなければならない。

1.5 個人投資家向けAIFによるFDIへの投資

1.5.1. 個人投資家向けAIFは、以下を超えるOTCデリバティブ取引（中央銀行のAIFルールブックにおいて定義される。）のカウンターパーティーに対するリスク・エクスポージャーを有することができない。

1.5.1.1 カウンターパーティーが適切な機関である場合には、個人投資家向けAIFの純資産の10%、または

1.5.1.2 その他の場合には、個人投資家向けAIFの純資産の5%

1.5.2. 個人投資家向けAIFは、FDIに関する世界的なエクスポージャーが、そのポートフォリオの純資産総額を超えないことを確保するものとする。譲渡性のある証券または短期金融商品に金融派生商品（UCITS規則第69条(5)に定義される。）が組み込まれている場合、かかる条件を遵守する際、後者が考慮されるものとする。

1.5.3. 中央銀行のAIFルールブックに記載されるOTCデリバティブに関する一定の条件に従って、個人投資家向けAIFは、加盟国または非加盟国の定期的取引が行われ、公認かつ公開の規制された市場で取引されているFDIの取引のみを行うものとする。

2. ベンチャーキャピタルもしくは開発キャピタルまたはプライベートエクイティ個人投資家向けAIF

2.1個人投資家向けAIFによるベンチャーキャピタルもしくは開発キャピタルまたはプライベートエクイティへの投資は、同一会社または同一グループ会社が純資産の30%を超えて保有することがないように分散されなければならない。上記3.(A)(4)(II)1.2.1.項および3.(A)(4)(II)1.2.2.項の規定は、かかる投資に適用されない。

2.2個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から6か月間においては、かかる投資制限を免除されることがある。

3. 短期マネー・マーケット個人投資家向けAIF

3.1このAIFにおける投資は、個人投資家向けAIFが質が高いと判断した短期金融市場証券（中央銀行のAIFルールブックにおいて定義される。）および金融機関における預金への投資に限定されなければならない。

3.2このAIFにおける投資は、買戻期日までの残余期間が397日以下の証券または商品への投資に限定されなければならない。

3.3このAIFは、直接または間接に株式または商品に対するエクスポージャーを有することが許可されていない（FDIを通じて行う場合も含む。）。

3.4FDIは、個人投資家向けAIFの短期金融市場における投資戦略に沿う場合に限り使用することができる。外国為替に対するエクスポージャーを伴うFDIは、ヘッジ目的の場合に限り使用することができる。基準通貨以外の通貨への投資は、エクスポージャーが完全にヘッジされていない限り許可されていない。

3.5他の投資信託への投資は、当該投資信託もまた短期マネー・マーケット・ファンドでない限り許可されていない。

4. マネー・マーケット個人投資家向けAIF

4.1このAIFは、ファンドの元本を維持するという主たる投資目的を有し、また短期金融市場金利に沿ったリターンを提供することを目指さなければならない。

4.2このAIFにおける投資は、個人投資家向けAIFが質が高いと判断した短期金融市場証券および金融機関における預金への投資に限定されなければならない。

4.3このAIFにおける投資は、次の金利更改日までの残余期間が397日以下であることを条件として、買戻期日までの残余期間が2年間以下の証券または商品への投資に限定されなければならない。変動利付証券は、短期金融市場金利または指数に改定されなければならない。

4.4このAIFは、直接または間接に株式または商品に対するエクスポージャーを有することが許可されていない（FDIを通じて行う場合も含む。）。

4.5このAIFは、ヘッジ目的のために外国為替に対するエクスポージャーを伴うFDIに限り使用することができる。基準通貨以外の通貨への投資は、エクスポージャーが完全にヘッジされていない限り許可されていない。

4.6 このAIFは、短期マネー・マーケット・ファンドまたはマネー・マーケット・ファンドである他の投資信託に限り投資することができる。

5. 不動産個人投資家向けAIF

5.1 個人投資家向けAIFは、事前に利益が評価されている場合に限り不動産に対する持分を取得することができる。かかる評価は報告書に記載されていなければならない、また当該評価は、当該持分が個人投資家向けAIFのために取得された場合には、合理的期間内にかかる評価に基づいて処分できることを確認できるものでなければならない。不動産持分は、報告書の日付から6か月以内に取得されなければならない、かつ、評価価格の5%以内の価格で取得されなければならない。

5.2 個人投資家向けAIFは、設立書類に定められた市場における不動産関連資産のみを取引することができる。ただし、かかる資産が上記不動産持分と同一の条件に基づき取得された場合には、個人投資家向けAIFは、当該市場において取引されていない不動産関連資産によりその純資産の20%を限度としてこれを構成することができる。

5.3 個人投資家向けAIFは、純資産の30%を超えて同一の不動産持分に投資することができない。かかる投資制限は、取得日から効力を発する。ただし、その採算性が他の不動産持分に連動する不動産持分は、かかる目的上別個の不動産持分とみなされない。個人投資家向けAIFは、リスク分散の原則に従うことを条件として、その設定日から2年間ににおいては、かかる投資制限を免除されることがある。

5.4 個人投資家向けAIFは、純資産の25%を超えて遊休の、開発段階の、または開発を要する不動産持分に投資することができない。

5.5 個人投資家向けAIFは、その純資産の25%を超えて抵当権の対象となっている不動産持分に投資することができない。（本規定は、個人投資家向けAIFが自己の借入について一般にスキームの不動産持分に担保を設定する能力に影響を及ぼすものではない。）一切の不動産持分に対する抵当残高は、当該財産の価額の50%を超えてはならない。

6. 規制されていないファンド個人投資家向けAIFのファンド

6.1 個人投資家向けAIFは、純資産の20%を超えて同一の規制されていない投資信託の受益証券に投資することができない。

6.2 個人投資家向けAIFは、他の投資信託に自己の純資産の30%を超えて投資する投資信託の受益証券に投資することができない。ただし、本規定は、第一の対象投資信託が第二の対象投資信託に投資する唯一の方法を提供し、第一および第二の対象投資信託が事実上、単一の構造として機能するという限定された状況においては適用されない。かかる場合、個人投資家向けAIFは、その英文目論見書に以下について記載する。

- ・ かかる投資が特定のAIFを利用するために行われ、かつこれが当該層状構造を通してのみ許容されることを説明すること、
- ・ 第一および第二の対象投資信託による単一の構造を説明すること、
- ・ 投資運用報酬（成功報酬および信託報酬を含む。）が二重請求されないことを定め、かつ当該報酬を一つの対象投資信託が負担するか、または第一および第二の対象投資信託の間で分割するかを示すこと、および
- ・ 第一および第二の両対象投資信託において発生する報酬（管理事務代行報酬、弁護士費用、監査費用等）の重複内容を定めること。

かかる投資は、管理報酬および／または投資運用報酬を二重取りするために行われてはならないものとする。

7. 他の投資信託に純資産の30%を超えて投資する個人投資家向けAIF

7.1個人投資家向けAIFは、オープン・エンド型投資信託に純資産の30%を超えて投資することができ、対象ファンドが中央銀行のAIFルールブックに定められる一定の項目に該当することを条件として、上記3.(A)(4)(II)1.4.2.項を無視することができる。

8. 適格投資家向けAIF

8.1適格投資家向けAIFは、債務証券の発行により公衆から投資元本を調達することができない。かかる制限は、資金調達の取決めを円滑に行うために適格投資家が貸出機関に対して自ら手形を発行することを妨げるものではない。発行された手形の内容は、英文目論見書に明記しなければならない。

8.2貸付を実行する適格投資家向けAIFは、AIFM規則に定める貸付実行に関する要件を遵守しなければならない。

8.3適格投資家向けAIFは、投資対象である投資信託の管理会社が通常であれば請求する事前手数料、当初販売手数料または買戻手数料を放棄した場合に限り、管理会社またはAIFMまたはこれらの関連会社または関係会社によって運用されている投資信託の受益証券に投資するものとする。

9. 短期マネー・マーケット適格投資家向けAIF

9.1このAIFにおける投資は、適格投資家向けAIFが質が高いと判断した短期金融市場証券（中央銀行のAIFルールブックにおいて定義される。）および金融機関における預金への投資に限定されなければならない。

9.2このAIFにおける投資は、買戻期日までの残余期間が397日以下の証券または商品への投資に限定されなければならない。

9.3このAIFは、直接または間接に株式または商品に対するエクスポージャーを有することが許可されていない（FDIを通じて行う場合も含む。）。

9.4FDIは、適格投資家向けAIFの短期金融市場における投資戦略に沿う場合に限り使用することができる。外国為替に対するエクスポージャーを伴うFDIは、ヘッジ目的の場合に限り使用することができる。基準通貨以外の通貨への投資は、エクスポージャーが完全にヘッジされていない限り許可されていない。

9.5他の投資信託への投資は、当該投資信託もまた短期マネー・マーケット・ファンドでない限り許可されていない。

10. マネー・マーケット適格投資家向けAIF

10.1このファンドにおける投資は、適格投資家向けAIFが質が高いと判断した短期金融市場証券（中央銀行のAIFルールブックにおいて定義される。）および金融機関における預金への投資に限定されなければならない。

10.2このファンドにおける投資は、次の金利更改日までの残余期間が397日以下であることを条件として、買戻期日までの残余期間が2年間以下の証券または商品への投資に限定されなければならない。変動利付証券は、短期金融市場金利または指数に改定されなければならない。

10.3このファンドは、直接また間接に株式または商品に対するエクスポージャーを有することが許可されていない（FDIを通じて行う場合も含む。）。

10.4このファンドは、ヘッジ目的の外国為替に対してエクスポージャーを伴うFDIに限り使用することができる。基準通貨以外の通貨への投資は、エクスポージャーが完全にヘッジされていない限り許可されていない。

10.5このファンドは、短期マネー・マーケット・ファンドまたはマネー・マーケット・ファンドである他の投資信託に限り投資することができる。

11. 他の投資信託に純資産の50%を超えて投資する適格投資家向けAIF

11.1適格投資家向けAIFは、規制されていない同一投資信託への投資が最大で純資産の50%であることを条件として、他の投資信託にその純資産の100%を限度として投資することができる。適格投資家向けAIFは、同一の投資戦略を有する規制されていない二以上の投資信託に純資産の50%を超えて投資するなど、かかる制限を回避するような投資を行ってはならない。

11.2下記3.(A)(4)(II)11.3.に従って、他の一投資信託に純資産の50%を超えて投資する適格投資家向けAIFは、以下の規則に従うものとする。

- ・ 対象投資信託がアイルランドにおいて認可されていること、または
- ・ 対象投資信託が受益者の保護のため設立された監督官庁によって認可され、中央銀行の意見によれば、アイルランドの法律、規則および適格投資家向けAIFが準拠する条件下で提供される保護と同レベルの投資家保護を提供するその他の法域において認可されていること。

11.3上記3.(A)(4)(II)11.2.が適用される適格投資家向けAIFは、それ自体が他の投資信託にその純資産の50%を超えて投資する投資信託に投資することはできない。

12. ELTIF

適格投資対象

12.1 ELTIFは、以下の分類の資産にのみ投資するものとする。

- (a) 適格投資資産
- (b) 指令2009/65/EC第50条(1)において定められる資産

12.2 ELTIFは、以下のいずれの行為をしないものとする。

- (a) 資産の空売りを行うこと。
- (b) 直接または間接に商品に対するエクスポージャーを有すること（金融デリバティブ商品、商品を表示する証券、商品に基づくインデックスまたは商品に対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて行う場合を含む。）。
- (c) ELTIFの資産の10%を超えて影響を与える有価証券貸付契約、有価証券借入契約、レポ取引またはそれらと同等の経済的効果を有し、かつ、類似のリスクをもたらすその他の契約を締結すること。

- (d) 金融デリバティブ商品を使用すること（当該金融デリバティブ商品の使用がELTIFの他の投資対象に固有のリスクをヘッジする目的においてのみ行われる場合を除く。）。

適格投資資産

12.3 ELTIFによる投資対象として適格となる資産は、以下のいずれか一つに該当するもののみとする。

- (a) 以下のいずれかに該当する株式または準株式
- (i) 第11条（ELTIFに関する本項における「条文」への言及はすべて規則（EU）2015／760（改正済）の条文に関するものである。）において定める適格ポートフォリオ事業により発行され、ELTIFが当該適格ポートフォリオ事業から、または第三者から流通市場を通じて取得したもの
 - (ii) 過去にELTIFが第11条において定める適格ポートフォリオ事業から、または第三者から流通市場を通じて取得した株式または準株式と引き換えに、当該適格ポートフォリオ事業により発行されたもの
 - (iii) 本(a)(i)または(ii)に従いELTIFが取得した株式または株式に準ずる商品と引き換えに、第11条において定める適格ポートフォリオ事業が資本参加権を有する事業により発行されたもの
- (b) 第11条において定める適格ポートフォリオ事業が発行する債務証券
- (c) 第11条において定める適格ポートフォリオ事業に対して、ELTIFの存続期間を超えない期間を満期としてELTIFが提供するローン
- (d) 一または複数の他のELTIF、欧州ベンチャー・キャピタル・ファンド（以下「EuVECA」という。）、欧州社会起業家ファンド（以下「EuSEF」という。）、UCITSおよびEU籍のAIFMが運用するEU籍のAIFの受益証券。ただし、これらのELTIF、EuVECA、EuSEF、UCITSおよびEU籍のAIFが第9条(1)および(2)において定める適格投資対象に投資し、これらの資産の10%を超える資産をその他一切の集団投資事業に自ら投資していないことを条件とする。
- (e) 不動産
- (f) 対象となるエクスポージャーが以下のいずれかに該当する複雑ではなく、透明で標準化された証券化商品
- (i) 欧州委員会委任規則（EU）2019／1851の第1条(a)(i)、(ii)または(iv)に掲げる資産
 - (ii) 委任規則（EU）2019／1851の第1条(a)(vii)または(viii)に掲げる資産。ただし、証券化債券による手取金が長期投資の資金調達または借換えに使用されることを条件とする。
- (g) 欧州グリーンボンドに関する欧州議会および理事会規則に基づき、第11条において定める適格ポートフォリオ事業により発行された債券

12.4 第1サブ・パラグラフの(d)において課される制限は、フィーダーELTIFに適用しないものとする。

12.5 第13条(1)において課される投資制限の遵守を判断する目的において、ELTIFによる、ELTIF、EuVECA、EuSEF、UCITSおよびEU籍のAIFMが運用するEU籍のAIFの受益証券への投資は、当該集団投資事業による第10条第1項、第1サブ・パラグラフ、(a)、(b)、(c)、(e)、(f)および(g)において定める適格投資資産への投資額の範囲に限り考慮されるものとする。

- 12.6 第13条および第16条(1)において課される投資制限およびその他の制限の遵守を判断する目的において、ELTIFおよび当該ELTIFが投資したその他の集団投資事業の資産および現金借入ポジションは合算されるものとする。
- 12.7 本項に基づく第13条および第16条(1)において課される投資制限およびその他の制限の遵守の判断は、少なくとも四半期ごとに更新される情報に基づき実行されるものとし、かかる情報が四半期ごとに利用可能でない場合、利用可能な最新の情報に基づき実行されるものとする。

ポートフォリオの構成および分散化

- 12.8 ELTIFは、少なくともその元本の55%を適格投資資産に投資するものとする。
- 12.9 ELTIFは、以下のすべての制限を超えて投資しないものとする。
- (a) 単一の適格ポートフォリオ事業が発行する金融商品または単一の適格ポートフォリオ事業に提供される貸付に、その元本の20%を超えて投資しないこと。
 - (b) 単一の実物資産に、その元本の20%を超えて投資しないこと。
 - (c) 単一のELTIF、EuVECA、EuSEF、UCITSまたはEU籍のAIFMが運用するEU籍のAIFの受益証券に、その元本の20%を超えて投資しないこと。
 - (d) 第9条(1)(b)において定める資産が単一の発行体により発行される場合において、当該資産に、その元本の10%を超えて投資しないこと。
- 12.10 ELTIFポートフォリオにおける単純かつ透明で標準化された証券化金融商品の総額は、ELTIFの元本の価額の20%を超えないものとする。
- 12.11 OTCデリバティブ取引、レポ取引またはリバース・レポ取引に起因するELTIFの取引相手方に対するリスク・エクスポージャーの総額は、ELTIFの元本の価額の10%を超えないものとする。
- 12.12 12.9(d)にかかわらず、ELTIFは、加盟国に登録上の事務所を有し、法律により債券保有者を保護することを意図した特別な公的監視下に置かれる信用機関により発行される債券である場合、12.9(d)において定める10%制限を25%まで引き上げることができる。特に、当該債券の発行から生じる金額は、法律に従って、当該債券が有効である全期間にわたって債券に付帯する請求を支払うことができ、発行体の不履行の場合には元本の償還および経過利息の支払いのために優先的に使用される資産に投資されるものとする。
- 12.13 指令2013/34/EUに規制されるところにより、または認められる国際的な会計規則に従って連結決算の目的上同一の集団に含まれる会社は、第13条第1項ないし第5項において定める制限を計算する目的において、単一の適格ポートフォリオ事業または単一の発行体とみなされるものとする。
- 12.14 12.9から12.11までに定める投資制限は、ELTIFがプロ投資家に対してのみ販売される場合には適用しない。12.9(c)に定める投資制限は、ELTIFがフィーダーELTIFである場合には適用しない。

集中制限

- 12.15 ELTIFは、単一のELTIF、EuVECA、EuSEF、UCITSまたは認可されたAIFMが運用するEU籍のAIFの受益証券の30%を超えて取得してはならない。この制限は、ELTIFがプロ投資家に対してのみ販売される場合には適用せず、またマスターELTIFに投資するフィーダーELTIFにも適用しない。

12.16 指令2009／65／EC第56条(2)において課される集中制限は、第9条(1)(b)において定める資産に対する投資に適用されるものとする（ただし、ELTIFがプロ投資家に対してのみ販売される場合を除く。）。

ポートフォリオの構成および分散化に関する規則の適用

12.17 第13条において定められるポートフォリオの構成および分散化に関する要件は、以下のとおりとする。

- (a) 当該要件は、ELTIFの約款または定款にて特定される日までに適用される。
- (b) 当該要件は、ELTIFの存続期間の終了後にELTIFが投資者の受益証券を買戻すために資産の売却を開始した時点で適用されなくなる。
- (c) 当該要件は、ELTIFが増資する場合または既存の元本を減資する場合、一時的に停止される。ただし、当該一時停止の継続期間は12か月以内に限る。

12.18 第1サブ・パラグラフの(a)において定める日は、ELTIFが投資予定の資産に特有な特性および特徴を考慮し、ELTIFとして認可された日から5年後または第18条(3)に従って決定されるELTIFの存続期間の半分のいずれか早い方の日より後でないものとする。

12.19 ELTIFが投資した長期資産が第11条(1)(b)を遵守しなくなった適格ポートフォリオ事業によって発行されている場合、その長期資産は、かかる適格ポートフォリオ事業が第11条(1)(b)の要件を満たさなくなった日から最長3年間、第13条(1)において定める投資制限を計算する目的上、引き続き算入できるものとする。

(5) 管理会社

- (I) UCITS規則パート4ならびに中央銀行のUCITS規則により、アイルランド籍のUCITS投資信託スキームの管理会社は以下の要件を満たすことを要する。
 - (a) アイルランド共和国内に、その登記上の事務所および本店を有する法人であること。
 - (b) その営業を効果的に行い、かつその債務を履行するのに十分な財源を有し、かつ、その財源は任意に処分し得ると中央銀行が判断すること。中央銀行の指示により、管理会社は125,000ユーロもしくはその外貨相当額または前年度の固定費の4分の1のいずれか高い額の最低払込済資本金を有しなければならない。管理会社の最低資本金要件は、簡単に利用でき、担保設定または費用請求を受けない形の適格資産として保有されなければならない。
 - (c) 管理会社は、重大な新業務に従事する前に中央銀行に相談することを要求されていること。UCITSの管理会社は、任意のEU加盟国への業務提供の「パスポート」を得ることができる。
 - (d) 管理会社および受託会社を兼任しないこと。および管理会社の取締役会は、管理会社を勤めるUCITSの取締役会と共通の取締役を有してはならないこと。
 - (e) 管理会社の取締役のうち最低二名はアイルランド居住者であり、取締役への任命は、中央銀行の事前の承認を要すること。

(II) AIFM規則によると、AIFMは以下のとおり一定の要件を満たすことを要する。

- (a) 認可のため、報酬および委託に関する取決めのほか、その営業を効果的に管理する者（適合性および清廉性の要件の対象となる。）に関する情報ならびにAIFMの所有権、AIFMの業務計画および運用するAIFの特徴に関する情報を提供すること。
- (b) UCITSの管理会社と同様に、最低限の資本金を保有および留保すること。AIFが自身の運用を行う場合、自ら300,000ユーロの最低資本金要件を満たすこと。AIFMDが行う業務には、ポートフォリオ運用およびリスク管理が最低限含まれること。
- (c) 認可されたAIFMは、通知要件に従い、加盟国のプロ投資家（金融商品市場指令に定義される。）に対しAIFを販売することが許可されており、また通知要件に従い、他の加盟国においてAIFを運用する権利を有する。AIFMはアイルランドにその本店を有することを要さず、任意の加盟国への「パスポート」を得ることができる。
- (d) AIFが取引を行う主な市場および商品ならびに主なエクスポージャーおよびリスクの集中につき中央銀行に報告すること。また、EUで運用および／または販売するAIF、AIFが投資する対象資産、流動性に関する取決め、リスク管理に関する取決めおよびストレステストの結果を中央銀行に届出ること。
- (e) 運用する各AIFにつき単一の独立した保管受託銀行（当該AIFM自身であってはならない。）を任命すること。
- (f) AIFMは、その業務の一部を委託することができるが、当該委託をAIFMにより正当化され得るものでなくてはならない。受任者は、適切な資力を有し、業務を行う人員が優良な評判および経験を有していること。AIFMは、委託を行うことにつき本国の当局に知らせること。ポートフォリオまたはリスク管理の委託は、一般に、当局の監督下にある認可された会社によりのみ許可されるものであり、また、非加盟国の管理会社の場合には、当局間で協力に関する合意があることを要件とする。
- (g) 報酬について、AIFMは、その運用するAIFのリスク特性と一致しないリスク負担を勧奨しない報酬方針および慣行を有すること。

(6) 受託会社/保管受託銀行

- (I) UCITSの受託会社またはAIFの保管受託銀行は、信託証書、定款、設立証書、任命証書またはパートナーシップ契約（適宜）に従い、スキームの有するすべての証券および現金を保管することにつき責任を負う。
受託会社/保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。
- (a) ユニット・トラストのために管理会社により行われる受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が、(aa)UCITSの場合、UCITS規則およびUCITSの設立書類に従って、または(bb)AIFの場合、AIFM規則およびAIFの設立書類に従って遂行されるようにすること。
- (b) 受益証券の価格が、(aa)UCITSの場合、UCITS規則（UCITSの契約型投資信託の場合）および信託証書に従い、または(bb)AIFの場合、AIFM規則およびAIFの設立書類に従い計算されるようにすること。
- (c) 管理会社の指示をUCITS規則またはAIFM規則（いずれか適用あるもの）およびファンドの設立書類に抵触しない限り実行すること。

- (d) ファンド資産の取引において、特定取引に関して容認し得る市場慣行の制限時間内に対価が受領されるようにすること。
- (e) ユニット・トラストの収益がUCITS規則（UCITS型ユニット・トラストの場合）および信託証書に従って、またはAIFM規則およびAIFの設立書類に従って充当されるようにすること。
- (f) 各年次計算期間におけるユニット・トラストの管理に関する管理会社の行為を調査し、かつ、その結果をUCITSまたはAIFの受益者に報告すること。かかる報告書は、(i)会社と受託会社／保管受託銀行との間の契約およびUCITS規則／AIFM規則（いずれか適用あるもの）により、管理会社ならびに受託会社の投資および借入権限に課せられた制限を遵守し、かつ(ii)その他についてはファンドの設立書類およびUCITS規則／AIFM規則（いずれか適用あるもの）を遵守して、管理会社が当該期間にファンドを実質的に管理したか否かについて記載し、また、遵守していない場合、遵守していない点およびそれに対して受託会社がとった措置を内容としている。
- (II) UCITSスキームの受託会社の要件は、以下のとおりである。
- アイルランド国内にその登記上の事務所を有するか、または他の加盟国にその登記上の事務所を有する場合は、アイルランド国内に営業所を設立していること。受託会社は、中央銀行の承認なく変更することはできない。
- 受託会社として行為する資格を有する組織は、以下のとおりである。
- (a) 2014年EU規則（資本要件）（法令2014年第158号）に従い、アイルランドで授權された金融機関
- (b) 金融機関の活動へのアクセスならびに金融機関および投資会社の慎重な監督に関する2013年6月26日付欧州議会および欧州連合理事会指令2013／36／EUに従って授權された金融機関のアイルランドで設立された支店、または
- (c) アイルランドで設立された会社で、
- (i) 指令2013／36／EUに従って授權された金融機関によって全額出資され、その債務が同金融機関によって保証されている会社。ただし、保管受託銀行は、1995年投資仲介業者法に基づき授權され、上記「(4) 投資制限」に記載される資本要件を満たすものとする。または
- (ii) 中央銀行が、指令2013／36／EUに従って授權された金融機関と同等とみなす第三国で設立された機関によって全額出資され、その債務が同機関によって保証されている会社。ただし、保管受託銀行は、1995年投資仲介業者法に基づき授權され、上記「(4) 投資制限」に記載される資本要件を満たすものとする。または
- (iii) 上記(a)、(b)、(c)(i)または(ii)の要件を満たす機関、支店または会社によって提供される受益者保護と同等の保護を受益者に提供する機関または会社であると中央銀行によってみなされる他のEU加盟国または第三国で設立された機関または会社の完全子会社であり、その債務が同機関または会社によって保証されていること（ただし、保管受託銀行は、UCITS規則の制定前に設立され、1995年投資仲介業者法に基づき授權され、上記「(4) 投資制限」に記載される資本要件を満たしていること）。

受託会社はUCITS規則の下でその機能を遂行するために適切な専門技術と経験を有するという点で、中央銀行の要求を満たさなければならない。受託会社は、その業務を効率的に行うのに十分な運用財源を有するという点で、中央銀行の要求を満たすこと。その上、その取締役および経営者は、高潔な人物であり、適切な水準の知識と経験を有していなくてはならない。受託会社は、その従業員が適性を有し、十分に訓練を受け、適切に監督される旨保証できるように、適切な記録と充分な手配をもって、その社内業務を合理的な方法で組織・監督しなければならない。法令を遵守するために適切に決められた手続きがなされなければならない。受託会社は、開放的かつ協力的な方法で当局に対応しなければならない。

受託会社は管理会社および受益者に対し、正当化できない程度にその義務の履行を怠ったこと、または不適切な義務の履行の結果これらの者が受けた損害について責任を負う。受益者に対する責任は、直接もしくは管理会社を通じて間接的に訴求されるが、それは受託会社、管理会社および受益者間の関係の法的性質による。上記の受託会社の責任は、保管中の資産の一部または全部を副保管会社に委託したことによって影響を受けない。

(III) AIFの保管受託銀行の要件は以下のとおりである。

- (a) AIFM規則により、AIFMは、その運用する各AIFにつき単一の独立した保管受託銀行（当該AIFM自身であってはならない。）を任命することが求められる。EU籍のAIFの保管受託銀行は、AIFの母国である加盟国に所在し、(i)金融機関、(ii)保管業務を行うことを認可され、かつ一定の資本金要件を満たすMiFID投資会社、または(iii)2011年7月21日時点で、UCITS指令に基づき保管受託銀行として行為する資格を有する事業体（かつ健全性規制および継続的監督の対象であることを要する。）のいずれかに該当しなければならない。非EU籍のAIFの場合、保管受託銀行は、(i)AIFと同一の第三国、(ii)AIFを運用するAIFMの母国である加盟国、または(iii)AIFを運用するAIFMの参考EU加盟国のいずれかの国で設立されなければならない。

ただし、2026年EU規則（オルタナティブ投資ファンド運用会社）（改正）（以下「2026年AIFM規則」という。）では、AIFの母国である加盟国が指令第21条(5a)に基づく関連する特例措置を行使し、適用条件が満たされ、かつAIFの母国である加盟国の所管官庁がその任命を許可した場合には、AIFの母国である加盟国以外の加盟国において設立された機関を保管受託銀行として任命することができると規定されている。

第三国における保管受託銀行の任命は、特定の要件を満たすことを要する。

AIFの取引相手方として行為するプライム・ブローカーは、職務上および序列上、保管受託業務とプライム・ブローカーとしての業務を分離し、また、利益相反が適切に管理されることを条件として、当該AIFの保管受託銀行として行為することができる。また、AIFの保管受託銀行は、上記および下記の条件が満たされたことを条件として、その保管業務を一または複数のプライム・ブローカーに委託することができる。

- (b) 委託契約：AIFM規則により、AIFに対する保管預託銀行の任命は、書面によって証明されることが要求されている。欧州委員会による「レベル2規則」は、保管受託銀行とAIFMおよび／またはAIFとの間の書面による契約に記載する事項として以下を明記している。
- (i) 保管受託銀行により提供される業務および保管受託銀行に委託されたAIFの資産の各種類に係る手続

- (ii) AIFが投資する予定である資産の種類および地理的地域に従い、保管および監督業務を遂行する方法
- (iii) 保管受託銀行の責務は、AIFM規則の要件に従い自ら責務を遂行しない限り、保管業務の委託により影響されない旨の記載
- (iv) 契約の有効期間ならびに変更および終了の条件
- (v) 当事者に適用される守秘義務
- (vi) 保管受託銀行とAIFMまたはAIFとの間の情報伝達の方法および手続
- (vii) 保管受託銀行または副保管会社がAIFの資産を再利用することができるか否か、また再利用の条件に関する情報
- (viii) AIFの規則、設立証書および募集文書の変更手続
- (ix) AIFの受益証券または株式の販売、申込、償還、発行、消却および買戻しならびに保管受託銀行の監督および統制業務の遂行に関連してAIF、AIFM、AIFまたはAIFMを代表する第三者および保管受託銀行の間で交換を要する情報を明記する規定
- (x) 任命した一切の第三者の詳細事項を定期的に提供し、要求に応じて当該第三者を選定した基準および当該第三者の業務を監視するための措置についての情報を提供する旨の各当事者による約束
- (xi) マネー・ロンダリング防止およびテロリストへの融資防止に関する当事者の責任の情報
- (xii) AIFまたはAIFに代わって行為するAIFMの名義で開設されたすべての現金勘定の情報および新しい現金勘定が開設された際に保管受託銀行に情報提供を行う手続
- (xiii) 保管受託銀行のエスカレーション手続の内容
- (xiv) 受任者の倒産に際して自らを保護するための資産分離が十分でないことを認識した場合、AIFMに通知する旨の保管受託銀行による約束
- (xv) 保管受託銀行がAIFMおよび／またはAIFの行動を調査し、伝達された情報の質を評価する（現場訪問でAIFMおよび／またはAIFの帳簿を閲覧することによる場合を含む。）ことができることを確保する手続
- (xvi) AIFMおよび／またはAIFが保管受託銀行による契約上の義務の履行に関し検査することができることを確保する手続
- (c) 保管受託銀行の義務は、以下を含むものとする。
 - (i) AIFのキャッシュ・フローを監視すること。
 - (ii) AIF（またはAIFに代わって行為するAIFM）のすべての資産を以下を含め保管すること。
 - (aa) 金融商品勘定に登録され得るすべての金融商品および保管受託銀行に物理的に引き渡すことのできるすべての金融商品の保管。物理的に引き渡すことのできない金融商品は、i.譲渡性のある証券、短期金融市場商品または投資信託の受益証券であり、かつii.保管受託銀行の名義で直接または間接に勘定に登録または保有され得る場合に保管される。
 - (bb) AIFのその他のあらゆる資産について、内部および外部の所有権の証拠に照らして、AIF（またはAIFに代わって行為するAIFM）が所有者としての権利を有しているか否かの確認。

- (iii) 適用される国内法およびAIFの規則または設立書類に従って、AIFの受益証券または株式の販売、発行、買戻し、償還および消却が行われ、またAIFの収益がこれに従って充当されることを確保すること。
- (iv) AIFの投資証券または受益証券の価額が国内法、AIFの規則およびAIFM規則に規定される評価の原則に従って計算されることを確保すること。
- (v) 適用される国内法またはAIFの規則もしくは設立証書に抵触しない限り、AIFMの指示を実行すること。
- (vi) AIFの資産に関する取引において、対価が通常の制限時間内にAIFに送金されることを確保すること。
- (vii) AIFの収益が適用される国内法およびAIFの規則または設立証書に従って充当されることを確保すること。
- (viii) 上記業務に関して正確な記録を維持すること。
- (ix) 保管受託銀行がその職務の遂行において取得したあらゆる情報を、要請に応じて、AIFの所管官庁およびAIFMの所管官庁に提供すること。
- (d) 保管受託銀行は、保管業務を除き、AIFM規則に規定される一切の自身の業務を第三者に委託することはできない。保管受託銀行による委託は、以下を含む複数の条件に従うものとする。
 - (i) 業務は、AIFM規則の要件を回避することを意図して委託されるものではないこと。
 - (ii) 保管受託銀行は、委託には客観的理由があることを示すことができること。
 - (iii) 保管受託銀行は、その職務の一部を委任しようとする第三者（当該第三者が投資家CSDとしての立場で業務を行う中央証券保管機関（Central Securities Depository（CSD））である場合を除く。）の選定および任命において、あらゆる相当な技能、注意および注意義務を実行したこと、ならびにその職務の一部を委任した第三者および当該第三者に委任した業務に関する第三者の体制の定期的な見直しおよび継続的監視において、引き続きあらゆる相当な技能、注意および注意義務を実行すること。
 - (iv) 保管受託銀行は、第三者に委託された業務の遂行期間中、常に、当該第三者が以下の条件を満たすことを確保すること。
 - (aa) 第三者は、AIF（またはAIFに代わって行為するAIFM）の資産の性質、規模および複雑さに適したかつ相応しい構造および専門技術を有すること。
 - (bb) 金融商品の保管に関し、第三者は、有効な健全性規制（最低資本金要件を含む。）および地方自治体の監督に服するものとし、また外部の定期的監査を受けること。
 - (cc) 第三者は、AIFの資産を当該第三者自身の資産および保管受託銀行の資産から分離すること。
 - (dd) 第三者は、AIF（またはAIFに代わって行為するAIFM）の明確な同意なしでAIFの資産を使用しないこと。第三者は、業務を遂行する際に、誠実、公正に、独立して、また、AIFおよびAIFの投資家の利益のために行い、AIFM規則に記載されている特定の一般的義務を遵守すること。

発行体CSDとしての立場で業務を行う中央証券保管機関による業務の提供は、保管受託銀行の保管業務の委任には該当しない。一方、投資家CSDとしての立場で業務を行う中央証券保管機関による業務の提供は、保管受託銀行の保管業務の委任に該当する。また、保管受託銀行は、その受任者に関し、特定の最低限の継続的監視に係る要件を遵守するものとする。

(e) 責務：保管受託銀行は、保管受託銀行またはその受任者が保管する金融商品の紛失について（AIFまたはAIFの投資者に対し）責任を負う。以下のいずれかの条件に該当する場合、保管受託銀行が保管する金融商品の紛失が生じたものとみなされる。

(i) 表示されていたAIFの所有権が、消滅したかことまたはそもそも存在していなかったことにより、効力を有しないと示された場合。

(ii) 金融商品に対するAIFの所有権が終局的に剥奪され、当該金融商品が他の金融商品に代替または転換されない場合。

(iii) AIFが金融商品を直接または間接を問わず終局的に処分することができない場合。

保管受託銀行は、当該金融商品が保管受託銀行の受任者により保管されている場合でも、AIF（またはAIFに代わって行為するAIFM）に対し、同一の金融商品またはそれに相当する金額を不当な遅滞なく返還する義務を負う。

当該金融商品の紛失が、会計上の誤り、業務上のミス、詐欺または保管受託銀行もしくは受任者の段階で分離要件の適用を怠ったことにより生じたものではなく、保管受託銀行の合理的な管理を超える外部の事象により生じたこと、またこれを回避するためにあらゆる合理的な努力を払ったにもかかわらずかかる結果を回避することができなかった場合は、AIFM規則に規定されるところに従い、紛失に対する責任を免れ得る。

保管された金融商品の紛失が受任者によって生じた場合、保管受託銀行は、AIFMDの特定条件がすべて満たされた場合に自身の責任を免除することができる。

保管受託銀行は、保管受託銀行の過失または保管受託銀行がAIFMDに基づく自身の義務を適切に履行することを故意に怠ったことによりAIF（またはAIFの投資者）が被ったその他のあらゆる損失についても、AIF（またはAIFの投資者）に対し責任を負う。

(7) 関係法人

(a) 投資顧問会社

多くの場合、ユニット・トラストの管理会社は他の会社と投資顧問契約を締結し、この契約に従って、投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針および信託証書中の投資制限に従い、組入証券の分散組入および証券の売買に関する助言ならびに管理業務をファンドに提供する。

(b) 販売会社および販売代理人

管理会社は、ファンドの受益証券の公募または私募による販売のため、単独もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができるが、その義務はない。

現行の目論見書には販売手数料および特定の申込方法または募集計画について適切な記載がなければならない。

(B) 有限責任組合型投資信託

有限責任組合型投資信託（以下「ILP」という。）は1994年有限責任組合型投資信託法および2020年有限責任組合型投資信託法（改正）に基づいている。有限責任組合型投資信託は当局の認可と監督に服し、中央銀行はこれらに条件を付すことができる。

(C) CCF

CCFは、UCITS規則の要項に準拠し、契約法に基づき、すなわち管理会社または保管受託銀行が当事者である設立証書によって設立されたプーリング・ヴィークルである。CCFは、法人ではなく法的人格を有していない。CCFの受益者として知られる参加者は、受益証券が表象するCCFの財産および資産の共同所有権を保有する。受益者の債務は、受益証券に拠出されたまたは拠出が合意された金額に限定されるものとする。受益者総会はない。設立証書は、ある法域においてヴィークルの課税上の透明性を損なわないように収益が年ベースで分配されることを規定するよう草稿されることがある。保管受託銀行は、その要項およびUCITS規則による保管受託銀行に関する法律の義務を具体的に承認する設立証書の当事者である。保管受託銀行は、受託会社ではなく、その義務は、別の保管受託契約により詳しく定義される。2005年7月以降、NON-UCITS（AIF）CCFを設立することができる。

(D) 会社型の投資信託

(I) 会社型の投資信託は、これまでUCITS規則およびアイルランドの会社法に基づき、公開株式会社として設立されてきた。

UCITSまたはAIFの形態を有する会社型投資信託のすべての投資証券は投資主に対し、投資主総会において1株につき1票の議決権を与える。ただし、一人の者が年次投資主総会で本人または代理人として議決権を行使し得る投資証券口数についてのアイルランド法の制限に従い、かつ、一定の範疇に属する者に関しまたは一人の者が保有し得る投資証券の割合に関して定款中に定められる議決権に関するその他の制限に従う。変動資本を有する会社型投資信託の資本金は定額ではない。会社の定款に記載ある場合を除き、その投資証券は無額面であり、かつ発行数に制限はない。UCITSの場合、投資証券を割当てする取締役会の権限は、投資証券を割当てする取締役の現存する権限の満了とともに、毎年投資主によって更新される。固定資本を有する会社型投資信託の資本金は、その定款により上限（授權資本）が定められる。授權資本は、投資主総会により増額することができる。投資証券は額面でまたはプレミアム付で発行することができる。

(II) 変動資本を有する会社型投資信託（以下「VCC」という。）

VCCは公開株式会社であり、投資主のためにその資産を各種組入証券に投資することを唯一の目的とする。その投資証券は公募または私募により販売され、その資本金の額は常に会社の純資産価格相当額である。

VCCは、株式会社の特殊な形態であり、アイルランドの会社法の規定は、（UCITSとの関係で）UCITS規則によって制限されない限度で適用される。

VCCは次の仕組を有する。

VCCは、オープン・エンドまたは（1995年8月1日以降は）AIFの場合はクローズ・エンドの会社として設立することができる。VCCがオープン・エンド型である場合、投資証券は、定款に規定された発行または買戻しの日のVCCの投資証券の純資産価格で継続的に発行され、また買戻される。発行投資証券は無額面で全額払込まなければならない。資本勘定は、投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

UCITS規則は、UCITS VCCについて特定の要件を規定している。

- (a) VCCの資本金は常にVCCの純資産額に等しく、従って、法定準備金を設けない。
- (b) 取締役および監査人ならびにこれらの変更は中央銀行に届出て、中央銀行の承認を得ること。
- (c) 定款中にこれに反する規定がない場合、VCCはいつでも投資証券を発行することができること。
- (d) VCCは、投資主の求めに応じて株式を買戻すこと。
- (e) VCCの投資証券は、VCCの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻されること。
- (f) 特定の期間内にVCCに純発行価格相当額が払込まれない限り、VCCは投資証券を発行しないこと。
- (g) VCCの定款中に投資証券の発行および買戻しに関する支払いの時間的制限を規定し、資産評価の原則および方法を明記すること。
- (h) 定款中に、適用法規に従って、投資証券の発行および買戻しの停止条件を明記すること。
- (i) 定款中に発行および買戻し価格の計算を行う頻度を規定すること（UCITSについては1か月に最低2回とする。）。中央銀行は、UCITSに評価日を減らすことが受益者の利益を害さないという条件のもとで、かかる評価日を月に一度に減らすことを認めることがある。
- (j) 定款中にVCCが負担する費用を規定すること。
- (k) 投資証券は全額払込まなくてはならず、かつ投資証券は無額面であること。
- (l) 設立発起人に対する投資証券または類似証券の発行は法律により定める制限に従うこと。

上記の規則は、AIFであるVCCに同様に適用される。ただし、中央銀行が(d)の適用除外を認めて、VCCがクローズド・エンド型である場合、および(k)についてVCCのAIFが、一部払込済投資証券の発行が認められる財産またはベンチャー／開発キャピタル手段として設立されている場合については、この限りではない。

(III) 固定資本を有する会社型投資信託（以下「FCC」という。）

一般に、かかる会社の資本は、1株1ユーロの、100人の設立発起人の投資証券と1口0.01ユーロの大量の種類のない優先投資証券との二種類に分けられる。発起人の投資証券は会社の普通投資証券であり、これに対して種類のない優先投資証券が優先する。種類のない投資証券は、記名式投資証券または参加投資証券として発行される。参加投資証券は、ファンドの投資者に発行され、かつ、多額のプレミアム付で発行される。額面金額が会社の固定資本を形成し、プレミアムは、投資証券プレミアム勘定に入れられる。投資主が投資証券を会社に売却することを希望する場合、かかる投資証券の額面は新しく発行された投資証券の手取金から償還され、一方、投資証券のプレミアム金額は、プレミアム勘定から償還される。会社が投資証券を償還するが引受人に新投資証券を発行しない場合は、会社は、新投資証券の手取金を提供する管理会社に対して、額面投資証券の形態の種類のない投資証券を発行することができる。償還に際して投資主に償還されるプレミアムの額は、特定の時における会社の資産価値による。資本に関するこうした重要な点を除き、FCCはあらゆる点でVCCに類似している。

(IV) ICAV

ICAV は、ICAV 法によるカスタムメイドのファンド・ヴィークルである。ICAV は、法人であり、会社と同様に個別の法人格を有する。ICAV の投資者は、投資証券を所有する。公開有限責任会社と同様に、ICAV は、その業務を統括する取締役会を有していなければならない。ICAV 法に基づき、取締役は、すべてのICAV の投資主に書面通知を行うことにより、年次総会の開催を取りやめることができる。ICAV は、AIFまたはUCITSとして設立することができる。ICAV は、設立証書、目論見書、ならびにICAV 法第27条に基づき中央銀行により課される規則および条件に従い、投資証券および無担保社債を発行することができる。投資証券は、目論見書ならびにICAV 法に基づき課される中央銀行の規則および条件に従い、設立証書に規定される方法において、全額が払い込まれたか、または申込みが行われかつ一部代金が払い込まれた時点で発行される。設立証書に規定される条件および方法において、かつ、ICAV 法第27条に基づき課される中央銀行の規則および条件に従い、ICAV は、自らの投資証券を購入することができる。

(V) 会社型投資信託の投資制限

上記3.(A)(4)(I)および(II)記載の契約型投資信託に適用される投資制限は、UCITSおよびAIFそれぞれに同様に適用される。

(VI) 関係法人

(a) 受託会社／保管銀行／保管受託銀行

会社型投資信託資産の保管は、EC規則第34条により、受託会社／保管銀行／保管受託銀行に委託されなければならない、上記3.(A)6(I)、(II)および(III)に記載される要件に従うものとする。

上記3.(A)(6)(a)から(f)に記載の契約型投資信託の受託会社に適用される要件および義務は、会社型投資信託およびICAV の保管受託銀行に適用される。ただし、かかる規則は、投資証券の公募による資金の調達を禁じられている会社型投資信託の保管銀行には適用されない。

AIFMの場合、かかる除外規定はなく、運用するAIFそれぞれにつき保管受託銀行を任命しなければならない。

(b) 投資顧問会社および販売会社もしくは販売代理人

上記3.(A)(7)「関係法人」中の記載事項は、実質的に、会社型投資信託の投資顧問会社および販売会社もしくは販売代理人に対しても適用される。

4. アイルランドにおける投資信託の準拠法

(A) 設立関係法令

- (I) アイルランドの会社法が、契約型投資信託における管理会社、およびVCCまたはFCCの形態の投資信託（会社型として設立された場合）に対し適用される。

(II) 会社設立の要件

UCITSまたはAIFには、最低2名の出資者で設立することができ、UCITSまたはAIFの最低発行済資本は、2ユーロである。

(III) 定款の記載事項

定款には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (a) 引受投資主の身元
- (b) 会社の形態および名称
- (c) 会社の目的
- (d) 発行済資本金の最低額および上限額
- (e) 申込時の払込額
- (f) 引受資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記載
- (g) 記名式または無記名式の投資証券の形態および転換権（もしあれば）に対する制限規定
- (h) 現金払込以外の出資の内容、条件、出資者の氏名
- (i) 発起人に認められている特権または特典の理由およびその内容
- (j) 資本の一部を構成しない投資証券（もしあれば）に関する記載
- (k) 取締役および監査役の選任に関する規約ならびにかかる機関の権限の記載
- (l) 存続機関（適用ある場合）
- (m) 会社の設立に際しもしくは設立によって会社に請求される可能性があるかまたは会社が負担するすべての費用および報酬

- (IV) UCITS規則には契約型投資信託の設定および運用ならびに会社型投資信託の設立に関する規定がある。

上記の投資証券の全額払込に関する特別要件のみが必要とされている。

(V) アイルランドにおけるUCITS投資スキームの認可

- (a) UCITS規則パート3はアイルランド内のUCITSの認可要件を規定している。

- (i) 次の投資信託は中央銀行から認可を受けることを要する。

- (aa) アイルランド国内に所在するUCITS。本規定のUCITSは、会社型投資信託またはユニット・トラストの管理会社またはCCFが、その本店および登記簿上の事務所をアイルランド国内に有するUCITSをいう。

- (bb) 他のEU加盟国に所在するUCITSではあるが当該加盟国の監督官庁の認可を受けていないもので、その証券または投資証券がアイルランド国内またはアイルランドから外国に向けて募集もしくは販売される場合。
- (ii) UCITS規則に従わないUCITSは認可を拒否、または取消されることがある。当該決定に対し不服がある場合には、第一審裁判所（高等法院）に訴えることができる。許可の拒否または取消の決定が効力を発生した場合、当該UCITSは解散および清算される。
- (b) 中央銀行の権限と義務は、UCITS規則に定められ、同規則によりUCITSの監督権が中央銀行に付与されている。
- (c) UCITS規則による目論見書等の要件
- UCITS規則第88条は、ファンドに、目論見書、年次報告書および半期報告書の公表を義務付けている。
- UCITS規則パート10および中央銀行UCITS規則は上記書類に関する要件を以下のように定めている。
- (i) UCITSは目論見書および目論見書の変更、年次報告書および半期報告書を中央銀行に提出しなければならない。
- (ii) 目論見書、直近の年次報告書および以後発行された半期報告書は、契約締結前に無料で投資者に提供されなければならない。
- (iii) 年次報告書および半期報告書は、目論見書に特定される場所で一般公衆に入手可能とされなければならない。
- (iv) 年次報告書および半期報告書は、要求があった場合、無料で受益者に提供されなければならない。
- その該当期間の終了から、年次報告書は4か月以内に、監査済または未監査の半期報告書は2か月以内に公表されなければならない。
- (d) UCITS規則によるその他の要件
- (i) 公募または売出しの申請
- UCITS規則第7条は、UCITSはアイルランドで活動を行うためには認可を受けなければならない旨規定している。
- (ii) 信託証書または定款の事前承認
- UCITS規則第8条は、UCITSは、中央銀行が信託証書または定款を承認した場合にのみ許可される旨規定している。
- (iii) 外国において使用される目論見書等が当該国の証券取引法に基づいて監督官庁に提出された場合、事前承認を要する。
- 中央銀行の監督に服する投資信託がアイルランドの国外で公募または売出しを行う場合に使用されるすべての目論見書および財務報告書は、中央銀行に提出することを要する。目論見書の訂正書についても、同様である。
- これらの文書には、アイルランドの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられる外国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。登録申請書および定期報告書もまた中央銀行に提出することを要する。

(iv) 目論見書の記載内容

管理会社、ICAV または投資会社により発行される目論見書は、投資者が提案された投資についての確な情報に基づいた判断を行えるようにするための必要情報、少なくともUCITS規則第89条に記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に添付された文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(v) 財務状況の報告および監査

UCITS規則第93条は、年次報告書に記載される財務情報は承認された監査人による監査を受けなければならない旨、監査報告書は、少なくとも財務情報がUCITSの資産および負債の状態を正しく記載していることを認証する旨、ならびに監査人は中央銀行に対して、監査人が認識すべきすべての点についての中央銀行が要求する情報および証明を提供しなければならない旨規定している。

(vi) 財務報告書の提出

UCITS規則第126条は、中央銀行が、当該認可が関係する事業に関する情報および中央銀行がその法的機能の適性な履行のために必要とみなす情報の提供をUCITSに対し要求できる旨規定している。

UCITS規則は、中央銀行がUCITSに対し、月次財務報告書の提出を要求できる旨規定している。

(vii) 罰則規定

UCITS規則第132条に基づき、UCITSの会社型投資信託、管理会社、受託会社または監査人の役員もしくは従業員が、UCITS規則の条項に違反した場合、6か月以下の禁固刑もしくは5,000ユーロ以下の罰金刑またはその両方（即決判決による）、または正式起訴に基づく有罪判決として500,000ユーロ以下の罰金刑もしくは3年以下の禁固刑もしくはその両方に処される。

(VI) アイルランドにおけるAIFの認可

(a) 情報提供の要件

AIFの認可申請に必要な書類は以下のとおりである。

(i) 個人投資家向けAIF／適格投資家向けAIF／ELTIFの名称

(ii) AIFの投資目的の一般的な性質の記述

(iii) 英文目論見書

(iv) AIFの予定されるAIFMの名称および住所ならびにAIFMの管轄当局の名称および当局からの事務連絡先

(v) 予定される管理会社（もしあれば）の名称および住所

(vi) 予定される保管受託銀行の名称および住所

(vii) 予定される投資運用会社（管理会社、AIFM、投資会社またはジェネラル・パートナーと異なる場合のみ。）の名称および住所ならびにAIFと投資運用会社との間の関連ある契約書の写しならびに中央銀行が投資運用会社の専門性、信頼性および財力の妥当性に満足し得る投資運用会社に関する十分な情報

(viii) 予定される監査人の氏名および住所

(ix) AIFまたはAIFのために行為する管理会社から業務の委託を受けている一切の第三者の名称および住所ならびに当該第三者との間の関連ある契約書の写しならびに当該第三者の専門性、信頼性および財力の妥当性に中央銀行が満足し得るようにするための当該第三者に関する十分な情報

(x) 個別の申請について決定する上で中央銀行が特定する追加の情報

ユニット・トラストおよびCCFの認可に必要な特定情報

(i) 信託証書または設立証書

(ii) 委託契約の写し（CCFの場合）

会社型投資信託の認可に必要な特定情報

(i) 定款

(ii) 取締役および会社の秘書役の氏名

(iii) 会社と保管受託銀行との間の契約書の写し

有限責任組合型投資信託の認可に必要な特定情報

(i) パートナiership契約書

(ii) 有限責任組合型投資信託の登記上の事務所および主たる営業所の住所

(iii) 有限責任組合型投資信託の合意された有効期間（もしあれば）、または無期限の場合はその旨の記述および開始日

(iv) パートナiership契約においてジェネラル・パートナーとして予定されている者の氏名および住所、また一以上の場合はそれぞれの氏名および住所

(v) 有限責任組合型投資信託と保管受託銀行との間の契約書の写し

(vi) 予定されるジェネラル・パートナーが1994年有限責任組合型投資信託法（改正済）第8条(4)(c)に基づいて署名を行った陳述書

(vii) 認可申請について決定する上で中央銀行が指定する追加の情報

ICAV の授権に必要な特定情報

(i) 設立証書

(ii) ICAV と保管受託銀行との間の契約の写し

(b) 認可要件

(i) AIFは、AIFが運用される根拠となる取決めについての中央銀行の事前の承認なくアイルランドにおいて設立することができない。

(ii) 中央銀行により認可されたアンブレラAIFは、各サブ・ファンドにつき中央銀行の事前の承認を得なければならない。予定されるサブ・ファンドの内容ならびに新しいサブ・ファンドの投資目的および方針を記載する英文目論見書への変更または補足は、承認を得るために提出されなければならない。アンブレラAIFの新しいサブ・ファンドの申請（下記「適格投資家向けAIFの申請方法」の項を参照のこと。）には、関連ある書類の内容に関する適切な確認書を含む記入済の申請書の提出を要する。

(c) 特例措置

AIFが中央銀行のAIFルールブックの規定またはAIFに適用される一般的な政策の特例措置を求める場合、特例を受けるための要求は、認可申請に先立ち中央銀行が対処できるよう、適時に行われなければならない。許諾された特例の内容は、申請書に含まなければならない。

新規の、またはその他通常と異なる特徴を有する提案は、正式な申請の提出に先立ち中央銀行と協議しなければならない。

(d) 個人投資家向けAIFの申請方法

- (i) 申請は、AIFMにより、管理会社／投資会社、ICAV またはジェネラル・パートナー、またユニット・トラストおよびCCFの場合、これらに加え保管受託銀行とともに行われなければならない。
- (ii) 中央銀行は、管理会社、ICAV、ジェネラル・パートナーおよび投資会社の取締役会の中に個人投資家向けAIFの設立経験を有する取締役が含まれることを要求する。既存の管理会社に就任する新しい取締役を含むすべての取締役は、申請に先立ち中央銀行の承認を得なければならない。
- (iii) 各取締役（個人投資家向けAIFまたは個人投資家向けAIFの業務提供者の取締役として以前に承認された取締役を含む。）の任命につき、オンライン個別アンケート（以下「個別アンケート」という。）が記入されなければならない。したがって、すべての提案されている取締役は、個人投資家向けAIFの提案された認可日の少なくとも20営業日前までに個別アンケートに記入しなければならない。
- (iv) 以前に承認／許可された個人投資家向けAIFのいずれかの当事者に名称変更があった場合、承認申請に先立ち、変更の通知および名称変更の証拠が中央銀行に提供されなければならない。住所変更は通知しなければならない。

(e) 適格投資家向けAIFの申請方法

中央銀行は、以下のすべての要件を満たすことを条件として、記入済の申請書を受領した場合、適格投資家向けAIFを認可する。

- (i) 当事者が申請に先立ち中央銀行により承認され、かつ中央銀行のAIFルールブックに記載されている承認に必要な基準を満たすこと。
- (ii) 関連ある書類の内容に関する適切な確認書が受領されること。
- (iii) 申請に先立ち、管理会社、ジェネラル・パートナー（適用ある場合）、AIFM、取締役（適用ある場合）、保管受託銀行その他業務提供者（管理事務代行会社、投資運用会社）が中央銀行により承認／許可されていること。
- (iv) 認可申請が書面により、認可を要求する法律を特定して提出されること。適式に記入済の標準申請書およびすべての関連ある書類を添えて申請書が提出されること。
- (v) 申請がAIFMにより、投資会社もしくは管理会社またはジェネラル・パートナーおよび保管受託銀行（適宜）とともに行われること。

認可書または承認書は、認可日または承認日の営業終了時までには発行される。

事前許可

- (i) 適格投資家向けAIFのすべての当事者は、認可申請に先立ち、中央銀行が認可するか、その他許容し得るとみなされなければならない。
- (ii) 中央銀行は、管理会社、ICAV および投資会社の取締役会に適格投資家向けAIFの設立に関して経験を有する取締役が含まれることを求めている。既存の管理会社の新しい取締役を含む一切の取締役は、申請に先立ち承認されなければならない。
- (iii) 各取締役（適格投資家向けAIFまたは適格投資家向けAIFの業務提供業者の取締役として以前に承認された取締役を含む。）の任命につき、個別アンケートが記入されなければならない。したがって、すべての予定される取締役は、適格投資家向けAIFの認可申請日の少なくとも5営業日前までに個別アンケートに記入しなければならない。
- (iv) 以前に承認／許可された適格投資家向けAIFのいずれかの当事者に名称変更があった場合、認可申請に先立ち、変更の通知および名称変更の証拠が中央銀行に提供されなければならない。住所変更は、申請書により届出ることができる。

(F) ELTIFの申請手続

ELTIFの認可手続は、対象とする投資者の種類によって異なる。

中央銀行は、以下の要件を満たすことを条件として、記入済の申請書を受領した場合、個人投資者向けELTIFを認可する。

- (i) 認可申請が書面により、認可を必要とする法律を特定して提出されなければならない。適式に記入済の標準申請書およびすべての関連ある書類を添えて申請書が提出されなければならない。

中央銀行は、以下のすべての要件を満たすことを条件として、記入済の申請書を受領した場合、適格投資家／プロ投資家向けELTIFを認可する。

- (i) 当事者が申請に先立ち中央銀行により承認され、かつ、中央銀行のAIFルールブックに記載されている承認に必要な基準を満たすこと。
- (ii) 関連ある書類の内容に関する適切な確認が受領されること。
- (iii) 申請に先立ち、管理会社、ジェネラル・パートナー（適用ある場合）、AIFM、取締役（適用ある場合）、保管受託銀行その他業務提供業者（管理事務代行会社、投資運用会社）が中央銀行により承認／許可されていること。
- (iv) 認可申請が書面により、認可を要求する法律を特定して提出されなければならない。適式に記入済の標準申請書およびすべての関連ある書類を添えて申請書が提出されなければならない。
- (v) 投資会社もしくは管理会社またはジェネラル・パートナーおよび保管受託銀行（適切な方）と合わせて、申請がAIFMにより、行われなければならない。

認可書または承認書は、認可日または承認日の営業終了時までに発行される。

5. 清算

投資信託の清算については、投資信託の形態に応じ、信託証書、定款および会社法に規定されている。ICAVの解散については、その設立証書およびICAV法に規定されている。

ユニット・トラストの清算の場合、信託証書の規定に従って、受託会社が清算し、ファンドの資産を分配する。

会社型投資信託の清算の場合、会社型投資信託は会社法に従って清算される。

ICAVの解散の場合、その設立証書およびICAV法に従って解散される。

会社型投資信託の清算の場合、会社法に従い、以下の三つの形態をとりうる。

(A) 構成員による任意清算

清算人は、構成員の総会によって選任される。

(B) 会社債権者による任意清算

取締役会が会社債権者に対して、会社が会社債権者に対する債務を支払うことができないことを知らせた場合、会社債権者が清算人を選任する。

(C) 裁判所による清算

裁判所は、会社または会社債権者の申請に基づいて、裁判所の監督に服する清算人を選任する。

6. 投資信託スキームの税制

出口税 (Exit Tax)

規制されたアイルランド籍のファンドの投資者がアイルランドの居住者または通常居住者でない限り、一般的に、投資者がファンドから受け取る支払いに関して、アイルランドにおいて支払われるべき出口税は存在しない（ただし、関連する申告の完了を条件とする。）。

アイルランド籍の規制されたファンドは、（変動資本金会社、ICAV またはユニット・トラストなど）その設立形態を問わずファンドの収益および利益に対して課税されず、その代わりとしてファンドは出口税制度を適用する。出口税は、課税対象のアイルランド居住者または通常居住者である投資者に限定してかつかかる投資者に対してのみ課税されなければならない。この制度のもとでは、潜在的納税義務は、一定の課税事由について発生する。課税事由は、投資者に何らかの種類の支払いを行った場合（収益の分配かまたは全部もしくは一部の買戻しかを問わない。）、受益証券が譲渡された場合、および投資者が保有する受益証券につき市場価格で8年の周期的なみなし処分が行われた場合に発生する。一定の状況において、ファンドは、みなし課税事由の発生時に出口税を適用しないことを選択することができる。かかる場合、ファンドは、アイルランド内国歳入委員会に対して一定の投資者情報を報告する義務を負い、投資者は、自己評価に基づき、発生した一切の租税債務を支払う義務を負う。

例えば、以下を含め、複数のカテゴリーのアイルランド居住者である投資者が、出口税の免除を受ける権利を有する。

- ・年金スキーム
- ・保険会社
- ・他の規制されたファンド
- ・慈善事業
- ・認可退職基金
- ・認可ミニマム退職基金
- ・特別貯蓄インセンティブ口座および個人退職積立預金口座ならびに信用組合
- ・租税統合法第110条の特別目的会社

課税事由の発生時にアイルランド人の課税対象投資者が存在する場合、ファンドは、関連する投資者への支払いから税金を控除するか、またはかかる支払いがない場合は関連する数の受益証券を充当および消却することにより、出口税を適用しなければならない。課税事由が分配金の総額に関して支払うべき収益の分配である場合、出口税の税率は41%である。その他の課税事由の場合も、税率は、関連する利益（例えば投資者によって換金される利益、または8年の周期的な課税事由の場合はみなし利益）の38%である。ただし、法人投資者の場合、（当該法人投資者による選択に従い）出口税の税率は25%である。

概して、ファンドへの投資条件に基づき、投資者（個人）または投資者と関係のある特定の者がファンドの資産の選択に影響を及ぼすことができる場合、出口税の税率は、60%（支払い／処分の詳細が個々の納税申告書に正確に記載されない場合は80%）に引き上げられる。ファンドの受益証券／投資証券の譲渡は、通常、アイルランドの印紙税を課されない。一般的に、非アイルランド居住者間の受益証券／投資証券の贈与／相続は、一定の条件が満たされる場合に贈与／相続税を課されない。

アイルランド籍の不動産ファンドに適用されるIREF源泉徴収税

アイルランド籍の不動産ファンド（以下「IREF」という。）は、2017年1月1日からIREF課税事由につき一定の指定者に対して20%のIREF源泉徴収税を適用するよう必要とされる場合がある（ただし、一定の例外を条件とする。）。概して、指定者とは、IREF源泉徴収税の適用が要求されなければ課税事由の発生時に出口税を課されない投資者を指すが、この場合も同様に一定の例外を条件とする。かかる例外には、非アイルランド居住者の年金スキーム、規制されたファンド、またはアイルランドにおいて適用されるものと少なくとも同等の監督および規制協定に従う、加盟国もしくはEEA加盟国により許可された生命保険事業などが含まれる。

上記の目的において、IREFは、概して、その市場価値の25%が直接または間接にアイルランドの不動産資産に由来する、アイルランド籍の規制されたファンド（UCITSを除く。）またはアンブレラ・スキームの場合におけるアイルランド籍の規制されたファンドのサブ・ファンドを指す。

租税回避防止規定により、借入金で資金を調達し、または特定の事例において、特定の損金不算入費用を有するIREFに対して、発生基準で20%の所得税が課される潜在的な可能性がある。

一般契約型ファンドの税制（CCF）

一般契約型ファンド（以下「CCF」という。）は、投資が行われる法域において源泉徴収税の減免措置の取得を容易にすることを意図したファンドである。アイルランドの税務上の目的において、CCFの収益および利益は、投資者に直接発生したものとして取り扱われるため、アイルランド税の課税対象外の投資者は、アイルランドの税を一切賦課されない。CCFは、CCFの投資者がその本国の法域と源泉徴収を受ける法域との間の二重課税条約の条件に基づき減免措置を得るのを容易にするため、アイルランド法において課税上の透明性を有しており、アイルランド籍CCFの存在は実質的に考慮されない。CCF自体は、その収益または利益につきアイルランドにおいて課税されない。

有限責任組合理型投資信託（ILP）への課税

有限責任組合理型投資信託（以下「ILP」という。）は、税務上の目的において、現在はユニット・トラストおよび投資事業としての変動資本金会社（即ち、規制されたアイルランド籍のファンド）と同一のグループには分類されず、課税上の透明性を有するヴィークルとして別箇に取り扱われている。この変化は、AIFMDの実施が予想され、また、オルタナティブ投資ファンドの規制に向けた動きが見込まれる中で導入された。課税上の透明性を有するヴィークルを提供することにより、アイルランドは、世界中の他の法域との新事業の誘致競争において、優位に立つことができる。CCFと同様に、ILPは、その収益または利益につきアイルランドにおいて課税されない。

二重課税の減免措置

アイルランド籍のファンドが二重課税条約の恩恵を利用できるか否かは、標準的な条約の原則に基づき決定される。通常、アイルランドとの二重課税条約においては、条約の規定がファンドに適用されるためには、ファンドが税務上の目的においてアイルランドの居住者でなければならない旨が規定されている。

アイルランド内国歳入委員会は、通常、ファンドがアイルランド居住者であることを確認する居住証明書を発行するが、アイルランド居住者である投資者を有する範囲に限りアイルランドにおいて課税されることを注記する。これが外国の税当局が条約の減免措置を付与するのに十分であるか否かについては、当然ながら外国の税当局における実務に左右される。

管理会社への課税

一定の条件に従い、ファンドの管理について得る報酬所得につき税率12.5%の法人税を課される管理会社を設立することができる。

管理会社は、アイルランドの二重課税条約の恩恵を受ける権利を有する。関連ある条約が親会社が受けるアイルランドの低税率の恩恵を維持する効果をもつ場合、外国親会社に管理会社から利益の送還をする場合に恩典となり、さらに管理会社が（関連ある二重課税条約を有する）外国法域で課税されないことを確保する際にも、恒久的施設を通して当該法域で事業を行わないかぎり、恩典となる。

共通報告基準

共通報告基準（以下「CRS」という。）は、2016年1月1日からアイルランド籍のファンドに影響を及ぼしている。CRSの枠組みは、脱税を阻止するための、個人および組織が獲得した収益の開示に対する世界的に連携したアプローチである。1997年租税統合法第891条Fは、アイルランド法に基づく国際的なCRSの実施を規定する（一方、1997年租税統合法第891条Gは、加盟国におけるCRSの実施を規定する。）。

2016年1月1日から、CRSに基づき、アイルランド籍の報告ファンドにおけるすべての新たな（および既存の）投資者について、税務上の居住状況の特定および確認が要求される。当該要求は、FATCAに基づく投資者の状況（概して、投資者が米国指定者であるか否か）の特定および確認を求める現行の要求と並行して行われる。

FATCA

限定的な例外を条件として、アイルランド籍のファンドは、FATCAの目的において「外国金融機関」として取り扱われる可能性が高い。よって、同様に限定的な例外を条件として、ファンド／サブ・ファンドは、グローバル仲介者証明番号を取得するために米国内国歳入庁に登録し、報告義務のある米国の口座につきアイルランド内国歳入委員会に対して年次報告書を提出する必要がある。

第4 【参考情報】

当該計算期間中、ファンドについては、以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年9月30日 有価証券届出書／有価証券報告書(第27期)

2025年12月26日 半期報告書(第28期中)／有価証券届出書の訂正届出書

第5 【その他】

該当事項なし。

[次へ](#)

別紙A

定義

下記の定義は、文脈上、明らかに異なる場合を除き、以下の意味を有するものとする。

「決算日」	ファンドの年次報告書を作成する基準となる日で、毎年3月末日をいう。管理会社および受託会社は、アイルランド中央銀行の承認を得て、決算日の変更合意することができる。
「口座開設依頼書」	ファンドに関して、管理会社から取得される用紙で、ファンドの受益証券に申し込むために投資者口座を開設するために要求されるものをいう。
「ユニット・トラスト法」	1990年ユニット・トラスト法および同法に基づき発行されたAIFルールブックならびに修正の如何を問わず、それらが再制定されたものをいう。
「代行協会員」	日本の株式会社である大和証券株式会社をいう。
「AIFM」	エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドをいう。
「AIFMD」	欧州連合のオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する欧州議会および理事会通達（2011/61/EU）（随時改訂済）をいう。
「AIFMD法令」	AIFMD、AIFM委員会規則、AIFルールブックおよびアイルランドAIFM規則をいう。
「AIFM委員会規則」	欧州連合の委員会委任規則（EU）No. 231/2013（随時改訂済）をいう。
「AIFルールブック」	随時アイルランド中央銀行により発行され、随時改訂、置換または更新される可能性のあるオルタナティブ投資ファンドルールブックをいう。
「基準通貨」	米ドルをいう。

「ベンチマーク規則」	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則（EU）No. 596/2014および規則（EU）2025/914（随時改正、補足、統合または別途修正される。）を改正する金融商品および金融契約のベンチマークとして利用され、または投資ファンドのパフォーマンスを測定するために利用される指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則（EU）2016/1011をいう。
「営業日」	ダブリン、東京およびニューヨークにおける銀行営業日である、土曜日および日曜日以外の日をいう。
「余剰資金強制弁済カウンターパーティー」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、① リスク要因」の「余剰資金強制弁済リスク」の項に記載される意味を有する。
「余剰資金強制弁済プログラム」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、① リスク要因」の「余剰資金強制弁済リスク」の項に記載される意味を有する。
「アイルランド中央銀行」	アイルランドの中央銀行をいう。
「集金口座」	管理会社によって管理される口座であって、(i) ファンドの投資家からの申込金の受領および(ii) ファンドの受益者に対する買戻代金および／または分配金の支払いに用いられる口座をいう。
「集金口座余剰資金強制弁済カウンターパーティー」	「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、イ) 海外における申込（販売）手続等」の項に記載される意味を有する。
「集金口座余剰資金強制弁済プログラム」	「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、イ) 海外における申込（販売）手続等」の項に記載される意味を有する。
「CMS」	パッシブ・キャッシュ・マネジメント・スイープをいい、詳細については、前記「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、3 投資リスク、① リスク要因」の「取引相手方リスク」の項に記載される。
「CMS取引相手」	CMSに関連する金銭が預託される1つ以上の混蔵顧客口座を保有する第三者の取引相手方をいう。

「CRS」	2014年7月15日に経済協力開発機構（OECD）の理事会により承認された「税務における金融口座情報の自動的交換に関する基準」、「OECD（2023年）税務における情報の自動的交換に関する国際基準：暗号資産報告枠組み」の第2部、2023年6月8日にOECDにより公表された共通報告基準の2023年改訂版により詳細に記載されている共通報告基準、および税務上の行政協力に関する理事会指令2014/107/EC（DACII）（随時改正、補足または置き換えられる。）を含む基準の実施を促進するその他の法域の条約、法律または規制をいう。
「データ保護法」	EUデータ保護指令95/46/ECおよびEUプライバシー・電子通信指令2002/58/EC、EU一般データ保護規則（EU）2016/679を含むあらゆる改正法および代替法、欧州委員会の決定、拘束力のあるEUおよび各国の指針ならびにすべての国内実施法をいう。
「取引日」	全営業日をいう。
「取引期限」	各評価日の午前10時（ダブリン時間）までをいう。
「受託会社」	ファンドの受託会社として、エスエムティー・トラスティー（アイルランド）リミテッド、または、アイルランド中央銀行の要件に従って、ファンドの受託会社として、管理会社が任命しアイルランド中央銀行が承認する後継会社をいう。
「取締役」	当面の間は管理会社の取締役および正当に選任された管理会社の委員をいう。
「販売会社」	大和証券株式会社、丸三証券株式会社および東海東京証券株式会社をいう。
「ESMA」	欧州証券市場監督局をいう。
「報酬に関するESMAガイドライン」	2016年10月14日に公表された、AIFMDに基づく公平な報酬方針に関するESMAガイドラインをいう。
「ユーロ」	アイルランドの法定通貨または承継通貨をいう。
「EEA」	EU加盟国ならびにアイスランド、リヒテンシュタインおよびノルウェーを含む欧州経済領域をいう。

「EU」	欧州連合をいい、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、クロアチア、キプロス、チェコ共和国、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルグ、マルタ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデンおよびオランダの加盟国により現在構成される。
「FATCA」	「2010年雇用回復促進法」として知られているアメリカ合衆国の制定法における「米国外国口座税務コンプライアンス法」（随時改正、統合または補足される。）をいい、これに基づき発布されたあらゆる規則およびFATCAに関連する法律または規則の実施を促進する米国とその他の法域との間の政府間協定を含む。
「外国人」	(i)税務上、アイルランドに居住しておらずまたは通常居住していない者で、租税統合法スケジュール2Bに基づく適正な申告書をファンドに提出している者をいい、ファンドはかかる申告が誤っているか、もしくはいずれかの時点で誤っていたことを合理的に示唆する情報を保有していないか、または、(ii)ファンドは、当該者もしくは当該者が属する受益者クラスに関してかかる申告を受けているという要件が遵守されたとみなす旨のアイルランド歳入庁の書面による承認の通知を保有しており、当該承認は撤回されておらず、当該承認の前提条件が充足されている。
「ファンド」	ユニット・トラスト法の規定に基づき、アイルランド中央銀行により認可された個人投資家向けAIFユニット・トラストであるマンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンドをいう。
「投資運用会社」	ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーをいう。
「投資運用契約」	1998年2月24日付投資運用契約（2014年12月31日に改訂済）は2014年12月10日付更改契約により更改され、同契約に基づき、投資運用会社はファンドの投資運用会社として行為する。
「投資制限」	「第一部 ファンド情報、第1 ファンドの状況、2 投資方針、(5) 投資制限」の項に記載されるアイルランド法および日本法に基づくファンドの投資制限をいう。
「投資家資金規則」	2013年アイルランド中央銀行（監督および執行）法（第48条(1)）（投資会社）2017年規則（2017年S I 604）（随時、改正、統合または代替されることがある。）をいう。

「アイルランドAIFM規則」

欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則2013年（2013年S I 257）（随時改訂済）をいう。

「アイルランド課税対象者」

以下の者以外の者をいう。

- i) 外国人。
- ii) 外国人の仲介者(ノミニーを含む。)。
- iii) 租税統合法第739条Bに定める適格管理会社。
- iv) 租税統合法第734条に定める指定会社。
- v) 租税統合法第739条Bに定める投資会社。
- vi) 租税統合法第739条Jに定める投資有限責任会社。
- vii) 租税統合法第774条、第784条または第785条に定める免税認可基金または退職年金契約または信託基金。
- viii) 租税統合法第706条に定める生命保険事業を営む会社。
- ix) 租税統合法第737条に定める特定投資信託。
- x) 租税統合法第731条(5)(a)の適用を受けるユニット・トラスト。
- xi) 租税統合法第207条(1)(b)に基づき所得税または法人税の免除を受ける権利を有する慈善事業。
- xii) 租税統合法第784条A(2)、第787条Iまたは第848条Eに基づき所得税およびキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、所有する受益証券が認可退職基金、認可ミニマム退職基金、特別貯蓄インセンティブ口座または個人退職積立預金口座（租税統合法第787条Aに定義される。）の資産である場合。
- xiii) 司法サービス機関。
- xiv) 信用組合。
- xv) 租税統合法第739条G(2)に基づく法人税の対象となる法人（ただし、当該ファンドがマネー・マーケット・ファンドである場合に限る。 ）。
- xvi) 租税統合法第110条(2)に基づく法人税の対象となる法人。
- xvii) 国家資産管理公社。
- xviii) アイルランド国庫管理庁もしくは租税統合法第739条D(6)(kb)に定めるファンド投資ヴィークル。
- xix) 1964年保険法（2018年保険（改正）法により改正）に基づきアイルランド自動車保険機構により行われる自動車保険保証基金に支払われた金銭の投資に関するアイルランド自動車保険機構。
- xx) 租税統合法第787条ACにより所得税またはキャピタル・ゲイン税の免除を受ける権利を有する個人で、当該個人が保有する受益証券が（租税統合法第30編第2D章の意味における）PEPPの資産である場合。

xxi)（租税統合法第30編第2E章の意味における）参加者に代わり当局の名義で登録されたAEプロバイダー・スキームの受益証券を保有する個人。

xxii)取締役が適宜承認したその他の者。ただし、かかる者が受益証券を保有することにより、租税統合法第27編第1A章に基づき受益者に関しファンドに納税義務が生じる可能性がもたらされないことを条件とする。

いずれの場合も、上記の地位を証する租税統合法スケジュール2Bその他に定める適正な申告書およびかかるその他の情報を該当日にファンドの管理会社が所有し、かつ、ファンドの管理会社が、当該申告書が不正確であることまたは過去のいずれかの時点において不正確であったことを合理的に示唆するいかなる情報も保有していないことを条件とする。

「管理会社」 ファンドのAIFMでもあるエスエムティー・ファンド・サービスズ（アイルランド）リミテッドまたはアイルランド中央銀行により事前に認可されたファンドの管理会社およびオルタナティブ投資ファンド運用会社としての後継会社をいう。

「ムーディーズ」 ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インクをいう。

「純資産額」 「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、(i)純資産価格の計算」と題する項目に記載する要領で計算したファンドの純資産額をいう。

「受益証券一口当り純資産価格」 常に、純資産額を当該時点の発行済受益証券口数で除した額をいう。

「OECD」 経済協力開発機構をいう。

「PRIIPs規則」 パッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品に係るEU規則（EU 1286/2014）をいう。

「英文目論見書」 英文目論見書をいう。

「買戻日」 その日において買戻請求が取り扱われ、取締役により定められる営業日をいう。

「買戻手数料」	取引日に買い戻される各受益証券に関して、ファンドの絶対的な使用および利益のために、ファンドに支払われる手数料をいい、当該手数料は、受益証券の買戻しに関連する取引費用を賄うことが意図されたものであり、管理会社は、その単独の裁量により、当該手数料の全部または一部を放棄することができ、そのさらなる詳細は、「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、イ）海外における買戻し手続等」と題する項目に記載される。
「買戻請求書」	ファンドに関して管理会社から取得される様式で、ファンドの受益証券の買戻しを受けるために受益者が記入を求められるものをいう。
「買戻価格」	「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、2 買戻し手続等、イ）海外における買戻し手続等」に規定される買戻価格をいう。
「買戻請求」	各受益者に関して、いずれかの買戻日に関する受益証券の一定の口数または価額に係る買戻しについて、適式に記入された買戻請求書の交付を通じて行われる請求をいう。
「買戻決済期限」	取引日後の4営業日目までをいう。
「参照ベンチマーク」	ブルームバーグ米国コーポレート・ハイイールド・インデックスをいう。
「証券」	債務証券、債券、株式、その他の証券、社債、無担保社債、債務証書、パートナーシップ持分、グローバル預託証券、米国預託証券、転換証券等の株式と債券の両方の特性を有するハイブリット証券、ワラント、金融市場商品、信託証券、投資契約、預金証書または前述と同様の特性を有するその他金融商品をいう。
「SFDR」	金融部門における持続可能性に関連する開示に関するEU規則（EU）2019／2088をいう。

「特定米国人」

下記(i)から(iii)のいずれかに該当する者のうち、下記(1)から(12)を除く者をいう。

- (i) 米国市民または米国居住者である個人
- (ii) 米国においてまたは米国もしくはその州の法律に基づき設立されたパートナーシップまたは法人
- (iii) (a)米国内の裁判所が、適用ある法律に基づき、信託の運営について実質的にすべての事項に関する命令または判断を下す権限を有し、かつ、(b)一または複数の米国人が、信託または米国市民もしくは米国居住者である被相続人の財団に関するすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合における当該信託

- (1) その株式が一または複数の確立された証券市場において定期的に取引される法人
 - (2) (1)に記載される法人と同一の（米国内国歳入法第1471条(e)(2)に定義される）拡大関連者グループの一員である法人
 - (3) 米国または米国に完全に所有される団体もしくは機関
 - (4) 米国の州、米国の準州、これらの行政区域、またはこれらの一もしくは複数により完全に所有される団体もしくは機関
 - (5) 米国内国歳入法第501条(a)に基づき免税となる組織、または同法第7701条(a)(37)に定義される個人退職プラン
 - (6) 米国内国歳入法第581条に定義される銀行
 - (7) 米国内国歳入法第856条に定義される不動産投資信託
 - (8) 米国内国歳入法第851条に定義される規制投資会社、または1940年投資会社法（合衆国法典第15編第80a-64条）に基づき証券取引委員会に登録されている事業体
 - (9) 米国内国歳入法第584条(a)に定義される共同信託基金
 - (10) 米国内国歳入法第664条(c)に基づき免税となる信託、または米国内国歳入法第4947条(a)(1)に記載される信託
 - (11) 米国またはいずれかの州の法律に基づき登録されている、証券、商品またはデリバティブ金融商品（想定元本契約、先物、先渡契約およびオプションを含む。）のディーラー
 - (12) 米国内国歳入法第6045条(c)に定義されるブローカー
- 本定義は、米国内国歳入法に従って解釈されるものとする。

「S&P」

S&Pグローバル・レーティングをいう。

「申込書」

ファンドに関して、管理会社から取得される申込書の様式で、ファンドの受益証券の申込みのため、または既存の受益者の場合は、ファンドの追加の受益証券の申込みを行うために、投資者が記入を求められるものをいう。

「本件申込価格」	「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込（販売）手続等、イ）海外における申込(販売)手続等」に規定される申込価格をいう。
「申込決済期限」	ファンドに関して、取引日後の4営業日目までをいう。
「持続可能性リスク」	発生した場合、投資価値に重大な悪影響を実際にもたらし、またはもたらすおそれのある環境、社会またはガバナンスに関する事由または状況をいう。
「タクソノミー規則」	持続可能な投資を容易にするための枠組みの創設に関する規則、および改正SFDR（規則（EU）2020／852）（随時補足、統合、何らかの形式で置換または別途修正される。）をいう。
「租税統合法」	適宜改正される1997年アイルランド租税統合法をいう。
「取引終了時刻」	評価日にファンドの計算において実施される取引に関して、翌営業日の午前7時（ダブリン時間）または投資運用会社との協議後に管理会社が同意したその他の時間までをいう。
「信託証書」	1998年2月27日付で管理会社と受託会社との間で締結されたファンドを構成する信託証書（2015年12月30日付改訂・再録信託証書により改訂・再録済、2022年2月24日付補足信託証書および2026年4月16日付第二補足信託証書により補足済）をいう。
「受益証券」	ファンドに対する受益権1口をいう。
「受益者」	決定日時点で、当該日のファンドのために保管された受益者名簿に、ファンドの受益証券の保有者として登録されている者をいう。
「米ドル」	アメリカ合衆国の法定通貨をいう。
「アメリカ合衆国」または「米国」	アメリカ合衆国、アメリカ合衆国の属領、属国またはアメリカ合衆国の管轄権に服す地域（プエルトリコもしくはアメリカ合衆国政府またはアメリカ合衆国政府機関の居留地を含む。）をいう。

「米国人」 アメリカ合衆国の市民もしくは居住者、アメリカ合衆国の法令に基づき設立され、もしくはそれらにおいて存在しているパートナーシップ、会社その他の法人、その源泉を問わず所得がアメリカ合衆国連邦所得税の課税対象となる資産（1996年12月31日かまたはそれ以前の日から始まる課税年度については信託）、（それより前が選択されるのでなければ）1996年12月31日より後に始まる課税年度についてアメリカ合衆国内の裁判所が信託の管理について1次的管轄権を行使でき、一以上のアメリカ合衆国の受託者が信託のあらゆる重大な決定について支配を及ぼす権限がある場合の当該信託、コモディティー・プール、投資会社その他の同様の法人（アメリカ合衆国外で設立され本店が同国外に存在する法人の従業員、役員または本人のためのペンション・プランを除く）のような主として消極投資を目的として組織された法人であって、(1)米国人が合計10パーセント以上の団体の受益権を所有しており、もしくは(2)参加者が非米国人であるために運用者がアメリカ商品先物取引委員会規則の第4章の要件から免除されているコモディティー・プールにおける米国人の投資促進にその主目的があるもの、または17 C. F. R. セクション230.902 (o)上の米国人を構成する人もしくは法人をいう。

「評価日」 各営業日をいう。

「評価時」 各評価日のニューヨークにおける営業終了時をいう。

[次へ](#)

別紙B

主要契約

以下の契約は、日常の業務の一貫としてではなく締結されたものであり、重要または重要である可能性がある。

- 1 信託証書
- 2 発行された場合、ファンドの直近の年次報告書および半期報告書
- 3 投資運用契約
- 4 代行証券会社と管理会社との間の1998年2月3日付代行証券会社契約
- 5 日本における販売会社と管理会社との間の1998年2月20日付受益証券販売買戻契約
- 6 管理会社と大和証券グループ(旧大和証券株式会社)と大和証券株式会社(旧大和証券リテール準備株式会社)間の1999年4月26日付代行証券会社契約の契約上の地位の譲渡契約
- 7 管理会社と大和証券グループ(旧大和証券株式会社)と大和証券株式会社(旧大和証券リテール準備株式会社)間の1999年4月26日付受益証券販売・買戻契約の契約上の地位の譲渡契約

別紙C

効率的ポートフォリオ運用

下記の効率的ポートフォリオ運用に関する記載は、ファンドの目論見書に記載されるアイルランドにおけるファンドの授權日現在、アイルランドにおいて有効な法律および慣行に基づくものであり、ファンドに現在適用されている。

一般的条件

- 1 効率的なポートフォリオ運用を行なう目的で利用される譲渡性証券に関する技法および手法は、ファンドの投資方針にしたがってのみ利用される。
- 2 かかる技法または手法は、(単独でもしくは他の技法および手法と合わせて、)管理会社が、経済的にファンドの効率的なポートフォリオ運用に適切であると合理的に信ずるものでなければならない。

デリバティブ取引

- 3 ファンドはいつでもオプション行使額を現金または証券として保有することを条件に3ヶ月またはそれ以下の期間の、コール・オプションを購入することができる。ただし、カバーのないコール・オプションは、このように購入したコール・オプション行使額がファンドの純資産額の10%を超えないことを条件として購入することができる。
- 4 一般的に、ファンドはいつでもコール・オプションの目的となる証券を所有することを条件に、コール・オプションを売却することができる。インデックスのコール・オプションは、ファンドのすべての資産または売却されたコール・オプションの行使価額を下回らない資産の部分が、その価格の変動について、オプション取引と同様であると合理的に予測される場合に、売却することができる。ただし、行使の総額がファンドの純資産額の10%を超えない方法で、カバーのないコール・オプションを売却することができる。
- 5 ファンドはいつでもプット・オプションの目的となる証券を所有することを条件に、プット・オプションを購入することができる。インデックスのプット・オプションは、ファンドのすべての資産または購入したプット・オプションの行使価額を下回らない資産の部分が、その価格の変動について、オプション取引と同様であると合理的に予測される場合に、購入することができる。購入するプット・オプションの価額がファンドの純資産額の10%を超えない方法で、カバーのないプット・オプションを購入することができる。
- 6 ファンドはいつでもオプションの行使価額を現金または証券として保有することを条件に、3ヶ月またはそれ以下の期間のプット・オプションを売却することができる。
- 7 ファンドはいつでも先物取引の目的とされる証券を保有することを条件に、またはファンドのすべての資産またはかかる先物取引の実行に必要な価額を下回らない資産の部分が、その価格の変動について、先物取引にかかる資産と同様であると合理的に予測される場合に、売りの先物取引を売却することができる。

- 8 ファンドはいつでも先物取引の価額を現金または証券として保有することを条件に、3ヶ月またはそれ以下の期間の、先物取引を購入することができる。ただし、資金の純エクスポージャーの総計がファンドの総資産のアンダーライニング証券に対する直接の投資によって創出される資金のエクスポージャーの総計を超えないことを条件として、固定利付市場および株式市場に直接的に投資する投資信託が先物契約を購入することができる。これらの場合、ファンドは、その投資目的について、かかる積極資産配分戦略に対して資金を明確に提供しなければならない。
- 9 支払われまたは受領するオプションのプレミアムの総額は、先物取引締結時に支払われた受託証拠金と合わせて、ファンドの純資産の10%を越えてはならない。
- 10 3ないし9に列挙された各条件は、現存するポジションを解消するための取引に関しては適用されない。
- 11 店頭で取引されるオプション、金利スワップおよび為替レートスワップ取引(「店頭取引」)は、以下の追加的な条件の下に認められることがある。

- (a) 取引の相手方が、EEA加盟国においてMiFIDに従って認可された関連機関もしくは投資会社であるか、または、米国証券取引委員会により連結監督事業体として規制を受ける事業体であること、または、関連機関ではない取引の相手方の場合、取引の相手方がA2/P2格もしくは同等の最低信用格付を有しているか、または、ファンドによってA2/P2格もしくは同等の推定格付を有しているとみなされること。または、ファンドが取引の相手方の不履行の結果被る損害につきA2/P2格または同等の格付を有し、かつ、維持している事業体により補償される場合、格付を有していない取引の相手方が容認される。
- (b) 取引の相手方が1億アイルランドポンドまたは外国通貨でのその相当額を超える資金を保有していること。
- (c) 取引の相手方の名称が、ファンドの今後の半期または年次報告書で公表されること。
- (d) 取引の相手が、(a)少なくとも1週に1度の頻度で、取引の価額を算出することに同意していること、かつ(b)管理会社の請求により取引を公正な価格で終了させることに同意していることについて、管理会社が満足していること。
- (e) いかなる取引の相手方に対する店頭取引デリバティブに関する当初支出が、ファンドの純資産の5%を超えないこと。
- (f) ファンドは、以下を超える店頭デリバティブ取引の取引の相手方に対するリスク・エクスポージャーを有さない。(a)取引の相手方が本別紙に規定される関連機関である場合、ファンドの純資産価格の10%、または(b)その他の場合は、ファンドの純資産価格の5%、および
- (g) ファンドは、以下を充足しなければならない。(i)店頭デリバティブ取引の取引の相手方が合理的な正確性をもって、かつ、信頼性のある基準で取引を評価すること、および(ii)店頭デリバティブが、ファンドの主導により、いつでも公正な価格で相殺取引により売却、清算または終了が可能であること。

デリバティブ商品に関するファンドの総エクスポージャーは、コミットメント・アプローチを使用して評価されるその純資産価格の総額を超えない。ただし、かかる総エクスポージャーは、ファンドに関する補遺に定められるとおりに制限されることがある。譲渡性のある証券または短期金融商品にデリバティブが組み込まれている場合、本項に定める制限を遵守する際に後者が考慮されるものとする。

12 ファンドは、デリバティブの手法を用いて、いかなる方法でもレバレッジをかけ、またギヤリングを行うことは許されない。

レポ／リバース・レポ契約および貸株契約の利用

本書において、関連機関とは、以下の機関をいうものとする。

- (a) 欧州連合の信用機関
- (b) 経済地域(「EEA」)加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)で認可された銀行
- (c) 欧州連合加盟国またはEEA加盟国以外の1988年7月のバーゼル自己資本比率規制合意の調印国(スイス、カナダ、日本、アメリカ合衆国、英国)によって認可された銀行

13 レポ／リバース・レポ契約(「レポ契約」)および貸株契約は、通常の市場慣行にしたがってのみ行なうことができる。

14 レポ契約または貸株契約のもとに取得された担保は、以下の様式によらねばならない。

- (a) 現金、
- (b) 政府または他の公的証券、
- (c) 関連機関によって発行される預金証書、
- (d) 関連機関によって発行される債券／コマーシャル・ペーパー、
- (e) 無条件かつ取消不能であり、かつ、関連機関によって発行された、満期までの残存期間が3か月以下の信用状、または
- (f) CREST決済システムにおけるDBV(価値による交付)または類似の中央証券預託システムにおける証書。ただし、(a)これらは、集中制限の対象となること、(b)対象となる証券が本項の(b)から(e)で記載されるカテゴリーの一つに分類されること、または、証券が公認されている指数(FTSE 100指数等)の構成要素であること、および(c)対象となる証券がスキームの投資目的および投資方針と一致していることを条件とする。

15 レポ契約または貸株契約の満期に至るまで、かかる契約または取引によって取得される担保は、

- (a) いかなる時においても、投資された額または貸与された証券の価格と同額であるか、または、当該価格を超えなければならず、
- (b) 受託会社またはその代理人に移転されねばならず、
- (c) 取引の相手方の信用リスクにおいて保有されなければならず、かつ
- (d) 事業体が不履行となった場合に、取引の相手方によらず、スキームに対して直ちに利用可能とならなければならない。

非現金担保は、

- (a) 売却し、または担保の設定をすることができず、
- (b) 毎日、市場で値付けされねばならず、
- (c) 取引の相手方から独立した事業体によって発行されなければならず、
- (d) 10%以下の担保が、発行体の証券によって表章されることができるよう分散されなければならない。かかる制限は、政府または他の公的証券には適用されない。かかる制限は、関連機関の証券、関連機関によって発行される証書または関連機関のその他の債務に関しては30%に増やされる。適切な場合には、非現金担保の信用度は、スキームの投資目的および投資方針と一致していなければならない。

現金担保：

現金は、以下に定めるもの以外には投資することができない。

- (a) 5営業日またはレポ契約または貸株契約によって決定されることができ、これより短い期間内において引き出すことができる預金。預金の保有は、AIFルールブックの該当する規定に服する。取引の相手方または関連機関は、預金を保有することができない。
 - (b) 政府または他の公的証券、
 - (c) 上記14項(c)に規定された預金証書、
 - (d) 上記14項(e)に規定された信用状、
 - (e) 本書の規定に従う買戻契約、
 - (f) AAA格または同等の格付けを有し、かつ、維持している、日々取引されるマネー・マーケット・ファンド。AIFルールブックに記載されるとおり、投資が連動ファンドに対して行われる場合、投資先のマネー・マーケット・ファンドによる申込手数料または買戻手数料は課されないことが可能である。
- 16 15項の規定にかかわらず、スキームは、一般的に公認されている中央証券預託システムによって組織された貸株プログラムに加入することができる。ただし、当該プログラムは、システム管理者の保証に服する。
- 17 レポ契約または貸株契約の取引相手は、A2/P2もしくは同等の信用格付を受けた者でなければならないか、または、ファンドによってA2/P2格もしくは同等の推定格付を有しているとみなされなければならない。または、ファンドが取引の相手方の不履行の結果被る損害につきA2/P2格または同等の格付を有し、かつ、維持している事業体により補償される場合、格付を有していない取引の相手方が容認される。
- 18 ファンドは、いかなる時においても貸株契約を終了させ、貸与されたすべての証券を返却するよう要求する権限を有していなければならない。貸株契約は、かかる通知がなされた場合には、5営業日または通常の市場慣行に基づく他の期間内に、借受人が証券が返却しなければならない旨の条項を含んでいなければならない。
- 19 レポ契約または貸株契約は、上記借入制限に記載される規定の目的上、借入れまたは貸付けを構成するものではない。

為替リスクからの防御

- 20 ファンドは、ファンド資産および負債の管理に関する為替リスクから防御することを意図した技法および手法を採用することができる。
- 21 ファンドの外国為替リスクのエクスポージャーは、いかなる方法によってもレバレッジされてはならない。
- 22 定期報告書には、為替リスクから防御することを意図した技法および手法がどのように利用されているかについて表示されるものとする。

運用経費／手数料

ファンドは、効率的なポートフォリオ運用手法の使用によりファンドにもたらされた収益から、当該手法の使用により生じた直接のおよび間接的な運用経費および手数料を控除することができる。かかる経費および手数料は、通常の商業レートで請求されるものとし、隠れた収益に含まれないものとする。管理会社は、この種の経費または手数料を受領しない。かかる直接のおよび間接的な運用経費および手数料が支払われる事業体(当該事業体がファンド、管理会社または受託会社に関連しているか否かを含む。)は、ファンドの年次報告書で開示される。直接のおよび間接的な運用経費を控除した、効率的なポートフォリオ運用手法から得られるすべての収益は、ファンドに返還される。

リスク管理プロセス

管理会社はファンドに関して金融デリバティブ商品を締結することを予定していないが、この方針が変更された場合、管理会社は、ファンドが金融デリバティブ商品を締結する前に、ファンドに関するリスク管理プロセス報告書をアイルランド中央銀行に提出するものとする。

[前へ](#)

マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンドの受益者に対する 独立監査人の報告書

財務書類の監査に関する報告書

監査意見

我々の意見では、マンスリー ディビデンド ハイ イールド ファンドの財務書類は、

- ・ 2026年3月31日現在のファンドの資産、負債および財務状態ならびに同日に終了した年度の実績について真実かつ公正な概観を与えており、また
- ・ アイルランドにおいて一般に認められている会計慣行（財務報告基準第102号「英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準」を含む英国財務報告評議会が発行した会計基準およびアイルランドの法律）に従って適正に作成されている。

我々は、年次報告書および監査済財務書類（以下「年次報告書」という。）に含まれる、以下から構成される財務書類を監査した。

- ・ 2026年3月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の資本変動計算書
- ・ 2026年3月31日現在の投資有価証券明細表
- ・ 会計方針の記述を含む財務書類に対する注記

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。ISA（アイルランド）のもとでの我々の責任は、本報告書の「財務書類の監査に対する監査人の責任」の区分に詳述されている。我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

独立性

我々は、IAASA倫理規定を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき、ファンドに対して独立性を保持しており、また、我々は、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

継続企業の前提に関する結論

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から12か月以内の期間において、ファンドが継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

財務書類の監査において、我々は、管理会社が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

しかしながら、将来のすべての事象または状況を予見することはできないため、この結論はファンドの継続企業として存続する能力を保証するものではない。

継続企業の前提に関する我々の責任および管理会社の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容の報告

その他の記載内容は、年次報告書のうち、財務書類および監査報告書以外のすべての情報である。管理会社は、その他の記載内容に対して責任を有している。財務書類に対する我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見またはいかなる保証も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、明らかに重要な不一致または重要な虚偽記載を識別した場合には、財務書類の重要な虚偽表示であるのか、またはその他の記載内容の重要な虚偽記載であるのかを結論付けるための手続きを実施するよう求められている。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、これらの責任に基づき報告すべき事項はない。

財務書類および監査に対する責任**財務書類に対する管理会社の責任**

管理会社の業務報告書により詳細に説明されているように、管理会社は、適切なフレームワークに準拠して財務書類を作成し、当該財務書類が真実かつ公正な概観を提供するものであることを充足させる責任を有している。

また管理会社は、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために必要と管理会社が判断した内部統制に対する責任を有している。

財務書類を作成するに当たり、管理会社は、ファンドが継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には当該継続企業の前提に関する事項を開示する責任を有し、また、管理会社に事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類の監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、I S A（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証(guarantee)するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは集計すると、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の監査の試査には、データ監査手法を用いた特定の取引および残高の完全な母集団の試査が含まれることがある。ただし、通常は、完全な母集団を試査するのではなく、限られた数の項目を試査の対象として選択する必要がある。我々は、サイズやリスクの特性に基づいて、特定の項目を試査の対象にすることがよくある。それ以外の場合は、監査サンプリングを用いて、サンプルが選択された母集団について結論を出すことができる。

財務書類監査に対する我々の責任の詳細については、I A A S Aのウェブサイトhttps://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdfに示されている。当記載は我々の監査報告書の一部を構成する。

本報告書の利用

意見を含む本報告書は、欧州連合（オルタナティブ投資ファンド運用会社）規則2013年法に準拠して全体としてのファンドの受益者のためにのみ作成されたものであり、その他の目的はない。意見を述べるにあたり、我々が事前に同意書で明確に同意している場合を除き、我々は、その他の目的に対して責任を負わず、また、本報告書を閲覧するその他の者または本報告書を入手する可能性のあるその他の者に対して責任を負うものではない。

プライスウォーターハウスクーパース アイルランド

勅許会計士および登録監査人

アイルランド、ダブリン

2026年7月17日

[次へ](#)

Independent auditors' report to the unitholders of Monthly Dividend High Yield Fund

Report on the audit of the financial statements

Opinion

In our opinion, Monthly Dividend High Yield Fund's financial statements:

- give a true and fair view of the fund's assets, liabilities and financial position as at 31 March 2026 and of its result for the year then ended; and
- have been properly prepared in accordance with Generally Accepted Accounting Practice in Ireland (accounting standards issued by the Financial Reporting Council of the UK, including Financial Reporting Standard 102 "The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland" and Irish law).

We have audited the financial statements, included within the Annual Report and Audited Financial Statements (the "Annual Report"), which comprise:

- the Statement of Financial Position as at 31 March 2026;
- the Statement of Comprehensive Income for the year then ended;
- the Statement of Changes in Equity for the year then ended;
- the Schedule of Investments as at 31 March 2026; and
- the notes to the financial statements, which include a description of the accounting policies.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) ("ISAs (Ireland)") and applicable law. Our responsibilities under ISAs (Ireland) are further described in the Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We remained independent of the trust in accordance with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements in Ireland, which includes IAASA's Ethical Standard and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

Conclusions relating to going concern

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the ability of the fund to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date on which the financial statements are authorised for issue.

In auditing the financial statements, we have concluded that the Alternative Investment Fund Manager's use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

However, because not all future events or conditions can be predicted, this conclusion is not a guarantee as to the ability of the fund to continue as a going concern.

Our responsibilities and the responsibilities of the Alternative Investment Fund Manager with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Reporting on other information

The other information comprises all of the information in the Annual Report other than the financial statements and our auditors' report thereon. The Alternative Investment Fund Manager is responsible for the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or any form of assurance thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If we identify an apparent material inconsistency or material misstatement, we are required to perform procedures to conclude whether there is a material misstatement of the financial statements or a material misstatement of the other information. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report based on these responsibilities.

Responsibilities for the financial statements and the audit

Responsibilities of the Alternative Investment Fund Manager for the financial statements

As explained more fully in the Statement of AIFM Responsibilities set out on page 8, the Alternative Investment Fund Manager is responsible for the preparation of the financial statements in accordance with the applicable framework giving a true and fair view.

The Alternative Investment Fund Manager is also responsible for such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Alternative Investment Fund Manager is responsible for assessing the ability of the fund to continue as a going concern, disclosing as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Alternative Investment Fund Manager intends to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditors' responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditors' report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

Our audit testing might include testing complete populations of certain transactions and balances, possibly using data auditing techniques. However, it typically involves selecting a limited number of items for testing, rather than testing complete populations. We will often seek to target particular items for testing based on their size or risk characteristics. In other cases, we will use audit sampling to enable us to draw a conclusion about the population from which the sample is selected.

A further description of our responsibilities for the audit of the financial statements is located on the IAASA website at: https://iaasa.ie/wp-content/uploads/docs/media/IAASA/Documents/audit-standards/Description_of_auditors_responsibilities_for_audit.pdf. This description forms part of our auditors' report.

Use of this report

This report, including the opinion, has been prepared for and only for the unitholders of the fund as a body in accordance with the European Union (Alternative Investment Fund Managers) Regulations 2013 and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers
Chartered Accountants and Registered Auditors
Dublin, Ireland
17 July 2026

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の報告書

エスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッドの株主各位

財務書類監査に関する報告

監査意見

我々は、損益計算書、その他の包括利益計算書、財政状態計算書、資本変動計算書および注1に記載される重要な会計方針の要約を含む関連する注記から構成される2025年9月30日に終了した年度のエスエムティー・ファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド（以下「当社」という。）の財務書類について監査を行った。

財務書類を作成する際に適用されている財務報告の枠組みは、アイルランドの法律および財務報告評議会によって英国で公表された財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準である。

我々の意見では、

- ・ 財務書類は、2025年9月30日現在の当社の資産、負債および財務状況ならびに同日に終了した年度の当社の利益について、真実かつ公正な概観を与えるものであり、
- ・ 財務書類は、財務報告基準第102号英国およびアイルランド共和国で適用される財務報告基準に準拠して適正に作成されており、かつ、
- ・ 財務書類は、2014年会社法の要件に準拠して適正に作成されている。

監査意見の根拠

我々は、国際監査基準（アイルランド）（以下「ISA（アイルランド）」という。）および適用される法律に準拠して監査を行った。当該基準のもとでの我々の責任は、本報告書の財務書類監査に対する監査人の責任区分に詳述されている。我々は、アイルランド監査・会計監督当局（以下「IAASA」という。）により公表された倫理基準を含む、アイルランドにおける財務書類の監査に関連のある倫理規定に基づき当社に対して独立性を保持しており、また、当該規定で定められるその他の倫理上の責任を果たした。

我々は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

継続企業の前提に関する結論

財務書類の監査において、我々は、取締役が財務書類の作成において、継続企業の前提により会計処理を実施することは適切であると結論付けた。

我々が行った監査業務に基づき、個別にまたは全体として、財務書類の発行が承認される日から少なくとも12か月以内の期間において、当社が継続企業として存続する能力に対して重大な疑義を生じさせるような事象または状況に関する重要な不確実性を識別していない。

継続企業の前提に関する我々の責任および取締役の責任については、本報告書の該当セクションに記載されている。

その他の記載内容

取締役は、財務書類を含む年次報告書中に開示されたその他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、取締役報告書、取締役およびその他の情報ならびに取締役の責任に関する報告書に含まれる情報で構成される。財務書類および我々の監査報告書は、その他の記載内容の一部を構成するものではない。我々の財務書類に対する監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって我々は、当該その他の記載内容に対して、監査意見、または以下で明確に記載されたものを除き、いかなる保証の結論も表明しない。

我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、我々の財務書類に対する監査作業に基づき、記載内容と財務書類または我々の監査知識との間に重要な誤記載または相違があるかどうか考慮することにある。我々は、当該作業にのみ基づき、その他の記載内容においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。

我々は、我々の監査の過程で行われたその他の記載内容に関する我々の作業にのみ基づき、以下を報告する。

- ・ 我々は、取締役報告書においていかなる重要な虚偽記載も識別していない。
- ・ 我々の意見では、取締役報告書に記載された情報は、財務書類と整合している。
- ・ 我々の意見では、2014年会社法第28編により要求される場合のサステナビリティ報告を除き、我々の査閲対象として特定された取締役報告書の該当部分は、2014年会社法に準拠して作成されている。

2014年会社法により規定されるその他の事項に対する我々の監査意見に変更はない。

我々は、我々が監査のため必要と考える情報および説明をすべて入手した。

我々の意見では、当社の会計帳簿は、財務書類を容易かつ適切に監査するために十分に準備されており、財務書類は会計帳簿と一致する。

例外により報告することが要求される事項

2014年会社法に基づき、我々の意見において、同法第305条から第312条に規定された取締役報酬および取引の開示が行われていない場合、我々は報告を義務付けられている。我々は、この点に関して報告すべき事項はない。

それぞれの責任および使用制限

財務書類に対する取締役の責任

取締役の責任報告書により詳細に説明されているように、取締役は、真実かつ公正な概観を与える財務書類を作成する責任、不正または誤謬による重要な虚偽表示のない財務書類を作成するために取締役が必要と判断する内部統制に対する責任、当社が継続企業として存続する能力があるかどうかを評価し、必要がある場合には継続企業の前提に関する事項を開示する責任、ならびに経営陣が当社の清算もしくは事業停止の意図があるか、またはそうする以外に現実的な代替案がない場合を除き、継続企業の前提に基づいて財務書類を作成する責任を有している。

財務書類監査に対する監査人の責任

我々の監査の目的は、全体としての財務書類に、不正または誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかに関する合理的な保証を得て、監査意見を表明することにある。合理的な保証は、高い水準の保証であるが、ISA（アイルランド）に準拠して行った監査が、すべての重要な虚偽表示を常に発見することを保証（guarantee）するものではない。虚偽表示は、不正または誤謬から発生する可能性があり、個別にまたは総体として、当該財務書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

我々の責任の全体的な記載については、IAASAのウェブサイト

<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>
で提供されている。

我々の監査業務の目的および我々が責任を引き受ける対象

本書は、2014年会社法の第391条に準拠して、当社の株主全体のためにのみ作成されている。我々の監査業務は、我々が監査報告書で当社の株主に述べることが要求されている事項を、株主に対して表明するために行われ、それ以外の目的はない。法律により許容される限りにおいて、我々は、我々の監査業務に関して、本書に関して、または我々が形成した意見に関して、当社および当社の株主全体以外の誰に対しても責任を引き受けずまた負わないものとする。

カレン・コンボイ

ケーピーエムジーを代表して署名

勅許会計士、法定監査法人

ダブリン1、IFSC、1ハーバーマスター・プレイス

D01 F6F5

2026年1月30日

[前へ](#)

[次へ](#)

Independent Auditor's Report to the Members of SMT Fund Services (Ireland) Limited

Report on the audit of the financial statements

Opinion

We have audited the financial statements of SMT Fund Services (Ireland) Limited ('the Company') for the year ended 30 September 2025 set out on pages 10 to 34, which comprise the Income Statement, the Statement of Other Comprehensive Income, the Statement of Financial Position, the Statement of Changes in Equity and related notes, including the summary of significant accounting policies set out in note 1.

The financial reporting framework that has been applied in their preparation is Irish Law and FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland issued in the United Kingdom by the Financial Reporting Council.

In our opinion:

- the financial statements give a true and fair view of the assets, liabilities and financial position of the Company as at 30 September 2025 and of the Company's profit for the year then ended;
- the financial statements have been properly prepared in accordance with FRS 102 The Financial Reporting Standard applicable in the UK and Republic of Ireland; and
- the financial statements have been properly prepared in accordance with the requirements of the Companies Act 2014.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (Ireland) (ISAs (Ireland)) and applicable law. Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report. We are independent of the Company in accordance with ethical requirements that are relevant to our audit of financial statements in Ireland, including the Ethical Standard issued by the Irish Auditing and Accounting Supervisory Authority (IAASA), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with these requirements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Conclusions relating to going concern

In auditing the financial statements, we have concluded that the directors' use of the going concern basis of accounting in the preparation of the financial statements is appropriate.

Based on the work we have performed, we have not identified any material uncertainties relating to events or conditions that, individually or collectively, may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern for a period of at least twelve months from the date when the financial statements are authorised for issue.

Our responsibilities and the responsibilities of the directors with respect to going concern are described in the relevant sections of this report.

Other information

The directors are responsible for the other information presented in the Annual Report together with the financial statements. The other information comprises the information included in the directors' report, directors and other information and statement of directors' responsibilities. The financial statements and our auditor's report thereon do not comprise part of the other information. Our opinion on the financial statements does not cover the other information and, accordingly, we do not express an audit opinion or, except as explicitly stated below, any form of assurance conclusion thereon.

Our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether, based on our financial statements audit work, the information therein is materially misstated or inconsistent with the financial statements or our audit knowledge. Based solely on that work we have not identified material misstatements in the other information.

Based solely on our work on the other information undertaken during the course of the audit, we report that:

- we have not identified material misstatements in the directors' report;
- in our opinion, the information given in the directors' report is consistent with the financial statements; and
- in our opinion, those parts of the directors' report specified for our review, which does not include sustainability reporting when required by Part 28 of the Companies Act 2014, have been prepared in accordance with the Companies Act 2014.

Our opinions on other matters prescribed by the Companies Act 2014 are unmodified

We have obtained all the information and explanations which we consider necessary for the purposes of our audit.

In our opinion the accounting records of the Company were sufficient to permit the financial statements to be readily and properly audited and the financial statements are in agreement with the accounting records.

Matters on which we are required to report by exception

The Companies Act 2014 requires us to report to you if, in our opinion, the disclosures of directors' remuneration and transactions required by Sections 305 to 312 of the Act are not made. We have nothing to report in this regard.

Respective responsibilities and restrictions on use***Responsibilities of directors for the financial statements***

As explained more fully in the directors' responsibilities statement set out on page 6, the directors are responsible for: the preparation of the financial statements including being satisfied that they give a true and fair view; such internal control as they determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error; assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern; and using the going concern basis of accounting unless they either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs (Ireland) will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

A fuller description of our responsibilities is provided on IAASA's website at

<https://iaasa.ie/publications/description-of-the-auditors-responsibilities-for-the-audit-of-the-financial-statements/>.

The purpose of our audit work and to whom we owe our responsibilities

Our report is made solely to the Company's members, as a body, in accordance with Section 391 of the Companies Act 2014. Our audit work has been undertaken so that we might state to the Company's members those matters we are required to state to them in an auditor's report and for no other purpose. To the fullest extent permitted by law, we do not accept or assume responsibility to anyone other than the Company and the Company's members, as a body, for our audit work, for this report, or for the opinions we have formed.

Karen Conboy

30 January 2026

for and on behalf of

KPMG

Chartered Accountants, Statutory Audit Firm

1 Harbourmaster Place

IFSC

Dublin 1

D01 F6F5

（※）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[前へ](#)